

相模原市監査委員公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、
包括外部監査人守泉誠から監査の結果に関する報告書の提出があったので、同法第
252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年2月4日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 関 根 雅吾郎

同 大 槻 和 弘

令和6年度
包括外部監査結果報告書

「公共施設管理に係る財務事務の執行について」

令和7年2月

相模原市包括外部監査人

公認会計士 守泉 誠

【本報告書における記載内容の注意事項】

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額の内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理は不明確な場合もある。

2. 報告書の資料等の出所

報告書は、原則として相模原市が公表している資料、監査対象とした組織から入手したもので公表を可能としたもの、及び外部の研究報告等の資料を用いており、原則全て出典を明示している。また、包括外部監査人が作成したのものについてもその旨明示している。また、用いた数値等の根拠についても同様である。

3. 結果及び意見について

本報告書では、監査の結論を【結果】と【意見】に分けて記載する。

ここで【結果】とは、地方自治法第252条の37第5項の結果に関する報告を示すものであり、今後、相模原市において何らかの措置が必要であると認められる事項を示したものである。これは主に、財務に関する事務の執行等において、合规性の観点から適当でない事務処理があったと判断された事項(法規等準拠性)に該当するものであるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合には、経済性、効率性及び有効性の観点からの事項も含まれる。これらは、相模原市として速やかに措置する必要があると判断した内容である。

一方【意見】とは、地方自治法第252条の38第2項の意見に関する事項を示すもので、法規等準拠性の問題は認められないものの、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など(経済性、効率性及び有効性に関する事項)に該当するものである。また、相模原市の今後の業務運営に参考となると判断される事項も含まれる。

4. 省略について

省略する場合には、(以下、「○○」という。)と記載している。なお、省略は事業項目(1. 2. ...)ごとに行っているため、事業項目が変われば再度省略について説明している。

5. 所管課について

対象とした組織及び事業の範囲における組織は、監査の対象期間である令和5年度時点の担当課である。

目 次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 外部監査対象期間.....	1
4. 外部監査の実施期間	1
5. 監査対象部局及び対象公共施設の概要	1
6. 事件を選定した理由.....	3
7. 外部監査の実施体制	4
8. 利害関係.....	5
第2 外部監査の方法	6
1. 監査の視点と監査要点.....	6
(1) 監査の視点.....	6
(2) 主な監査手続.....	7
第3 総論.....	8
1. 地方公共団体の公共施設マネジメントの政策の推移.....	8
(1) 序論.....	8
(2) 日本への波及	8
(3) 公共施設管理への適用（国有財産等）	8
(4) 災害等を教訓とするインフラ資産の老朽化対策.....	9
(5) 公共施設等総合管理計画の改訂	10
(6) 最新の改訂状況	10

(7) 公共施設マネジメントと地方公会計の連携	11
(8) 総合管理計画における将来推計	12
(9) 公共施設マネジメントと地方公会計の連携についての今後の方向性	13
2. 相模原市の公共施設マネジメントの概要	14
(1) これまでの公共施設マネジメントの取組の経過	14
(2) 現行の各種規定・計画について	16
(3) 公共施設の保有状況	17
(4) 担当部署の概要	22
(5) 使用しているシステムの概要	22
3. 相模原市公共施設マネジメントに関する他の地方公共団体との比較	24
(1) 相模原市の施設保有量（令和5年度）	24
(2) 相模原市の現状に対する問題意識	25
(3) 相模原市の総合管理計画等の推進体制	26
(4) PPP/PFI 活用に対する方針	26
(5) 点検・診断等の実施方針	26
(6) 維持管理・更新等の実施方針	26
(7) 安全確保の実施方針	27
(8) 耐震化の実施方針	27
(9) 長寿命化の実施方針	27
(10) ユニバーサルデザイン化の推進方針	27
(11) 脱炭素化の推進方針	27
(12) 統合や廃止の推進方針	28
(13) 数値目標	28
(14) 他の地方公共団体との比較	28
(15) 公共施設マネジメントに現在要している経費（億円）の比較	28
(16) 公共施設マネジメントに要する公共施設保有量（㎡）の比較	30
(17) 有形固定資産減価償却率（％）	31
(18) 長寿命化の効果	32
(19) 地方公会計（固定資産台帳等）の活用状況	33
(20) 広域連携	33
4. 総論における監査の結果及び意見	34
第4 行政系施設の公共施設マネジメント（各論）	58

1. 庁舎等(本庁舎等)	58
(1) 施設の概要.....	58
(2) 管轄の状況.....	64
(3) 維持管理コスト	65
(4) 稼働状況	66
(5) 今後の計画.....	66
(6) 結果・意見.....	66
2. 庁舎等(まちづくりセンター等)	67
(1) 施設の概要.....	67
(2) 管轄の状況.....	71
(3) 維持管理コスト	71
(4) 稼働状況	75
(5) 今後の計画.....	76
(6) 結果・意見.....	76
3. 公文書館	77
(1) 施設の概要.....	77
(2) 管轄の状況.....	77
(3) 維持管理コスト	77
(4) 稼働状況	77
(5) 今後の計画.....	77
(6) 結果・意見.....	77
4. その他行政系施設	78
(1) 施設の概要.....	78
(2) 管轄の状況.....	79
(3) 維持管理コスト	80
(4) 稼働状況	81
(5) 今後の計画.....	82
(6) 結果・意見.....	82
第5 市民文化行政系施設の公共施設マネジメント (各論)	83
1. 文化施設	83
(1) 施設の概要.....	83

(2) 管轄の状況.....	85
(3) 維持管理コスト	85
(4) 稼働状況	87
(5) 今後の計画.....	88
(6) 結果・意見.....	88
2. 集会施設.....	90
(1) 施設の概要.....	90
(2) 管轄の状況.....	93
(3) 維持管理コスト	95
(4) 稼働状況	101
(5) 今後の計画.....	102
(6) 結果・意見.....	102
第6 スポーツ・レクリエーション系施設の公共施設マネジメント（各論）	
.....	104
1. 体育館.....	104
(1) 施設の概要.....	104
(2) 管轄の状況.....	107
(3) 維持管理コスト	108
(4) 稼働状況	109
(5) 今後の計画.....	109
(6) 結果・意見.....	110
2. プール等.....	112
(1) 施設の概要.....	112
(2) 管轄の状況.....	116
(3) 維持管理コスト	116
(4) 稼働状況	117
(5) 今後の計画.....	118
(6) 結果・意見.....	118
3. 観光施設・保養施設.....	120
(1) 施設の概要.....	120

(2) 管轄の状況.....	127
(3) 維持管理コスト	128
(4) 稼働状況	130
(5) 今後の計画.....	131
(6) 結果・意見.....	131
第7 保健・福祉施設の公共施設マネジメント（各論）	134
1. 保健・福祉施設全体.....	134
(1) 施設の概要.....	134
(2) 管轄の状況.....	136
(3) 維持管理コスト	138
(4) 稼働状況	140
(5) 今後の計画.....	140
(6) 結果・意見.....	141
第8 子育て支援施設の公共施設マネジメント（各論）	146
1. 子育て支援施設全体	146
(1) 施設の概要.....	146
(2) 管轄の状況.....	149
(3) 維持管理コスト	149
(4) 稼働状況	150
(5) 今後の計画.....	151
(6) 結果・意見.....	152
第9 医療施設の公共施設マネジメント（各論）	162
1. 診療所.....	162
(1) 施設の概要.....	162
(2) 管轄の状況.....	162
(3) 維持管理コスト	163
(4) 稼働状況	164
(5) 今後の計画.....	164

(6) 結果・意見.....	164
2. メディカルセンター等.....	165
(1) 施設の概要.....	165
(2) 管轄の状況.....	166
(3) 維持管理コスト	167
(4) 稼働状況	167
(5) 今後の計画.....	168
(6) 結果・意見.....	168
第10 市営斎場の公共施設マネジメント（各論）	169
1. 市営斎場.....	169
(1) 施設の概要.....	169
(2) 管轄の状況.....	170
(3) 維持管理コスト	170
(4) 稼働状況	171
(5) 今後の計画.....	171
(6) 結果・意見.....	172
第11 市営住宅等の公共施設マネジメント（各論）	175
1. 市営住宅.....	175
(1) 施設の概要.....	175
(2) 管轄の状況.....	177
(3) 維持管理コスト	177
(4) 稼働状況	179
(5) 今後の計画.....	180
(6) 結果・意見.....	180
2. あじさい住宅.....	182
(1) 施設の概要.....	182
(2) 管轄の状況.....	183
(3) 維持管理コスト	183
(4) 稼働状況	184

(5) 今後の計画.....	185
(6) 結果・意見.....	185
第 12 資源循環系施設の公共施設マネジメント（各論）	186
1. 廃棄物処理施設	186
(1) 施設の概要.....	186
(2) 管轄の状況.....	188
(3) 維持管理コスト	188
(4) 稼働状況	189
(5) 今後の計画.....	189
(6) 結果・意見.....	189
2. その他資源循環系施設	191
(1) 施設の概要.....	191
(2) 管轄の状況.....	192
(3) 維持管理コスト	192
(4) 稼働状況	193
(5) 今後の計画.....	193
(6) 結果・意見.....	193
第 13 その他施設の公共施設マネジメント（各論）	194
1. 自転車駐車場.....	194
(1) 施設の概要.....	194
(2) 管轄の状況.....	194
(3) 維持管理コスト	195
(4) 稼働状況	196
(5) 今後の計画.....	196
(6) 結果・意見.....	196
2. 自動車駐車場.....	200
(1) 施設の概要.....	200
(2) 管轄の状況.....	200
(3) 維持管理コスト	201

(4) 稼働状況	201
(5) 今後の計画.....	201
(6) 結果・意見.....	202
第 14 消防施設の公共施設マネジメント（各論）	203
1. 消防署所.....	203
(1) 施設の概要.....	203
(2) 管轄の状況.....	205
(3) 維持管理コスト	206
(4) 消防活動状況	207
(5) 今後の計画.....	208
(6) 結果・意見.....	208
第 15 インフラ施設の公共施設マネジメント（各論）	211
1. 都市公園等.....	211
(1) 施設の概要.....	211
(2) 管轄の状況.....	217
(3) 維持管理コスト	217
(4) 稼働状況	218
(5) 長期未着手都市公園の状況	218
(6) 結果・意見.....	219
2 簡易水道事業.....	224
(1) 簡易水道事業の歴史	224
(2) 簡易水道事業の現状	227
(3) 担当部署の職員数及び業務範囲（2024 年（令和 6 年）3 月 31 日現在）	229
(4) 公共施設管理に関する基準となる根拠	230
(5) 2023 年度（令和 5 年度）の状況	231
(6) 簡易水道の現状と課題の全体像.....	235
(7) 結果・意見.....	236
3 下水道事業.....	240
(1) 下水道事業の歴史.....	240

(2) 下水道事業（法適用）の現状.....	243
(3) 担当部署の職員数及び業務範囲（2024年（令和6年）3月31日現在）.....	245
(4) 公共施設管理に関する基準となる根拠.....	245
(5) 2023年度（令和5年度）の状況.....	247
(6) 2023年度（令和5年度）「下水道事業会計決算書」の不用額.....	257
(7) 市民通報による補修工事.....	257
(8) 結果・意見.....	258
4 土木施設（橋りょう）.....	273
(1) 土木施設（橋りょう）の管理数.....	273
(2) 土木施設（橋りょう）の老朽化の状況.....	273
(3) 担当部署の状況.....	274
(4) 公共施設管理に関する基準となる根拠.....	277
(5) 2023年度（令和5年度）の状況.....	278
(6) 更新費用等の計算方法.....	283
(7) 市民通報アプリ「パッ！撮るん。」による補修工事.....	284
(8) 結果・意見.....	284
5 土木施設（道路）.....	285
(1) 土木施設（道路）の管理数.....	285
(2) 土木施設（道路）の老朽化の状況.....	286
(3) 担当部署の状況.....	286
(4) 公共施設管理に関する基準となる根拠.....	289
(5) 2023年度（令和5年度）の状況.....	290
(6) 老朽化対策の状況.....	292
(7) 更新費用等の計算方法.....	293
(8) 市民通報アプリ「パッ！撮るん。」による補修工事.....	293
(9) 令和5年度 道路施設点検状況.....	293
(10) 結果・意見.....	295
6 土木施設（河川）.....	297
(1) 土木施設（河川）の管理数.....	297
(2) 担当部署の状況.....	298
(3) 公共施設管理に関する基準となる根拠.....	299
(4) 2023年度（令和5年度）の状況.....	299
(5) ここ5年以内のアセットに関する事故やインシデント.....	300
(6) 2023年度（令和5年度）の点検状況.....	300

(7) 短期対策計画（重点施策）の見直し	301
(8) 維持管理費用	302
(9) 維持管理対策費用の見積り計算	302
(10) 市民通報アプリ「パッ！撮るん。」による補修工事	303
(11) PFAS（PFOS 及び PFOA）の状況	303
(12) 結果・意見	303
第16 公共施設マネジメント計画の財政的課題（各論）	304
1. 財政指標の推移と他自治体との比較	304
(1) これまでの相模原市の財政指標の推移	304
(2) 公共施設関連の財務分析	319
(3) 相模原市の財政指標等について	320
2. 固定資産台帳整備の課題とその活用	321
(1) 固定資産台帳整備状況について	321
(2) 固定資産台帳と貸借対照表との整合性について	321
(3) 結果・意見	324

第1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

「公共施設管理に係る財務事務の執行について」

3. 外部監査対象期間

令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)
ただし、必要に応じて他の年度も含む。

4. 外部監査の実施期間

令和6年5月27日から令和7年2月2日まで

5. 監査対象部局及び対象公共施設の概要

以下においては原則として教育委員会所管の公共施設を監査範囲から除外している。

(1) 監査対象部局

- ① 市長公室 観光政策課
- ② 総務局 情報公開・文書管理課
- ③ 財政局 財政課 アセットマネジメント推進課 管財課
- ④ 市民局 区政推進課 斎場準備室 市民協働推進課 人権・男女共同参画課
消費生活総合センター 国際課 さがみはら国際交流ラウンジ スポーツ施設課
文化振興課
- ⑤ 健康福祉局 地域包括ケア推進課 高齢・障害者福祉課 精神保健福祉センター
津久井高齢・障害者相談課 南生活支援課 医療政策課(地域医療対策室含む)
衛生研究所
- ⑥ こども・若者未来局 こども・若者支援課 保育課 児童相談所総務課 陽光園
- ⑦ 環境経済局 産業支援・雇用対策課 農政課 ゼロカーボン推進課

水みどり環境課 公園課 資源循環推進課 南清掃工場 北清掃工場
 麻溝台環境事務所 橋本台環境事務所 相模台収集事務所
 津久井クリーンセンター

- ⑧ 都市建設局 住宅課 路政課 河川課 緑土木事務所 津久井土木事務所
 中央土木事務所 南土木事務所 下水道経営課
- ⑨ 緑区役所 区政策課 区民課 橋本パスポートセンター 城山まちづくりセンター
 津久井まちづくりセンター 相模湖まちづくりセンター 藤野まちづくりセンター
- ⑩ 中央区役所 区政策課 区民課
- ⑪ 南区役所 区政策課 地域振興課 区民課
- ⑫ 消防局 消防総務課

(2) 対象公共施設の概要

個別の公共施設名やその詳細は各論で記載しているため、本項では、対象公共施設の種
 類を記載している。なお、対象公共施設の範囲について、監査範囲のため、教育委員会所管
 の施設(学校等)を除外していることに留意されたい。

図表1-1 対象公共施設の概要

公共施設	施設分類	
	大分類	小分類
公共建築物(学校等を除く)	行政系施設	庁舎等(本庁舎等)
		庁舎等(まちづくりセンター等)
		その他行政系施設
	市民文化系施設	文化施設
		集会施設
	生涯学習施設(注)	博物館等(公文書館のみ)
	スポーツ・レクリエーション系施設	体育館
		プール等
		観光施設・保養施設
	保健・福祉施設	保健施設
		老人福祉センター等
		デイサービスセンター
		児童相談所
		障害福祉施設
		その他社会福祉施設
	子育て支援施設	保育園・こども園等
		児童クラブ

公共施設	施設分類	
	大分類	小分類
		その他子育て支援施設
		こどもセンター・児童館等
	医療施設	診療所
		メディカルセンター等
	市営住宅	市営住宅
		あじさい住宅
	資源循環系施設	廃棄物処理施設
		その他資源循環系施設
	消防施設	消防署
	その他	自転車駐車場
		自動車駐車場
		市営斎場
	インフラ施設	公園等
緑道		
緑地		
散策路		
簡易水道		簡易水道
土木施設		橋りょう
		下水道
		道路施設
		河川

(注)生涯学習施設のうち、公民館等、図書館、博物館(公文書館を除く)、学校は教育委員会管のため除外している。

(出所)相模原市の各種資料より、監査人が作成。

6. 事件を選定した理由

公共施設管理について、総務省はこれまでの総合管理計画の見直しを原則 2023 年度(令和 5 年度)末(新型コロナウイルス感染症の影響等により見直しの完了が 2022 年度(令和 4 年度)以降となる地方公共団体)までに見直しを完了するよう要請し、公共施設等の適正管理の取組を推進するため「公共施設等適正管理推進事業債」(2017 年度(平成 29 年度)に創設)についても、2026 年度(令和 8 年度)まで延長するとともに、脱炭素化事業等を追加して長寿命化等を推進するとしている。

相模原市は、1954 年(昭和 29 年)の市制施行以降、高度経済成長を背景に急速に都市化が進み、昭和 40 年代から 50 年代前半には、全国でもまれに見る人口急増を経験し、道路や下水道などの都市基盤整備とともに、小・中学校などの施設整備に追われるだけでなく、その時々のニーズに沿って体育館やホール、公民館など多様な施設を整備してきた。これらの施設の多くは、近い将来一斉に更新の時期を迎えるが、現在保有する公共施設等の機能をすべて維持していくためには、多額の費用がかかり、その対応については市政の重要な施策の一つとなっている。

公共施設管理については、2011 年(平成 23 年)5 月に策定した「相模原市公共施設マネジメント取組方針」に基づき、公共建築物については、2012 年(平成 24 年)3 月に策定した「相模原市公共施設白書」で明らかになった現状と課題分析等を踏まえ、その後の公共施設サービスの適正化に向けた取組の方向性などの考え方をまとめた「公共施設の保全・利活用基本指針」を 2013 年(平成 25 年)10 月に策定し、道路、橋りょう、河川、下水道等の土木施設については、2013 年(平成 25 年)12 月に「相模原市土木施設維持管理基本方針」を策定した。さらにこれらに定める基本方針等を、国から策定要請のあった公共施設等総合管理計画の策定指針に沿って、2015 年(平成 27 年)3 月に「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方」としてまとめ、公共施設等総合管理計画として位置付け、本市の公共施設等について総合的かつ長期的な視点に立って取り組むこととしてきたが、先の総務省の要請に従い今般、「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方」を 2024 年(令和 6 年)3 月に改訂されたところである。

公共施設管理の分野については、これまでの包括外部監査においては体系的に取り上げてきたことはなく、先に述べた相模原市の重要な施策の1つである点、上記基本計画が直近で改訂された点を踏まえ、当該分野の財務事務をテーマとすることは、相模原市にとって有用であると考え、当該テーマを対象としたものである。

7. 外部監査の実施体制

包括外部監査人	公認会計士	守泉 誠
包括外部監査人の事務を補助した者	公認会計士	加藤 聡
	公認会計士	小林 裕
	公認会計士	田中 一弘
	公認会計士	柳原 匠巳
	公認会計士	渡部 淳一

8. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 外部監査の方法

1. 監査の視点と監査要点

当該監査対象について、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨を達成するために、以下に示す合規性、経済性・効率性、有効性の観点より監査を実施した。

《参考》地方自治法第2条

第14項 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

第15項 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

(1) 監査の視点

- ① 対象となる公共施設の整備、維持管理及び運営に係る予算の執行状況の規則等への準拠性等(合規性の視点)

公共施設マネジメント(契約、関連する目的外使用許可、貸与等の事務手続きも含む)の予算の執行状況について事業の各種事務手続きが各種規則や要綱等に定める手続きに沿って適切に行われているかという視点である。さらに、これには手続の基礎となる公共施設マネジメントに関する計画や必要な規則、政府からの通達に従った規定等の整備状況の検証も含まれる。

- ② 公共施設マネジメントの契約に関する競争性、経済性の視点(経済性・効率性の視点)

対象となる公共施設の整備、維持管理及び運営に関する契約について競争性、経済性が確保されているかという視点である。さらに、組織の運営がコスト削減も含み効率的に行われるだけでなく、利用状況や老朽化対応についても適切に実施されていること等も含まれる。

- ③ 公共施設マネジメントの利用状況の効果の有効性の視点(有効性の視点)

対象となる公共施設が有効に活用され、当初の目的に照らして十分有効に機能しているのか、相模原市において当該公共施設の利用状況の有効性をモニタリングする体制が整備され、当該体制により公共施設マネジメントが適切になされているかという視点である。さらに、

他の先進的的地方公共団体の事例等から見ても長期的に有効で模範的な施策が実施されていることも含まれる。

(2) 主な監査手続

- ① 「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方」(2024年(令和6年)3月改訂)を中心として、各種公共施設マネジメントの取組の概要、これに至る歴史等についてアセットマネジメント推進課等への質問及び関連する資料の閲覧を実施した。
- ② 各公共施設の種別毎に最低3カ所は実地調査を行うとともに、監査対象施設の契約や利用状況について、担当部署等に質問、書面調査及び資料の閲覧を実施した。
- ③ 関連する各種財政計画等の資料を閲覧した。また、公会計データとの整合性についてもサンプル調査を実施した。
- ④ その他監査人が必要と認めた手続を実施した。

第3 総論

1. 地方公共団体の公共施設マネジメントの政策の推移

以下においては、地方公共団体の公共施設マネジメントの歴史的推移について簡単に示すこととする。

(1) 序論

公共施設マネジメントの基礎概念は「ファシリティ・マネジメント」である。「ファシリティ・マネジメント」(以下、「FM」という。)という概念は、アメリカのハーマン・ミラー社 (Herman Miller, Inc.) が、ミシガン州立大学 (Michigan State University) のデビッド・アームストロング (David Armstrong) 教授を所長に迎えて設立したファシリティ・マネジメント研究所 (Facility Management Institute: FMI) を設立した1979年であると言われている。そこでの組織的かつ学術的な活動から生まれたFMの概念は、ファシリティマネジャーの職能確立とFMの普及・認知のために1980年に設立された「国際ファシリティマネジメント協会 (International Facility Management Association: IFMA)¹」に引き継がれ、更に2018年4月に国際標準化機構 (International Organization for Standardization: ISO) に引き継がれ、ISO41001に引き継がれて現在に至っている。その後、FMIはすべての業務をIFMAに継承して、1986年に解散している。

(2) 日本への波及

FMの概念は、日本には1984年頃に伝わり、1987年には、「ニューオフィス推進協議会: NOPA」や「日本ファシリティマネジメント推進協議会: JFMA」が設立されている。前者は、特にオフィスを対象とした活動であるのに対し、後者も当初はそうであったが、大学施設や公共施設を対象とするFMの研究、居住施設を対象とした研究等より広範囲の施設に対しFMの普及に努めるようになっていった。

(3) 公共施設管理への適用 (国有財産等)

日本に導入されたFMも専ら民間施設に適用されていく中で、各省庁毎に、公共施設への適用が模索されてきた。国土交通省においては、社会資本整備審議会建築分科会に官公庁施設部会が設置され、2005年(平成17年)国の官庁営繕行政の在り方にFMの手法を取り入

¹ 設立当初の名称は National Facility Management Association (NFMA)だったが、1982年にカナダのトロント支部発足に伴い IFMA に名称を変更している。

れるべきことが示された。財務省においても「新成長戦略」(2010年(平成22年)6月18日閣議決定)の検討に併せ公表した「新成長戦略における国有財産の有効活用について」において、「社会資本ストックの戦略的維持管理・緑の都市化」の中にFMを取り入れるべきことが言及されている。

これに対し、地方公共団体においては、特に統一的な政策が行われている訳ではなく、一部の先進自治体において、民間でのFMの適用が模索された時代であった。

私事ながら、包括外部監査人が当時の監査法人において、他のメンバー(現松戸市長及び現東海大学教授)とともに、試験的ながら三鷹市の公有財産の調査をFMの手法で実施(無償)させていただいたのが2004年(平成16年)であり、企業会計型の資産管理が発達していない当時の公会計の中で、全体像を把握することが精いっぱいであった記憶がある。なお、その後三鷹市においては2008年度(平成20年度)の市の予算案における「未来への投資」の基本のひとつに「ファシリティ・マネジメントの推進」が盛り込まれたと言われる。

この時代の先進自治体の事例としては、青森県を挙げたい。青森県は2004年度(平成16年度)からFMに取り組み、2008年(平成20年)に第2回日本ファシリティマネジメント大賞を受賞している。ただ、この時代は導入期であり、効果という点ではその後に期待されるものであったと言える。

(4) 災害等を教訓とするインフラ資産の老朽化対策²

公共施設マネジメントの早期実施に拍車をかけたのは、2011年(平成23年)3月11日に発生した東日本大震災と、2012年(平成24年)12月2日に発生した笹子トンネル天井板落下事故であろう。スクラップ&ビルドの発想から、インフラ資産や施設のライフサイクルを通じて長期的に考えることが求められた。

政府は、上記を受けて、インフラ資産の老朽化対策について、高度成長時代に建設した施設やインフラ資産が今後20年で建設後50年以上経過する割合が加速度的に高まると想定して、「日本再興戦略」が2013年(平成25年)6月に閣議決定し、これに基づき同年11月には「インフラ長寿命化基本計画」が取りまとめた。当該基本計画においては、各インフラ資産の管理者及びその者に対して指導・助言するなど当該インフラ資産を所管する立場にある国や地方公共団体の各機関は、当該基本計画に基づき、インフラ資産の維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定することとされた。

これを受け、国や地方公共団体等のインフラの所管者及び管理者は一丸となって戦略的な維持管理・更新等に取り組むことにより、国民の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化等を実現するための取組を推進することとさ

² 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会専務理事 成田一郎、「公共施設のファシリティマネジメントを考える」ー公共FMを担う皆様へのメッセージ "Thinking about facility management of public facilities" - Message to everyone in charge of public FM(都市住宅学112号、2021 WINTER)を参考とした。

れた。また総務省は、基本計画に基づき、所管・管理するインフラ資産の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を示す計画として、「総務省インフラ長寿命化計画(行動計画)」を2015年度(平成27年度)に策定したが、その計画期間は2020年度(令和2年度末)までとされた。

一方、地方公共団体においては、インフラ資産の老朽化や公共施設の老朽化に加えて、少子高齢化や人口減少による需要の変化やそれに伴う施設の最適配置の変化、厳しい財政状況等を踏まえ、2014年(平成26年)4月22日総務省より「公共施設等総合管理計画」の策定要請がされた。「公共施設等総合管理計画」は、地方公共団体にとって、自らの公共施設等の正確な把握と更新・統廃合・長寿命化の推進と、将来の街づくりや国土強靱化へ寄与するためにも必要なものであるとし、計画策定の期限は3年間であった。

但し、ここで問題となったのが、自らの公共施設等の正確な把握とされているが、その実は、「公共施設等総合管理計画」は公共版FMの概念が既に含まれていると言う点である。なお、「公共施設等総合管理計画」策定にあたっての留意事項として、①行政サービス水準等の検討、②公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・見直し、③議会や住民との情報共有等、④数値目標の設定、⑤PPP/PFIの活用について、⑥市区町村域を超えた広域的な検討等、⑦合併団体等の取組について、が示されていた。

(5) 公共施設等総合管理計画の改訂

「公共施設等総合管理計画」については、「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代:『Society5.0』への挑戦～」(2019年(令和元年)6月21日閣議決定)や「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」(2022年(令和4年)4月1日付け総財務第43号総務省自治財政局財務調査課長通知)等を踏まえ、各地方公共団体において見直しを進め、公共施設等の適正管理の取組を進めることとされ、各地方公共団体は度重なる指針等に従って順次「公共施設等総合管理計画」の整備及び実施を行ってきた。

(6) 最新の改訂状況

最新の改訂についての総務省からの文書は、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」(総財務第152号、2023年(令和5年)10月10日)である。

これは、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(2022年(令和4年)12月20日閣議決定)において、「公共施設等総合管理計画の記載事項については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、公共施設等の適正な管理のために必要な事項を十分精査し、その簡素化について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされたことを踏まえ、「公共施設等総合管理計画の策定等にあたっての指針」(2014年(平成26年)4月22日策定(2022年(令和4年)4月1日改訂))について、必要な見直しを行い、別添のとおり改訂したものである。但し、「事務負担の軽減」や「簡素化」とは言うものの、それ

は新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮した計画策定期間の延長に過ぎず、その内容上はより負担が増加するとともに、新たな視点が付加されているように思われる。

以下に、その概要を示す。(下線は包括外部監査人が記載)

① 不断の見直し及び充実の継続

各地方公共団体における公共施設等の脱炭素化の推進方針や、総合管理計画や個別施設計画に基づき実施する点検・診断の結果を反映させるなど、不断の見直しを実施し、順次充実させていくこと。これらは2023年度(令和5年度)末までに完了させること。

② 総合管理計画に基づく取組等に係る財政措置等

- ・ 公共施設等適正管理推進事業債について、2026年度(令和8年度)まで5年間事業期間を延長
- ・ 長寿命化事業の対象施設に空港施設及びダム(本体、放流設備等)を追加
- ・ 脱炭素化事業(事業期間は2025年度(令和7年度)までを新たに追加

(注)これについては、総合管理計画又は実行計画(事務事業編)について、2022年度(令和4年度)中に策定又は改訂を予定している場合には、協議等手続の時点で策定又は改訂が完了していないときでも、総合管理計画又は実行計画(事務事業編)の策定又は改訂に係る検討状況を記載した簡易な計画を作成することにより、総合管理計画又は実行計画(事務事業編)の策定又は改訂に代えることができるとしている。

- ・ 市町村における総合管理計画の見直しに係る経費(専門家の招へいに要する経費(旅費、報償費等)、計画の見直しに要する経費(委託料、印刷費等))に対する特別交付税措置を2023年度(令和5年度)まで延長。
- ・ 公共施設マネジメントの専門知識等を有するアドバイザーの派遣により、総合管理計画の見直し・実行を支援する等の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」の継続

(7) 公共施設マネジメントと地方公会計の連携(下線は包括外部監査人が記載)

先に示した「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」においては、当初から「地方公会計(固定資産台帳等)の活用」として地方公会計の情報、特に固定資産台帳の活用の考え方について記載することが望ましいことが示されていた。

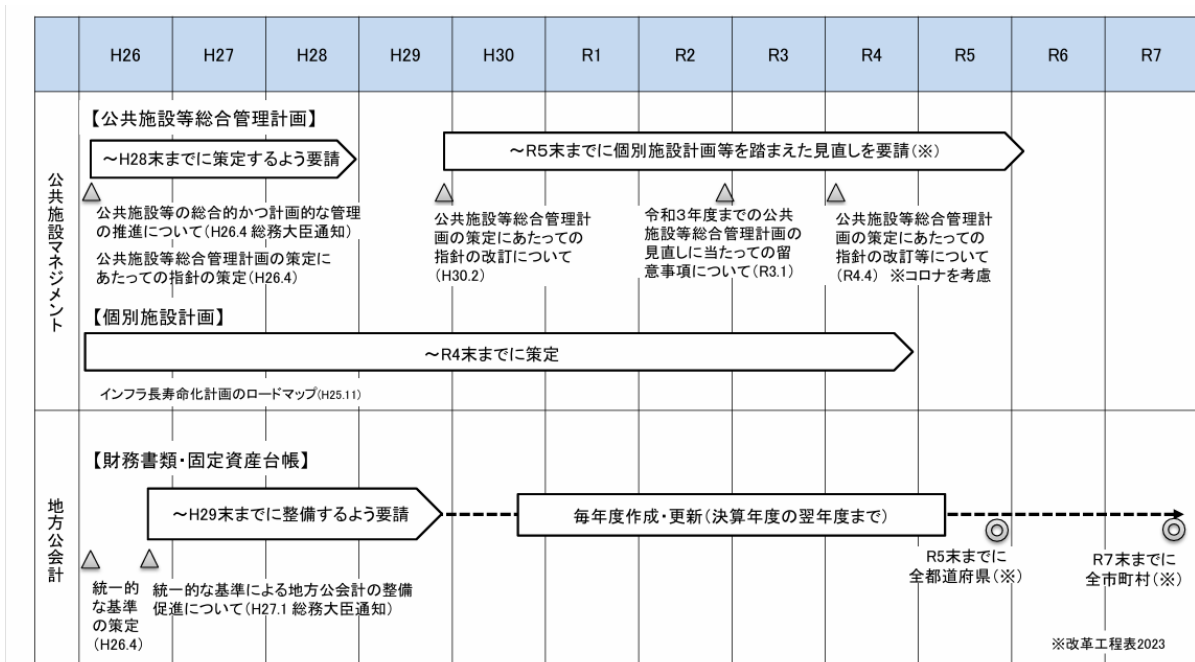
地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たっての前提となるものであり、毎年度、遅くとも決算年度の翌年度末までに適切に更新することが求められているものである。そのため、点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に追加するなど、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐付けることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行

うことが望ましいことになる。また、固定資産台帳及び財務書類から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化に活用できるほか、事業別・施設別のセグメント分析を行うことなどにより、各事業・施設について効率的・効果的な対策の検討を可能にするものであり、総合管理計画に基づく具体的な取組等の検討においても、公共施設等の適正管理に積極的に活用することが望ましいからである。

ここで、「望ましい」という緩い表現が使われているのは、実務上の便宜を考慮したものと考えられる。実際、固定資産台帳の整備に当たっては過去の古い施設においては必要な文書が既に滅失している場合や、不正確な記載のため、実地調査において再計測する必要が生じる場合も多い。また、棚卸作業によって個数等の数値の正確性を向上させるなど非常に手間がかかる作業であることを考慮したものであると思われるが、民間企業においては税務申告等のため、通常行っている業務であることを理解して、組織的にその精度を高めることは、公共施設マネジメントに大きく寄与するものであろう。

なお、公共施設マネジメントと地方公会計の取組については、これまで以下のように推移している。

図表3-1 公共施設マネジメントと地方公会計の取組の推移



(出所) 総務省自治財政局財務調査課(2024年(令和6年)6月25日)の資料による。

(8) 総合管理計画における将来推計

総合管理計画における将来推計としては、以下のような例が総務省より示されている。

- 各地方公共団体は、指針に沿って、施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み額と長寿命化対策を反映した場合の見込み額を試算し、対策の効果額を算出。

- ・ 将来推計を実施するにあたり、総務省が提供している「公共施設等更新費用試算ソフト」や国交省が監修している「建築物のライフサイクルコスト」などを活用。
- ・ 将来推計にあたっての基本的情報として、施設の延床面積、耐用年数、建築年月日、取得価格、減価償却費等が必要となるため、固定資産台帳や公有財産台帳、公共施設に関する情報システム等を活用。
- ・ 長寿命化対策を実施した場合の将来推計においては、法定耐用年数ではなく、各施設所管省庁が示している個別施設計画の策定に関する指針・手引き等を参考に、各地方公共団体で「目標耐用年数」を設定。

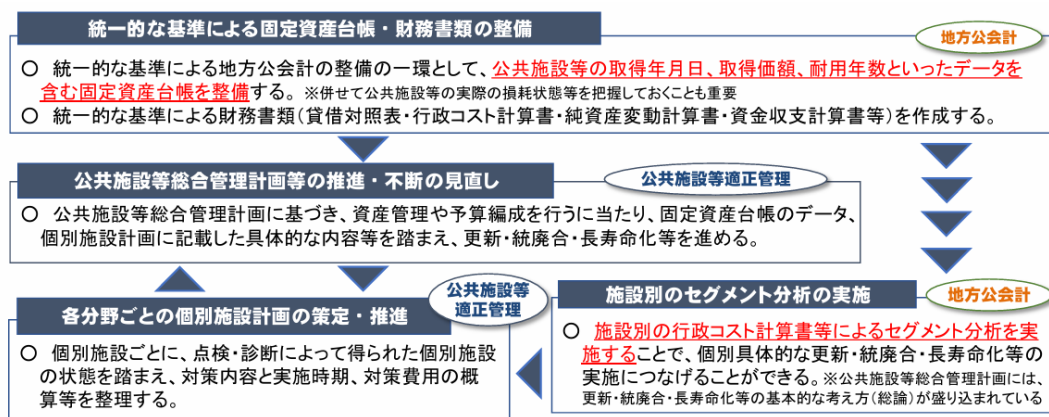
なお、私見ではあるが、当該事例においては解体撤去費用や、資材・人件費等の物価上昇率が反映されていない等の課題があると考えられる。

(9) 公共施設マネジメントと地方公会計の連携についての今後の方向性(下線は包括外部監査人が記載)

今後の方向性については、ごく常識的な内容ながら以下のような例が総務省より示されている。

- ・ 今後、公共施設等総合管理計画の内容の充実を図っていくためには、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化が望まれる。
- ・ 中長期的な経費の見込みにあたっては、必要となる公共施設等の情報が一元的に管理されることによって、効率的かつ精緻な推計が可能となることが期待される。
- ・ 公共施設等の情報の一元的管理については、各団体が現在整備している台帳の状況等によって様々な方法があると想定されるが、固定資産台帳の充実も有効な手段の一つであると考えられる。

図表3-2 公共施設マネジメントと地方公会計の連携イメージ



(出所) 総務省自治財政局財務調査課(2024年(令和6年)6月25日)の資料による。

2. 相模原市の公共施設マネジメントの概要

(1) これまでの公共施設マネジメントの取組の経過

相模原市においては、以下に示すように2011年(平成23年)より、公共施設マネジメントに取り組んできている。

図表3-3 公共施設マネジメントの取組の経緯

年月	取組内容	説明
2011年 平成23年5月	「相模原市公共施設マネジメント取組方針」を策定	公共施設マネジメントの検討に向けた基本的視点及び方策を示すもの。
2012年 平成24年3月	「相模原市公共施設白書」を作成	公共施設の現状の分析及び将来コストの試算等、取組の基礎資料となるもの。
2013年 平成25年1月	「相模原市公共施設保全等基金」を設置	公共施設の保全及び活用を図る事業の財源とするため設置するもの。
2013年 平成25年10月	「公共施設の保全・利活用基本指針」を策定	今後の公共施設サービスの適正化に向けた取組の方向性、将来コストの削減方策の考え方などをまとめたもの。
2014年 平成26年12月	「相模原市PPP(公民連携)活用指針」を策定	市民ニーズに的確かつ持続的に対応していくため、公共サービスの在り方を見直すとともに、更なる民間等の専門知識や経営資源を活用した良質な公共サービスの提供を進めるもの。
2015年 平成27年3月	「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方(相模原市公共施設等総合管理計画)」を策定	建築物やインフラなどの総合的な管理計画として、国からの要請及び指針に沿って策定するもの。
2015年 平成27年8月	「公共施設(公共建築物)の整備等に関する事前協議制度」を運用開始	公共施設の整備等が基本指針に沿って進められるよう、施設の計画・構想段階から、継続的に協議を行う制度を開始するもの。
2017年 平成29年2月	「相模原市PPP/PFI手法導入優先的検討方針」を策定	効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、良質なサービスの提供を図るため、多様なPPP/PFI手法の導入を優先的に検討するもの。

年月	取組内容	説明
2017年 平成29年3月	「相模原市公共施設マネジメント推進プラン」を策定	複合化や集約化等による公共施設の適正化に向け、施設分類ごとの施設配置の基本的な考え方や22地区ごとの施設配置の方向性を示すもの。
2018年 平成30年3月	「公共施設カルテ」を公表 ※以降、毎年度実施(コロナ禍によるBCP対応時期を除く)	公共施設マネジメントの推進に当たり公共施設(公共建築物)の設置目的、業務内容、建物の状況、利用状況、年間コストなどの情報を市民にわかりやすく提供するもの。
2020年 令和2年3月	「相模原市公共建築物長寿命化基本方針」、「相模原市一般公共建築物長寿命化計画」、「相模原市学校施設長寿命化計画」、「市営住宅ストック総合活用兼長寿命化計画」を策定	インフラ長寿命化基本計画に基づく個別施設計画として、公共建築物の長寿命化計画を策定するもの。
2020年 令和2年4月	長寿命化事業費を設定	公共建築物の長寿命化計画の策定にあわせ、計画に基づく安定的な施設の改修・更新を進めていくため、長寿命化事業費を設定し、事業費調査や精査を行うこととしたもの。
2021年 令和3年4月	「相模原市行財政構造改革プラン」を策定	「相模原市公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラム」に先行し、既存の公共施設等の見直しを位置付けるもの。
2022年 令和4年4月	「未利用資産活用・調整会議」を設置	全市的な観点を持ちながら未利用資産の活用方針を検討するため、新たに会議を設置したもの。
2022年 令和4年8月	「相模原市公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラム」を策定	「相模原市公共施設マネジメント推進プラン」に基づき、推進プランの第2期である令和11年度までの公共施設の再編・再整備にかかる取組内容を定めるもの。
2024年 令和6年3月	「相模原市PFIガイドライン」を策定	本市におけるPFI運用に関する実務的な手引きとして、基本的な事項をまとめたもの。

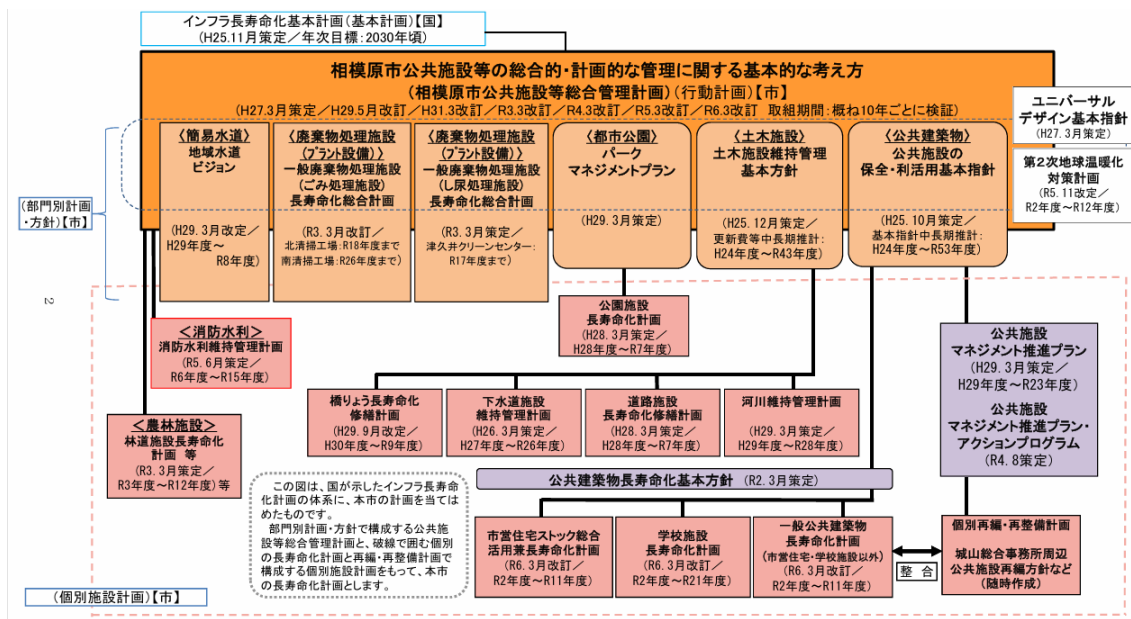
(出所)相模原市の資料より作成。

(2) 現行の各種規定・計画について

「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」(総財務第152号、2023年(令和5年)10月10日)に示されている公共施設等の脱炭素化の推進方針や、総合管理計画や個別施設計画に基づき実施する点検・診断の結果を反映させるなどの手続は、2023年度(令和5年度)末までに完了させることとされているが、相模原市においては、形式上当該手続は終了していた。

その結果、公共施設マネジメントにおける現在までの各種規定・計画の全体像については、以下のように示されている。

図表3-4 公共施設マネジメントの取組体系図



(出所) 相模原市ホームページ

当該体系は、相模原市の公共施設等総合管理計画(行動計画)として、「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方」を位置づけている。そのもとで、公共施設等を①公共建築物、②土木施設、③都市公園、④廃棄物処理施設(プラント設備)、⑤簡易水道に大きく区分し、それぞれについて基本方針及び必要な個別計画や長寿命化計画、脱炭素等を意識した地球温暖化対策計画等が付加されている。なお、消防水利や農林施設については小規模であること等から個別計画とされている。

なお、留意事項として、「この図は、国が示したインフラ長寿命化計画の体系に、本市の計画を当てはめたものです。部門別計画・方針で構成する公共施設等総合管理計画と、破線で囲む個別の長寿命化計画と再編・再整備計画で構成する個別施設計画をもって、本市の長寿命化計画とします。」として長寿命計画が個別分離的に記載されている。

また、相模原市の特徴でもある市町村合併が大規模で行われたことから、原則として津久井総合事務所周辺の地域や、人口変動等に伴う個別再編・再整備計画、広域連携等も含む公共施設再編方針等と、既に作成した「一般公共建築物・長寿命化計画(市営住宅・学校施設以外)との整合性が現在から将来の課題となっている。

(3) 公共施設の保有状況

① 地方自治法上の財産の概念

本報告書においては、管理の観点から一般に「公共施設」という用語を使用している。しかし、地方自治法上は、地方公共団体が保有する財産については、「公有財産」、「物品」、「債権」及び「基金」に分類し、このうち「公有財産」は、特定の行政サービスを提供するために保有される「行政財産」と未利用の施設や土地など行政財産以外の「普通財産」に分類されている(地方自治法第 238 条第 3 項)。このなかで、普通財産については、未利用等の理由や効率性の観点から売却を促す場合が多いが、保有するなりの理由のあるものも存在する。

さらに行政財産は、庁舎等のように地方公共団体の職員が直接使用する「公用財産」と住民等が利用する「公共用財産」に分類される(地方自治法第 238 条第 4 項)。なお、公共用財産とは何かについての法的定義はないが、一般にはインフラ資産も含むものとしている。

本報告書における「公共施設」については、「公有財産」一般を扱いつつも、その維持管理のための財源の一つである「基金」も対象としている。

なお、相模原市の公共施設等総合管理計画(行動計画)である「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方」においては、公共施設の分類を以下のように分類している。そのため、各論においては、当該分類基準を採用している。

図表3-5 公共施設の分類基準

施設類型	
公共建築物	行政系施設、市民文化系施設、生涯学習施設、スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、子育て支援施設、医療施設、市営住宅、学校教育施設、資源循環系施設、消防施設、その他(自転車駐車場、自動車駐車場、跡地など)
土木施設	道路・橋りょう等(橋りょう・横断歩道橋、舗装、トンネル、ペDESTリアンデッキ、交通安全施設、街路樹、横断施設、昇降機、電線共同溝)
	河川(護岸・河道)
	下水道(管路、ポンプ施設、マンホールポンプ、雨水調整池、農業集落排水施設(処理場)、高度処理型浄化槽)
	簡易水道(取水施設、浄水施設、配水池、管路)

施設類型		
都市公園		街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園、都市緑地、緑道、広場公園
その他	廃棄物処理施設 (プラント設備)	ごみ処理施設(焼却施設、粗大ごみ処理施設)、し尿処理施設、最終処分場
	農林施設	林道施設(橋りょう)、農道施設(橋りょう)
	消防水利等	消火栓、防火水槽等

(出所)「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方」

② 相模原市における公共施設の保有状況

相模原市の公共施設等総合管理計画(行動計画)である「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方」において用いている公共施設の保有状況は、2012年(平成24年)3月発行の「相模原市公共施設白書」をベースとしており、各施設料は2011年(平成23年)4月時点のものであり、現在のものとは一致していないのが一般的であろう。このため、ここでは、直近の2022年(令和4年)3月31現在の公有財産台帳のデータを紹介する。便宜上、地方自治法上の区分となっていることに留意されたい。また、監査対象外ではあるが、教育委員会所管の学校や公民館も参考までに示すこととする。

図表3-6 公有財産の内訳

(単位)面積:m²、価格:千円、個数:個

分類	土地		建物		工作物	
	面積	価格	延面積	価格	個数	価格
行政財産						
公用財産						
市役所	338,728.08	25,555,688	181,567.99	30,471,861	193	3,442,857
消防	76,265.49	6,744,156	37,691.71	4,572,480	1,888	2,940,267
公共用財産						
市民会館、文化会館	9,899.48	1,193,156	22,909.54	3,037,720	6	0
市営住宅	210,963.04	24,541,236	182,433.16	18,982,763	12	9,271
児童福祉施設	80,238.76	8,287,782	34,624.27	4,370,696	78	0
衛生施設	58,716.16	4,765,048	4,340.10	1,329,530	12	496
公園、広場	2,057,934.08	150,169,914	20,905.22	3,003,467	10,608	1,758,968

分類	土地		建物		工作物	
	面積	価格	延面積	価格	個数	価格
学校 (参考)	1,947,705.55	236,021,245	776,980.83	33,333,394	477	901,803
体育施設	264,784.61	4,191,430	61,448.39	7,259,417	206	36,164
社会教育 施設 (参考)	121,450.92	9,638,970	67,566.17	8,969,177	29	44,173
その他施 設	1,156,279.81	27,069,025	258,128.51	29,900,974	635	1,686,867
普通財産						
一般	292,701.89	14,300,121	37,478.71	2,577,766	95	6,967
廃道路敷	2,783.40	161,606	-	-	-	-
山林	5,931,782.46	15,650,265	-	-	-	-

(出所)2022年(令和4年)3月31現在の公有財産台帳のデータより作成

上記の建物のうち 8,684.42 m²は木造のものとされている。近時建築家の隅研吾氏をはじめとして堅牢でデザイン性のある木造建築物が人気となっていることもあり、木造であることが必ずしも悪いというわけではないが、多くの利用がある施設が老朽化した木造建築の場合には、安全上のリスクが存在する場合が多い。そこで、参考までに当該台帳の中から以下に示すような木造建築物を抽出して示している。詳細は各論で示すが、特に、木造の市営住宅等安全性にリスクがあると考えられるものも存在する点は注意が必要であろう。(なお、以下では、監査対象外の教育委員会所管の学校、社会教育施設を除外していることに留意されたい)

ア. 公用財産(木造の市役所)

- ・青野原出張所(145.74 m²)
- ・津久井クリーンセンター(49.29 m²)
- ・里山物置(16.04 m²)
- ・城山倉庫(38.88 m²)

イ. 公用財産(消防)

- ・旧津久井消防団第8分団第4部(39.60 m²)
- ・北方面隊第3分団第1部(38.88 m²)
- ・北方面隊第3分団第2部(38.88 m²)
- ・北方面隊第5分団第1部(38.88 m²)
- ・水防防災倉庫(14.58 m²)

・葉山島水防倉庫(33.95 m²)

ウ. 公共用財産(市営住宅)

・小網第2団地(72.80 m²)

・森戸団地(84.30 m²)

・仲町第2団地(196.70 m²)

・仲町第3団地(56.20 m²)

・仲町第4団地(56.20 m²)

・上町団地(34.70 m²)

・里之上団地(287.10 m²)

・奈良井団地(138.80 m²)

・三ヶ木団地(168.60 m²)

・串川第2団地(95.70 m²)

・青根第2団地(211.57 m²)

・青根第3団地(40.00 m²)

・青根第4団地(46.30 m²)

・平戸住宅(28.00 m²)

・松葉住宅(28.00 m²)

・甘草塚住宅(31.40 m²)

・間の原住宅(310.99 m²)

・藤野住宅(57.00 m²)

・沢井住宅(162.32 m²)

・佐野川住宅(162.00 m²)

エ. 公共用財産(児童福祉施設)

・鳥屋児童保育園(516.67 m²)

・東林間児童館(373.41 m²)

・幸町児童館(277.82 m²)

・大野台第1児童館(237.66 m²)

・大野台第2児童館(205.37 m²)

・光が丘児童館(196.26 m²)

・古淵児童館(218.62 m²)

・御園児童館(200.40 m²)

・青葉児童館(243.45 m²)

・作の口児童館(216.95 m²)

・相武台第2児童館(199.57 m²)

- ・下九沢児童館(199.97 m²)
- ・相武台第3児童館(198.33 m²)

オ. 公共用財産(衛生施設)

- ・慰霊塔(75.33 m²)

カ. 公共用財産(公園・広場)

- ・矢部公園(39.04 m²)
- ・道保川公園(20.03 m²)
- ・相模原麻溝公園(9.94 m²)
- ・ふれあい動物広場(19.39 m²)
- ・淵野辺公園(36.00 m²)
- ・相模湖林間公園(276.00 m²)
- ・久保沢南公園(20.00 m²)

キ. 公共用財産(体育施設)

- ・体育館(411.67 m²)
- ・国体記念鳥屋グラウンド(10.60 m²)
- ・串川グラウンド(12.42 m²)
- ・内郷グラウンド(41.52 m²)
- ・小原プール(18.00 m²)
- ・日連グラウンド(22.00 m²)
- ・ふじのマレットゴルフ場(68.98 m²)

ク. 公共用財産(その他施設)

- ・南大野老人いこいの家(122.55 m²)
- ・峯の薬師観光便所(13.73 m²)
- ・大沢観光便所(13.73 m²)
- ・三ヶ木観光便所(8.40 m²)
- ・関川ハイキングコース便所(7.92 m²)
- ・明王峠公衆便所(5.13 m²)
- ・牛鞍神社公衆便所(6.44 m²)
- ・道志川公衆便所(3.91 m²)
- ・和田観光トイレ(3.61 m²)
- ・陣馬登山口公衆トイレ(10.67 m²)
- ・藤野駅前公衆トイレ(33.74 m²)

- ・横山丘陵緑地保全用地(12.96 m²)
- ・相模川ふれあい科学館(18.89 m²)
- ・磯部頭首工公園(30.00 m²)
- ・小網地域センター(62.05 m²)
- ・西青山地域センター(141.61 m²)
- ・新戸地区消防器具詰所(2F 地域集会所)(26.00 m²)
- ・小原の郷(254.55 m²)
- ・城山湖散策施設(93.72 m²)
- ・旧小淵小学校(32.04 m²)
- ・緑の休暇村センター(138.50 m²)
- ・青根緑の休暇村いやしの湯(25.43 m²)
- ・藤野観光案内所(61.73 m²)
- ・鳥居原ふれあいの館(470.36 m²)

(4) 担当部署の概要

担当部署は財政局アセットマネジメント推進課であり、当該組織の事務分掌は以下のとおりである。

図表3-7 事務分掌

- ① 公共施設マネジメントの推進に関すること。
- ② 公共施設保全等基金の運用管理に関すること。
- ③ 資産活用の推進に関すること。
- ④ 公共施設の整備・活用に係る公民連携事業の推進に関すること。

(出所)「相模原市行政組織及び事務分掌規則」(2007年(平成19年)3月30日規則第66号)による。

(5) 使用しているシステムの概要

「公共施設情報一元管理システム」が、2024年度(令和6年度)から稼働している。当該システムは、従来管財課で運用していた「市有財産管理システム」をベースに、公共施設マネジメントの主旨や相模原市ICT総合戦略に基づき、従来、財産台帳、利用状況・コストデータベース、公共建築物保全台帳等がそれぞれ所有する一般公共建築物等の各施設情報データベースの一元化等を行い、新たな公共施設情報一元管理システムとするものであった。

これにより相模原市が保有する社会的ストックである官庁施設の戦略的な有効活用の検討を支援することを目的としている。具体的には、相模原市が保有する公共施設情報をシステムのデータベース機能により一元的に管理するとともに、施設状況の集計・分析機能をもとに公

的不動産の効率的な管理運営、計画的な修繕・改修、更新に伴う施設の再編と事務量削減等といった公共施設マネジメントを推進していくことである。

当該システムは2024年度(令和6年度)から稼働する計画であったが、ベースとなる既存の台帳の正確性、台帳間のデータの突合がなかなかうまくいっておらず、特にシステムのベースが従来の「市有財産管理システム」であることから、地方公会計の固定資産台帳に近づけるにおいても限界があり、総務省が推奨する「公共施設マネジメントと地方公会計の連携」という点ではまだ時間がかかるものと考えられる。実際、今回の監査においても個別の公共施設に関する所管課情報がすぐに抽出ができず、手作業となったことも現状の問題を示す証拠とも言える。

3. 相模原市公共施設マネジメントに関する他の地方公共団体との比較

地方財政白書を毎年発行している総務省自治財政局財務調査課は、政令指定都市に対し公共施設マネジメントの各地方公共団体の最新の実施状況について調査³を行った。

これによれば、政令指定都市20団体(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市)にヒアリングを実施し、比較表を作成している。以下においては、これを基に、相模原市と他の各地方公共団体との公共施設マネジメントに関する取組等について比較することとする。

(1) 相模原市の施設保有量(令和5年度)

総務省に対する報告によれば、令和5年度の施設保有量は、以下のとおりであった。なお、当該施設保有量は、後述する各論で示すものと一致しない部分があることに留意されたい。

図表3-8 施設保有量(令和5年度)

【公共建築物】
○公共建築物 延床面積 165.37 万㎡
○その他(小規模施設) 延床面積 3.24 万㎡
【土木施設】
○橋りょう、横断歩道橋 627 橋
○舗装 約 2,390km
○トンネル(洞門含む) 10 本
○ペDESTリアンデッキ 5 箇所
○交通安全施設 20,795 基
○街路樹 高中低木 33,000 本、刈り込み 約 113,300 ㎡
○横断施設 17 箇所
○昇降機 57 基
○電線共同溝 21.6km
○河川(護岸・河道) 17.6km
○下水道管路 管路 約 2,804km、ポンプ施設 7 箇所、マンホールポンプ 130 基、雨水調整池 104 箇所、農業集落排水施設(処理場) 1 箇所、高度処理浄化槽 485 基
○簡易水道 取水施設 9 箇所、浄水施設 10 箇所、配水池 14 池、管路 55,363m
【都市公園】

³ <https://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>

- 都市公園 605 箇所
- 【廃棄物処理施設(プラント設備)】
- ごみ処理施設 3 箇所
- し尿処理施設 1 箇所
- 最終処分場 1 箇所
- 【農林施設】
- 橋りょう 10 橋
- 【消防水利】
- 消防水利(消火栓、防火水槽等) 10,611 基

(出所)総務省への報告書より作成。

(2)相模原市の現状に対する問題意識(下線は包括外部監査人が記載)

- ① 相模原市の公共建築物は、人口急増に伴い、延床面積ベースで、昭和 47～51 年度が施設整備のピークとなっており、特に、学校教育施設は、5 か年で 20 万㎡を超えるペースで整備を進めてきた。また、1986 年度(昭和 61 年度)までに、現在保有している施設の半分以上を整備している。
- ② 公共施設の老朽化に伴い、将来の改修・更新に膨大なコストが必要になることが見込まれ、試算では、今後も現状と同程度の財源を改修・更新に充てられるとしてもコストを賄いきれず、財源の範囲で改修・更新を行うためには、現在の延床面積を最大で 40%程度削減する必要があると想定している。
- ③ 当初、今後 30 年間で必要な 1 年当たりの改修・更新費を約 174 億円と試算。各長寿命化計画策定後の再精査では、約 161 億円と試算。今後、各長寿命化計画に基づき、施設コストの縮減と財政負担の平準化の取組を進めていく必要がある。
- ④ 土木施設の維持管理は、過去実績に基づく予算配分をしており、対症療法的な管理が中心であったが、今後、予防保全的な管理を推進し、最適な維持管理手法へ転換することで、将来的な財源確保の課題に対応していく。
- ⑤ 土木施設については、当初、今後 50 年間で必要な 1 年当たりの維持管理・更新費を約 81 億円と試算。各長寿命化計画策定後の再精査では、今後 30 年間で必要な 1 年当たりの維持管理・更新費を約 64 億円と試算。今後、各長寿命化計画に基づき、施設コストの縮減と財政負担の平準化の取組を進めていく必要がある。

(3) 相模原市の総合管理計画等の推進体制

公共施設所管課、インフラ所管課、建築物の設計等を行う営繕各課、企画、財務及び管財を所管する各課で構成する公共施設マネジメントの取組を推進する会議(公共施設マネジメント検討調整会議)を設置し、庁内横断的な体制の下、それぞれの公共施設等に関する情報を共有しながら、公共施設等の更新・長寿命化などに連携して取り組むとしている。

(4) PPP/PFI 活用に対する方針

公共施設の管理運営に当たっては、必ず、指定管理者制度、PFI や PPP などの民間の知識やノウハウの活用など、多様な選択肢から最も効率的・効果的にサービスを提供できる主体や手法を適用するとしている。実際、2024 年(令和 6 年)3 月に「相模原市 PFI ガイドライン」を策定はしているが、もっと広義に PPP 全体を示したわけではなく、また当該施策を実際に実施されたことはまだないことから、適用は今後に期待されよう。

(5) 点検・診断等の実施方針

① 公共建築物

施設点検等による不具合箇所の早期発見や適切な対処方法の検討、ガイドライン等による技術基準の明確化など、予防保全の視点に基づいて計画的に修繕を行うための仕組みを構築し適切な保全を図る。

② 土木施設

施設ごとに要求性能は異なるため、最適な管理水準を設定し、定期的な点検を実施することで、ライフサイクルコストの削減を図りつつ安全性を確保する。

(6) 維持管理・更新等の実施方針

① 公共建築物

施設の機能面を重視した多機能化・複合化を進めることにより、サービス水準を維持しながら、施設総量の削減を図り、施設の適正化について検討する。

特に、小中学校については、地域コミュニティの核・交流の拠点となる施設として位置付け、多機能化・複合化による他の施設との集約化を図っていく。

② 土木施設

施設の性質や規模に応じて維持管理区分を設定し、最適な維持管理手法を選択すること、最適な管理水準を設定し、定期的な点検を実施すること、新技術や新工法の適用を積極的に検討することでライフサイクルコストの縮減を図る。

(7) 安全確保の実施方針

点検の結果、破損や異音等の異常が発見された場合は、速やかに利用を禁止するとともにその旨を周知し、利用者の安全を確保する。利用を禁止した後は、異常が発見された施設の種類、状況、修繕時期の目途等を総合的に判断し、修繕、撤去、更新等の適切な対応を行う。

(8) 耐震化の実施方針(下線は包括外部監査人が記載)

第1次相模原市耐震改修促進計画(平成 20～27 年度)で対象として掲げた市有の特定建築物及び地震防災上重要な役割を担うと考えられる市役所や学校等の建築物は、建替えや耐震改修等により耐震対策が完了したとされる。

今後も、計画に基づく施設の適切な維持管理を行い、耐震性を確保していき、その他の建築物については、財政状況や優先順位を踏まえながら安全性を確保していくとしている。

(9) 長寿命化の実施方針

① 公共建築物

施設点検等による不具合箇所の早期発見や適切な対処方法の検討、ガイドライン等による技術基準の明確化など、予防保全の視点に基づいて計画的に修繕を行うための仕組みを構築し適切な保全を図るとしている。

② 土木施設

従来の対症療法的な管理から、予防保全管理とするとしている。

(10) ユニバーサルデザイン化の推進方針

「障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方」である、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、市の施策や事業を進めることにより、『すべてのひとにやさしい都市・さがみはら』の実現を目指すとしている。

(11) 脱炭素化の推進方針

長期的に目指す 2050 年の将来像を見据え、「炭素半減社会が実現しているまち」、「気候変動に適応しているまち」及び「分野横断的な施策の推進」を基本理念として掲げ、8 つの取組の柱(「再生可能エネルギーの利用促進」、「省エネルギー活動の促進」、「脱炭素型まちづくりの推進」、「循環型社会の形成」、「いきいきとした森林の再生」、「市の率先行動」、「気候変動適応策の推進」及び「環境意識の向上」)を設定する。

そのうち市の率先行動として、太陽光発電設備の導入や新築建築物の ZEB 化、LED 照明の導入等を行うとしている。

(12) 統合や廃止の推進方針

相模原市が提供するサービス・機能について必要性を明確化するとともに、それらのサービス提供を市が主体となって実施する必要性を見極め、サービス提供を将来にわたり継続することの妥当性を検討し、適正化を図るとしている。施設の新規整備又は更新の場合には、他の施設との複合化や既存施設の廃止などにより整備面積と同程度以上の面積を削減し、施設総量の抑制を行うなどを基本とする施設整備のルール作りを進めるとしている。

(13) 数値目標（下線は包括外部監査人が記載）

① 公共建築物

- ・延床面積の削減目標
- ・今後 30 年間で 20%の延床面積削減
- ・目標達成のための基本原則
 - ア. 新規整備は原則行わない。
 - イ. 学校施設の大規模改修や更新時期には原則として多機能化等を行う。

しかし、現状認識においては財源の範囲で改修・更新を行うためには、現在の延床面積を最大で 40%程度削減する必要があると想定しているため、残りの 20%部分をどのように対応するかについては疑問が残る。

② 土木施設

予防保全的な管理への転換によりライフサイクルコストの縮減を図るとしている。

(14) 他の地方公共団体との比較

① 総合管理計画の計画期間と見直しについて

相模原市においては計画期間 10 年、見直しを 10 年毎としている。これについては、神奈川県内の川崎市も同様であり、20 団体のうち 11 団体まで 10 年間としており、今後の外部環境の変化を考慮しても妥当な期間であろう。なお、他団体の事例としては、さいたま市 39 年、新潟市 30 年、静岡市 30 年、堺市 30 年、北九州市 40 年、熊本市 40 年と長期に渡る計画期間を設定している団体もあるが、利用するソフトウェアからの推定は可能であるとしても、将来のギャップとの差が拡大し、見直しが随時迫られることにもなりかねず妥当とは言えないであろう。なお、横浜市は 20 年の計画期間に、11 年から 20 年の見直期間を設定している。

(15) 公共施設マネジメントに現在要している経費（億円）の比較

各地方公共団体により算定方法が異なる（特定の年度を採用、何年かの平均値を採用等）点はあるが、全体的な傾向としては、その分布状況を示すことは有効であろう。なお、政令指

定都市であっても、その規模や人口は様々であることから、その点を考慮した数値も参考までに示すこととする。

図表3-9 現状の経費の比較

団体名	経費(億円)	算定根拠	人口1人当たり経費(円/人)
札幌市	1,357.0	記載なし	69,252
仙台市	535.0	2017年度	48,744
さいたま市	732.0	記載なし	54,654
千葉市	595.0	複数年度平均	60,882
横浜市	905.0	単年度	24,110
川崎市	732.0	複数年度平均	47,517
相模原市	126.7	複数年度平均	17,619
新潟市	415.7	複数年度平均	54,397
静岡市	266	複数年度平均	39,065
浜松市	363.0	複数年度平均	45,793
名古屋市	438.0	複数年度平均	19,086
京都市	528.0	複数年度平均	38,118
大阪市	1,177.0	2020年度	42,931
堺市	255.0	複数年度平均	30,866
神戸市	6,986.0	単年度	462,368
岡山市	544.8	複数年度平均	77,605
広島市	531.2	単年度	44,837
北九州市	640.0	複数年度平均	68,862
福岡市	633.0	単年度	40,028
熊本市	225.5	複数年度平均	30,828

(出所) 包括外部監査人が資料を基に作成。

(注) 人口は2022年度(令和4年度)のものを採用した。円未満四捨五入。

これによれば、相模原市は経費や人口1人当たり経費のいずれも他の団体と比較して突出して少ないことがわかる。神戸市の異常値は除いても、第2位の名古屋市よりも大幅に小さい金額となっている。市町村合併の繰り返しにより広大な敷地を有する割には、都市化の領域が限定されていることから保有する公共施設が比較的少ないという点は考えられるが、長寿命化や維持管理に必要な経費が正しく支出されているかについては検証する必要があるであろう。

(16) 公共施設マネジメントに要する公共施設保有量(m²)の比較

次に、各地方公共団体が保有する公共施設保有量(m²)と、1人当たり公共施設保有量(m²/人)を示す。

図表3-10 公共施設保有量の比較(令和4年度)

団体名	公共施設保有量(事業用資産建物保有量) (m ²)	1人当たり公共施設保有量 (m ² /人)
札幌市	5,836,749	2.98
仙台市	データなし	データなし
さいたま市	2,532,553	1.89
千葉市	2,516,356	2.57
横浜市	9,250,007	2.46
川崎市	3,721,305	2.42
相模原市	1,686,916	2.35
新潟市	2,622,095	3.43
静岡市	2,254,537	3.31
浜松市	2,410,050	3.04
名古屋市	9,699,856	4.23
京都市	4,580,155	3.31
大阪市	13,146,905	4.80
堺市	2,213,240	2.68
神戸市	7,198,583	4.76
岡山市	2,139,217	3.05
広島市	3,859,082	3.26
北九州市	4,599,507	4.95
福岡市	5,338,872	3.38
熊本市	2,433,569	3.33

(出所) 包括外部監査人が、資料を基に作成。

(注) 公共施設保有量、人口は2022年度(令和4年度)のものを採用した。

ここにおいては、相模原市は公共施設保有量(事業用資産建物保有量)が最少であり、1人当たり公共施設保有量についてもさいたま市について第2位の少なさとなっている。この数字を前提にした場合には、(14)の結果の理由も保有資産量自体が少ないことから、経費の少なさも説明できることになる。当該保有量自体が少ないこと自体は効率的とは言えるが、川崎市の半分程度とはかなり少ない量であると言える。

(17)有形固定資産減価償却率(%)

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能となる指標であり、以下の算定式により求められるものである。

$$\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

当該指標は、公共施設等の老朽化が進めば数値が上昇(悪化)し、除却・更新等が実施されると低下(改善)されることから一般に「資産老朽化比率」を示すものとされている。

但し、長寿命化対策の結果についてはそれが必ずしも精緻に反映するものではないことに留意する必要がある。つまり、建物等の改築や更新(長寿命化対策)等を実施した場合であっても、それが「資本的支出」に該当する場合には、その支出金額を固有の取得価額とし、既存の償却資産と種類及び耐用年数を同じくする別個の資産を新規に取得したものととして、その種類と耐用年数に応じて減価償却を行うこととされており、当該資本的支出見合いで有形固定資産減価償却率は低下することから、長寿命化対策が全く反映しないというわけではないか、効果がそのまま現れるとは限らないことに留意する必要がある。⁴

それを考慮しつつも一般には資産の老朽化の度合いを示すと考えることは許されるであろう。

以下においては、対象地方公共団体の4年間の有形固定資産減価償却率(%)の推移を示したものである。

図表3-11 有形固定資産減価償却率の推移(%)

団体名	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
札幌市	67.90%	69.20%	70.00%	70.80%
仙台市	61.08%	61.28%	62.28%	62.82%
さいたま市	59.10%	60.50%	60.80%	62.30%
千葉市	63.00%	65.00%	66.00%	66.00%
横浜市	55.40%	55.30%	57.10%	59.00%
川崎市	60.70%	61.40%	62.20%	資料なし
相模原市	65.80%	67.20%	68.70%	70.50%
新潟市	57.10%	58.50%	60.00%	61.20%
静岡市	67.00%	68.30%	69.60%	70.40%

⁴ 財政局財務調査課・地方公共団体金融機構「地方公会計のあり方に関する研究会 報告書」(2016年10月)

団体名	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
浜松市	67.40%	68.20%	69.30%	70.20%
名古屋市	70.40%	70.30%	69.85%	71.20%
京都市	64.00%	65.20%	66.20%	67.50%
大阪市	57.57%	59.03%	60.40%	61.77%
堺市	65.42%	64.82%	66.07%	67.45%
神戸市	68.48%	68.77%	69.35%	70.30%
岡山市	62.53%	61.29%	62.68%	60.30%
広島市	67.50%	68.78%	70.15%	70.79%
北九州市	68.63%	69.46%	70.24%	71.40%
福岡市	59.60%	61.00%	61.00%	61.70%
熊本市	58.30%	59.80%	60.80%	61.10%

(出所) 包括外部監査人が資料を基に作成。

上記によれば、相模原市においては、2022年度(令和4年度)は70%を超えており他の地方公共団体と比較してもかなり公共施設等の老朽化が進んでおり、この4年間で改善が見られず数値が悪化し続けていることがわかる。

今後も現状と同程度の財源を改修・更新に充てられるとしてもコストを賄いきれず、財源の範囲で改修・更新を行うためには、現在の延床面積を最大で40%程度削減する必要があると想定していると認識されているのもこのような点に見られるのであろう。

なお、横浜市では2022年度(令和4年度)は59%と比較的よい数値となっている。

(18) 長寿命化の効果

次に、耐用年数経過時に単純に施設等を更新した場合と、長寿命化対策を施した場合とで、どれだけのコストに差が出てくるかを示したものが次の表である。地方公共団体毎に設定している計画期間が異なることから、一概に比較をできないため、各効果を計画年数で割って、1年当りの効果も右側に記載した。

図表3-12 長寿命化実施時のコスト削減比較(億円)

団体名	計画期間	単純更新時	長寿命化実施時	年間効果
札幌市	2023→2072、49年	82,171	57,382	506
仙台市	2020→2069、50年	42,190	31,011.0	224
さいたま市	2021→2050、30年	32,072	27,557.0	151
千葉市	2020→2049、30年	950.0	630.0	11
横浜市	2021→2065、45年	86,600	76,900.0	216

団体名	計画期間	単純更新時	長寿命化実施時	年間効果
川崎市	2022→2032、10年	878.0	記載なし	算定不能
相模原市	2021→2050、30年	8,550.5	6,750.5	60
新潟市	記載なし	記載なし	517.2	算定不能
静岡市	2021→2050、30年	21,223	15,374.0	195
浜松市	2020→2069、50年	34,369.0	30,549.0	76
名古屋市	2011→2060、50年	45,590	32,044.0	271
京都市	2014→2054、40年	19,070.0	11,815.0	181
大阪市	2021→2050、30年	1,718.0	1,106.0	20
堺市	2021→2050、30年	9,689.0	7,966.0	67
神戸市	2021→2050、30年	61,051.0	37,760.0	776
岡山市	2023→2057、34年	22,948	21,728	36
広島市	2022→2056、35年	62,501.0	29,382.0	946
北九州市	2013→2053、40年	34,840.0	26,760.0	202
福岡市	2021→2051、35年	65,298.0	43,567.0	621
熊本市	2015→2055、40年	19,567.7	10,980.9	215

(出所) 包括外部監査人が資料を基に作成。

(注) 年間効果については、億円未満を四捨五入している。

上記によれば、相模原市における長寿命化実施の効果は、通常の更新等と比較して年間60億円程度と千葉市、大阪市、岡山市に次いで小さく堺市に近い値となっている。このため、インフラ施設を中心として長寿命化に加えその他の施策を組み合わせる努力が必要となる。老朽化したり、利用価値の低い施設の廃止や統合もその施策の一つとも言える。

(19) 地方公会計(固定資産台帳等)の活用状況

活用していると回答した団体12団体(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、新潟市、静岡市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、熊本市)に対し、活用していない団体8団体(横浜市、川崎市、相模原市、浜松市、名古屋市、大阪市、北九州市、福岡市)とほぼ接近した結果となっており、神奈川県内の3団体がいずれも活用していないとしている。

(20) 広域連携

実施していると回答した団体13団体(札幌市、千葉市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市)に対し、実施していない団体7団体(仙台市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、神戸市、岡山市)となっており、神奈川県内の3団体がいずれも活用していないとしている。

4. 総論における監査の結果及び意見

【結果1】 公共施設マネジメントと地方公会計の連携について 【財政課】

① はじめに

先に示した総務省のアンケートによれば、神奈川県内の政令指定都市(横浜市、川崎市、相模原市)のいずれも公共施設マネジメントと地方公会計の連携について行われていないと回答している。また、構築された「公共施設情報一元管理システム」も、既存の「市有財産管理システム」を出発点としつつ、現行の財産台帳、利用状況・コストデータベース、公共建築物保全台帳等がそれぞれ所有する一般公共建築物等の各施設情報データベースの一元化等を行うという方向であるため、地方公会計上の固定資産台帳としての役割を十分果たすことが困難であるだけでなく、分散する各データの整合性の確保に非常に時間がかかることになっている。

② 固定資産台帳の整備

現行制度上、各地方公共団体では、地方自治法に規定する公有財産を管理するための公有財産台帳や個別法に基づく道路台帳等の各種台帳を備えることとなっているが、これらの台帳は、主に数量面を中心とした財産の運用管理、現状把握を目的として備えることとされており、資産価値に係る情報の把握が前提とされていない点で固定資産台帳と異なるし、すべての固定資産を網羅する台帳を整備することは必ずしも義務づけられていない。

図表3-13 公有財産台帳と固定資産台帳の主な相違

	公有財産台帳	固定資産台帳
管理の主眼	財産の保全、維持、使用、収益等を通じた現物管理	会計と連動した現物管理
対象資産の範囲	建物・土地・備品等が中心(道路、河川など同台帳上に整備されていない資産もある)	すべての固定資産
資本的支出と修繕費	明確な区分なし	区分あり
付随費用	明確な区分なし	区分あり
金額情報	原則なし	あり
減価償却	なし	あり

(出所)「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(総務省、2015年1月)

しかし、固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠であり、

各地方公共団体の財政状況を表す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として固定資産台帳を整備する必要があるとされる。また、将来世代と現世代の負担公平性に関する情報や施設別・事業別等のセグメント別の財務情報をあわせて示すこと等により、個別の行政評価や予算編成、公共施設の老朽化対策等に係る資産管理等といった活用につなげるためにも、同台帳の整備は重要であり、民間事業者によるPPP/PFI事業への参入促進にもつながると考えられる。

さらに、固定資産台帳は、総務省が策定を要請している「公共施設等総合管理計画」に関連して、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに重要な役割を果たすことが期待されている。

なお、PFI等の手法により整備した所有権がない資産についても、固定資産台帳は重要な役割を果たす。これは、契約上のリスク配分状況等を検討の上、原則として地方公共団体に帰属するリース資産・リース債務として認識し、固定資産台帳にその金額及び計算方法等を記載するからである。

② 相模原市の現状

総務省に対しては、公共施設マネジメントと地方公会計の連携について行われていないと回答しているものの、構築された「公共施設情報一元管理システム」では、既存の「市有財産管理システム」を出発点としつつ、既存のデータとの一元化を目指している点からは、DX化の流れに沿ってその方向性自体は正しいものであり評価できる。また、「公共施設情報一元管理システム」の機能要件一覧表を見る限りでは、当該システムは価格情報等固定資産台帳に近い役割を持つことは理解できる。

しかし、監査において管轄組織を記載した公共施設一覧表の提出を求めたところ結果的に当該情報は出力されなかったため、結果としては手作業で集計せざるを得なかった。機能要件上からは可能であるはずの処理ができない理由としては明確ではないが、既存データの整合性チェックや入力状況が十分に進んでいないことが伺われる。これについては、各論でも示す点である。

さらに、相模原市では「相模原市 PFI ガイドライン」を2024年(令和6年)3月に策定をしているが、先に示したように企業会計上のリースの概念が正しく集計・管理できないシステムでは十分な対応はできないことになる。

監査人自身の経験でもあるが、既存のデータの整合性をとりつつ、正しい「固定資産台帳」に近づける作業は非常に苦労を要するものである。そのため、一定の業務の外注も考えられるであろう。

構築された「公共施設情報一元管理システム」が、地方公会計上としての「固定資産台帳」としての機能も十分に果たせるように、データ集計だけでなく、日々の仕訳作業が精緻化されることを期待したい。なお、以下では、参考に他の地方公共団体の事例を示しておく。

③ 参考事例

図表3-14 固定資産台帳作成までの経緯(その1)

設問1	<p>公有財産台帳と固定資産台帳の一元化について①～④についてどのような対応をしたのか。</p> <p>① 一元化のステップ</p> <p>② 課題となった事項</p> <p>③ 関与部署</p> <p>④ システム改修等の有無 など</p>
東京都	<p>① 新公会計制度の導入以前より、財産情報システム(公有財産台帳)に取得価格等の情報を有していたことから、これを活用することとし、減価償却等の必要な機能を追加して、固定資産台帳の機能を持たせた。</p> <p>② 会計処理と財産管理が分離していたため、下記のとおり対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計データとは別に管理されている公有財産の情報を財務会計システムに連携させ、自動的に仕訳を発生 ・自動仕訳が発生しないケースでは、財産情報システム上の残高と財務会計システム上の勘定残高との照合作業を実施 <p>③ 会計管理局(新公会計制度の導入全般、財務会計システムの再構築) 財務局(財産情報システムの改修)</p> <p>④ 財産情報システムを仕様変更するとともに、財務会計システムに資産情報を処理する機能を付加 (財産情報システム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費、減価償却累計額を計算する機能 ・作成する財務諸表の最小単位が「歳出目」であるため、財産ごとに「歳出目」を登録する機能 (財務会計システム) ・財産情報システムから受領したデータをもとに、歳出目ごとに勘定残高を集計する機能 ・財産情報システムから受領した非現金取引のデータをもとに、自動仕訳を行う機能
浜松市	<p>① 開始時、2009年度(平成21年度)からの行政経営基幹システムの新規導入を見据え、同システム内公有財産管理システムの公有財産台帳情報に金額情報を加えて固定資産台帳の管理簿とした。開始後、財産異動が生じる度に管理簿を修正している。</p> <p>② 取得価格の捉え方について、固定資産台帳では設計費等を加えるが公有財産台帳上は加えない。また、複合施設の場合、公有財産台帳上は一体的</p>

	<p>に捉えれば済むが、固定資産台帳上は資産類型別に切り分けが求められているなどの違いがある。</p> <p>前者についてはシステム上の切り分けで対応できているが、後者については公有財産台帳ベースのシステムになっており、資産類型別の切り分けの必要が生じた際は手作業での対応。公有財産管理担当者にはその旨伝えてシステム段階での改善を求めているところ。</p> <p>③ 公有財産管理担当者・・・アセットマネジメント推進課 ・管理方法</p> <p>公有財産管理担当者が固定資産台帳情報も含めて一元的に管理している。固定資産台帳の管理という目的が加わったことにより、公有財産台帳では本来必要としない設備機器の登録や金額情報の登録管理が必要となったが、公有財産管理担当者が理解して対応してくれている。</p> <p>④ (①記載のとおり) 現行システムの導入時にあわせて導入済み、統一的基準導入にあわせて2016年度(平成28年度)に部分改修を実施。</p>
宇城市	<p>公有財産台帳と固定資産台帳は一元化ではなく、総資産台帳のもとで公有財産台帳、固定資産台帳、備品台帳を作成。各台帳の範囲が異なるため共通項目だけを一元化している。</p> <p>① 合併後、公有財産台帳の記載内容が不明確(増減異動の処理がされていないなど)であった。また地理情報システム(GIS)の導入や地籍調査の完了により、机上での現況確認が可能になった。土地、建物の洗出し作業を要し、データの一元化で台帳整備を実施することになった。</p> <p>② 財産台帳と資産台帳の対象範囲が違う点、法定公共物の残地の取扱いなどの整理。各台帳整備の項目をすり合わせ、重複する項目を共通項目とし、情報量を減少させた。</p> <p>③ 財政課、公共施設マネジメント課</p> <p>④ 資産台帳システムの改修有り。(公有財産台帳で必要な項目の追加、帳票や備品シール出力の対応)</p>
和光市	<p>① まず、既存の公有財産台帳と固定資産台帳の項目を比較し、どちらの目的にも使用できる管理項目を整理。その後、既存の公有財産台帳データを出力し、追加で必要となる情報をエクセルシート上で加え、地方公会計標準ソフトウェアの開始固定資産台帳として作成。</p> <p>② 上記のような形式の変換作業が発生したほかには、特に課題はない。</p> <p>③ 財政課・総務課</p> <p>④ 地方公会計標準ソフトウェアの導入以外にはシステム改修は不要。</p>

(出所)「地方公会計の活用の促進に関する研究会」第3回資料3による。

図表3-15 固定資産台帳作成までの経緯(その2)

設問2	除却した固定資産はどのように確認して、固定資産台帳から削除しているのか。
東京都	除却等の非現金取引については、各局において公有財産台帳等の各資産システムに入力した登録内容が財務会計システムへ取り込まれ、自動的に仕訳が発生する。制度所管部署より半期ごとに発出される依頼に基づき、各局が公有財産台帳への登録状況(除却を含む)の確認を行う。さらに、監査委員による決算審査といった、現物と台帳の整合性を確保するための取組を通じて、各資産システムからの除却漏れを是正している。
浜松市	除却すべきタイミングで施設所管課が公有財産管理システム上で財産処分の処理を行い、決裁処理の過程でアセットマネジメント推進課が確認をしている。その結果、連動して固定資産台帳からも削除される。
習志野市	<ol style="list-style-type: none"> ① 財産に関する調査の担当課データによる確認。 ② 建物総合損害共済保険による確認。 ③ 期中における除却等の伝票確認。 ④ 固定資産台帳は担当課ごとに毎年データ提供をしているので除却についても確認を依頼 <p>①～④で除却を確認後、除却費用や売却金額(消防車両や土地など)を確認後、仕訳処理を行い、そのデータに基づき固定資産台帳から外す。</p>
宇城市	<ol style="list-style-type: none"> ① 土地・建物＝所管課から異動通知等が公共施設マネジメント課へ提出され、それをもとに財政課で除却処理。 ② 工作物＝異動通知を必須としていないため、現状では決算(解体設計・工事費)での確認及び工作物異動状況を全庁的に照会し、財政課で除却処理。※今後は「宇城市財産管理規則」を見直し、工作物の異動報告を求める。 ③ 備品＝所管課から異動通知が契約検査課へ提出され、それをもとに財政課で除却処理。
和光市	半年に一度の固定資産台帳の更新事務の際に、各課が変動事由に関するチェックリストを記入し、除却などの減少要因がある場合には除却のシステム処理を各課が行う。
設問3	道路台帳等との整合性の確認について、特に道路台帳の更新時期と固定資産台帳の更新時期が必ずしも一致していない中で、どう整合性を保つのか、実務的に工夫しているのでしょうか。(道路台帳では測量が完了するまで登録されないた

	め、固定資産台帳には契約額で既に登録されるため、チェック作業ができないのではないか。)
東京都	工事完了後に固定資産台帳(道路資産管理システム)へ登録を行うとともに、事業施行部署において測量を行ったうえで管理部署へ道路台帳の引継を行うというように、一連の事務フローの中でそれぞれ登録を行うことで、各台帳の整合を図っている。具体的には、道路資産管理システムは事業単位で執行された予算を把握して登録を行い、道路構成(延長、幅員等)も同時に入力することで、実態との整合を図っている。道路台帳は工事完了後の実態に基づき、測量を行い作成されるものであるため、実態が反映されたものとなっている。
浜松市	道路等の所管課に対し道路台帳との整合性(主に道路延長レベル)を保つように促している。
習志野市	固定資産台帳と道路台帳とは一体的な整合性を確認しているわけではなく、道路などは、あくまで支出伝票により建設仮勘定として仕訳し、完了払い時に担当課が伝票に添付する「固定資産登録票」の情報に基づき、固定資産の登録(本勘定への振替)を行う。固定資産登録票には供用開始年月日を記載する欄を設けているが、道路は特に注意を払い、資産登録時に担当課と連絡調整を行う。なお、固定資産の登録を契約金額で行うということはしておらず、執行データ(伝票情報)から固定資産台帳を作成している。
宇城市	道路台帳は実測で登録、固定資産台帳は設計書で登録するので、現況では、道路台帳と固定資産台帳が不一致の可能性はある。当初の固定資産台帳整備では道路台帳を基に整備をしているが、今後、整備する部分についてはチェックする仕組みが必要と認識している。
和光市	号線ごとに施設コードを設定するなど、後日極力確認しやすいような工夫はしてるが、基本的には整合性チェックが困難である状況である。
設問4	公有財産台帳と固定資産台帳の突合作業を委託しているが、委託料及び作業期間はどれくらいかかるのか。
習志野市	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料 367,200円(税込) H29年度実績 ・主な委託内容 ① 受託者は、資産管理課備え付けの公有財産台帳に入力された前年度の異動データを出力し、市に提供する(市は異

	<p>動データを保有しているが、市に備え付けの公有財産台帳システムから異動データを出力し、会計課が求める形式に整えることは公有財産担当課(資産管理課)の負担が大きい。そこで、システム会社に異動データを出力・送付してもらうことを契約に盛り込み、送付されたデータ(エクセル)を確認資料としている。)</p> <p>② 受託者は市より借り受けた固定資産台帳のデータを公有財産台帳のデータと突合させ、その結果を市に報告する。</p> <p>③ 市は結果を受け、固定資産台帳を修正し、受託者に再送付する。市と受託者は、固定資産台帳と公有財産台帳のデータが完全一致するまで突合作業を繰り返す。</p> <p>④ 突合作業完了後、受託者は市に成果物(公有財産台帳全データのエクセル.[固定資産台帳の期末簿価をセット済み])を送付する。</p> <p>・作業期間</p> <p>① 打ち合わせ 30分(委託初年度:約3時間)</p> <p>② 突合作業 約5営業日(委託初年度:約10営業日)・・・固定資産台帳(土地部分)に前年度の異動反映後、受託者との間で3往復程度データ授受。</p>
設問5	<p>公有財産台帳と固定資産台帳の突合は土地についてのみとのことだが、建物についてもいずれの台帳も面積情報を持っていること、また計上対象となる建物の範囲は同一であることから、一致を確認すべき対象と思われるが、突合作業をしていない理由は何か。</p>
習志野市	<p>土地は登記という客観的な事実に基づき、固定資産台帳・公有財産台帳・固定資産課税台帳(公有地は道路も登記されているので評価している)を土地面積という単位をもとに一体化が可能であった。建物は登記されていないものがあることや固定資産台帳では細かい単位での資産計上をしているが、公有財産(特に財産に関する調査などでは、面積の増減しか把握できない)との資産の取り扱いが違い、固定資産課税台帳も登記がないものも多く、一体化はできない。連携すべきものとしての突合作業は設問2のとおり確認している。</p>
設問6	<p>出納閉鎖後のチェック(普通建設事業の概要)での、設計委託料や移転補償等の付随費用の計上もれがないかの確認について、資産計上の漏れを発見する手がかりとして何を見ることとしているのか実務上の工夫をしていることはあるのか。</p>

習志野市	歳入歳出決算報告書に掲載している「普通建設事業の概要」を詳細に作成している。出納閉鎖後、財政課より提供を受け、本体工事と付随費用の全てが漏れのないように確認している。なお、完了払い時に担当課が伝票に添付する「固定資産登録票」には、付随費用を記載する項目を設けている。※寄附は、「財産に関する調書作成時の内部資料」を資産管理課より提供を受け、漏れのないように確認している。
設問7	新しい予算細節を用いて予算要求(実施計画入力)・予算執行を行っていくことになることだが、細節が細かくなったことにより細節間での予算執行管理に手間がかかるのではないか。
和光市	選択する予算科目の種類が若干の増加のため、予算執行管理の手間の増加にはほとんど影響はない。新しい科目間での細節間流用などが頻発しないような予算科目の細分化を心掛けたといった工夫をしている。

(出所)「地方公会計の活用促進に関する研究会」第3回資料3による。

⑤ 将来負担比率と有形固定資産減価償却率の関係

将来負担比率とは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等の将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことを示すものである。地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村(政令指定都市は除く)は350%、都道府県及び政令指定都市は400%としており、 $\text{将来負担比率} = \{A - (B + C + D)\} / (E - F)$ と表される。ここで、A: 将来負担額、B: 充当可能基金額、C: 特定財源見込額、D: 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額、E: 標準財政規模、F: 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を示している。以下においては、先の総務省の調査で用いた有形固定資産償却率との各地方公共団体の関係について示すこととする。

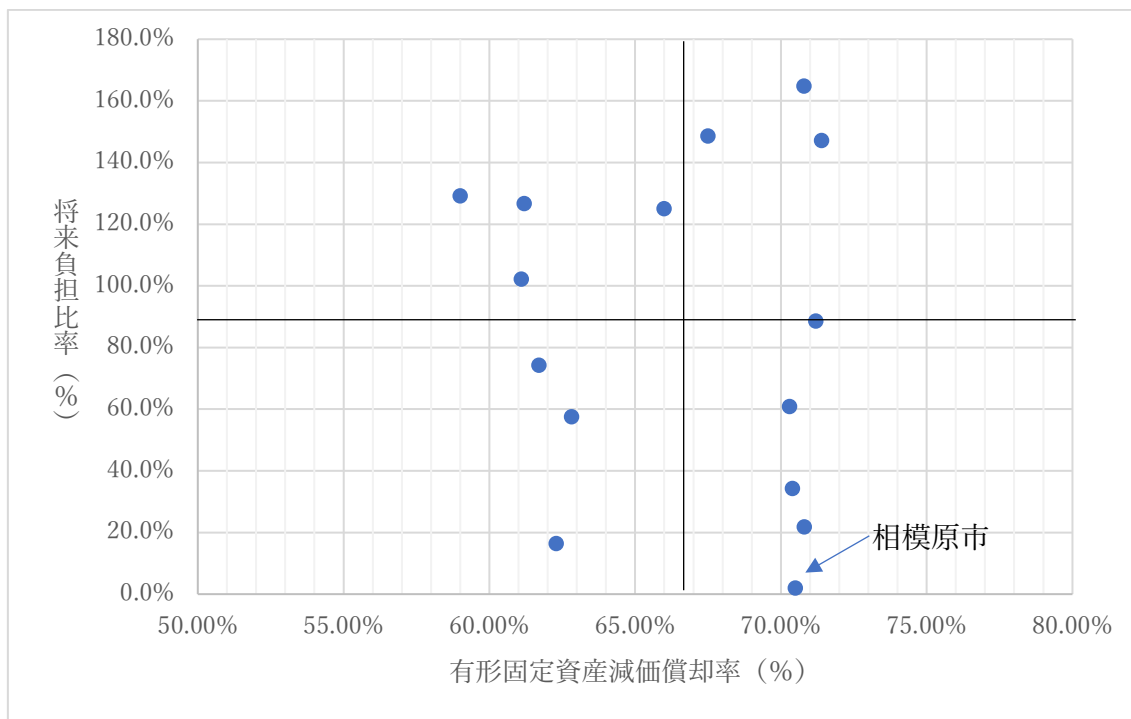
なお、2022年度(令和4年度)の将来負担比率は浜松市、大阪市、堺市、岡山市のデータがなく、有形固定資産減価償却率は川崎市のデータがないことから、それ以外の15団体について、将来負担比率と有形固定資産減価償却率との関係を比較すると以下のようになる。

これによれば、相模原市は第4象限に位置することになる。この領域は、将来負担比率は低い、有形固定資産減価償却率が高い領域である。相模原市のほかに、札幌市、静

岡市、神戸市が含まれるが相模原市は極端な値である。この領域で考えられるのは、老朽化対策を先送りしているという将来負担が潜在している可能性を示唆する領域である。

総論としてはここまでしか言及できないが、思い当たるふしがないか相模原市として自問自答する必要がある。

図表3-16 将来負担比率と有形固定資産減価償却率との関係



(出所)地方財政の統計資料より、包括外部監査人が作成。

【結果2】 ハザードマップ上の公共施設への対応について 【アセットマネジメント推進課】

① 問題の所在

相模原市では、総務省の指示等もあり、第1次相模原市耐震改修促進計画(平成20～27年度)で対象として掲げた市有の特定建築物及び地震防災上重要な役割を担うと考えられる市役所や学校等の建築物は、建替えや耐震改修等により耐震対策が完了したとされる。それは他の地方公共団体でもほぼ達成されているはずのものである。この措置は、財政負担はあっても少なくとも災害の避難施設が、地震の被害を受けるようでは元も子もないという点で当然のことであろう。

ところが、昨年の能登での地震後、やむを得ないとは言え、仮設住宅をハザードマップ上に作り、水害等により大規模な二次被害が発生する事態が発生した。

そこで、これまでの対策に加え、ハザードマップ上にある公共施設については、そのリスクの程度に応じ、対策を急ぐ必要がある。

② 相模原市の現状

以下の表は、ハザードマップ(土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)、洪水・浸水想定区域)上にある公共施設を示したものである。

図表3-17 ハザードマップ上の公共施設(令和4年8月時点)

大分類	小分類	名称	建築年度	主要構造	延床面積	安全性	対策の方向性
行政系施設	庁舎等(本庁舎等)	津久井総合事務所	S39 ~ H18	RC	2,334	土黄	複合化予定
	庁舎等(まちづくりセンター等)	津久井まちづくりセンター	S39	RC	不明	土黄	複合化予定
		新磯まちづくりセンター	S53 ~ H20	RC	277	洪黄	
		青野原出張所	H23	木造	146	土黄	
		鳥屋出張所	S57	SRC	188	洪黄	
		佐野川連絡所	S59	S	23	土黄	
市民文化系施設	文化施設	津久井合唱館	H6	S	105	土黄 洪黄	
	集会施設	奥畑集会所	H3	木造	84	土赤	地域へ譲渡
		桂北地区集会所	S58	木造	142	土黄	地域へ譲渡
		千木良西部集会所	S57	木造	67	土黄	地域へ譲渡
		増原営農センター	S58	木造	134	土黄	地域へ譲渡
		山口集会所	S63	木造	105	土赤	地域へ譲渡
		横橋集会所	S56	木造	94	土黄	地域へ譲渡
		若柳営農センター	H3	木造	102	土黄	地域へ譲渡
		底沢集会所	H3	木造	84	土黄	地域へ譲渡

大分類	小分類	名称	建築年度	主要構造	延床面積	安全性	対策の方向性
		綱子多目的集会施設	H3	木造	55	土黄	地域へ譲渡
		大久和生活改善センター	S61	木造	83	土黄	地域へ譲渡
		上岩集会施設	S63	木造	110	土黄	地域へ譲渡
		川上多目的集会施設	H1	木造	69	土赤	地域へ譲渡
		新和田多目的集会施設	S63	木造	45	土黄	地域へ譲渡
		竹の子の里活性化センター	H3	木造	172	土黄	地域へ譲渡
		鳥屋地域センター	S57	SRC	735	洪黄	検討
		三井地域センター	S59	RC	313	土黄	検討
スポーツ施設	体育館	沢井体育館	H2	RC	865	土赤	
レクリエーション系施設	観光施設・保養施設	相模川自然の村清流の里	H7	SRC	3,304	洪黄	
		城山自然の家	H6	木造	49	洪黄	
		青根緑の休暇村いやしの湯	H17	RC	1,000	土黄 洪黄	
		緑の休暇村センター	S53 ~ S61	RC	629	土黄 洪黄	
		藤野やまなみ温泉	H9	RC	958	土黄	
		和田の里体験センター	H18	木造	170	土赤	
		相模の大凧センター	H11	S	938	洪黄	
保健・福祉施設	保健施設	津久井保健センター	S62	RC	941	土黄	

大分類	小分類	名称	建築年度	主要構造	延床面積	安全性	対策の方向性
	老人福祉センター等	老人福祉センター溪松園	S47	RC	2,055	土黄	検討
		津久井地域福祉センター	H11	軽S	236	土黄	廃止
		津久井老人福祉センター	S55	RC	360	土黄	統合化
		新磯ふれあいセンター	H11	S	1,611	洪黄	検討
	障害福祉施設	津久井障害者地域活動支援センター	H5	軽S	230	土黄	民間移管または廃止
子育て支援施設	保育所・認定こども園等	青野原保育園	S57	RC	407	土黄	
		中野保育園	S51	RC	857	土黄	
		千木良保育園	S48	RC	376	土黄	廃止
	児童クラブ	当麻田児童クラブ	H15	S	239	洪黄	
		広陵児童クラブ	S58	RC	110	土赤	
		広田児童クラブ	S57	RC	65	洪黄	
		串川児童クラブ	H7	軽S	92	土黄	
		津久井中央児童クラブ	S52	RC	63	土赤	
		中野児童クラブ	H4	S	155	土黄	
		千木良児童クラブ	S63	RC	103	土黄	
		桂北児童クラブ	H7	RC	64	土黄	
藤野児童クラブ	H7	S	95	土黄			

大分類	小分類	名称	建築 年度	主要 構造	延床 面積	安全性	対策の 方向性
		藤野南児童ク ラブ	H14	軽S	53	土黄	
		谷口児童クラ ブ	H26	軽S	220	洪黄	
		新磯児童クラ ブ	H11 ~ H25	S	171	洪黄	
	こどもセ ンター、 児 童 館 等	新磯こどもセ ンター	H11	S	420	洪黄	
医 療 施 設	診療所	国民健康保険 青根診療所	H9	RC	210	土黄	
		国民健康保険 日連診療所	S47	RC	250	土黄	検討
	メディカ ルセンタ ー等	相模原西メデ ィカルセンタ ー急病診療所	S57	RC	544	土黄	複合化
市 営 住 宅	市 営 住 宅	青根第1団地	S48	木造	198	土黄	廃止
		青根第3団地	S52	木造	40	土赤	廃止
		青根第4団地	S54	木造	46	土黄	廃止
		上町団地	S30	木造	35	土黄	廃止
		川坂団地	S47 ~ S52	軽S	491	土黄	廃止
		小網第1団地	H10	RC	494	土黄	
		里之上団地	S28 ~ S41	木造	351	土黄	廃止
		仲町第2団地	S34	木造	225	土黄	廃止
		仲町第3団地	S35	木造	56	土黄	廃止
		仲町第4団地	S28	木造	84	土黄	廃止
		奈良井団地	S29 ~ S30	木造	174	土黄	廃止
森戸団地	S26 ~ S27	木造	84	土黄	廃止		

大分類	小分類	名称	建築 年度	主要 構造	延床 面積	安全性	対策の 方向性
		平戸住宅	S26	木造	28	土赤	廃止
		松葉住宅	S31	木造	84	土黄	廃止
		佐野川住宅	H17	木造	162	土黄	
		沢井住宅	H15	木造	162	土黄	
	あじさい 住宅	あじさい住宅 上溝東	H12	不明	735	土黄	
		あじさい住宅 古淵	H9	不明	818	洪黄	
消 防 施 設	消 防 署 等	救急隊派出所	H9	軽S	155	土黄	検討
		青根分署	H29	RC	456	土黄	
		鳥屋出張所 (消防)	S48	RC	165	土黄 洪黄	検討
	消 防 団 施設	北方面第5分 団第3部	H23	S	61	土黄	
		北方面第6分 団第1部	H7	RC	77	洪黄	
		北方面第6分 団第2部	H4	RC	65	洪黄	
		津久井方面隊 第1分団第1 部	H4	S	56	土黄	
		津久井方面隊 第2分団第1 部	S62	S	108	土黄	
		津久井方面隊 第2分団第3 部	S62	S	54	土黄	
		津久井方面隊 第3分団第2 部	S63	S	54	土赤	
		津久井方面隊 第3分団第3 部	S60	S	54	土黄	

大分類	小分類	名称	建築 年度	主要 構造	延床 面積	安全性	対策の 方向性
		津久井方面隊 第4分団第2 部	H24	S	60	土黄	
		津久井方面隊 第4分団第3 部	H16	S	58	土黄	
		津久井方面隊 第5分団第1 部	S58	S	54	土黄	
		津久井方面隊 第6分団第1 部	H14	S	56	土黄	
		津久井方面隊 第6分団第2 部	H3	S	56	洪黄	
		津久井方面隊 第6分団第3 部	S60	S	54	土黄 洪黄	
		津久井方面隊 第7分団第2 部	H17	S	56	土黄	
		津久井方面隊 第7分団第3 部	H2	S	56	土黄	
		津久井方面隊 第8分団第1 部	H4	S	54	土黄	
		相模湖方面隊 第2分団	H21	S	69	土黄	
		相模湖方面隊 第3分団	H2	S	79	土黄	
		相模湖方面隊 第4分団	H5	S	132	土黄	

大分類	小分類	名称	建築 年度	主要 構造	延床 面積	安全性	対策の 方向性
		藤野方面隊小 湊分団第2部 (下小湊)	S58	S	29	土黄	
		藤野方面隊小 湊分団第2部 (上小湊)	S60	S	79	土赤	
		藤野方面隊佐 野川分団第1 部	H20	S	60	土黄	
		藤野方面隊佐 野川分団第2 部	H9	S	67	土黄	
		藤野方面隊沢 井分団第1部	H7	S	66	土黄	
		藤野方面隊名 倉分団第1部	S47	S	46	土黄	改修・更 新
		藤野方面隊牧 野分団第4部	H16	S	84	土黄	
		藤野方面隊吉 野分団第1部	S40	S	44	土黄	改修・更 新
		藤野方面隊吉 野分団第2部	S50	S	22	土黄	
		中央方面隊第 2分団第2部	H1	S	48	洪黄	
		南方面隊第2 分団第1部	H16	S	62	洪黄	
		南方面隊第2 分団第2部	S59	軽S	41	洪黄	
		南方面隊第2 分団第3部	H12	S	59	洪黄	

(出所)相模原市の資料より包括外部監査人が抽出。

(注)土黄:土砂災害警戒区域、土赤:土砂災害特別警戒広域、洪黄:洪水・浸水想定区域

上記によれば、何らかのハザード上にある公共施設は109カ所あり、その中で土砂災害特別警戒区域内にあるものは、上記で色付けをした11カ所存在した。

ここで、「土砂災害警戒区域」とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる地域である。また「土砂災害特別警戒区域」とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる地域である。これらを規制する土砂災害防止法(正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号))が施行されたのが2001年(平成13年)4月1日であるため、それより前の建築物には構造制限は適用されないことになる。

しかし、「土砂災害特別警戒区域」(通称「レッドゾーン」と言われる)に居室を有する建築物を建築する場合には、構造的に土砂災害にも耐えられる鉄筋コンクリートの建築物とするか、崖側に擁壁を設置して土砂を食い止める方法の2種類を選択することになり、これは長寿命化や一般の公共施設マネジメント以前の問題である。

能登半島の水害等の事例においても、被害はほぼハザードマップ通りに発生していることを考えると、高齢者等を中心に人の利用の多い地域や市庁舎等として利用される公共施設については、昨今の豪雨対策を考慮に入れつつ早急の対応が必要であると考え、さらに、極言すれば、人口減少やコンパクトシティの発想を考慮すると、レッドゾーンに公共施設が存在すること自体問題であると言わざるを得ない。

今回は教育施設については対象とはしていない(施設分類上の「生涯学習施設」と「学校教育施設」を表からは除いている。また、「生涯学習施設」のうち、「博物館等」に分類される教育施設ではない施設(古民家園、小原の郷、相模湖記念館、相模川ふれあい科学館)も除いている。)が、その中にも同様の問題が多く存在する。さらに、上記においても、危険な地域に多くの市営住宅が存在している。これらへの対策は、公共施設マネジメントや長寿命化以前の、地方公共団体の災害に対するリスク対策である。早急の対応が必要である。

【意見1】 広域連携への対応について【広域行政課】

① 問題の所在

先の総務省のアンケート結果では神奈川県内の政令指定都市はいずれも広域連携についてはあまり関心がないように思われる。

しかし人口減少・少子高齢化に伴う財源不足、公共施設の老朽化、住民ニーズの変化等様々な課題に対応しながら、将来にわたり住民に必要な公共施設サービスを提供していくためには、官民連携をも含めた広域連携の各施策を公共施設マネジメントに加える必要が求められている。

② 政府等の対応

第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」(2020年(令和2年)6月26日総理手交)においては、地域において住民が安心して快適に生活を営むことができるようにするため、住民の生活機能の確保や、持続可能な都市構造への転換・都市/地域のスマート化の実現などのまちづくりなどのため、市町村による他の地方公共団体との自主的な連携が重要であるとされている。さらに、先行事例としては、地方公共団体間の公共施設の役割分担だけでなく、官民連携による施設の構築も行われている。

③ 対応策等

相模原市はいくつかの市町村合併の影響もあり、既存の施設への対応についても延床面積40%の削減が必要とされている中で、現在の長寿命化施策等においても限界があるであろう。単に、神奈川県内だけでなく、東京都等近隣の地域や民間企業も含めた広域連携についても考慮されることが望まれる。参考までに、政府の答申を以下に添付する。

図表3-18 広域連携に対する政府の答申

第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」の概要 (令和2年6月26日総理手交)

3. 公共私連携 ✓ 住民に必要なサービスを確保していくため、行政のほか、コミュニティ組織、NPO、企業等の地域社会の多様な担い手の連携が重要に

<p>① 連携・協働のプラットフォーム構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の多様な主体の連携・協働のプラットフォームを市町村が構築 ● 民間人材と地方公務員の交流環境の整備 (例: 多様な任用形態・兼業許可の活用等) 	<p>② 地縁法人制度の再構築・共助の担い手の基盤強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域課題への取組を行う地縁法人制度として、認可地縁団体制度(自治会による不動産保有のための法人制度)を再構築 ● 市町村は、共助の担い手に人材・資金・ノウハウ等を支援 (例: 地域運営協議会・集客ネットワーク圏、地域づくり協力隊・企業人)
---	---

4. 地方公共団体の広域連携 広域連携による基礎自治体の行政サービス提供

✓ 地域において住民が安心して快適に生活を営むことができるようにするため、住民の生活機能の確保や、持続可能な都市構造への転換・都市/地域のスマート化の実現などのまちづくりなどのため、市町村による他の地方公共団体との自主的な連携が重要

<p>① 市町村連携の課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 定住自立圏、連携中枢都市圏等の市町村連携の取組を深化 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 連携計画の作成等の役割を担う市町村と、他の市町村による連携施策のPDCAサイクルの整備 ✓ 公共私連携の強化のため、共私からの意見聴取・提案検討 ✓ 市町村連携を前提として、都道府県からの積極的な事務移譲が重要 ※法制度化には、関係者と十分な意見調整が必要 	<p>② 都道府県による市町村の補完・支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多様な市町村の現状を踏まえ、きめ細やかな都道府県による補完・支援が必要 ● 市町村から都道府県に役割分担の協議を要請する仕組みも検討 <p>③ 多様な連携による生活機能の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多様な市町村間の広域連携により住民の生活機能を確保(関係市町村に適切に財政措置) 	<p>都道府県の区域を越えた連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 広域課題への対応には、都道府県間の一層緊密な協力関係が必要に <p>都道府県の区域を越えた広域課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な災害や感染症への対応など、都道府県を越えた広域的な課題に対し、都道府県相互の協力関係の構築が必要 ● 人口の移動が特に多い東京圏では、国も連携し、継続的に協力・調整を行う体制の構築が必要
--	--	---

5. 地方議会 ✓ 資源制約に伴って合意形成が困難な課題が増大する中、住民の多様な意見を反映しながら合意形成を行う場である地方議会に、より多様な層の住民が参画できるようにすることが必要

【無投票当選者割合】
都道府県26.9%、指定都市3.4%、市2.7%、町村23.3%

<p>① 請負禁止の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 禁止される請負の範囲の明確化等(個人の請負の一部緩和も検討) 	<p>② 立候補環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 立候補に伴う不利益取扱いを禁止
--	--

12

(出所)「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制の在り方等に関する答申」

【意見2】 農林施設と消防水利施設のあり方について 【農政課、消防総務課】

① 問題の所在

図表2-4「公共施設マネジメントの取組体系図」において、農林施設や消防水利施設について公共施設等総合管理計画の枠の中に入れておらず、関連するものとして外に出ている。この点については、2023年(令和5年)11月20日の第19回公共施設マネジメント検討調整会議においても同様の質問を都市建設総務室長より投げかけられ、これに対する回答としては、「農林施設については、拠り所となる方針がないためこのような形になっている。総合管理計画本編には、農林施設の数量と個別の計画に基づいて対策を行うという考え方が書かれている。なお、国の策定指針ではこの記載方法を認める改訂がされたため、策定指針に沿った内容となっている。消防水利の維持管理計画については、農林施設と同じ位置付けになるかと思われる。」とアセットマネジメント推進課総括副主幹が回答している。しかし、それでは当該2分野については現状を示しているだけで「マネジメント」として明確ではないのではないかという疑問が存在する。

② 拠り所となる方針について

農林施設については、農林水産省が、「農林水利施設の機能保全の手引き、ダム機能診断マニュアル、ダム耐震性能照査マニュアル」の中で「農林水利施設の機能保全の手引き」の改訂版(2023年(令和5年)4月26日)が示され、従来の管理方法の改定が行われている。さらに、「農業水利施設におけるストックマネジメントの取組について」も公表されており、公共施設等総合管理計画の枠の中で、個別計画として作成する余地もあったはずである。

消防水利については、東日本大震災以降の改訂はあるものの、政府としては最新の施設管理が求められている訳ではない。相模原市では「消防水利維持管理計画」(令和5年6月)、「相模原市消防水利要綱」(令和3年4月)及び「消防水利事務処理マニュアル」が既に策定されている。これらを個別計画としてまとめる等として、既存の消防施設との配置や業務の観点から、公共施設マネジメントの一環としての「個別計画」を策定することも有効であろう。実際、個別計画を策定している地方公共団体(花巻市、浜松市等)は多い。また、近時の温暖化に伴う1時間100ミリの豪雨に対する消防の役割も近時議論が進んでいることから当該分野においても個別計画を策定しつつ、公共施設等総合管理計画とうまくリンクさせる必要があるであろう。

【意見3】 公共施設等総合管理計画自体の記載について 【アセットマネジメント推進課】

先に示したように、相模原市の公共施設等総合管理計画(行動計画)である「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方」において用いている公共施設

の保有状況は、2012年(平成24年)3月発行の「相模原市公共施設白書」をベースとしており、各施設量は2011年(平成23年)4月時点のものであり、現在のものとは一致していない。

行動計画を、10年前の公共施設のデータではなく、できる限り最新の情報を基に説明するとともに、価格情報等についてもできるだけ盛り込み、地方公会計の各情報ともリンクさせることが望ましい。今後の改訂が期待される。

【意見4】 相模原市のPPP/PFIについて【アセットマネジメント推進課】

ようやく「相模原市 PFI ガイドライン」が策定されたところであるが、公園事業の Park-PFI などでは、PFI という名前でも、その実態は異なるものであり、当該ガイドラインの範疇からはずれる部分も多い。そのため、本来は「PPP/PFI」と官民連携を広くとらえるとともに、計画だけでなく早期に実例を多く経験することが必要であろう。

【意見5】 施設の耐震状況の数値化について【建築政策課】

① 問題の所在

相模原市における耐震安全性の基準としては、以下の目標値を採用している。

図表3-19 耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	III 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。

部位	分類	耐震安全性の目標
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

(出所)相模原市の資料による。

② 対応案

上記のように各施設等について一括して分類することも有効であろうが、増築や改築を繰り返すような建物においては、その階毎等で細かく把握することも重要であると考え。公共施設が全体として一定の耐震構造であるとしても、部分的に弱い部分から崩壊が始まる場合もあり、民間でも使う指標を併用することも有効であると考え。

以下においては、その事例として I_s 値を挙げたい。 I_s 値とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の構造耐震指標のことをいい、地震力に対する建物の強度、靱性(粘り強さ)を考慮し、建築物の階ごとに算出する。「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」の告示(平成 18 年度国土交通省告示 第 184 号と 185 号)により、震度 6~7 程度の規模の地震に対する I_s 値の評価については以下の様に定められている。

I_s 値が 0.6 以上	倒壊、または崩壊する危険性が低い。
I_s 値が 0.3 以上 0.6 未満	倒壊、または崩壊する危険性がある。
I_s 値が 0.3 未満	倒壊、または崩壊する危険性が高い。

【意見6】 普通財産について【管財課】

① 普通財産の現状

「市有財産調(令和 4 年 3 月 31 日)」によれば、普通財産は、以下のような現状となっている。

図表3-20 普通財産の現状

ア. 一般

種類	件数	面積(m ²)	価格(千円)
土地	269	292,701.89	12,300,121

建物	75	37,478.71	6,967
工作物	20	95.00	6,967

(注)総額 16,884,854.00 千円

イ. 廃道路敷

件数	面積(m ²)	価格(千円)
17	2,783.40	161,606

ウ. 山林

種類	面積(m ²)	価格(千円)
旧津久井町地内	596,622	446,823
旧相模湖町地内	4,847,903.19	14,994,995
旧城山町地域分	60,741	2,168
旧藤野町地域内森林分	394,074	205,664
旧藤野町地域内原野分	32,442.27	615
合計	5,931,782.46	15,650,265

② 問題の所在

上記普通財産についての、現状の処理状況(売却方針等)について財政局管財課に問い合わせたところ、「未利用市有地等の有効活用に関する基本方針」として、未利用市有地に係る全体的な処理の方向性や進捗管理については定められていた。

普通財産は、行政財産からははずれたものの、間接的に行政活動に貢献しているもの、売却予定のもの、理由があって売却できない状況のもの等それぞれを整理して管財課として一括して全体を管理するのが一般の地方公共団体であると認識しているところ、相模原市は進捗管理の中で現状の把握は行っているものの、個々の普通財産についての具体的な処分方法は、各担当部局に任せている状況であった。

- ・普通財産(雑種地)旧津久井町内 14,953.72 m²、68,714 千円
- ・普通財産(宅地)旧津久井町内 401.27 m²、4,489 千円
- ・普通財産(旧水道用地)旧津久井町内 702.9 m²、74,776 千円
- ・普通財産(雑種地)旧城山町内 1,523.61 m²、30,435 千円

これらについては、合併前の地方公共団体の「負の遺産」として放置されている印象がある。対応方針を明確化すべきではないか。

- ・吉野イベントパーク隣接地 47,158.83 m²、274,132 千円
面積、価格が大きい、処理方針が不明である。

- ・旧笹野家住宅 3,205.79 m²、200,430 千円
- ・旧田中住宅 2,012.69 m²、222,014 千円(令和 3 年度に売却済であるが、台帳上残されている)

特に、旧笹野家住宅は国登録有形文化財(建築物)(2015 年(平成 27 年)11 月 17 日)であり、普通財産ではなく、行政財産としての文化施設に該当するのではないかと疑問が残る。

③ 対応策

岡崎市では「市有財産の有効活用に関する基本方針」(令和 3 年度～令和 12 年度)において、公共施設マネジメントの範囲に普通財産も含め、未利用地、未活用地の売り払いや買い付け状況について報告している。長野県においては、未利用地についての公募による貸し付けを行っている。森林については水源の保護、自然の保護の観点から単に保有する重要性もあるが、民間の投資物件として森林から得られる収益を享受できる権利の売却を行った地方公共団体も存在する。日本の例ではなく、イギリスの財政難の地方公共団体はロンドンに賃貸ビルを建設し、そこからの収益を財政の補充に充てているという事例もあり、従来単に売却すればいいという発想は変わりつつある。いずれにしても、各資産の活用方針を明確化すべきである。

【意見7】 脱炭素の取組について 【ゼロカーボン推進課】

「相模原市公共施設等総合管理計画」(2024 年(令和 6 年)3 月)の「脱炭素社会の実現に向けた取組に関する考え方」においては、「第2次相模原市地球温暖化対策計画(改定版)～さがみはら脱炭素ロードマップ 2050～(2023 年(令和 5 年)11 月改定)～」等を基にして、脱炭素化の基本方針を記載している。

しかし、これによれば、<市の主な率先行動>として、「太陽光発電設備の導入:2030 年度までに設置可能な公共施設の約 50%に導入する。」「新築建築物の ZEB 化:2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当を目指す。」「LED 照明の導入:LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%にする。」「公共における次世代自動車の導入:代替可能な電動車がいない場合を除き、新規導入・更新時に電動車を導入し、2030 年度までに全て電動車とする。」と一般的な提示にとどまっており、これによりどのようなルートで「本市の事務事業に伴う二酸化炭素の削減目標 2030 年度(令和 12 年度)の削減目標 50%削減(2013 年度比(平成 25 年度比))」を達成するのかが明確ではない。

川崎市の新本庁舎や東京都の武蔵野の森体育館等あらゆる脱炭素建築を実施している。東京オリンピック用の施設の建築にあたっては「地中熱利用促進協会」からの陳情があったという情報もある。一般的記載にとどまらず、どの公共施設の類型にはどのような脱炭素技術を

使用するのかを、基本方針とは言えもう少し個別的に記載するとともに、50%削減への因果関係を明確に示すべきであろう。

第4 行政系施設の公共施設マネジメント(各論)

以下においては、各論として種別毎の公共施設マネジメントの概要と監査の結果及び意見を記載する。

なお、特に行政系施設を中心に相模原市の作成した「公共施設カルテ」を参照している部分については、2023年(令和5年)3月31日の状況を示したものであるため、2024年(令和6年)度から見ると築年数が異なることに留意されたい。

1. 庁舎等(本庁舎等)

(1) 施設の概要


① 目的・機能・配置状況

市役所本庁舎や区合同庁舎、津久井地域の総合事務所など、市の窓口や事務室など様々な施設が入る建物である。

市、区及び津久井地域などにおける行政運営の拠点として、8か所に設置している。なお、当該分類の中には、民間建物内の床を区分所有している、シティ・プラザはしもとを含めている。

② 対象施設

ア. シティ・プラザはしもと

開設年度	H12		施設外観			
所在地	相模原市緑区橋本 6-2-1					
設置根拠	相模原市庁舎管理規則					
設置目的	市の窓口や事務室、市民利用施設などが入る公共スペース					
運営形態	直営					
施設配置の基本的な考え方	駅前という立地や利便性等を踏まえ、必要に応じて各施設の再編・再配置を検討する。					
複合状況	建築年度	築年数(年) ⁵	延床面積(m ²)	構造	耐震化	財産区分
区分	H12	24	1,798	SRC	新耐	区分所有
複合等施設名	橋本駅連絡所、橋本公民館、消費生活総合センター、緑区市民相談室、総合就職支援センター、男女協同参画推進センター(ソレイユさがみ)					

⁵ R5.3.31(令和4年度)時点 他対象施設ア.~ク.同様

イ. 緑区合同庁舎

開設年度	H24		施設外観			
所在地	相模原市緑区西橋本 5-3-21					
設置根拠	地方自治法 252 条の 20 相模原市区の設置等に関する 条例					
設置目的	市の窓口や事務室、市民利用 施設などが入る公共スペース					
運営形態	直営					
施設配置 の基本的 な考え方	市及び区における行政運営の 拠点として、計画的・効率的な 保全を実施しながら将来も維 持していくが、必要に応じて周 辺施設も含めた中で、施設の 再編・再配置を検討する。					
複合等利用	建築年度	築年数(年)	延床面積 (㎡)	構造	耐震化	財産区分
複合	H24	11	10,552	SRC	新耐	行政財産
複合等施設名	緑区合同庁舎、相模原北メディカルセンター急病診療所、相模原北メディカル調剤薬局、あじさい会館緑分室、緑区合同庁舎第2駐車場、緑区合同庁舎第2駐車場管理室棟、橋本まちづくりセンター					


ウ. 城山総合事務所

開設年度	H18		施設外観			
所在地	相模原市緑区久保沢 1-3-1					
設置根拠	相模原市庁舎管理規則					
設置目的	市の窓口や事務室、市民利用 施設などが入る公共スペース					
運営形態	直営					
施設配置 の基本的 な考え方	津久井地域における行政運営 の拠点として、計画的・効率的 な保全を実施しながら将来も維 持していくが、周辺施設も含め た中で、施設の再編・再配置を 進め、必要に応じて老朽化が					

第4 行政系施設の公共施設マネジメント(各論)

	進んでいる建物については、長寿命化を検討する。					
複合等利用	建築年度	築年数(年)	延床面積(m ²)	構造	耐震化	財産区分
複合	S39-H7	59	6,400	RC	済	行政財産
複合等施設名	城山総合事務所、城山まちづくりセンター、公文書館					

エ. 津久井総合事務所

開設年度	H17	施設外観				
所在地	相模原市緑区中野 633					
設置根拠	相模原市庁舎管理規則					
設置目的	市の窓口や事務室、市民利用施設などが入る公共スペース					
運営形態	直営					
施設配置の基本的な考え方	津久井地域における行政運営の拠点として、計画的・効率的な保全を実施しながら将来も維持していくが、必要に応じて老朽化が進んでいる建物については、周辺施設も含めた中で、施設の再編・再配置を検討する。					
複合等利用	建築年度	築年数(年)	延床面積(m ²)	構造	耐震化	財産区分
複合	S39-H18	59	2,334	RC	済	行政財産
複合等施設名	津久井総合事務所、津久井まちづくりセンター					

オ. 相模湖総合事務所

開設年度	H17		施設外観			
所在地	相模原市緑区与瀬 896					
設置根拠	相模原市庁舎管理規則					
設置目的	市の窓口や事務室、市民利用施設などが入る公共スペース					
運営形態	直営					
施設配置の基本的な考え方	津久井地域における行政運営の拠点として、計画的・効率的な保全を実施しながら将来も維持していくが、必要に応じて老朽化が進んでいる建物については、周辺施設も含めた中で、施設の再編・再配置を検討する。					
複合等利用	建築年度	築年数(年)	延床面積(m ²)	構造	耐震化	財産区分
複合	S57	41	2,911	SRC	新耐	行政財産
複合等施設名	相模湖総合事務所、相模湖まちづくりセンター					


カ. 藤野総合事務所

開設年度	H18		施設外観			
所在地	相模原市緑区小淵 2000、2012-2					
設置根拠	相模原市庁舎管理規則					
設置目的	市の窓口や事務室、市民利用施設などが入る公共スペース					
運営形態	直営					
施設配置の基本的な考え方	津久井地域における行政運営の拠点として、計画的・効率的な保全を実施しながら将来も維持していくが、必要に応じて老朽化が進んでいる建物については、周辺施設も含めた中で、					

第4 行政系施設の公共施設マネジメント(各論)


	施設の再編・再配置を検討する。					
複合等利用	建築年度	築年数(年)	延床面積 (㎡)	構造	耐震化	財産区分
複合	S61-H3	37	3,166	SRC	新耐	行政財産
複合等施設名	藤野総合事務所、藤野まちづくりセンター					

キ. 市役所本庁舎

開設年度	—		施設外観			
所在地	相模原市中央区中央 2-11-15					
設置根拠	地方自治法第4条 相模原市役所の位置を定める 条例					
設置目的	市の行政事務を取り扱う役所					
運営形態	直営					
施設配置 の基本的 な考え方	市及び区における行政運営の 拠点として、計画的・効果的な 保全を実施しながら将来も維 持していくが、必要に応じて周 辺施設も含めた中で、施設の 再編・再配置を検討する。					
複合等利用	建築年度	築年数(年)	延床面積 (㎡)	構造	耐震化	財産区分
複合	S44-H11	54	32,787	RC造	済	行政財産
複合等施設名	市役所本庁舎、中央6地区まちづくりセンター					

(注)複合的に増築等を繰り返しており、開設年度を一律に示すことができないが、昭和40年代建築した領域も存在する。

ク. 南区合同庁舎

開設年度	S58		施設外観			
所在地	相模原市南区相模大野 5-31-1					
設置根拠	地方自治法第 252 条の 20 相模原市区の設置等に関する 条例					
設置目的	市の窓口や事務室、市民利用 施設などが入る公共スペース					
運営形態	直営					
施設配置 の基本的 な考え方	市及び区における行政運営の 拠点として、計画的・効果的な 保全を実施しながら将来も維持 していくが、必要に応じて周辺 施設も含めた中で、施設の再 編・再配置を検討する。					
複合等利用	建築年度	築年数(年)	延床面積 (㎡)	構造	耐震化	財産区分
複合	S53-S58	45	5,025	RC	新耐	行政財産
複合等施設名	南区合同庁舎、大野南公民館、南市民ホール、大野南まちづくりセンター					

(出所) 以上の内容は、相模原市の「施設カルテ」による。

(2) 管轄の状況

本庁舎等 8 施設の所管課は次のとおりである。

図表4-1 所管課

施設名	所管課
シティ・プラザはしもと	市民局消費生活総合センター
緑区合同庁舎	緑区役所区政策課(相模原北メディカルセンター急病診療所・調剤薬局は医療政策課、あじさい会館緑分室は高齢・障害者福祉課)
城山総合事務所	城山まちづくりセンター
津久井総合事務所	津久井まちづくりセンター
相模湖総合事務所	相模湖まちづくりセンター
藤野総合事務所	藤野まちづくりセンター
市役所本庁舎	財政局管財課
南区合同庁舎	南区役所区政策課

(出所) 相模原市の資料による。

(3) 維持管理コスト

本庁舎等 8 施設の 2022 年度(令和 4 年度)における維持管理コストは次のとおりである。

図表4-2 各施設の維持管理コスト

(単位:千円)

施設名	シティ・プラザ はしもと	緑区 合同庁舎	城山 総合事務所	津久井 総合事務所	
支出合計	28,860	145,787	57,541	23,505	
人件費	-	-	-	-	
維持管理費	消耗品費	126	945	376	185
	光熱水費	7,218	39,451	10,883	7,636
	委託費	6,147	85,397	36,359	12,496
	通信費	449	17,571	1,371	2,903
	使用料・賃借料	91	1,188	120	0
	施設修繕費	3,198	1,089	8,402	244
	その他	11,632	146	29	41
事業運営費	-	-	-	-	
指定管理者の支出	-	-	-	-	

施設名	相模湖 総合事務所	藤野 総合事務所	市役所 本庁舎	南区 合同庁舎	
支出合計	29,024	39,179	543,695	90,073	
人件費	-	-	-	-	
維持管理費	消耗品費	279	685	1,861	170
	光熱水費	6,511	6,208	147,756	15,602
	委託費	15,439	19,775	211,830	52,409
	通信費	779	1,127	29,285	11,753
	使用料・賃借料	404	4,751	8,080	611
	施設修繕費	3,272	4,355	112,705	7,546
	その他	2,339	2,278	14,740	125
事業運営費	-	-	17,437	1,856	
指定管理者の支出	-	-	-	-	

(出所)相模原市の資料より作成。

(4) 稼働状況

緑区合同庁舎(あじさい会館緑分室)以外の本庁舎等7施設は利用状況を把握しない施設である。

図表4-3 あじさい会館緑分室の稼働状況

施設名	あじさい会館緑分室
年間開館日数(日)	357
利用者数(人)	10,835
一日平均利用者数(人)	30
施設内貸室数(室)	3
年間総貸室可能コマ数(コマ)	3,213
年間総貸室利用コマ数(コマ)	1,206
貸室稼働率	37.5%

(出所)相模原市の資料による。

(5) 今後の計画

津久井総合事務所周辺公共施設再整備基本計画を策定予定。

(6) 結果・意見

【意見8】 緑区合同庁舎の契約のあり方とあじさい会館緑分室の効率的利用について

「図表4-2 各施設の維持管理コスト」によれば、緑区合同庁舎の維持管理コスト自体は、市役所本庁舎を除けば特出したものであるが、延床面積(m²)あたりのコストで見ると、13.8千円となり、他の施設(市役所本庁舎16.6千円、南区17.9千円、城山9.0千円、津久井10.1千円、相模湖10.0千円、藤野13.0千円、シティー16.1千円、いずれも小数第2位以下を四捨五入)となり必ずしも高いわけではないが、合同庁舎であるからと言って、契約をそれぞれの部局毎に行うのではなく、なるべく類似の契約を統合して事業費の削減にさらに努めるべきであろう。また、3室の貸室の稼働率が37.5%と低いことを考えると、貸室を2室とし、1室を他に転用することも検討すべきであろう。

【意見9】 津久井総合事務所周辺公共施設再整備基本計画について

総論でも示しているが、津久井総合事務所周辺の公共施設の中には、土砂災害警戒区域内等ハザードマップ上に設置されている施設も多い。総合事務所自体も土砂災害警戒区域内に存在し、非常に古い施設で、予定される目標使用年数を超える部分も存在している。それにも関わらず年間の修繕費は244千円と必要な費用が必ずしも十分とは言えない可能性がある。単に、長寿命化等だけでなく、ハザードマップ上の近隣の公共施設を安全な場所に統合させる等も検討されたい。

2. 庁舎等(まちづくりセンター等)

(1) 施設の概要

① 目的・機能・配置状況

ア. まちづくりセンター(公民館等との複合施設)

公民館等との複合施設となっているまちづくりセンターは 10 施設あり、区役所の出先機関として、まちづくり会議や自治会等の支援のほか、戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、国民健康保険、国民年金等の各種届出、申請の受付・証明の発行等の窓口サービスを行っている。

なお、相武台まちづくりセンターは、旧磯野台小学校を活用して 2016 年(平成 28 年)9 月に移転し、麻溝まちづくりセンターは、県道 52 号(相模原町田)の拡幅整備に伴い、2019 年(平成 31 年)2 月移転した。

イ. 市役所本庁舎、区合同庁舎、総合事務所内にあるまちづくりセンター

区役所がある地区のまちづくり会議や自治会等の支援を行う組織として、市役所本庁舎内に市役所周辺の 6 地区を所管する本庁地域まちづくりセンター、緑区合同庁舎に橋本まちづくりセンター、南区合同庁舎に大野南まちづくりセンターがそれぞれ設置されている。

また、旧津久井4町の区域の各総合事務所内にそれぞれのまちづくりセンターが設置されており、地域の拠点として、多くの機能が集約されている。

ウ. 出張所、連絡所

出張所及び連絡所は、区役所又はまちづくりセンターの出先機関として、各種届出、申請の受付・証明の発行等を行っており、津久井地区に設置している出張所は、自治会等の支援なども行っている。

出張所は、津久井地区に 4 施設を設置し、連絡所は、公民館などとの複合または併設する形で 4 施設、民間建物を活用する形で 2 施設を設置している。

② 対象施設

ア. まちづくりセンター(公民館等との複合施設)

図表4-4 まちづくりセンター(公民館等との複合施設)

NO.	施設名	区	地区	状況	複合施設等	建設年月	築年数(年)	延べ床面積(m ²)	主要構造
1	大沢まちづくりセンター	緑	大沢	複合	大沢公民館	S54	44	192	RC
2	大野北まちづくりセンター	中央	大野北	複合	大野北公民館	S52	46	283	RC
3	田名まちづくりセンター	中央	田名	複合	田名公民館	S54	44	289	RC
4	上溝まちづくりセンター	中央	上溝	複合	上溝公民館、中央方面隊第1分団第1部	H3	32	659	RC
5	大野中まちづくりセンター	南	大野中	複合	大野中公民館	S49	49	279	RC
6	麻溝まちづくりセンター	南	麻溝	複合	麻溝公民館	H30	5	154	RC
7	新磯まちづくりセンター	南	新磯	複合	新磯公民館	S53-H20	45	277	RC
8	相模台まちづくりセンター	南	相模台	複合	相模台公民館、南方面隊第4分団第2部	S62	36	421	RC
9	相武台まちづくりセンター	南	相武台	複合	相武台公民館	S55	43	702	RC
10	東林まちづくりセンター	南	東林	複合	東林公民館	S58-H14	40	329	RC

(出所)相模原市の資料より作成。

イ. 市役所本庁舎、区合同庁舎、総合事務所内にあるまちづくりセンター

図表4-5 市役所本庁舎、区合同庁舎、総合事務所内にあるまちづくりセンター

NO.	施設名	区	地区	状況	複合施設等	建設年月	築年数(年)	延べ床面積(m ²)	主要構造
11	城山まちづくりセンター	緑	城山	複合	城山総合事務所、公文書館	S39-S54	59	—	RC
12	津久井まちづくりセンター	緑	津久井	複合	津久井総合事務所	S39	59	—	RC
13	相模湖まちづくりセンター	緑	相模湖	複合	相模湖総合事務所	S57	41	—	SRC
14	藤野まちづくりセンター	緑	藤野	複合	藤野総合事務所	S61	37	—	SRC

(出所)相模原市の資料より作成。

ウ. 市の建物内にある施設

図表4-6 市の建物内にある施設

NO.	施設名	区	地区	状況	複合施設等	建設年月	築年数(年)	延べ床面積(m ²)	主要構造
15	青根出張所	緑	津久井	複合	青根公民館、青根分署	H29	6	139	RC
16	青野原出張所	緑	津久井	単独	—	H23	12	146	木造
17	串川出張所	緑	津久井	複合	串川地域センター	H2	33	174	RC
18	鳥屋出張所	緑	津久井	複合	鳥屋地域センター	S57	41	188	SRC

第4 行政系施設の公共施設マネジメント(各論)

NO.	施設名	区	地区	状況	複合施設等	建設年月	築年数(年)	延べ床面積(m ²)	主要構造
19	津久井中央連絡所	緑	津久井	複合	津久井中央地域センター、津久井生涯学習センター	S49	49	—	RC
20	佐野川連絡所	緑	藤野	複合	佐野川公民館	S59	39	23	S
21	牧野連絡所	緑	藤野	複合	藤野農村環境改善センター、牧野公民館	H7	28	54	RC

(出所)相模原市の資料より作成。

エ. 民間建物を活用している施設

図表4-7 民間建物を活用している施設

NO.	施設名	区	地区	状況	複合施設等	建設年月	築年数(年)	延べ床面積(m ²)	主要構造
22	橋本駅連絡所	緑	橋本	区分	シティ・プラザはしもと他	H12	23	—	SRC
23	相模原駅連絡所	中央	小山	民間	シティ・プラザさがみはら	H9	26	53	S
24	相模大野駅連絡所	南	大野南	民間	ポーノ相模大野	H24	11	—	RC

(出所)相模原市の資料より作成。

(2) 管轄の状況

まちづくりセンター等 24 施設の所管課は次のとおりである。

図表4-8 所管課

施設名	所管課
大沢まちづくりセンター	緑区役所区民課
大野北まちづくりセンター	中央区役所区政策課
田名まちづくりセンター	中央区役所区政策課
上溝まちづくりセンター	中央区役所区政策課
大野中まちづくりセンター	南区役所区政策課
麻溝まちづくりセンター	南区役所区政策課
新磯まちづくりセンター	南区役所区政策課
相模台まちづくりセンター	南区役所区政策課
相武台まちづくりセンター	南区役所区政策課
東林まちづくりセンター	南区役所区政策課
城山まちづくりセンター	城山まちづくりセンター
津久井まちづくりセンター	津久井まちづくりセンター
相模湖まちづくりセンター	相模湖まちづくりセンター
藤野まちづくりセンター	藤野まちづくりセンター
青根出張所	津久井まちづくりセンター
青野原出張所	津久井まちづくりセンター
串川出張所	津久井まちづくりセンター
鳥屋出張所	津久井まちづくりセンター
橋本駅連絡所	緑区役所区民課
津久井中央連絡所	津久井まちづくりセンター
佐野川連絡所	藤野まちづくりセンター
牧野連絡所	藤野まちづくりセンター
相模原駅連絡所	中央区役所区民課
相模大野駅連絡所	南区役所区民課

(出所)相模原市の資料より作成。

(3) 維持管理コスト

まちづくりセンター等 24 施設の 2022 年度(令和 4 年度)における維持管理コストは次のとおりである。

図表4-9 各施設の維持管理コスト

(単位:千円)

施設名		大沢まちづくりセンター	大野北まちづくりセンター	田名まちづくりセンター	上溝まちづくりセンター
支出合計		61,669	95,154	62,125	69,880
人件費		59,831	92,280	59,831	63,841
維持管理費	消耗品費	99	383	218	231
	光熱水費	792	900	1,022	1,513
	委託費	521	938	913	1,642
	通信費	117	240	89	118
	使用料・賃借料	125	0	0	0
	施設修繕費	183	413	47	2,467
	その他	1	1	5	69
事業運営費		-	-	-	-
指定管理者の支出		-	-	-	-

施設名		大野中まちづくりセンター	麻溝まちづくりセンター	新磯まちづくりセンター	相模台まちづくりセンター
支出合計		97,980	52,936	56,768	92,614
人件費		93,660	50,304	4,312	88,670
維持管理費	消耗品費	518	286	174	503
	光熱水費	797	921	972	1,245
	委託費	1,569	1,098	1,035	1,459
	通信費	172	105	94	168
	使用料・賃借料	4	156	3	5
	施設修繕費	1,235	43	155	542
	その他	24	23	23	23
事業運営費		-	-	-	-
指定管理者の支出		-	-	-	-

第4 行政系施設の公共施設マネジメント(各論)

施設名	相武台まちづくりセンター	東林まちづくりセンター	城山まちづくりセンター	津久井まちづくりセンター	
支出合計	97,980	52,936	56,768	186,988	
人件費	93,660	50,304	4,312	180,477	
維持管理費	消耗品費	518	286	174	51
	光熱水費	797	921	972	2,115
	委託費	1,569	1,098	1,035	3,461
	通信費	172	105	94	804
	使用料・賃借料	4	156	3	0
	施設修繕費	1,235	43	155	68
	その他	24	23	23	11
事業運営費	-	-	-	-	
指定管理者の支出	-	-	-	-	

施設名	相模湖まちづくりセンター	藤野まちづくりセンター	青根出張所	青野原出張所	
支出合計	95,327	117,857	13,095	18,616	
人件費	93,186	115,617	12,381	17,843	
維持管理費	消耗品費	21	146	12	31
	光熱水費	480	330	287	371
	委託費	1,139	1,053	187	167
	通信費	57	106	99	149
	使用料・賃借料	30	253	60	23
	施設修繕費	241	232	8	8
	その他	173	121	62	24
事業運営費	-	-	-	-	
指定管理者の支出	-	-	-	-	

第4 行政系施設の公共施設マネジメント(各論)

施設名	串川出張所	鳥屋出張所	橋本駅連絡所	津久井中央連絡所	
支出合計	23,948	18,635	8,977	4,348	
人件費	23,087	17,568	8,309	4,298	
維持管理費	消耗品費	50	45	68	3
	光熱水費	34	281	0	0
	委託費	297	243	0	0
	通信費	159	147	47	47
	使用料・賃借料	14	14	553	0
	施設修繕費	237	301	0	0
	その他	71	37	0	0
事業運営費	-	-	-	-	
指定管理者の支出	-	-	-	-	

施設名	佐野川連絡所	牧野連絡所	相模原駅連絡所	相模大野駅連絡所	
支出合計	8,092	6,337	13,145	15,483	
人件費	7,652	5,892	6,819	15,347	
維持管理費	消耗品費	14	18	66	113
	光熱水費	0	0	521	0
	委託費	381	381	913	0
	通信費	45	46	185	22
	使用料・賃借料	0	0	4,617	0
	施設修繕費	0	0	23	0
	その他	0	0	0	0
事業運営費	-	-	-	-	
指定管理者の支出	-	-	-	-	

(出所)相模原市の資料より作成。

(4) 稼働状況

まちづくりセンター等 24 施設の 2022 年度(令和 4 年度)における維持管理コストは次のとおりである。

図表4-10 各施設の稼働状況

施設名	大沢まちづくりセンター	大野北まちづくりセンター	田名まちづくりセンター	上溝まちづくりセンター
年間開館日数(日)	243	243	243	243
利用者数等(窓口取扱件数)	26,522	60,227	32,873	31,815
一日平均利用者数(人)	109	248	135	131
施設名	大野中まちづくりセンター	麻溝まちづくりセンター	新磯まちづくりセンター	相模台まちづくりセンター
年間開館日数(日)	243	243	243	243
利用者数等(窓口取扱件数)	56,288	29,924	16,339	53,916
一日平均利用者数(人)	232	123	67	222
施設名	相模台まちづくりセンター	東林まちづくりセンター	城山まちづくりセンター	津久井まちづくりセンター
年間開館日数(日)	243	243	243	243
利用者数等(窓口取扱件数)	29,593	43,562	37,041	35,708
一日平均利用者数(人)	122	179	152	147
施設名	相模湖まちづくりセンター	藤野まちづくりセンター	青根出張所	青野原出張所
年間開館日数(日)	243	243	243	243
利用者数等(窓口取扱件数)	8,971	13,372	534	2,174
一日平均利用者数(人)	37	55	2	9
施設名	串川出張所	鳥屋出張所	橋本駅連絡所	津久井中央連絡所
年間開館日数(日)	243	243	243	194

利用者数等(窓口取扱件数)	3,240	1,987	12,634	123
一日平均利用者数(人)	13	8	52	1
施設名	佐野川連絡所	牧野連絡所	相模原駅連絡所	相模大野駅連絡所
年間開館日数(日)	243	243	243	243
利用者数等(窓口取扱件数)	145	386	8,180	13,034
一日平均利用者数(人)	1	2	34	54

(出所)相模原市の資料より作成。

(5) 今後の計画

- ・津久井総合事務所周辺公共施設再整備基本計画を策定予定。
- ・相模原市公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラムで検討。

(6) 結果・意見

【意見10】 リスクのある地域に立地する利用者の少ない施設について

総論でも示しているが、土砂災害警戒区域内等ハザードマップ上に設置されている施設でありながら、1日当りの利用者が1人か数人程度の施設をそのまま維持することの是非について検討されたい。財政的には全体で40%の延床面積を削減する必要の中で、少なくとも20%を削減目標にしている以上、利用者にとってリスクとなる施設のあり方はコンパクトシティの考え方からも改めて検討すべきであろう。

【意見11】 施設の更なる官民連携について

現行では、官民連携は駅舎の利用にとどまっているが、それ以外のショッピングセンター(後述する橋本パスポートセンター等のように)や民間の遊休施設の利用についてもさらに検討されることが望ましい。

3. 公文書館

(1) 施設の概要

① 目的・機能・配置状況

歴史資料として重要な公文書等を適切に保存し、市民等の利用に供するための施設であり、公文書館法(昭和 62 年法律第 115 号)、相模原市立公文書館条例を設置根拠とする。城山総合事務所、城山まちづくりセンターとの複合施設である。

② 対象施設

城山総合事務所、城山まちづくりセンターの項を参照。

(2) 管轄の状況

総務局情報公開・文書管理課 公文書館。

(3) 維持管理コスト

2022 年度(令和 4 年度)の決算上は 2,864 千円、2023 年(令和 5 年)は 3,252 千円であり、その内訳は公文書運営費と歴史的公文書保存等経費である。再任用職員 2 人、任期付短時間勤務職員 2 人で運営している。なお、施設の維持管理は城山まちづくりセンターが所管している。

(4) 稼働状況

2023 年度(令和 5 年度)データによれば、1日 2 名の来庁で年間 593 人程度の利用に留まっている。近時デジタル・アーカイブの準備を進めており、2024 年(令和 6 年)11 月 20 日に第 1 次公開を行っている。

(5) 今後の計画

・特になし。

(6) 結果・意見

特に言及すべき事項はない。

4. その他行政系施設

(1) 施設の概要

① 目的・機能・配置状況

ア. 衛生研究所

衛生研究所は、地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号)設置が義務付けられており、市の各部署や関係機関と連携しながら、衛生や環境保全に関する試験検査や調査研究業務等を行い、健康危機等に対する市民の安全・安心の確保に努めている施設である。

イ. パスポートセンター

パスポートセンターは、県からの旅券発給事務の移管を受け整備した施設であり、市民がパスポートの申請や受取を行う施設で、緑区と南区にそれぞれ1施設設置している。

ウ. 消費生活センター

消費生活センターは、事業者に対する消費者の苦情相談、消費者啓発活動や生活に関する情報提供などを行っている施設で、3区にそれぞれ1施設設置している。

エ. 総合就職支援センター

総合就職支援センターは、ハローワーク相模原の一部機能など4つの就労支援機関を集約し、相談業務や職業紹介等を行う施設である。

オ. 環境情報センター

環境情報センターは、環境の保全及び創造に関する学習の推進並びに市民等が自主的に
行う環境の保全及び創造に関する活動の促進を図るための施設である。

カ. さがみはら市民活動サポートセンター

さがみはら市民活動サポートセンターは、市民が行う特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)に規定する特定非営利活動を支援するための施設である。

キ. さがみはら国際交流ラウンジ

さがみはら国際交流ラウンジは、市民の国際理解を増進するとともに、在住外国人への情報提供及び在住外国人を支援する団体の活動の場を提供する施設である。

なお、衛生研究所は、環境情報センターとの複合施設で、消費生活総合センター、さがみはら市民活動サポートセンター、さがみはら国際交流ラウンジ及び相模大野パスポートセンターは民間建物を活用している。

③ 対象施設

図表4-11 その他行政系施設一覧

NO.	施設名	区	地区	状況	複合施設等	建設年月	築年数(年)	延べ床面積(m ²)	主要構造
1	消費生活総合センター	緑	橋本	区分	民間商業施設 (イオン橋本) 他	H12	23	170	SRC
2	総合就職支援センター	緑	橋本	区分	民間商業施設 (イオン橋本) 他	H12	23	431	SRC
3	橋本パスポートセンター	緑	橋本	民間	民間商業施設 (イオン橋本) 他	H25	11	300	SRC
4	衛生研究所	中央	中央	複合	環境情報センター(エコパークさがみはら)	S48	50	2,208	RC
5	環境情報センター(エコパークさがみはら)	中央	中央	複合	衛生研究所	S48	50	600	RC
6	さがみはら国際交流ラウンジ	中央	大野北	民間	プロミティふちのべ	H2	33	177	SRC
7	相模大野パスポートセンター	南	大野南	民間	ポーノ相模大野他	H24	11	295	RC

(出所)相模原市の資料より作成。

(2) 管轄の状況

その他行政系施設の所管課は次のとおりである。

図表4-12 所管課

施設名	所管課
消費生活総合センター	市民局消費生活総合センター
総合就職支援センター	産業支援・雇用対策課
橋本パスポートセンター	緑区役所区民課
衛生研究所	健康福祉局保健衛生部衛生研究所
環境情報センター(エコパークさがみはら)	環境経済局ゼロカーボン推進課
さがみはら国際交流ラウンジ	市民局国際課さがみはら国際交流ラウンジ
相模大野パスポートセンター	南区役所区民課

(出所)相模原市の資料より作成。

(3) 維持管理コスト

その他行政系施設の2022年度(令和4年度)における維持管理コストは次のとおりである。

図表4-13 各施設の維持管理コスト

(単位:千円)

施設名		消費生活総合センター	総合就職支援センター	橋本パスポートセンター	衛生研究所
支出合計		81,019	44,107	61,239	245,440
人件費		66,505	3,484	41,828	119,902
維持管理費	消耗品費	12	144	102	95
	光熱水費	675	1,731	0	14,500
	委託費	575	1,474	3,314	8,147
	通信費	42	699	296	96
	使用料・賃借料	8	22	15,560	692
	施設修繕費	299	767	0	1,133
	その他	1,087	2,790	83	1,588
事業運営費		11,816	32,996	55	99,288
指定管理者の支出		-	-	-	-

第4 行政系施設の公共施設マネジメント(各論)

施設名		環境情報センター (エコパークさがみ はら)	さがみはら国際交 流ラウンジ	相模大野パスポ ートセンター
支出合計		26,971	22,072	64,289
人件費		0	0	41,724
維持 管理 費	消耗品費	38	0	179
	光熱水費	0	0	821
	委託費	0	11,897	1,923
	通信費	0	242	224
	使用料・賃借料	1	7,912	15,802
	施設修繕費	315	0	0
	その他	227	758	72
事業運営費		0	1,263	3,359
指定管理者の支出		26,390	0	0

(出所)相模原市の資料より作成。

(4) 稼働状況

その他行政施設の2022年度(令和4年度)における稼働状況は次のとおりである。

図表4-14 各施設の稼働状況

施設名	消費生活総 合センター	総合就職支 援センター	橋本パスポ ートセンター	衛生研究所 ※
年間開館日数(日)	359	266	294	-
利用者数等(窓口取扱 件数)	5,990	9,915	10,744	-
一日平均利用者数(人)	17	37	37	-
施設名	環境情報セ ンター(エコ パークさがみ はら)	さがみはら国 際交流ラウン ジ	相模大野パ スポートセン ター	
年間開館日数(日)	301	280	294	
利用者数等(窓口取扱 件数)	22,383	10,932	9,631	-
一日平均利用者数(人)	74	39	33	-
施設内貸室数(室)	2			-
年間総貸室可能コマ数 (コマ)	1,686			
年間総貸室利用コマ数 (コマ)	993			
貸室稼働率	58.9%			

(出所)相模原市の資料より作成

※利用状況を把握しない施設

(5) 今後の計画

- パスポートセンターの集約化に伴い、橋本パスポートセンターは 2024 年(令和 6 年)12 月をもって廃止し、2025 年(令和 7 年)1 月から相模大野パスポートセンターに集約される。
- 衛生研究所については、老朽化が進んでいることから、検査・研究機関としての特性を考慮しつつ、計画的な更新に向けた検討が必要である。
- さがみはら国際交流ラウンジは、淵野辺駅南口周辺まちづくり事業において検討対象候補施設に位置付けられている(次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくりビジョン)。

(6) 結果・意見

【意見12】 衛生研究所の在り方について

コロナ禍を経て衛生研究所の重要性が増す中であって、建築後 50 年を経過する施設として、相模原市としても長い議論を続けてきていることから、我々が言及すべき点はほとんどないが、議論の中で大学や他の研究機関との連携や合同施設といった発想は考えられないであろうか。有用であれば、参考としていただきたい。

第5 市民文化行政系施設の公共施設マネジメント(各論)

1. 文化施設

(1) 施設の概要

① 目的・機能・配置状況

ア. ホール機能のある施設

杜のホールはしもと、城山文化ホール(もみじホール城山)、市民会館、文化会館(相模女子大学グリーンホール)及び南市民ホールは、主に市民が芸術文化を鑑賞できる機会や、市民自ら芸術文化活動を行い発表する場を提供することにより、市民の文化の向上等に寄与するための施設で、緑区に2施設、中央区に1施設、南区に2施設あり、この他に津久井中央公民館(緑区)とあじさい会館(中央区)にも、300席以上の座席を有するホールがある。

イ. 貸室サービスを提供している施設

産業会館は、産業を振興し、及び市民の産業に対する理解を深める場を提供することにより、市内産業の健全な発展を図り、もって活気とにぎわいのある豊かな都市の創造に寄与するための施設である。なお、当該施設は小ホールも有している。

勤労者総合福祉センター(サン・エールさがみはら)は、勤労者の教養文化、研修、スポーツ等の活動の促進を図ることで、勤労者の福祉の向上に寄与するための施設である。なお、当該施設はホール機能も有している。

男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)は、女性を取り巻く諸問題の解決及び男女共同参画社会の実現を図るための拠点施設である。

津久井合唱館は、市民が行う合唱、楽器演奏等の音楽活動及び交流活動の場を提供することにより、合唱の里づくりの推進及び音楽文化の振興並びに市民の相互交流の促進に寄与するための施設である。

② 対象施設

図表5-1 文化施設一覧

NO.	施設名	区	地区	状況	複合施設等	建設年月	築年数(年)	延べ床面積(m ²)	主要構造
1	杜のホールはしもと	緑	橋本	区分	ミウイ橋本	H13	22	9,659	SRC

第5 市民文化系施設の公共施設マネジメント(各論)

NO.	施設名	区	地区	状況	複合施設等	建設年月	築年数(年)	延べ床面積(m ²)	主要構造
2	男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)	緑	橋本	区分	民間商業施設(イオン橋本)	H12	23	1,510	SRC
3	勤労者総合福祉センター(サン・エールさがみはら)	緑	橋本	単独	—	H10	25	4,234	SRC
4	城山文化ホール(もみじホール城山)	緑	城山	単独	—	H23	12	1,396	RC
5	津久井合唱館	緑	津久井	単独	—	H6	29	105	S
6	市民会館	中央	中央	単独	—	S40	58	6,918	RC
7	産業会館	中央	中央	単独	—	H4	31	4,837	RC
8	市民・大学交流センター(ユニコムプラザさがみはら)	南	大野南	民間	ポーノ相模大野他	H24	11	2,966	RC
9	文化会館(相模女子大学グリーンホール)	南	大野南	複合	相模大野図書館他	H1	34	14,726	SRC
10	南市民ホール	南	大野南	複合	南区合同庁舎他	S58	40	1,265	RC
11	小田急相模原駅文化交流プラザ(おださがプラザ)	南	相模台	区分	ラクアル・オダサガ	H19	16	888	RC

(出所)相模原市の資料より作成

(2) 管轄の状況

文化施設の所管課は次のとおりである。

図表5-2 所管課

施設名	所管課
杜のホールはしもと	市民局文化振興課
男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)	市民局人権・男女共同参画課
勤労者総合福祉センター(サン・エールさがみはら)	環境経済局産業支援・雇用対策課
城山文化ホール(もみじホール城山)	市民局文化振興課
津久井合唱館	津久井まちづくりセンター
市民会館	市民局文化振興課
産業会館	環境経済局産業支援・雇用対策課
市民・大学交流センター(ユニコムプラザさがみはら)	市民局市民協働推進課
文化会館(相模女子大学グリーンホール)	市民局文化振興課
南市民ホール	市民局文化振興課
小田急相模原駅文化交流プラザ(おださがプラザ)	市民局文化振興課

(出所)相模原市の資料より作成

(3) 維持管理コスト

文化施設の2022年度(令和4年度)における維持管理コストは次のとおりである。

図表5-3 各施設の維持管理コスト

(単位:千円)

施設名	杜のホール はしもと	男女共同参 画推進セン ター(ソレイユさ がみ)	勤労者総合 福祉セン ター(サン・エ ールさがみ はら)	城山文化ホ ール(もみじ ホール城山)	
支出合計	278,334	54,107	108,706	53,752	
人件費	-	-	-	-	
維持 管理 費	消耗品費	0	106	0	
	光熱水費	0	6,067	0	
	委託費	0	5,167	1,276	360
	通信費	0	377	0	0
	使用料・賃借料	5,712	76	0	0
	施設修繕費	0	2,688	5,427	0
	その他	87,373	9,777	0	18
事業運営費	0	3,457	40	0	
指定管理者の支出	185,248	26,392	101,963	53,374	

第5 市民文化系施設の公共施設マネジメント(各論)

施設名	津久井合唱館	市民会館	産業会館	市民・大学 交流センター(ユニコム プラザさがみ はら)
支出合計	973	165,903	99,737	194,722
人件費	-	-	-	-
維持 管理 費	消耗品費	0	0	0
	光熱水費	0	0	0
	委託費	0	715	0
	通信費	0	0	0
	使用料・賃借料	0	0	45
	施設修繕費	0	68	328
	その他	0	143	2,043
事業運営費	0	0	0	238
指定管理者の支出	973	164,976	97,321	75,250

施設名	文化会館(相 模女子大学グ リーンホール)	南市民ホール	小田急相模原 駅文化交流プ ラザ(おださが プラザ)
支出合計	526,486	62,050	31,446
人件費	-	-	-
維持 管理 費	消耗品費	0	51
	光熱水費	0	4,641
	委託費	990	15,589
	通信費	0	490
	使用料・賃借料	1,088	182
	施設修繕費	10,005	2,245
	その他	38,399	89
事業運営費	0	552	0
指定管理者の支出	476,005	38,212	23,055

(出所)相模原市の資料より作成

(注)いずれの施設も指定管理者制度を導入している。

(4) 稼働状況

文化施設の2022年度(令和4年度)における稼働状況は次のとおりである。

図表5-4 各施設の稼働状況

施設名	杜のホール はしもと	男女共同参 画推進センタ ー(ソレイユさ がみ)	勤労者総合 福祉センター (サン・エー ルさがみは ら)	城山文化ホ ール(もみじ ホール城山)
年間開館日数(日)	348	353	347	349
利用者数等(窓口取扱 件数)	88,969	42,495	188,110	22,714
一日平均利用者数(人)	256	120	542	65
施設内貸室数(室)	8	6	10	2
年間総貸室可能コマ数 (コマ)	7,886	5,591	10,314	2,002
年間総貸室利用コマ数 (コマ)	4,949	3,674	5,684	1,207
貸室稼働率	62.8%	65.7%	55.1%	60.3%
施設名	津久井合唱 館	市民会館	産業会館	市民・大学交流 センター(ユニ コムプラザさが みはら)
年間開館日数(日)	306	352	359	357
利用者数等(窓口取扱 件数)	267	201,560	70,641	104,555
一日平均利用者数(人)	1	573	197	293
施設内貸室数(室)	1	15	8	17
年間総貸室可能コマ数 (コマ)	918	65,072	8,193	33,201
年間総貸室利用コマ数 (コマ)	58	23,058	3,367	21,096
貸室稼働率	6.3%	35.4%	41.1%	63.5%
施設名	文化会館(相 模女子大学 グリーンホー ル)	南市民ホー ル	小田急相模 原駅文化交 流プラザ(お ださがプラ ザ)	
年間開館日数(日)	348	346	348	
利用者数等(窓口取扱 件数)	213,568	41,486	25,837	
一日平均利用者数(人)	614	120	74	
施設内貸室数(室)	5	1	5	
年間総貸室可能コマ数 (コマ)	4,564	996	5,213	
年間総貸室利用コマ数	2,886	673	2,747	

(コマ)			
貸室稼働率	63.2%	67.6%	52.7%

(出所)相模原市の資料より作成

(5) 今後の計画

南市民ホールは行財政構造改革プラン及び公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラムにおいて、ホール等の類似機能を持つ南区の施設への集約化に向けた取組を実施する施設に位置づけられており、2025年度(令和7年度)末で施設を廃止することになった。

(6) 結果・意見

【結果3】 指定管理者制度の在り方と津久井合唱館の扱い

維持管理コストの図表でも示したように、文化施設はいずれも指定管理者制度を導入している。指定管理期間はほとんどが2023年度(令和5年度)までであり、指定管理期間においては、中間審査制度も含め原則として毎年モニタリングを実施している。また、2024年度(令和6年度)の指定管理者の新たな選定状況も含め、その概要を以下に示す。

図表5-5 各施設の指定管理の状況

施設名	監査期間の指定管理者	指定管理期間	新指定管理者	令和5年度評価
杜のホールはしもと	公益財団法人相模原市民文化財団	H31～R5	公益財団法人相模原市民文化財団	中間評価 A
男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら	H31～R5	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら	A
勤労者総合福祉センター(サン・エールさがみはら)	公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター	H31～R5	日本環境マネジメント(株)	B
城山文化ホール(もみじホール城山)	公益財団法人相模原市民文化財団	H31～R5	公益財団法人相模原市民文化財団	B
津久井合唱館	一般社団法人青根振興協議会	H31～R5	一般社団法人青根振興協議会	B

第5 市民文化系施設の公共施設マネジメント(各論)

施設名	監査期間の 指定管理者	指定管理 期間	新指定管理者	令和5年度 評価
市民会館	ギオン・アクティオ・ コンティグループ	H31～R5	ギオン・アクティ オ・コンティグル ープ	中間評価 B
産業会館	公益財団法人相模 原市産業振興財団	H31～R5	公益財団法人相 模原市産業振興 財団	A
市民・大学交流 センター(ユニコ ムプラザさがみ はら)	公益財団法人相模 原・町田大学地域 コンソーシアム	R4～R9	継続中	B(一部 D)
文化会館(相模 女子大学グリー ンホール)	公益財団法人相模 原市民文化財団	H31～R5	公益財団法人相 模原市民文化財 団	中間評価 A
南市民ホール	公益財団法人相模 原市民文化財団	H31～R5	公益財団法人相 模原市民文化財 団	中間評価 A
小田急相模原 駅文化交流プラ ザ(おださがプ ラザ)	公益財団法人相模 原市民文化財団	H31～R5	公益財団法人相 模原市民文化財 団	中間評価 A

(出所)相模原市の資料より包括外部監査人が作成。

上表によれば、指定管理者のほとんどが相模原市の外郭団体であり、新期間も1社を除き、従来の団体が継続して管理を実施しており、ほぼ固定化してしまっている。選定手続自体は適正になされており、公募参加者を増加させるため、「サウンディング型市場調査」を実施し、新規応募者の参入に対する配慮もなされているが、選考の過程では現状維持という固定観念にとらわれず、新たな視点を求める姿勢でない指定管理者制度が有効に機能しないであろう。もっとアグレッシブに変革を模索すべきである。

更に、津久井合唱館については、①土砂災害警戒区域上及び洪水・浸水の危険区域といった両方のハザードマップ上にあること、②利用者がほとんどおらず、稼働率も6.3%であること、③指定管理者の財務状況が全体収支、事業収支ともに近年赤字が連続し、これに対し審査委員が重大な懸念を示していることの3点を考慮すると、災害対応に強い団体を選定するか、指定管理者制度を廃止して直営で対応し、今後廃止等の対応も検討すべきであったと考える。今後、適切な対応は必要である。

2. 集会施設

(1) 施設の概要

① 目的・機能・配置状況

集会施設に分類される施設は、主に自治会や農林業従事者などによる地域の集会・コミュニティの場として使用されている施設と、津久井地区の地域センターなど主に貸室サービスを提供し、団体・サークル活動の場として利用されている施設がある。

いずれも、旧津久井 4 町の区域に立地し、合併前のそれぞれの町において、地域の要望を受けて整備したものなど、設置の経緯は様々である。

② 対象施設

図表5-6 集会施設一覧

NO.	施設名	区	地区	状況	複合施設等	建設年月	築年数(年)	延べ床積(m ²)	主要構造
1	葉山島センター	緑	城山	単独	—	H3	32	224	S
2	城北センター	緑	城山	単独	—	S63	35	298	S
3	石神集落センター	緑	津久井	単独	—	S59	39	99	木造
4	底沢集会所	緑	相模湖	単独	—	H3	32	84	木造
5	奥畑集会所	緑	相模湖	単独	—	H3	32	84	木造
6	増原宮農センター	緑	相模湖	単独	—	S58	40	134	木造
7	若柳宮農センター	緑	相模湖	単独	—	H3	32	102	木造
8	山口集会所	緑	相模湖	単独	—	S63	35	105	木造
9	赤馬老人憩いの家	緑	相模湖	単独	—	S59	39	101	木造

第5 市民文化系施設の公共施設マネジメント(各論)

NO.	施設名	区	地区	状況	複合施設等	建設年月	築年数(年)	延べ床積(㎡)	主要構造
10	阿津集落センター	緑	相模湖	単独	—	S59	39	99	木造
11	小原集会所	緑	相模湖	単独	—	H14	21	185	木造
12	千木良中央集会所	緑	相模湖	単独	—	S60	38	125	木造
13	千木良西部集会所	緑	相模湖	単独	—	S57	41	67	木造
14	横橋集会所	緑	相模湖	単独	—	S56	42	94	木造
15	与瀬上町集会所	緑	相模湖	単独	—	S59	39	110	木造
16	桂北地区集会所	緑	相模湖	単独	—	S58	40	142	木造
17	寸沢嵐地区集会所	緑	相模湖	単独	—	S57	41	157	木造
18	日連集会施設	緑	藤野	単独	—	S62	36	299	木造
19	新和田多目的集会施設	緑	藤野	単独	—	S63	35	45	木造
20	川上多目的集会施設	緑	藤野	単独	—	H1	34	69	木造
21	綱子多目的集会施設	緑	藤野	単独	—	H3	32	55	木造
22	舟久保多目的集会施設	緑	藤野	単独	—	H3	32	46	木造
23	大川原多目的集会施設	緑	藤野	単独	—	H2	33	54	木造
24	上岩集会施設	緑	藤野	単独	—	S63	35	110	木造
25	芝田集会所	緑	藤野	単独	—	S61	37	55	木造

第5 市民文化系施設の公共施設マネジメント(各論)

NO.	施設名	区	地区	状況	複合施設等	建設年月	築年数(年)	延べ床積(㎡)	主要構造
26	大久和集会所	緑	藤野	単独	—	S61	37	83	木造
27	小舟集会所	緑	藤野	単独	—	S61	37	55	木造
28	鳥屋地域センター	緑	津久井	複合	鳥屋出張所	S57	41	735	SRC
29	西青山地域センター	緑	津久井	単独	—	H13	22	284	木造
30	串川地域センター	緑	津久井	複合	串川出張所	H2	33	993	RC
31	小網地域センター	緑	津久井	単独	—	H2	33	358	RC
32	三井地域センター	緑	津久井	単独	—	S59	39	313	RC
33	串川ひがし地域センター	緑	津久井	単独	—	H7	28	598	RC
34	青根地域センター	緑	津久井	単独	—	S60	38	332	RC
35	津久井中央地域センター	緑	津久井	複合	津久井生涯学習センター他	S49	49	88	RC
36	藤野農村環境改善センター	緑	藤野	複合	牧野連絡所他	H7	28	936	RC
37	小津久集会所	緑	藤野	単独	—	S57	41	50	木造
38	菅井集会所	緑	藤野	単独	—	S57	41	59	木造
39	長又集会所	緑	藤野	単独	—	S57	41	35	木造
40	馬本集会所	緑	藤野	単独	—	S58	40	50	木造

第5 市民文化系施設の公共施設マネジメント(各論)

NO.	施設名	区	地区	状況	複合施設等	建設年月	築年数(年)	延べ床積(m ²)	主要構造
41	大鐘集会所	緑	藤野	単独	—	S59	39	59	木造
42	下小渕自治会集会施設	緑	藤野	複合	小渕分団第2部詰所	S59	39	47	木造

(出所)相模原市の資料による。

(2) 管轄の状況

集会施設の所管課は次のとおりである。

図表5-7 所管課

施設名	所管課
葉山島センター	環境経済局農政課
城北センター	環境経済局農政課
石神集落センター	環境経済局農政課
底沢集会所	相模湖まちづくりセンター
奥畑集会所	相模湖まちづくりセンター
増原営農センター	相模湖まちづくりセンター
若柳営農センター	相模湖まちづくりセンター
山口集会所	相模湖まちづくりセンター
赤馬老人憩いの家	相模湖まちづくりセンター
阿津集落センター	相模湖まちづくりセンター
小原集会所	相模湖まちづくりセンター
千木良中央集会所	相模湖まちづくりセンター
千木良西部集会所	相模湖まちづくりセンター
横橋集会所	相模湖まちづくりセンター
与瀬上町集会所	相模湖まちづくりセンター
桂北地区集会所	相模湖まちづくりセンター
寸沢嵐地区集会所	相模湖まちづくりセンター
日連集会施設	藤野まちづくりセンター
新和田多目的集会施設	藤野まちづくりセンター
川上多目的集会施設	藤野まちづくりセンター

第5 市民文化系施設の公共施設マネジメント(各論)

施設名	所管課
綱子多目的集会施設	藤野まちづくりセンター
舟久保多目的集会施設	藤野まちづくりセンター
大川原多目的集会施設	藤野まちづくりセンター
上岩集会施設	藤野まちづくりセンター
芝田集会所	藤野まちづくりセンター
大久和集会所	藤野まちづくりセンター
小舟集会所	藤野まちづくりセンター
鳥屋地域センター	津久井まちづくりセンター
西青山地域センター	津久井まちづくりセンター
串川地域センター	津久井まちづくりセンター
小網地域センター	津久井まちづくりセンター
三井地域センター	津久井まちづくりセンター
串川ひがし地域センター	津久井まちづくりセンター
青根地域センター	津久井まちづくりセンター
津久井中央地域センター	津久井まちづくりセンター
藤野農村環境改善センター	環境経済局農政課
小津久集会所	藤野まちづくりセンター
菅井集会所	藤野まちづくりセンター
長又集会所	藤野まちづくりセンター
馬本集会所	藤野まちづくりセンター
大鐘集会所	藤野まちづくりセンター
下小淵自治会集会施設	藤野まちづくりセンター

(出所)相模原市の資料による。

(3)維持管理コスト

集会施設の2022年度(令和4年度)における維持管理コストは次のとおりである。

図表5-8 各施設の維持管理コスト

(単位:千円)

施設名		葉山島 センター	城北 センター	石神集落 センター	底沢集会所
支出合計		198	-	4,099	12
人件費		-	-	-	-
維持 管理 費	消耗品費	-	-	-	-
	光熱水費	-	-	-	-
	委託費	-	-	-	12
	通信費	-	-	-	-
	使用料・賃借料	-	-	159	-
	施設修繕費	198	-	3,940	-
	その他	-	-	-	-
事業運営費		-	-	-	-
指定管理者の支出		-	-	-	-

施設名		奥畑集会所	増原営農 センター	若柳営農 センター	山口集会所
支出合計		12	12	12	-
人件費		-	-	-	-
維持 管理 費	消耗品費	-	-	-	-
	光熱水費	-	-	-	-
	委託費	12	12	12	-
	通信費	-	-	-	-
	使用料・賃借料	-	-	-	-
	施設修繕費	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
事業運営費		-	-	-	-
指定管理者の支出		-	-	-	-

第5 市民文化系施設の公共施設マネジメント(各論)

施設名		赤馬老人憩いの家	阿津集落センター	小原集会所	千木良中央集会所
支出合計		-	-	-	-
人件費		-	-	-	-
維持管理費	消耗品費	-	-	-	-
	光熱水費	-	-	-	-
	委託費	-	-	-	-
	通信費	-	-	-	-
	使用料・賃借料	-	-	-	-
	施設修繕費	-	-	-	-
その他		-	-	-	-
事業運営費		-	-	-	-
指定管理者の支出		-	-	-	-

施設名		千木良西部集会所	横橋集会所	与瀬上町集会所	桂北地区集会所
支出合計		-	17	-	-
人件費		-	-	-	-
維持管理費	消耗品費	-	-	-	-
	光熱水費	-	-	-	-
	委託費	-	17	-	-
	通信費	-	-	-	-
	使用料・賃借料	-	-	-	-
	施設修繕費	-	-	-	-
その他		-	-	-	-
事業運営費		-	-	-	-
指定管理者の支出		-	-	-	-

第5 市民文化系施設の公共施設マネジメント(各論)

施設名		寸沢嵐地区 集会所	日連 集会施設	新和田多目的 集会施設	川上多目的 集会施設
支出合計		-	14	2	3
人件費		-	-	-	-
維持 管理 費	消耗品費	-	-	-	-
	光熱水費	-	-	-	-
	委託費	-	-	-	-
	通信費	-	-	-	-
	使用料・賃借料	-	-	-	-
	施設修繕費	-	-	-	-
	その他	-	14	2	3
事業運営費		-	-	-	-
指定管理者の支出		-	-	-	-

施設名		綱子多目的 集会施設	舟久保多目的 集会施設	大川原多目的 集会施設	上岩 集会施設
支出合計		1,089	2	3	5
人件費		-	-	-	-
維持 管理 費	消耗品費	-	-	-	-
	光熱水費	-	-	-	-
	委託費	-	-	-	-
	通信費	-	-	-	-
	使用料・賃借料	-	-	-	-
	施設修繕費	-	-	-	-
	その他	1,089	2	3	5
事業運営費		-	-	-	-
指定管理者の支出		-	-	-	-

第5 市民文化系施設の公共施設マネジメント(各論)

施設名		芝田集会所	大久和集会所	小舟集会所	鳥屋地域センター
支出合計		3	3	3	4,807
人件費		-	-	-	3,397
維持管理費	消耗品費	-	-	-	36
	光熱水費	-	-	-	1,210
	委託費	-	-	-	46
	通信費	-	-	-	36
	使用料・賃借料	-	-	-	9
	施設修繕費	-	-	-	8
	その他	3	3	3	65
事業運営費		-	-	-	-
指定管理者の支出		-	-	-	-

施設名		西青山地域センター	串川地域センター	小網地域センター	三井地域センター
支出合計		10,580	6,279	5,338	2,012
人件費		-	-	-	-
維持管理費	消耗品費	74	71	6	2
	光熱水費	1,677	3,259	731	182
	委託費	5,340	725	689	1,051
	通信費	65	66	-	-
	使用料・賃借料	655	476	321	311
	施設修繕費	973	1,659	3,538	406
	その他	1,797	25	52	61
事業運営費		-	-	-	-
指定管理者の支出		-	-	-	-

第5 市民文化系施設の公共施設マネジメント(各論)

施設名	串川ひがし地域センター	青根地域センター	津久井中央地域センター	藤野農村環境改善センター	
支出合計	6,895	1,976	1,978	7,871	
人件費	-	-	1,647	807	
維持管理費	消耗品費	76	8	12	51
	光熱水費	2,520	1,367	135	1,307
	委託費	571	416	81	1,446
	通信費	41	-	9	32
	使用料・賃借料	3,042	46	14	58
	施設修繕費	645	106	79	4,156
	その他	-	33	1	13
事業運営費	-	-	-	-	
指定管理者の支出	-	-	-	-	

施設名	小津久集会所	菅井集会所	長又集会所	馬本集会所	
支出合計	2	3	1	2	
人件費	-	-	-	-	
維持管理費	消耗品費	-	-	-	-
	光熱水費	-	-	-	-
	委託費	-	-	-	-
	通信費	-	-	-	-
	使用料・賃借料	-	-	-	-
	施設修繕費	-	-	-	-
	その他	2	3	1	2
事業運営費	-	-	-	-	
指定管理者の支出	-	-	-	-	

第5 市民文化系施設の公共施設マネジメント(各論)

施設名		大鐘集会所	下小湊自治 会集会施設
支出合計		3	-
人件費		-	-
維持 管理 費	消耗品費	-	-
	光熱水費	-	-
	委託費	-	-
	通信費	-	-
	使用料・賃借料	-	-
	施設修繕費	-	-
	その他	3	-
事業運営費		-	-
指定管理者の支出		-	-

(出所)相模原市の資料より作成。

(4) 稼働状況

集会施設の2022年度(令和4年度)における稼働状況は次のとおりである。

なお、記載がない施設は利用状況を把握しない施設である。

図表5-9 各施設の稼働状況

施設名	鳥屋地域 センター	西青山地域 センター	串川地域 センター	小網地域 センター
年間開館日数(日)	291	291	291	291
利用者数等(窓口取扱 件数)	4,194	47	10,960	8,121
一日平均利用者数(人)	14	0	38	28
施設内貸室数(室)	4	2	5	3
年間総貸室可能コマ数 (コマ)	15,132	4,656	18,915	11,349
年間総貸室利用コマ数 (コマ)	1,284	13	2,511	1,913
貸室稼働率	8.5%	0.3%	13.3%	16.9%
施設名	三井地域 センター	串川ひがし 地域センター	青根地域 センター	津久井中央 地域 センター
年間開館日数(日)	291	291	291	296
利用者数等(窓口取扱 件数)	578	6,819	179	3,693
一日平均利用者数(人)	2	23	1	12
施設内貸室数(室)	2	3	3	2
年間総貸室可能コマ数 (コマ)	7,566	11,349	11,349	7,400
年間総貸室利用コマ数 (コマ)	143	2,142	44	876
貸室稼働率	1.9%	18.9%	0.4%	11.8%
施設名	藤野農村環 境改善センタ ー			
年間開館日数(日)	359			

利用者数等(窓口取扱件数)	2,827
一日平均利用者数(人)	8
施設内貸室数(室)	6
年間総貸室可能コマ数(コマ)	28,002
年間総貸室利用コマ数(コマ)	1,759
貸室稼働率	6.3%

(出所)相模原市の資料より作成。

(5) 今後の計画

今後、急激に進む人口減少や少子高齢化、公共施設の利用状況等を踏まえ、地域間で共有可能な施設については集約化の可能性についても検討し、集会施設等については、更新時期にかかわらず、利用実態に応じて地元自治会等への譲渡などを検討する(相模原市公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラム)。

(6) 結果・意見

【意見13】 集会所の備品について

赤馬老人憩いの家は、1986年(昭和61年)の開設以来、周辺地域住民に集会・コミュニティの場として利用されている。その運営は、赤馬東部自治会、赤馬中通り自治会及び柳馬場自治会の周辺3自治会と土地・建物使用貸借契約を締結し行われている。3自治会への貸付は無償で行われており、施設利用にかかる光熱水費も利用者負担となっているため、市が負担している費用は建設費と損害保険料である。

監査の過程で、施設を視察したところ、外観的にも建物に緊急の補修が必要と思われる箇所はなく、施設内部には、会議等で使用するテーブルや、食器等が置かれており、それらも整理整頓されていた。しかし、これらは各自治会が所有している備品であり、市が所有している備品ではなく、契約書にも備品の貸出しリストはない。したがって、現状では、市は施設内に置かれている備品は把握できない。

当施設は3自治会が使用する施設であるため、各自治会が個別に又は共同して購入した備品が置かれていると考えられるが、備品の紛失や盗難の可能性もあり、また、施設利用に関係の無い備品等が無断で置かれる可能性もある。施設内に持ち込む備品等については、各自治会と市で情報を共有し、紛失等が発生した場合にも、速やかに対応できる体制の準備が求められる。

【意見14】 今後の計画について

集会施設は「図表4-23 各施設の稼働状況」にも示したように稼働率が相当低い。かつて自治会組織が活発に機能していた時代においては、それなりの活用意義はあったであろうが、現在はほとんど利用されていない。総論にも示したようにハザードマップ上に位置する施設も多くある。豪雨の時に、近隣住民が誤って避難して二次災害が発生する危険性も存在する。今後の計画にも示されているように、地元自治会等への譲渡も一案ではあるが、ハザードマップ上にある施設はその旨を十分説明したうえで対応することが望まれる。

第6 スポーツ・レクリエーション系施設の公共施設マネジメント (各論)

1. 体育館

(1) 施設の概要

① 目的・機能・配置状況

体育館は、体育並びにスポーツ及びレクリエーションの振興を図ることで、市民の体力と健康の増進及び心身の健全な発達、育成に寄与するための施設である。

また、けやき体育館は、障害者の健康の増進、機能の回復及び教養文化活動の促進を図ることで、障害者の福祉の向上に寄与するための施設である。

現在、総合体育館が緑区と南区にそれぞれ1施設あり、中央区には、市体育館とけやき体育館があり、市体育館は建設から50年以上が経過しており、老朽化が進んでいる。

なお、緑区の藤野地区には、廃校となった学校の体育館を活用した施設が2施設ある。

② 対象施設(令和4年度末時点)

ア. 北総合体育館(ほねごりアリーナ)

開設年度	H3		施設外観			
所在地	相模原市緑区下九沢 2368-1					
設置根拠	スポーツ基本法 相模原市立総合体育館条例					
設置目的	体育ならびにスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、市民の心身の健全な育成に寄与					
運営形態	指定管理					
施設配置の基本的な考え方	更新の際は規模、機能について検討する					
複合状況	建築年度	築年数(年)	延床面積(m ²)	構造	耐震化	財産区分
単独	H3	32	14,141	RC	新耐	行政財産
複合等施設名	—					

第6 スポーツ・レクリエーション系施設の公共施設マネジメント(各論)

イ. 沢井体育館

開設年度	H15		施設外観			
所在地	相模原市緑区澤井 936					
設置根拠	スポーツ基本法 相模原市立グラウンド等スポーツ施設に関する条例					
設置目的	スポーツの振興及び市民の体力と健康の増進					
運営形態	直営					
施設配置の基本的な考え方	サービス提供を継続するが、将来は、利用状況等によっては更新しない方向で検討する ただし避難所となっていることを考慮する必要がある					
複合等利用	建築年度	築年数(年)	延床面積(m ²)	構造	耐震化	財産区分
単独	H2	33	865	RC	新耐	行政財産
複合等施設名	—					

ウ. 牧郷体育館

開設年度	H18		施設外観			
所在地	相模原市緑区牧野 7029					
設置根拠	スポーツ基本法 相模原市立グラウンド等スポーツ施設に関する条例					
設置目的	スポーツの振興及び市民の体力と健康の増進					
運営形態	直営					
施設配置の基本的な考え方	サービス提供を継続するが、将来は、利用状況等によっては更新しない方向で検討する ただし避難所となっていることを考慮する必要がある					
複合状況	建築年度	築年数(年)	延床面積(m ²)	構造	耐震化	財産区分


第6 スポーツ・レクリエーション系施設の公共施設マネジメント(各論)

単独	H5	30	885	RC	新耐	行政財産
複合等施設名	—					

エ. けやき体育館

開設年度	S60		施設外観			
所在地	相模原市中央区富士見 6-6-23					
設置根拠	相模原市立けやき体育館条例					
設置目的	障害者の健康の増進、機能の回復及び教養文化活動の促進を図り、障害者の福祉の向上に寄与					
運営形態	指定管理					
施設配置の基本的な考え方	更新の際は規模、機能について検討する					
複合状況	建築年度	築年数(年)	延床面積(m ²)	構造	耐震化	財産区分
区分	S60	38	1,658	SRC	新耐	区分所有
複合等施設名	けやき会館、精神保健福祉センター診療所、けやき体育館					

オ. 市体育館

開設年度	S32		施設外観			
所在地	相模原市中央区富士見 1-2-15					
設置根拠	スポーツ基本法 相模原市体育館に関する条例					
設置目的	体育の振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与					
運営形態	指定管理					
施設配置の基本的な考え方	更新の際は規模、機能について検討する					

第6 スポーツ・レクリエーション系施設の公共施設マネジメント(各論)

複合等利用	建築年度	築年数(年)	延床面積 (㎡)	構造	耐震化	財産区分
単独	S32	66	1,396	S	済	行政財産
複合等施設名	—					

カ. 総合体育館(相模原ギオンアリーナ)

開設年度	S56	施設外観				
所在地	相模原市南区麻溝台 2284-1					
設置根拠	スポーツ基本法 相模原市立総合体育館条例					
設置目的	体育ならびにスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、市民の心身の健全な育成に寄与					
運営形態	指定管理					
施設配置の基本的な考え方	更新の際は規模、機能について検討する					
複合等利用	建築年度	築年数(年)	延床面積 (㎡)	構造	耐震化	財産区分
単独	S56	42	12,926	SRC	不用	行政財産
複合等施設名	—					

(出所)「施設カルテ」より作成。

(2) 管轄の状況

体育館の所管課は次のとおりである。

図表6-1 所管課

施設名	所管課
北総合体育館(ほねごりアリーナ)	市民局スポーツ施設課
沢井体育館	市民局スポーツ施設課
牧郷体育館	市民局スポーツ施設課
けやき体育館	健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課
市体育館	市民局スポーツ施設課
総合体育館(相模原ギオンアリーナ)	市民局スポーツ施設課

(出所)相模原市の資料より作成。

《参考》指定管理者の状況

施設名	監査期間の 指定管理者	指定管理 期間	新指定管理者	令和5年度評 価
相模原ギオンア リーナ	総合体育館グ ループ運営共 同事業体	H31～R5	総合体育館グ ループ運営共 同事業体	B
北総合体育館				
市体育館				
けやき体育館	社会福祉法人 相模原市社会 福祉事業団	H31～R5	社会福祉法人 相模原市社会 福祉事業団	A

(出所)相模原市の資料より作成。

(3)維持管理コスト

体育館の2022年度(令和4年度)における維持管理コストは次のとおりである。

図表6-2 各施設の維持管理コスト

(単位:千円)

施設名		北総合体育 館(ほねごり アリーナ)	沢井体育館	牧郷体育館	けやき 体育館
支出合計		139,972	1,506	1,591	61,584
人件費		-	-	-	-
維持 管理 費	消耗品費	-	3	5	-
	光熱水費	-	454	261	-
	委託費	-	722	10	-
	通信費	-	-	-	-
	使用料・賃借料	-	30	30	-
	施設修繕費	1,738	274	526	-
	その他	-	23	20	-
事業運営費		-	-	-	208
指定管理者の支出		138,234	-	-	61,379

施設名		市体育館	総合体育館 (相模原ギオンアリーナ)
支出合計		14,537	190,266
人件費		-	-
維持管理費	消耗品費	-	-
	光熱水費	-	-
	委託費	-	-
	通信費	-	-
	使用料・賃借料	-	-
	施設修繕費	-	3,555
	その他	-	1,573
事業運営費		-	-
指定管理者の支出		14,537	185,138

(出所)相模原市の資料より作成。

(4) 稼働状況

体育館の2022年度(令和4年度)における稼働状況は次のとおりである。

図表6-3 各施設の稼働状況

施設名	北総合体育館(ほねごりアリーナ)	沢井体育館	牧郷体育館	けやき体育館
年間開館日数(日)	343	359	359	355
利用者数等(窓口取扱件数)	185,748	782	2,467	37,736
一日平均利用者数(人)	542	5	7	106
施設名	市体育館	総合体育館(相模原ギオンアリーナ)		
年間開館日数(日)	359	342		
利用者数等(窓口取扱件数)	74,324	320,005		
一日平均利用者数(人)	207	936		

(5) 今後の計画

建設年度が古い市体育館については、一定の利用が認められるため、民間資金を活用した施設整備手法の適用など、低コストでサービスを継続する方策に見直す。市体育館以外の施設については建設年度が比較的新しいため、既存の建物を長期にわたり利用し続けるために計画的な保全を検討する。利用が少ない施設については、サービス継続の是非について

検討して結論を出す。サービスを継続しない場合は、民間譲渡を行う。

(6) 結果・意見

【結果4】 市体育館の今後の在り方について

市体育館は、1957年(昭和32年)事業開始というかなり古い施設でありながら、1日200人余りの利用者が存在し、一定の需要が存在すると考えられる。これについて、「民間資金を活用した施設整備手法の適用」を検討するとしているが、明確な対応がなされていない。その中で当該利用は2024年度(令和6年度)までとされている。このような施設については、PPP/PFIの手法により新たに建築するとともに、地中熱ヒートポンプをはじめとした省エネルギーの運営手法を導入すべきと考える。ちなみに、スポーツ施設をPPP/PFI手法で実施した事例としては、以下のものがあるので、参考にされたい。

図表6-4 スポーツ施設のPPP/PFI事例

管理分類	エリア	事業主体	事業名称	事業方式
都道府県	山口県	山口県	下関地域総合武道館(仮称)整備等事業	PFI
	栃木県	栃木県	総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業(仮称)	PFI
	神奈川県	神奈川県	神奈川県立体育センター等再整備事業	PFI
	新潟県	新潟県	新潟県立武道館(仮称)整備計画	PFI
	東京都	東京都	有明アリーナ管理運営事業	コンセッション
	滋賀県	滋賀県	滋賀県立体育館整備事業	PFI
政令市	愛知県	名古屋市	名古屋市守山スポーツセンター(仮称)整備・運営事業	PFI
	神奈川県	川崎市	仮称川崎市多摩スポーツセンター建設等事業	PFI
	神奈川県	川崎市	スポーツ・文化複合施設整備等事業	PFI
	福岡県	北九州市	北九州市スタジアム整備等PFI事業	PFI
	福岡県	福岡市	福岡市総合体育館(仮称)整備運営事業	PFI
	神奈川県	横浜市	横浜文化体育館再整備事業	PFI
	大阪府	堺市	大浜体育館建替整備運営事業	PFI

管理分類	エリア	事業主体	事業名称	事業方式	
特別区	東京都	墨田区	(仮称)墨田区総合体育館建設等事業	PFI	
市(人口 20 万人以上)	兵庫県	加古川市	(仮称)加古川市立総合体育館整備 PFI 事業	PFI	
	東京都	八王子市	(仮称)八王子市新体育館等整備・運営事業	PFI	
	兵庫県	西宮市	西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業	PFI	
	静岡県	富士市	富士市総合体育館等整備・運営事業	PFI	
	兵庫県	川西市	川西市市民体育館等整備に伴う PFI 事業	PFI	
	北海道	帯広市	(仮称)帯広市新総合体育館整備運営事業	PFI	
	静岡県	袋井市	(仮称)袋井市総合体育館整備・運営事業	PFI	
	栃木県	小山市	(仮称)小山市立体育館整備及び運営事業	PFI	
		鳥取県	鳥取市	鳥取市民体育館再整備事業	PFI
		石川県	かほく市	(仮称)かほく市総合体育館等整備・運営事業	PFI
町村	鹿児島県	大崎町	大崎町スポーツ交流施設整備事業(仮称)	PFI	

(出所) https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jireishuu/kyouiku_bunka.html

【意見15】 けやき体育館の指定管理者について

けやき体育館については障害者のスポーツ文化活動の拠点として長く「社会福祉法人相模原市社会福祉事業団」が指定管理を実施しているが、スポーツの分野(リハビリテーションなら別であるが)としては、必ずしも専門性を有していたようには感じられない。他の全ての体育館が、一括して「総合体育館グループ運営共同事業体」が実施していることを考えると違和感を感じる。パラスポーツの推進や障害者の理解促進の観点からも、今後の選定においては、他の体育館と一括して応募する形態も検討すべきであり、その際に同事業団においても共同企業体に参加するなど、スポーツ部門と福祉部門が連携することを期待する。

2. プール等

(1) 施設の概要

① 目的・機能・配置状況

プールは、生涯スポーツの振興と市民の健康の保持、増進及び文化、福祉の向上に寄与するための施設で、屋内プールは、緑区に1施設、中央区に2施設、南区1施設あり、銀河アリーナは、冬季はアイススケート場となる。

また、この他に夏季の屋外プールとして3施設ある。

② 対象施設

ア. 北市民健康文化センター(LCA 国際小学校北の丘センター)

開設年度	H11		施設外観			
所在地	相模原市緑区下九沢 2071-1					
設置根拠	相模原市立市民健康文化センター条例					
設置目的	市民の健康の保持及び増進並びに文化及び福祉の向上に寄与					
運営形態	指定管理					
施設配置の基本的な考え方	更新の際は、DBOとして民間施設の状況なども踏まえ、施設・サービスの在り方を検討する					
複合状況	建築年度	築年数(年)	延床面積(m ²)	構造	耐震化	財産区分
単独	H10	25	9,070	SRC	新耐	行政財産
複合等施設名	—					

第6 スポーツ・レクリエーション系施設の公共施設マネジメント(各論)

イ. 小倉プール

開設年度	S62		施設外観			
所在地	相模原市緑区小倉 1					
設置根拠	スポーツ基本法 相模原市立グラウンド等スポーツ施設に関する条例					
設置目的	スポーツの振興及び市民の体力と健康の増進					
運営形態	指定管理					
施設配置の基本的な考え方	—					
複合等利用	建築年度	築年数(年)	延床面積(m ²)	構造	耐震化	財産区分
単独	S62	36	342	RC	新耐	行政財産
複合等施設名	—					

ウ. 小原プール

開設年度	H3		施設外観			
所在地	相模原市緑区小原 697-3					
設置根拠	スポーツ基本法 相模原市立グラウンド等スポーツ施設に関する条例					
設置目的	スポーツの振興及び市民の体力と健康の増進					
運営形態	直営					
施設配置の基本的な考え方	—					
複合状況	建築年度	築年数(年)	延床面積(m ²)	構造	耐震化	財産区分
単独	H3	32	18	木造	新耐	行政財産
複合等施設名	—					

第6 スポーツ・レクリエーション系施設の公共施設マネジメント(各論)

エ. 淵野辺公園アイススケート場・水泳プール(銀河アリーナ)


開設年度	H2		施設外観			
所在地	相模原市中央区弥栄 3-1-6 (淵野辺公園内)					
設置根拠	スポーツ基本法、都市公園法、 相模原市都市公園条例					
設置目的	学校教育を含む市民利用と競技スポーツの振興を図る					
運営形態	指定管理					
施設配置の基本的な考え方	民設民営方式等民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して施設の再編を検討する					
複合状況	建築年度	築年数(年)	延床面積(m ²)	構造	耐震化	財産区分
単独	H2	33	10,838	SRC	新耐	行政財産
複合等施設名	—					

オ. 総合水泳場(さがみはらグリーンプール)


開設年度	H9		施設外観			
所在地	相模原市中央区横山 5-11-1					
設置根拠	スポーツ基本法 相模原市立総合水泳場条例					
設置目的	生涯スポーツの振興を図り、市民の健康で文化的な生活の向上に寄与					
運営形態	指定管理					
施設配置の基本的な考え方	更新の際は、民間施設の状況なども踏まえ、施設・サービスの在り方を検討する					
複合等利用	建築年度	築年数(年)	延床面積(m ²)	構造	耐震化	財産区分
単独	H8	27	16,127	RC、一部 S	新耐	行政財産
複合等施設名	—					

第6 スポーツ・レクリエーション系施設の公共施設マネジメント(各論)

カ. 古淵鶴野森公園屋外水泳プール

開設年度	S54		施設外観			
所在地	相模原市南区鶴野森 1-25-1					
設置根拠	スポーツ基本法、都市公園法、相模原市都市公園条例					
設置目的	夏季におけるプールの開放					
運営形態	指定管理					
施設配置の基本的な考え方	—					
複合等利用	建築年度	築年数(年)	延床面積(m ²)	構造	耐震化	財産区分
単独	S54	44	330	RC	済	行政財産
複合等施設名	—					

キ. 市民健康文化センター

開設年度	S58		施設外観			
所在地	相模原市南区麻溝台 1872 番地1					
設置根拠	相模原市立市民健康文化センター条例					
設置目的	市民の健康の保持及び増進並びに文化及び福祉の向上に寄与					
運営形態	指定管理					
施設配置の基本的な考え方	更新の際は、民間施設の状況なども踏まえ、施設・サービスの在り方を検討する					
複合等利用	建築年度	築年数(年)	延床面積(m ²)	構造	耐震化	財産区分
単独	S58	40	6,191	RC	新耐	行政財産
複合等施設名	—					

(出所)「施設カルテ」より作成。

(2) 管轄の状況

プール等の所管課は次のとおりである。

図表6-5 所管課

施設名	所管課
北市民健康文化センター(LCA国際小学校北の丘センター)	市民局市民協働推進課
小倉プール	市民局スポーツ施設課
小原プール	市民局スポーツ施設課
淵野辺公園アイススケート場・水泳プール(銀河アリーナ)	市民局スポーツ施設課
総合水泳場(さがみはらグリーンプール)	市民局スポーツ施設課
古淵鵜野森公園屋外水泳プール	市民局スポーツ施設課
市民健康文化センター	市民局市民協働推進課

(出所)相模原市の資料より作成。

(3) 維持管理コスト

プール等の 2022 年度(令和 4 年度)における維持管理コストは次のとおりである。

図表6-6 各施設の維持管理コスト

(単位:千円)

施設名		北市民健康文化センター(LCA国際小学校北の丘センター)	小倉プール	小原プール	淵野辺公園アイススケート場・水泳プール(銀河アリーナ)
支出合計		318,209	23,090	1,468	329,684
人件費		-	-	-	-
維持管理費	消耗品費	-	169	26	-
	光熱水費	-	-	263	-
	委託費	22,033	-	1,166	-
	通信費	-	-	-	-
	使用料・賃借料	16,583	249	-	-
	施設修繕費	-	-	-	-
	その他	-	5	13	-
事業運営費		-	-	-	-
指定管理者の支出		-	22,668	-	329,684

第6 スポーツ・レクリエーション系施設の公共施設マネジメント(各論)

施設名		総合水泳場 (さがみはら グリーンプー ル)	古淵鶴野森 公園屋外水 泳プール	市民健康文 化センター
支出合計		433,417	30,461	275,918
人件費		-	-	-
維持管理費	消耗品費	-	-	90
	光熱水費	-	-	-
	委託費	-	-	440
	通信費	-	-	-
	使用料・賃借料	-	-	12,693
	施設修繕費	4,950	-	16,922
その他		-	-	-
事業運営費		-	-	-
指定管理者の支出		428,467	30,461	245,773

(出所)相模原市の資料より作成。

(4) 稼働状況

プール等の 2022 年度(令和 4 年度)における稼働状況は次のとおりである。

図表6-7 各施設の稼働状況

施設名	北市民健康 文化センター (LCA国際 小学校北の 丘センター)	小倉プール	小原プール	淵野辺公園 アイススケ ート場・水泳プ ール(銀河ア リーナ)
年間開館日数(日)	332	48	7	351
利用者数等(窓口取扱 件数)	213,871	14,806	177	158,389
一日平均利用者数(人)	644	308	25	451
施設名	総合水泳場 (さがみはら グリーンプー ル)	古淵鶴野森 公園屋外水 泳プール	市民健康文 化センター	
年間開館日数(日)	337	72	339	
利用者数等(窓口取扱 件数)	202,191	7,389	205,863	
一日平均利用者数(人)	600	103	607	

(出所)相模原市の資料より作成。

(5) 今後の計画

淵野辺公園アイススケート場・水泳プール(銀河アリーナ)は、2026年度(令和8年度)に廃止予定である。

(6) 結果・意見

【意見16】 設備の更新について

古淵鶉野森公園屋外プール(以下、「屋外プール」という。)は、1979年(昭和54年)の開設以来、夏季におけるプールの開放の場として地域住民に利用されている。その運営は、他の公の施設とまとめて指定管理者制度を導入しており、その概要は次のとおりである。

図表6-8 古淵鶉野森公園屋外プールの指定管理者の概要

公の施設名	淵野辺公園、相模台公園、古淵鶉野森公園、銀河アリーナ、サーティーフォー相模原球場(相模原市立相模原球場)、大野台南テニスコート
指定管理者	淵野辺公園グループ運営共同企業体 (構成団体:公益財団法人相模原市まち・みどり公社、美津濃株式会社、株式会社パティネレジャー、東海体育指導株式会社)
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日(5年間)

2023年度(令和5年度)の「指定管理者制度導入施設 年度評価シート」には、屋外プールの成果指標と達成度について次のとおり記載されている。

図表6-9 古淵鶉野森公園屋外プールの成果指標と達成度

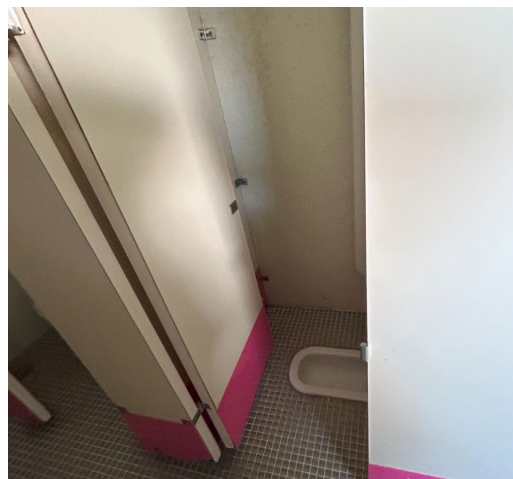
指標名	屋外水泳プール利用者数(人)				
指標式と指標の説明	【指標の説明】屋外水泳プールにおける年間の利用人数(夏季期間) 【指標式】達成度＝実績人数÷目標人数×100				
項目(単位)	令和元年度	令和2年度 ※	令和3年度 ※	令和4年度	令和5年度
目標値(人)	20,000	6,472 (21,000)	4,304 (21,500)	22,000	22,500
実績値(人)	16,473	5,622	3,652	7,389	18,002
達成度(%)	82.4	86.9	84.9	33.6	80.0
※令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う施設休止の影響を考慮し、施設の開所日数や利用制限を踏まえ、目標値を修正した(令和2年度及び令和3年度における目標値の()内の数値は修正前の目標直)					

実績値の推移を見ると、2020年度(令和2年度)及び2021年度(令和3年度)は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う施設休止の影響を大きく受けたが、2023年度(令和5年度)については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が出る前の水準まで利用者数が回復しており、この点については施設を担当する所管課においても、「施設の老朽化が著しい中、指定管理者での修繕により、施設利用者が快適に利用できる場を提供していることは大いに評価できる」といっている。

しかし、既存の施設状態を前提とする指定管理者制度においては、施設の老朽化は利用者数に大きく影響を与えられ、施設整備の責任を有する相模原市の積極的な改修が期待される。監査の過程で、屋外プールを視察したところ、次の画像のとおり、更新が期待される箇所がいくつかあった。



①鍵がなく使用不可が多いロッカー



②6個中4個が和式の女性用トイレ



③自動洗浄がない男性用トイレ



塗装が剥がれている壁

3. 観光施設・保養施設

(1) 施設の概要

① 目的・機能・配置状況

ア. 宿泊施設

相模川自然の村清流の里は、豊かな自然環境の中で、市民に保養の場を提供し、市民の健康の増進及び観光の振興を図る施設であり、緑の休暇村センターは青根地域の豊かな自然環境の中で、市民の健全な休養と研修の場所を提供することで市民福祉の向上と地域社会の発展に寄与するための宿泊施設である。

イ. 温泉施設

青根緑の休暇村いやしの湯、藤野やまなみ温泉は、温泉資源の活用による市民の健康及び福祉の増進を図り、市民のふれあいと交流を促進することで、地域振興及び観光の発展に寄与するための施設である。

ウ. 観光案内所

観光案内所は、観光に関する情報の提供及び物産の展示、紹介等により観光客の誘致を促進し、地場産業及び地域の活性化を図るための施設である。

エ. 地域資源を活用した施設

城山自然の家、鳥居原ふれあいの館、和田の里体験センター、相模の大風センターは、それぞれの地域資源を活用することで、地域の活性化及び豊かな市民文化の向上に寄与するための施設である。

② 対象施設


ア. 相模川自然の村清流の里

開設年度	H8	施設外観
所在地	相模原市緑区大島 3497-1	
設置根拠	相模原市立相模川自然の村条例	
設置目的	相模川の豊かな自然環境の中で、市民に保養の場を提供し、市民の健康の増進及び観光の振興を図り、市民福祉の向上に寄与	

第6 スポーツ・レクリエーション系施設の公共施設マネジメント(各論)

運営形態	指定管理					
施設配置の基本的な考え方	産業・観光・地域振興などそれぞれの設置目的を踏まえ、更新の際、サービスの継続の必要性について検証し、更新する場合は、可能な限り民間活力の活用による運営等を検討する					
複合状況	建築年度	築年数(年)	延床面積(m ²)	構造	耐震化	財産区分
複合	H7	28	3,304	SRC	新耐	行政財産
複合等施設名	相模川自然の村清流の里、相模川自然の村野外体験教室(相模川ビレッジ若あゆ)					


イ. 城山自然の家

開設年度	H6		施設外観			
所在地	相模原市緑区川尻 4571-2					
設置根拠	—					
設置目的	自然観察、環境学習及び自然生態系の研究交流等の推進					
運営形態	その他(委託等)					
施設配置の基本的な考え方	産業・観光・地域振興などそれぞれの設置目的を踏まえ、更新の際、サービス継続の必要性について検証し、更新する場合は、可能な限り民間活力の活用による運営等を検討する					
複合等利用	建築年度	築年数(年)	延床面積(m ²)	構造	耐震化	財産区分
単独	H6	29	49	木造	新耐	普通財産
複合等施設名	—					

ウ. 鳥居原ふれあいの館

開設年度	H12		施設外観			
所在地	相模原市緑区鳥屋 1674					
設置根拠	相模原市立鳥居原ふれあいの館条例					
設置目的	鳥屋地域の優れた自然環境を活かした産業振興を図り、地域活性化に資するとともに、農林産物等の展示直売及び市民交流を促進するため。					
運営形態	指定管理					
施設配置の基本的な考え方	産業・観光・地域振興などそれぞれの設置目的を踏まえ、更新の際はサービス継続の必要性について検証し、更新する場合は、可能な限り民間活力の活用による運営等を検討する。					
複合状況	建築年度	築年数(年)	延床面積(m ²)	構造	耐震化	財産区分
単独	H10 H11	25	470	木造	新耐	行政財産
複合等施設名	—					


エ. 緑の休暇村センター

開設年度	S55		施設外観			
所在地	相模原市緑区青根 807・2					
設置根拠	相模原市立緑の休暇村センター条例					
設置目的	青根地域の豊かな自然環境の中で、市民の健全な休養と研修の場所を提供し、もって市民福祉の向上と地域社会の発展に寄与					
運営形態	指定管理					


第6 スポーツ・レクリエーション系施設の公共施設マネジメント(各論)

施設配置の基本的な考え方	産業・観光・地域振興などそれぞれの設置目的を踏まえ、更新の際、サービス継続の必要性について検証し、更新する場合は、可能な限り民間活力の活用による運営等を検討する					
複合状況	建築年度	築年数(年)	延床面積(m ²)	構造	耐震化	財産区分
単独	S53-S61	45	629	RC	済	行政財産
複合等施設名	—					


オ. 青根緑の休暇村いやしの湯

開設年度	H17	施設外観				
所在地	相模原市緑区青根 844					
設置根拠	相模原市立青根緑の休暇村いやしの湯条例					
設置目的	温泉資源の活用による市民の福祉の向上及び健康の増進を図り、市民のふれあいと交流を促進し、もって地域の活性化に寄与					
運営形態	指定管理					
施設配置の基本的な考え方	産業・観光・地域振興などそれぞれの設置目的を踏まえ、更新の際、サービス継続の必要性について検証し、更新する場合は、可能な限り民間活力の活用による運営等を検討する					
複合等利用	建築年度	築年数(年)	延床面積(m ²)	構造	耐震化	財産区分
単独	H17	18	1,000	RC	新耐	行政財産
複合等施設名	—					

カ. 相模湖観光案内所

開設年度	H20		施設外観			
所在地	相模原市緑区与瀬 1104-2					
設置根拠	相模原市観光案内所の設置等に関する規程					
設置目的	観光に関する情報の提供及び物産の展示、紹介等により観光客の誘致を促進し、地場産業及び地域の活性化を図るため					
運営形態	その他(委託等)					
施設配置の基本的な考え方	産業・観光・地域振興などそれぞれの設置目的を踏まえ、更新の際、サービス継続の必要性について検証し、更新する場合は、可能な限り民間活力の活用による運営等を検討する					
複合等利用	建築年度	築年数(年)	延床面積(m ²)	構造	耐震化	財産区分
単独	H20	15	56	S	新耐	行政財産
複合等施設名	—					

キ. 藤野観光案内所

開設年度	H20		施設外観			
所在地	相模原市緑区小淵 1702-3					
設置根拠	相模原市観光案内所の設置等に関する規程					
設置目的	観光に関する情報の提供及び物産の展示、紹介等により観光客の誘致を促進し、地場産業及び地域の活性化を図るため					
運営形態	その他(委託等)					

第6 スポーツ・レクリエーション系施設の公共施設マネジメント(各論)


施設配置の基本的な考え方	産業・観光・地域振興などそれぞれの設置目的を踏まえ、更新の際、サービス継続の必要性について検証し、更新する場合は、可能な限り民間活力の活用による運営等を検討する					
複合等利用	建築年度	築年数(年)	延床面積(m ²)	構造	耐震化	財産区分
単独	H20	15	62	木造	新耐	行政財産
複合等施設名	—					

ク. 藤野やまなみ温泉


開設年度	H9	施設外観				
所在地	相模原市緑区牧野 4225-1					
設置根拠	相模原市立藤野やまなみ温泉条例					
設置目的	市民の健康及び福祉の増進を図り、ふれあいと安らぎの場を提供するとともに、地域の振興及び観光の発展に寄与するため					
運営形態	指定管理					
施設配置の基本的な考え方	産業・観光・地域振興などそれぞれの設置目的を踏まえ、更新の際、サービス継続の必要性について検証し、更新する場合は、可能な限り民間活力の活用による運営等を検討する					
複合等利用	建築年度	築年数(年)	延床面積(m ²)	構造	耐震化	財産区分
単独	H9	26	958	RC	新耐	行政財産
複合等施設名	—					



ケ. 和田の里体験センター

開設年度	H18		施設外観			
所在地	相模原市緑区佐野川 491-1					
設置根拠	—					
設置目的	地域住民と市外の住民との交流を図ることを目的					
運営形態	その他(委託等)					
施設配置の基本的な考え方	地域住民と市外の住民との活動拠点として維持していく					
複合等利用	建築年度	築年数(年)	延床面積(m ²)	構造	耐震化	財産区分
単独	H18	17	170	木造	新耐	普通財産
複合等施設名	—					

コ. 相模の大風センター

開設年度	H15		施設外観			
所在地	相模原市南区新戸 2268-1					
設置根拠	相模原市立相模の大風センター条例					
設置目的	相模の大風文化の保存、継承を図るとともに、これらに関する理解を深める場を市民に提供することにより、郷土を愛する心をはぐくみ、もって豊かな市民文化の向上に寄与するため					
運営形態	指定管理					
施設配置の基本的な考え方	産業・観光・地域振興などそれぞれの設置目的を踏まえ、更新の際、サービス継続の必要性について検証し、更新する場合は、可能な限り民間活力の活用による運営等を検討する					

第6 スポーツ・レクリエーション系施設の公共施設マネジメント(各論)

複合等利用	建築年度	築年数(年)	延床面積 (㎡)	構造	耐震化	財産区分
複合	H11	24	938	S	新耐	行政財産
複合等施設名	新磯ふれあいセンター、相模の大凧センター、新磯こどもセンター、新磯児童クラブ					

(出所)「施設カルテ」より作成。

(2) 管轄の状況

観光施設・保養施設の所管課は次のとおりである。

図表6-10 所管課

施設名	所管課
相模川自然の村清流の里	市長公室観光政策課
城山自然の家	城山まちづくりセンター
鳥居原ふれあいの館	環境経済局農政課
緑の休暇村センター	緑区役所区政策課
青根緑の休暇村いやしの湯	緑区役所区政策課
相模湖観光案内所	相模湖まちづくりセンター
藤野観光案内所	藤野まちづくりセンター
藤野やまなみ温泉	緑区役所区政策課
和田の里体験センター	藤野まちづくりセンター
相模の大凧センター	南区役所地域振興課

(出所)相模原市の資料より作成。

《参考》指定管理者の状況

施設名	監査期間の 指定管理者	指定管理 期間	新指定管理者	令和5年度 評価
相模川自然の 村清流の里	コンパスグルー プ・ジャパン(株)	H31～R5	コンパスグルー プ・ジャパン(株)	B
鳥居原ふれあ いの館	(有)鳥居原	H31～R5	(有)鳥居原	A
緑の休暇村セ ンター	一般社団法人 青根振興協議 会	H31～R5	一般社団法人 青根振興協議 会	B

第6 スポーツ・レクリエーション系施設の公共施設マネジメント(各論)

施設名	監査期間の 指定管理者	指定管理 期間	新指定管理者	令和5年度 評価
青根緑の休暇 村いやしの湯		H31～R5		
藤野やまなみ温 泉	牧野地域振興 協議会グルー プ	H31～R5	藤野やまなみ温 泉運営共同事 業体	B
相模の大凧セ ンター	公益財団法人 相模原市まち・ みどり公社	H31～R5	公益財団法人 相模原市まち・ みどり公社	B

(出所)相模原市の資料より作成。

(3)維持管理コスト

観光施設・保養施設の令和4年度における維持管理コストは次のとおりである。

図表6-11 各施設の維持管理コスト

(単位:千円)

施設名		相模川自然 の村清流の 里	城山自然の 家	鳥居原ふれ あいの館	緑の休暇村 センター
支出合計		165,566	157	98,665	12,519
人件費		-	-	-	-
維持 管理 費	消耗品費	-	11	-	-
	光熱水費	-	34	-	-
	委託費	924	112	56	160
	通信費	2	-	-	-
	使用料・賃借料	72	-	26	952
	施設修繕費	3,883	-	15,521	-
	その他	-	-	-	-
事業運営費		30	-	-	-
指定管理者の支出		160,655	-	83,062	11,407

第6 スポーツ・レクリエーション系施設の公共施設マネジメント(各論)

施設名		青根緑の休暇村いやしの湯	相模湖観光案内所	藤野観光案内所	藤野やまなみ温泉
支出合計		132,969	3,996	4,037	115,983
人件費		-	-	-	-
維持管理費	消耗品費	-	-	-	-
	光熱水費	-	-	-	-
	委託費	2,849	-	-	897
	通信費	-	-	-	-
	使用料・賃借料	7,430	302	193	51
	施設修繕費	-	-	-	-
	その他	-	-	-	48,613
事業運営費		-	3,694	3,843	-
指定管理者の支出		122,690	-	-	66,422

施設名		和田の里体験センター	相模の大風センター
支出合計		81	24,513
人件費		-	-
維持管理費	消耗品費	-	-
	光熱水費	-	-
	委託費	-	-
	通信費	32	-
	使用料・賃借料	36	-
	施設修繕費	-	-
	その他	14	-
事業運営費		-	-
指定管理者の支出		-	24,513

(出所)相模原市の資料より作成。

(4) 稼働状況

観光施設・保養施設の2022年度(令和4年度)における稼働状況は次のとおりである。

図表6-12 各施設の稼働状況

施設名	相模川自然の村清流の里	城山自然の家	鳥居原ふれあいの館	緑の休暇村センター
年間開館日数(日)	343	12	311	306
利用者数等(窓口取扱件数)	4,669	82	131,437	2,240
一日平均利用者数(人)	14	7	423	7
施設内貸室数(室)	10	—	—	9
年間総貸室可能コマ数(コマ)	3,430	—	—	2,754
年間総貸室利用コマ数(コマ)	1,969	—	—	254
貸室稼働率	57.4%	—	—	9.2%
施設名	青根緑の休暇村いやしの湯	相模湖観光案内所	藤野観光案内所	藤野やまなみ温泉
年間開館日数(日)	299	361	359	54
利用者数等(窓口取扱件数)	86,042	12,891	35,257	17,239
一日平均利用者数(人)	288	36	98	319
施設内貸室数(室)	—	—	—	—
年間総貸室可能コマ数(コマ)	—	—	—	—
年間総貸室利用コマ数(コマ)	—	—	—	—
貸室稼働率	—	—	—	—
施設名	和田の里体験センター※	相模の大凧センター		
年間開館日数(日)	—	358		
利用者数等(窓口取扱件数)	—	4,967		

一日平均利用者数(人)	—	14
施設内貸室数(室)	—	1
年間総貸室可能コマ数 (コマ)	—	942
年間総貸室利用コマ数 (コマ)	—	233
貸室稼働率	—	24.7%

(出所)相模原市の資料より作成。

※利用状況を把握しない施設である。

(5) 今後の計画

観光施設・保養施設については、現在計画されている具体的な統合計画や廃止計画はない。

(6) 結果・意見

【意見17】 施設設備の更新及びその財源について

藤野やまなみ温泉(以下、「やまなみ温泉」という。)は指定管理者制度で運営している観光施設・保養施設であり、相模原市藤野やまなみ温泉の管理に関する協定書(以下、「協定書」という。)及び相模原市藤野やまなみ温泉管理業務仕様書(以下、「仕様書」という。)の概要は次のとおりである。

図表6-13 協定書及び仕様書の概要

協定書名称	相模原市立藤野やまなみ温泉の管理に関する協定書	
所在地	相模原市緑区牧野 4225 番地 1	
指定管理者	藤野やまなみ温泉運営共同事業体	
代表団体	株式会社牧野地域振興協議会	
指定期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日(5 年間)	
指定管理料	年額 1,514 千円(税込み)	
利用料金制	有り	
施設概要	面積	敷地面積 7,372.06 m ² 延床面積 958.14 m ²
	主な施設	大浴場、露天風呂、サウナ、脱衣所、特別室、大広間、トイレ、駐車場

	休館日	水曜日。ただし、水曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合は、その翌日とする。
	開館時間	午前10時から午後9時まで

(出所)相模原市の資料より作成。

代表団体である株式会社牧野地域振興協議会(以下、「協議会」という。)は、やまなみ温泉の管理運営を担うこと等を目的として平成18年9月に設立された株式会社であり、牧野地域の住民約100名が合計600万円を出資して株主となり、会社運営を行っている。指定管理者の収入は指定管理料と施設の利用料金であり、支出は施設運営及び会社運営にかかる商品仕入、人件費、販管費等である。

ここで、指定管理者制度とは、地方自治体が設置する「公の施設」の管理運営について、民間事業者に委ねることを可能とする地方自治法上の制度である(法第244条の2)。また、指定管理者制度の導入の背景としては、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するためには、公の施設の管理運営に民間事業者の有するノウハウを活用し住民サービスの向上を図るとともに、管理運営費の削減を図ることが必要とされているという状況もある。更には、最近では、老朽化する多くの「公の施設」について、今後発生する大規模修繕や施設自体の更新について、その財源をどのように確保するかについても、検討が必要な時期に来ている。

協定書には、利益の還元について次のように規定されている。

<p>(利益の還元)</p> <p>第28条 指定管理者は、提案書において記載した事項に基づき、やまなみ温泉の管理運営により生じた利益の一部を施設又は利用者に対し還元するものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、やまなみ温泉の管理運営により生じた利益の一部を施設又は利用者へ還元することができる。</p>
--

協定書には、やまなみ温泉の管理運営により生じた利益の一部を施設に還元するものとされている。一方、2024年(令和6年)3月期の協議会の決算書には約3,000万円の繰越利益剰余金が計上されている。協議会は独立した民間の株式会社であるため、会社を安定して運営する上では、繰越利益剰余金を計上することは当然であるが、協議会はやまなみ温泉の管理運営を担うこと等を目的として設立された法人であり、やまなみ温泉の管理運営以外の事業を行っていないことから、この剰余金はやまなみ温泉の施設を運営した結果生じた剰余金と言える。なお、指定管理者は公益財団法人相模原市まち・みどり公社との共同企業体であるが、その実施主体は協議会であり、かなりの蓄積部分を協議会が保有していることには変わりはない。

やまなみ温泉は、1997年(平成9年)に営業を開始し、約26年経過した2023年(令和5年)7月に3億5千万円を掛けて中規模改修を行った。今後も同程度の規模を維持し続けるためには、定期的な修繕や施設の更新が必要となり、その費用は可能な限り利用料収入を財源とすることが望ましい。しかし、現在の利用料収入では、年間の維持管理費を賄うこともできない。また、指定管理者制度を導入している以上、指定期間が終了すれば、指定管理者の交代も考えられる。仮に、指定管理者が交代となった場合には、協議会の剰余金を施設整備に使うことはできなくなる。

やまなみ温泉は、藤野町立牧野中学校跡地に建設され、中学校廃校後も祭典などを行う地域の中心で地域住民の思い入れの強い場所である。このような地域の施設を将来にわたって大切に維持管理するためにも、利用料金の設定や指定管理業務から生じた剰余金の取扱、市への還元方法について、整理することが望まれる。

【結果5】 指定管理者制度のあり方と緑の休暇村センターの扱いについて

先の文化施設についても示したが、緑の休暇村センターについては、①土砂災害警戒区域上及び洪水・浸水の危険区域といった両方のハザードマップ上にあること、②利用者がほとんどおらず、稼働率も9.2%であること、③指定管理者の財務状況が全体収支、事業収支ともに毎年赤字であり、これに対し審査委員が重大な懸念を示していることの3点を考慮すると、災害対応に強い団体を選定するか、指定管理者制度を廃止して直営で対応し、今後廃止等の対応を検討すべきであったと考える。今後、適切な対応が必要である。

第7 保健・福祉施設の公共施設マネジメント(各論)

1. 保健・福祉施設全体

(1) 施設の概要

① 目的・機能

保健施設は、市民全体の健康を維持増進するために、様々な事業を直接及び他の医療機関と連携して実施する施設で、検査や検診等のサービスを提供する機関や、貸室サービスも含めた福祉サービス全体を管理する施設もあり、複合施設として整備されているものもある。

高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーション、仲間づくりなどを目的とした施設で、交流スペースや団体・サークル活動の場として、貸室サービスなどを行っており、湊松園等は老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく老人福祉センターとしての位置付けがある。また、主に高齢者の介護予防事業などの場や、高齢者だけでなく市民の健康増進等を目的としている施設も当該施設分類の中に含まれる。

これらの施設の積極的な利用によって、心身の健康増進、高齢者の社会参加の促進及び生きがいづくりにつながるとともに、高齢者が健康であることによって医療費負担の軽減なども期待されている。施設としては、現在、緑区に4施設、南区に4施設あり、中央区については、あじさい会館内に高齢者の利用に供する施設を設置している。公民館やこどもセンターなどとの複合施設として整備されている施設もある。

障害者施設は、以下に示すように、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく障害福祉サービス事業所等を言う。

② 対象施設

ア. 保健施設

地域保健法(昭和22年法律第101号)に基づく保健所、保健センターのほか、福祉に関する窓口や事務室などが入る施設。施設は以下の3施設がある。

- ・津久井保健センター
- ・総合保健医療センター(ウェルネスさがみはら)
- ・南保健福祉センター

イ. 老人福祉センター等

老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく老人福祉センターなど、高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーション、仲間づくりなどを目的とした施設。施設は以下の7施設が

ある。

- ・老人福祉センター溪松園
- ・津久井地域福祉センター
- ・津久井老人福祉センター
- ・さがみ湖リフレッシュセンター
- ・老人福祉センター若竹園
- ・新磯ふれあいセンター
- ・東林ふれあいセンター

ウ. 高齢者デイサービスセンター

在宅の介護を必要とする高齢者に対し、入浴、食事などのサービスを提供している施設。心身機能の維持向上等を図るとともに、家族の身体的及び精神的な負担の軽減などにも寄与する施設。以下の3施設がある。

- ・清新デイサービスセンター
- ・星が丘デイサービスセンター
- ・古淵デイサービスセンター

エ. 児童相談所

児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、18歳未満の子どもに関する養護、障害、非行、育成などの相談・援助を行う専門機関として設置している施設。以下の1施設がある。

- ・児童相談所

オ. 障害福祉施設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく障害福祉サービス事業所など、障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るとともに、日常生活の支援等を行っている施設。以下の7施設がある。

- ・上九沢身体障害者デイサービスセンター
- ・津久井障害者地域活動支援センター
- ・緑第一障害者地域活動支援センター
- ・障害者支援センター松が丘園
- ・視覚障害者情報センター

- ・陽光園
- ・南障害者地域活動支援センター

カ. その他社会福祉施設

貸室やホール機能のほか、障害者、高齢者、ひとり親家庭等の交流の場や、社会福祉関係団体の活動の場及び相互に交流する拠点としての施設。以下の2施設がある。

- ・あじさい会館
- ・南区地域福祉交流ラウンジ

(2) 管轄の状況

保健・福祉施設は施設によって、それぞれの課が所管している。

図表7-1 所管課

施設分類	所管
保健施設	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉局 地域包括ケア推進部 津久井高齢・障害者相談課 (津久井保健センター) ・健康福祉局 保健衛生部 地域保健課 (総合保健医療センター) ・健康福祉局 生活福祉部 南生活支援課 (南保健福祉センター)
老人福祉センター等	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉局 地域包括ケア推進部 津久井高齢・障害者相談課 (津久井地域福祉センター、津久井老人福祉センター、 さがみ湖リフレッシュセンター) ・健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者福祉課 (老人福祉センター溪松園、老人福祉センター若竹園、 新磯ふれあいセンター、東林ふれあいセンター)
高齢者デイサービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者福祉課 (清新デイサービスセンター、星が丘デイサービスセンター、 古淵デイサービスセンター)
児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・こども・若者未来局 児童相談所総務課 (児童相談所)
障害福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者福祉課 (上九沢身体障害者デイサービスセンター、 津久井障害者地域活動支援センター、 緑第一障害者地域活動支援センター、障害者支援センター松が丘園、

第7 保健・福祉施設の公共施設マネジメント(各論)

施設分類	所管
	視覚障害者情報センター、南障害者地域活動支援センター) ・こども・若者未来局 陽光園 (陽光園)
その他社会福祉施設	・健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者福祉課 (あじさい会館) ・健康福祉局 地域包括ケア推進部 地域包括ケア推進課 (南区地域福祉交流ラウンジ)

(出所)相模原市の資料より作成。

《参考》指定管理者の状況

施設名	監査期間の 指定管理者	指定管理 期間(年度)	新指定管理者	令和5年度 評価
老人福祉センター 一溪松園	公益財団法人 相模原市まち・ みどり公社	H31～R5	継続中	B
老人福祉センター 一若竹園				
新磯ふれあい センター				B
さがみ湖リフレッ シュセンター	株式会社ギオン	H31～R5	株式会社サンワ ックス	S
東林ふれあい センター	ヤオキン商事株 式会社	R4～R8	継続中	A
清新デイサービ スセンター	社会福祉法人 智泉会	R4～R6	継続中	不明
星が丘デイサー ビスセンター	社会福祉法人 上溝緑寿会	R4～R6	継続中	不明
古淵デイサービ スセンター	社会福祉法人 たけのうち福祉 会	R4～R6	継続中	不明
上九沢身体障 害者デイサービ スセンター	社会福祉法人 県央福祉会	H31～R5	社会福祉法人 県央福祉会	不明

施設名	監査期間の 指定管理者	指定管理 期間(年度)	新指定管理者	令和5年度 評価
津久井障害者 地域活動支援 センター	特定非営利活 動法人竹の子 作業所	H31～R5	株式会社アプ ニス	不明
緑第一障害者 地域活動支援 センター	特定非営利活 動法人湘北福 祉会やまのべ	H31～R5	特定非営利活 動法人湘北福 祉会やまのべ	不明
障害者支援セン ター松が丘園	社会福祉法人 相模原市社会 福祉事業団	H31～R5	社会福祉法人 相模原市社会 福祉事業団	A
南障害者地域 活動支援センタ ー	社会福祉法人 かむ	R5～R9	継続中	不明
あじさい会館	社会福祉法人 相模原市社会 福祉協議会	H31～R5	ギオン・アクティ オ・コンティグル ープ	A

(出所)相模原市の資料より作成。

(3)維持管理コスト

2023年度(令和5年度)における各所管課の維持管理コストは次のとおりである。当該各施設は、高齢・障害者福祉課によれば、個別の施設毎に算出したものをアセットマネジメント推進課に回答済とのことであるが、監査人の要求には答えられず当該資料は入手されていない。そのため、ここでは、管轄毎の経費全体を示すこととする。なお、委託料は主に管轄組織の指定管理料を示す。

図表7-2 各施設の維持管理コスト

【健康福祉局 地域包括ケア推進部】

課	科目又は事業	決算額(単位:円)
高齢・障害者福祉課	報償費	337,000
	旅費	1,562
	需用費	31,223,507
	役務費	101,908
	委託料	667,855,713
	使用料及び賃借料	4,309,027

第7 保健・福祉施設の公共施設マネジメント(各論)

課	科目又は事業	決算額(単位:円)
	備品購入費	1,707,200
	負担金、補助及び交付金	8,515,000
	補償、補填及び賠償金	5,082,501
合計		719,133,418
津久井高齢・障害者相談課	報償費	108,000
	需用費	1,685,346
	役務費	79,070
	委託料	16,337,748
	使用料及び賃借料	104,600
	負担金、補助及び交付金	370,000
	補償、補填及び賠償金	789,961
合計		19,474,725
地域包括ケア推進課	負担金、補助及び交付金	12,860,000
合計		380,013,646

【健康福祉局 保健衛生部】

課	科目又は事業	決算額(単位:円)
地域保健課	需用費	85,159,068
	委託料	168,250,918
	使用料及び賃借料	4,066,372
	備品購入費	1,129,490
合計		258,605,848

【健康福祉局 生活福祉部】

課	科目又は事業	決算額(単位:円)
南生活支援課	需用費	21,061,055
	役務費	3,056,724
	委託料	53,244,387
	使用料及び賃借料	2,477,368
	備品購入費	296,570
合計		80,136,104

【こども・若者未来局】

課	科目又は事業	決算額(単位:円)
児童相談所総務課	里親制度推進事業	2,293,428
	児童相談所運営費	172,260,342
	児童相談所機能強化事業	6,446,185
	児童相談所整備事業	133,511,876
合計		314,511,831
陽光園	陽光園運営費	38,854,670
	陽光園維持管理費	43,225,785
合計		82,080,455

(出所)相模原市の資料より作成。

(4) 稼働状況

保健・福祉施設の2023年度(令和5年度)における稼働状況は、以下の施設(または、利用されていないエリア)以外は、すべて稼働している状況にある。

図表7-3 稼働していない施設部分

施設分野	所管	施設	理由
老人福祉センター等	健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者福祉課	老人福祉センター若竹園 (ミニゲートボール場)	後から建設されたマンションと近接しているため

(出所)相模原市からのヒアリングによる。

(5) 今後の計画

保健・福祉施設の今後の計画について、以下の施設について、相模原市行財政構造改革プラン、相模原市公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラム等を策定し、個別具体的に検討を進めている。

なお、その他保健・福祉施設については、「相模原市一般公共建築物長寿命化計画」に基づき、建築物等の機能・性能を新築時(初期)の状態に戻す(機能回復)ことに加え、新たなニーズに沿った改修(機能向上)を実施するものとされており、個別施設計画は策定されていない。

図表7-4 今後の計画

施設分野	施設	計画等	主な内容
老人福祉センター等	津久井地域福祉センター	相模原市行財政構造改革プラン	当初の目的を終えていることから、第2期中(令和6年度～令和9年度)の廃止に向けた取組を実施しており、現在提供しているサービスは、周辺施設の活用など、他の方法による提供を検討し、廃止後の土地・建物は、市以外の主体を含め、有効活用を検討している。
老人福祉センター等	津久井老人福祉センター	津久井総合事務所周辺公共施設再整備基本方針	津久井総合事務所は、旧津久井町役場として1964年(昭和39)に建設し、2024年(令和6年)に築60年を迎えるなど、老朽化による建替えの検討時期を迎えており、周辺の公民館や保健センターも、築30～40年を経過しており、老朽化が進んでいることから、津久井総合事務所周辺の公共施設の再編・再整備による持続可能なまちづくりに向け検討している。
障害福祉施設	陽光園	光が丘地区学校跡施設(青葉小学校)活用基本構想	小・中学校の児童生徒数の減少に伴う学習環境の在り方の検討を行い、市教育委員会において、令和7年4月を目途に、青葉小学校を閉校し、光が丘小学校、陽光台小学校、並木小学校に再編する対応方針が定められ、閉校後の学校跡施設の有効利用のため、必要な改修を行った後に、「療育センター陽光園」や「陽光台保育園」の機能移転を行う方針。 なお、既存の施設等の未利用となった土地は売却等により事業の財源とすることを検討している。

(出所)相模原市のヒアリングによる。

(6) 結果・意見

【結果6】 固定資産台帳の登録情報について

後述する「子育て支援施設」の【結果8】と同内容である。

① 固定資産台帳へ登録すべき資本的支出の考え方

2023年度(令和5年度)における保健・福祉施設の維持補修費等から任意にサンプルを抽出した以下の支出内容について、契約書、完了報告書(完成写真等を含む)、所管課へのヒアリング及び、必要に応じた現場視察を実施した。

図表7-5 契約書の概要

施設分野	所管課	施設	契約内容	税込み金額 (単位:円)
保健施設	地域保健課	総合保健医療センター(ウェルネスさがみはら)	総合保健医療センター2階事務室 OAフロア化工事	2,486,000
	南生活支援課	南保健福祉センター	相模原市南保健センター消防用設備等保守点検業務	858,000
			相模原市南保健福祉センター排煙窓修繕	638,000
			相模原市南保健福祉センター事務室等改修修繕	2,024,000
老人福祉センター等	津久井高齢・障害者相談課	さがみ湖リフレッシュセンター	2階ホール空調機交換修繕	704,000
			2階ガレリアホール照明交換修繕	292,000
			1階会議室照明交換修繕	200,000
児童相談所	児童相談所総務課	児童相談所	児童相談所改修工事	93,170,000
			児童相談所改修工事変更	320,100
			児童相談所改修工事实施設計	7,700,000
			児童相談所改修電気設備工事	23,584,000
			児童相談所改修電気設備工事変更	2,404,600
障害福祉施設	高齢・障害者福祉課	障害者支援センター松が丘園	障害者支援センター松が丘園全熱交換機等更新修繕	14,410,000
	陽光園	陽光園	陽光園事務室等空調機修繕	3,498,000
			陽光園和式トイレ洋式化等修繕	1,837,000

施設分野	所管課	施設	契約内容	税込み金額 (単位:円)
その他社会福祉施設	高齢・障害者福祉課	あじさい会館	あじさい会館高圧進相コンデンサ更新修繕	1,133,000
			相模原市立あじさい会館弱電盤卓類修繕	1,595,000
	地域包括ケア推進課	南区地域福祉交流ラウンジ	PAC 室内機ドレンポンプ 廻り部品交換	341,000

(出所)相模原市の資料による。

上記のサンプルについて、各所管課からは概ね既存の建物に対する修繕活動であることから、現状固定資産台帳へ登録はしていないと回答を得ている。また、固定資産台帳に登録すべき修繕については、総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」(40 段落)によって、内容を検討している旨の回答を得た。総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」(40 段落)の内容は以下の通りである。

総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」(平成 28 年 5 月改訂)

40. 有形固定資産のうち、償却資産に対して修繕等を行った場合は、修繕等に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資本的支出(有形固定資産の取得時及び取得後の支出のうち、当該資産の取得価額に加えるべき支出)として資産に計上します。なお、上記の判断は、実務上困難な場合もあると考えられることから、「区分基準(修繕費支弁基準)」を内部で策定して事務処理を行うのが適切と考えられます。「区分基準」については、「法人税基本通達」第7章第8節の例示が参考になり、これをまとめると以下のとおりとなりますが、区分が不明な場合は、同通達に、①金額が60万円未満の場合、または②固定資産の取得価額等のおおむね10%相当額以下である場合には、修繕費として取り扱うことができるという規定がありますので、これに従うことが考えられます。なお、地方公共団体の実情により、「60万円未満」を別途の金額に設定することもできることとしますが、その際は、その旨を注記します。

② 法人税法上の考え方

また、「法人税基本通達」第7章第8節の例示は以下の通りである。

図表7-6 法人税法の考え方

法人税基本通達による資本的支出と修繕費の区分

区分	内容	
資本的支出	定義	固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額
	例	(1) 建物の避難階段の取付など物理的に付加した部分に係る費用の額 (2) 用途変更のための模様替えなど改造または改装に直接要した費用の額 (3) 機械の部分品を特に品質または性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち通常取替えの場合にその取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額 (注) 建物の増築、構築物の拡張、延長等は建物等の取得に当たる
修繕費	定義	通常の維持管理のため、またはき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額
	例	(1) 建物の移えいまたは解体移築をした場合（移えいまたは解体移築を予定して取得した建物についてした場合を除く）におけるその移えいまたは移築に要した費用の額。ただし、解体移築にあつては、旧資材の70%以上がその性質上再使用できる場合であつて、当該旧資材をそのまま利用して従前の建物と同一の規模及び構造の建物を再建築するものに限る (2) 機械装置の移設に要した費用（解体費を含む）の額 (3) 地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するために行う地盛り等に要した費用の額。ただし、次に掲げる場合のその地盛り等に要した費用の額を除く イ 土地の取得後直ちに地盛りを行った場合 ロ 土地の利用目的の変更その他土地の効用を著しく増加するための地盛りを行った場合 ハ 地盤沈下により評価損を計上した土地について地盛りを行った場合 (4) 建物、機械装置等が地盤沈下により海水等の浸害を受けることとなったために行う床上げ、地上げまたは移設に要した費用の額。ただし、その床上工事等が従来の床面の構造、材質等を改良するものであるなど明らかに改良工事であると認められる場合のその改良部分に対応する金額を除く (5) 現に使用している土地の水はけを良くする等のために行う砂利、碎石等の敷設に要した費用の額及び砂利道または砂利路面に砂利、碎石等を補充するために要した費用の額

抽出したサンプルについて、各所管課の担当者とヒアリングを実施し、担当者の理解力の違いによって、その取扱いが異なってしまうことは市としての統一的な対応が困難になってしまうことが懸念されるため、法人税基本通達の区分基準のうち、「区分が不明な場合」の「②固定資産の取得価額等のおおむね 10%相当額以下である場合」を拠り所に修繕費として取り扱い、固定資産台帳に登録を行っていないように見受けられた。

しかしながら、上記のサンプルの中には、機械整備（空気調和設備、換気設備）、全熱交換機等の更新など、建物に設置されたこれら附属設備を撤去し、新たに設置している更新費用が含まれていることから、資本的支出の定義（固定資産の価値を高め、またはその耐久性が増すこと）に合致する内容であることが判断できる。

この考え方は、今般2024年（令和6年）12月に発表された「今後の地方公会計のあり方に関する研究会報告書」の「固定資産台帳の整理・精緻化」の考え方であり、①現物との照合が可能な単位、②取替や更新を行う単位という点からも整合する内容であり、資本的支出

として取扱い、固定資産台帳に建物本体とは別に、附属設備として個別に固定資産台帳へ登録することが適当である。

③ 結論

よって、固定資産台帳へ登録すべき資本的支出の考え方について、今一度、所管課の理解向上及び、財政課等の周知方法の徹底が必要になることから、改めて財政課と所管課の連携を強化し、2025年度(令和7年度)以降から連携強化を図りながら、「固定資産台帳の整理・精緻化」に取り組んでいくことを期待する。

第8 子育て支援施設の公共施設マネジメント(各論)

1. 子育て支援施設全体

(1) 施設の概要

① 目的・機能・配置状況

市役所における子育て支援施設とは、子育てを支援するために市町村が提供する施設やサービスを指す。相模原市においては、子育てに力を入れており、施設としても充実しているが、その一方で同様の民間施設とのバランス・適正配置が問題となる。また、施設の中には老朽化した施設もあり、人口の移動状況との間でのバランスが問題となる。

② 対象施設

ア. 保育所・認定こども園等

保育所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、保育を必要とする乳幼児を保育することを目的として設置している施設。認定こども園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を行うことを目的として設置している施設。現在以下の25施設が存在する。

図表8-1 保育所・認定こども園等一覧

相原保育園	大沢保育園	城山西部保育園
城山中央保育園	青野原保育園	串川保育園
津久井中央保育園	串川東部保育園	中野保育園
鳥屋児童保育園	内郷保育園	相模湖こども園
ふじのこども園	相模原保育園	陽光台保育園
上矢部保育園	田名保育園	南上溝保育園
大沼保育園	谷口保育園	麻溝保育園
新磯保育園	麻溝台保育園	相武台保育園
東林保育園		

(出所)相模原市の資料による。

(注)黄色の色分けは総論でも示したハザードマップ上の施設である。

イ. 児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を預かり、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図ることを目的とした施設(1997年(平成9年)の児童福祉法の改

正に伴い、「放課後児童健全育成事業」として位置付けられ、政策的に整備が進められてきた施設)。以下の 68 施設が存在する。

図表8-2 児童クラブ一覧

二本松児童クラブ	宮上児童クラブ	相原児童クラブ
旭児童クラブ	当麻田児童クラブ	橋本児童クラブ
九沢児童クラブ	作の口児童クラブ	大島児童クラブ
大沢児童クラブ	広田児童クラブ	広陵児童クラブ
川尻児童クラブ	中野児童クラブ	根小屋児童クラブ
津久井中央児童クラブ	串川児童クラブ	内郷児童クラブ
千木良児童クラブ	桂北児童クラブ	藤野児童クラブ
藤野南児童クラブ	向陽児童クラブ	清新児童クラブ
小山児童クラブ	横山児童クラブ	中央児童クラブ
富士見児童クラブ	弥栄児童クラブ	星が丘児童クラブ
並木児童クラブ	青葉児童クラブ	光が丘児童クラブ
陽光台児童クラブ	共和児童クラブ	大野北児童クラブ
淵野辺東児童クラブ	淵野辺児童クラブ	田名北児童クラブ
田名児童クラブ	新宿児童クラブ	上溝児童クラブ
上溝南児童クラブ	大野台児童クラブ	若松児童クラブ
鹿島台児童クラブ	大野児童クラブ	大沼児童クラブ
大野台中央児童クラブ	谷口台児童クラブ	鶴の台児童クラブ
鶴の台児童クラブ分室	南大野児童クラブ	鶴園中和田児童クラブ
谷口児童クラブ	麻溝児童クラブ	夢の丘児童クラブ
新磯児童クラブ	相模台児童クラブ	双葉児童クラブ
桜台児童クラブ	若草児童クラブ	相武台児童クラブ
緑台児童クラブ	もえぎ台児童クラブ	東林児童クラブ
くぬぎ台児童クラブ	上鶴間児童クラブ	

(出所)相模原市の資料による。

(注)太字は総論でも示したハザードマップ上の施設である。特に、太字下線付は土砂災害特別警戒区域上にある。

ウ. その他子育て支援施設

青少年に交流と活動の場を提供し、青少年の健全な育成を図るための施設で、青少年学習センターが存在する。

エ. こどもセンター、児童館等

こどもセンターは、児童館の機能と児童クラブの機能を併せ持つ施設。児童館は、児童に健全な遊びを与えて、健康増進と情操を豊かにすることを目的とする施設。放課後子ども教室は、子どもの安全・安心な居場所、子どもが自主的に遊べる場として、学校を活用した施設。すべてで以下の51施設ある。

図表8-3 こどもセンター、児童館一覧

大沼こどもセンター	鹿島台こどもセンター	大野台こどもセンター
鶴園中和田こどもセンター	大野南こどもセンター	麻溝こどもセンター
新磯こどもセンター	相模台こどもセンター	相武台こどもセンター
上鶴間こどもセンター	二本松こどもセンター	橋本こどもセンター
大島こどもセンター	城山こどもセンター	向陽こどもセンター
清新こどもセンター	横山こどもセンター	富士見こどもセンター
星が丘こどもセンター	陽光台こどもセンター	並木こどもセンター
大野北こどもセンター	田名こどもセンター	上溝南こどもセンター
相原児童館	宮上児童館	作の口児童館
こぼと児童館	下九沢児童館	弥栄児童館
光が丘児童館	青葉児童館	あさひ児童館
嶽之内児童館	幸町児童館	四ツ谷児童館
しんふち児童館	古淵児童館	大野台第1児童館
大野台第2児童館	谷口児童館	南新町児童館
御園児童館	相武台第2児童館	相武台第3児童館
東林間児童館	相南児童館	根小屋小学校放課後子ども教室
中央小学校放課後子ども教室	青葉小学校放課後子ども教室	谷口台小学校放課後子ども教室

(出所)相模原市の資料による。

(注)黄色の色分けは総論でも示したハザードマップ上の施設である。

(2) 管轄の状況

子育て支援施設は施設分類によって、それぞれの課が所管している。

図表8-4 所管課

施設分類	所管
保育所・認定こども園等	・こども・若者未来局 保育課
児童クラブ	・こども・若者未来局 こども・若者支援課
その他子育て支援施設	・こども・若者未来局 青少年学習センター
こどもセンター、児童館等	・こども・若者未来局 こども・若者支援課

(出所) 相模原市の資料による。

(3) 維持管理コスト

2023年度(令和5年度)における各所管課の維持管理コストは次のとおりである。

図表8-5 所管課の決算額

課	科目又は事業	決算額(単位:円)
保育課	報酬	439,296,227
	給料	1,456,044,681
	職員手当等	991,110,754
	共済費	491,217,857
	報償費	60,000
	旅費	7,384,567
	需用費	402,400,959
	役務費	7,427,768
	委託料	130,905,298
	使用料及び賃借料	34,045,491
	工事請負費	282,123,600
	備品購入費	25,974,731
	負担金、補助及び交付金	3,022,575
合計		4,271,014,508

第8 子育て支援施設の公共施設マネジメント(各論)

課	科目又は事業	決算額(単位:円)
こども・若者支援課	児童館管理運営費	80,670,973
	放課後子ども教室事業	2,546,983
	放課後児童健全育成事業	151,488,455
	児童厚生施設維持補修費	53,207,968
	児童厚生施設整備改修事業	121,374,926
	こどもセンター運営費	113,626,123
	こどもセンター維持管理費	126,323,105
合計		649,238,533
青少年学習センター	需用費	9,072,521
	役員費	270,701
	委託料	9,051,812
	使用料及び賃借料	6,030,771
	備品購入費	91,831
合計		24,517,636

(出所)相模原市の資料による。

(4)稼働状況

子育て支援施設の2023年度(令和5年度)における稼働状況は、以下の施設(または、利用されていないエリア)以外は、すべて稼働している状況にある。

図表8-6 稼働していない施設部分

施設分野	所管	施設	理由
保育所・認定こども園等	こども・若者未来局 保育課	鳥屋児童保育園	2020年度(令和2年度)末に在園児が卒園し、その後、入園希望者がいないことから、一定の入園希望があるまで休園とする方針

(出所)相模原市へのヒアリング結果による。

(5) 今後の計画

子育て支援施設の今後の計画について、以下の施設について、相模原市行財政構造改革プラン、相模原市公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラム等を策定し、個別具体的に検討を進めている。

なお、その他子育て支援施設については、「相模原市一般公共建築物長寿命化計画」に基づき、建築物等の機能・性能を新築時(初期)の状態に戻す(機能回復)ことに加え、新たなニーズに沿った改修(機能向上)を実施するものとされており、個別施設計画は策定されていない。

図表8-7 今後の計画

施設分野	施設	計画等	主な内容
保育所・認定こども園等	中野保育園	公共施設マネジメント推進プラン	中野保育園は、施設の老朽化や自然災害による影響など様々な課題がある一方で、在園児数は85人と一定のニーズがあり、今後も継続する必要があることから、子どもや保護者、職員等の安全性を確保するため、移転整備を行う予定である。
保育所・認定こども園等	城山西部保育園 城山中央保育園	今後の津久井地域の公立保育所等について	2022年度(令和4年度)末に児童数が大幅に減少していた城山幼稚園を廃止しており、その役割を地域における私立幼稚園へ委ねている。また、施設が老朽化している城山中央保育園と城山西部保育園については、集約した上で、城山幼稚園の敷地内に新園舎を整備し、2026年(令和8年)4月に保育園を開園する予定である。 なお、集約化後の保育所の土地・建物の扱いについては、「公共施設の保全・利活用基本指針」に基づき検討する予定である。

施設分野	施設	計画等	主な内容
保育所・認定こども園等	陽光台保育園	光が丘地区学校跡施設(青葉小学校)利活用基本構想	小・中学校の児童生徒数の減少に伴う学習環境の在り方の検討を行い、市教育委員会において、2025年(令和7年)4月を目途に、青葉小学校を閉校し、光が丘小学校、陽光台小学校、並木小学校に再編する対応方針が定められ、閉校後の学校跡施設の有効利用のため、必要な改修を行った後に、「療育センター(陽光園)」や「陽光台保育園」の機能移転を行う方針。 なお、未利用となった土地は売却等により事業の財源として活用することとしている。
こどもセンター、児童館等	すべて対象	相模原市行財政構造改革プラン	1小学校区に複数のこどもセンター又は児童館がある場合は1か所に集約し、廃止する施設については地域への譲渡を検討する。

(出所)相模原市へのヒアリングによる。

(6) 結果・意見

【結果7】 固定資産台帳の登録情報について

① 手続きの概要

2022年度(令和4年度)の相模原市固定資産台帳を入手し、子育て支援施設の登録内容を確認したところ、主に不動産の「土地」、「建物」は登録されているものの、動産の物品等は一部のみの登録となっており、「土地」、「建物」と比べると、その登録数は限られたものであった。

② 根拠

固定資産台帳は、「統一的な基準による地方公会計マニュアル(2015年(平成27年)1月23日)」に対応して、原則として、すべての保有固定資産について評価・整備することが求められている。

なお、総務省より2016年度(平成28年度)決算から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に沿って財務書類を作成することが要請されており、その当時、例外対応として、「開始時簿価の算定のための減価償却計算は、建物本体と附属設備の耐用年数が異なるような

物件であっても、一体と見なして建物本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うことができる」とされていた(総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」(36段落))。

このことから、相模原市固定資産台帳も、耐用年数が異なっている動産(建物附属設備、機械及び装置、工具・器具及び備品等)について、建物一式として固定資産台帳に登録されたものと推察される。

一方、総務省では、2022年(令和4年)8月から「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」を開催し、地方公会計情報の評価可能性を向上させるとともに、地方公会計情報の価値を認識した上での活用促進を目指して、統一的な基準の改善の検討を中心に議論してきた。今般、2024年(令和6年)12月に「今後の地方公会計のあり方に関する研究会報告書」が公表され、その中で固定資産台帳の整理・精緻化が示されており、原則に従い建物本体と附属設備を分けて固定資産台帳に記載すること。及び、開始時に建物本体と附属設備を一体として固定資産台帳に記載したものであっても、更新など一定のタイミングで分けて記載し、①現物との照合が可能な単位、②取替や更新を行う単位を一層徹底することとされており、財務書類の精緻化につなげることを求めている。

その他、公共施設マネジメント等といった管理会計の観点も含めた地方公会計情報の有用性を向上できるように、価額情報と定性データとの分析を可能とするようなデータの持ち方について推奨されている。

今後の地方公会計のあり方に関する研究会報告書のポイント

1	地方公会計情報の活用に向けた改善	➤ 一定の整備期間を設け、令和8年度決算を対象とした財務書類までに整備
<p>○ 財務書類の情報充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状、資産計上していないものの、住民サービスを提供し、かつ整備費用を負債に計上している所有外管理資産を資産計上することで、その減価償却費も含めた実質的なフルコスト情報の網羅性を一層確保するとともに、貸借対照表上の資産と負債の計上状態のアンバランスを解消し、表示される情報の評価可能性を改善 現状、貸借対照表上で総額のみ表示している地方債の内訳として「臨時財政対策債」を表示することで、制度的位置づけが異なり、財政状況の評価する上で影響の大きい面を明示することができ、表示される情報でのより容易な分析を表現 <p>➡ 財務書類における表示情報が充実することで、情報の評価可能性が改善し、アカウントビリティの観点で地方公会計特有情報の有用性が向上</p>		
<p>○ 固定資産台帳の整理・精緻化</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状、法定耐用年数が異なるにもかかわらず建物一式といった記載が許容される「記載単位」について、その原則【①現物との照合が可能な単位、②取替や更新を行う単位】を一層徹底し、資産評価の適正化の観点で財務書類の精緻化につなげる 現状、例示に過ぎない「記載項目」について、「財務書類作成のために必要な項目」を整理することで、財務書類の補助簿としての機能を明確化する 個別施設等の単位で別途保持する施設等単位データ(利用者数、修繕費など)と固定資産台帳上の価格データ等を紐付け連動できる共通のコードとして「施設等コード」を用いたデータの持ち方を提示・推奨し、価額情報と定性データとの分析を可能とする、より効率的・効果的な公共施設マネジメントの実現を促進 <p>➡ 財務書類の精緻化という財務会計の観点に加え、公共施設マネジメント等といった管理会計の観点も含めた地方公会計情報の有用性が向上</p>		
<p style="background-color: #e0f0ff;">2</p> <p style="background-color: #e0f0ff;">地方公会計情報の整備及び活用における効率化</p> <p>○ 地方公会計の整備・活用に向けた短期的な効率化策</p> <ul style="list-style-type: none"> 附属明細書の記入要領の提示や、一部財務書類の簡素化の許容など、効率化策を提示 <p>➡ 地方公共団体における整備等に係る負担を軽減し、活用機会の増加にもつながる財務書類等の早期作成を促進</p> <p>○ データ整備における中長期的に目指すべき姿</p> <ul style="list-style-type: none"> 「活用を意識した整備環境」を実現する観点でICTを最大限活用したシステムを構築することを目指すべき姿として整理 <p>➡ 活用を見据えたデータ整備を行う環境が普遍化することで、地方公会計情報の活用意識の醸成を期待</p>		

(出所) 出典: 総務省「今後の地方公会計のあり方に関する研究会報告書のポイント P.2 抜粋(令和6年12月27日)」

③ 結論

上記、総務省「今後の地方公会計のあり方に関する研究会報告書のポイント」に示されている、「財務書類の情報充実」及び「固定資産台帳の整理・精緻化」については、各地方公共団体における適切な対応が求められる一方で、所有外管理資産の資産計上に当たっての固定資産台帳の整備やシステムの改修等に相応の時間が必要になることが想定されるため、一定の整備期間を設けることとし、2026年度(令和8年度)決算を対象とした財務書類までに整備することとされている。

よって、相模原市の固定資産台帳についても、2026年度(令和8年度)決算に対応できるように2025年度(令和7年度)から更新など一定のタイミングで建物本体と附属設備を分けて、固定資産台帳へ登録できるように、①現物との照合が可能な単位と、②取替や更新を行う単位の2つの観点から検討を進めるとともに、固定資産台帳への登録をすべきものについて、今一度、所管課の理解向上及び、管財課等の周知方法の徹底が必要になることから、改めて管財課と所管課の連携を強化し、2025年度(令和7年度)以降から連携強化を図りながら、「固定資産台帳の整理・精緻化」に取り組んでいくことを期待する。

【結果8】 固定資産台帳の登録情報について

前述の【結果6】と同内容である。

① 固定資産台帳へ登録すべき資本的支出の考え方

2023年度(令和5年度)における子育て支援施設の維持補修費等から任意にサンプルを抽出した以下の支出内容について、契約書、完了報告書(完成写真等を含む)、所管課へのヒアリング及び、必要に応じた現場視察を実施した。

図表8-8 契約書の概要

施設分野	所管課	施設	契約内容	税込み金額 (単位:円)
保育所・ 認定こども園等	保育課	南上溝保育園	南上溝保育園改修工事	85,822,000
			南上溝保育園改修電気設備工事	34,980,000
			南上溝保育園改修機械設備工事	70,719,000

第8 子育て支援施設の公共施設マネジメント(各論)

施設分野	所管課	施設	契約内容	税込み金額 (単位:円)
その他子育て支援施設	青少年学習センター	青少年学習センター	相模原市立青少年学習センター舞台照明設備プリセットフェーダ交換修繕	314,600
			相模原市青少年学習センター高圧気中負担開閉器等更新修繕	1,069,200
児童クラブ	こども・若者支援課	弥栄児童クラブ	弥栄児童クラブ空調機修繕	2,189,000
		串川児童クラブ	串川児童クラブ空調機更新修繕	1,859,000
		当麻田児童クラブ	当麻田児童クラブ空調機修繕	1,716,000
		大野児童クラブ	大野児童クラブエアコン修繕	1,694,000
		中央児童クラブ	中央児童クラブ空調機更新修繕	1,628,000
こどもセンター、児童館等	こども・若者支援課	大沼こどもセンター	大沼こどもセンター改修工事	61,446,000
			大沼こどもセンター改修工事変更	1,113,200
			大沼こどもセンター改修電気設備工事	34,177,000
			大沼こどもセンター改修機械設備工事	23,727,000
		上溝南こどもセンター	上溝南こどもセンター外3施設高圧受電設備等修繕	3,663,000
		清新こどもセンター		
		並木こどもセンター		
		星が丘こどもセンター		

(出所) 相模原市の契約書等より作成

上記のサンプルについて、各所管課からは概ね既存の建物に対する修繕活動であることから、現状固定資産台帳へ登録はしていないと回答を得ている。また、固定資産台帳に登録すべき修繕については、総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」(40 段落)によって、内容を検討する旨の回答を得た。

総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」(40 段落)の内容は以下の通りである。

総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」(平成 28 年 5 月改訂)
40. 有形固定資産のうち、償却資産に対して修繕等を行った場合は、修繕等に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資本的支出(有形固定資産の取得時及び取得後の支出のうち、当該資産の取得価額に加えるべき支出)として資産に計上します。なお、上記の判断は、実務上困難な場合もあると考えられることから、「区分基準(修繕費支弁基準)」を内部で策定して事務処理を行うのが適切と考えられます。「区分基準」については、「法人税基本通達」第7章第8節の例示が参考になり、これをまとめると以下のとおりとなりますが、区分が不明な場合は、同通達に、①金額が60万円未満の場合、または②固定資産の取得価額等のおおむね10%相当額以下である場合には、修繕費として取り扱うことができるという規定がありますので、これに従うことが考えられます。なお、地方公共団体の実情により、「60万円未満」を別途の金額に設定することもできることとしますが、その際は、その旨を注記します。

また、「法人税基本通達」第7章第8節の例示は以下の通りである。

② 法人税法上の考え方

法人税基本通達による資本的支出と修繕費の区分

区分	内容	
資本的支出	定義	固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額
	例	(1) 建物の避難階段の取付など物理的に付加した部分に係る費用の額 (2) 用途変更のための模様替えなど改造または改装に直接要した費用の額 (3) 機械の部分品を特に品質または性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち通常の取替えの場合にその取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額 (注) 建物の増築、構築物の拡張、延長等は建物等の取得に当たる
修繕費	定義	通常の維持管理のため、またはき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額
	例	(1) 建物の移えいまたは解体移築をした場合（移えいまたは解体移築を予定して取得した建物についてした場合を除く）におけるその移えいまたは移築に要した費用の額。ただし、解体移築にあっては、旧資材の70%以上がその性質上再使用できる場合であって、当該旧資材をそのまま利用して従前の建物と同一の規模及び構造の建物を再建築するものに限る (2) 機械装置の移設に要した費用（解体費を含む）の額 (3) 地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するために行う地盛り等に要した費用の額。ただし、次に掲げる場合のその地盛り等に要した費用の額を除く イ 土地の取得後直ちに地盛りを行った場合 ロ 土地の利用目的の変更その他土地の効用を著しく増加するための地盛りを行った場合 ハ 地盤沈下により評価損を計上した土地について地盛りを行った場合 (4) 建物、機械装置等が地盤沈下により海水等の浸害を受けることとなったために行う床上げ、地上げまたは移設に要した費用の額。ただし、その床土工事等が従来の床面の構造、材質等を改良するものであるなど明らかに改良工事であると認められる場合のその改良部分に対応する金額を除く (5) 現に使用している土地の水はけを良くする等のために行う砂利、砕石等の敷設に要した費用の額及び砂利道または砂利路面に砂利、砕石等を補充するために要した費用の額

抽出したサンプルについて、各所管課の担当者とヒアリングを実施し、担当者の理解力の違いによって、その取扱いが異なってしまうことは市としての統一的な対応が困難になってしまうことが懸念されるため、法人税基本通達の区分基準のうち、「区分が不明な場合」の「②固定資産の取得価額等のおおむね10%相当額以下である場合」を拠り所に修繕費として取扱い、固定資産台帳に登録を行っていないように見受けられた。

しかしながら、上記のサンプルの中には、太陽光パネルの新規設置、分電盤の更新、キュービクル式高圧受電設備更新、空調機の更新、厨房設備の更新など、建物に設置されたこれら附属設備を撤去し、新たに設置している更新費用が含まれていることから、資本的支出の定義(固定資産の価値を高め、またはその耐久性が増すこと)に合致する内容であることが判断できる。

これは、今般2024年(令和6年)12月に「今後の地方公会計のあり方に関する研究会報告書」の「固定資産台帳の整理・精緻化」の考え方である、①現物との照合が可能な単位、②取替や更新を行う単位という点からも整合する内容であり、資本的支出として取扱い、固定資産台帳に建物本体とは別に、附属設備として個別に固定資産台帳へ登録することが適当である。

③ 結論

よって、固定資産台帳へ登録すべき資本的支出の考え方について、今一度、所管課の理解向上及び、財政課等の周知方法の徹底が必要になることから、改めて財政課と所管課の

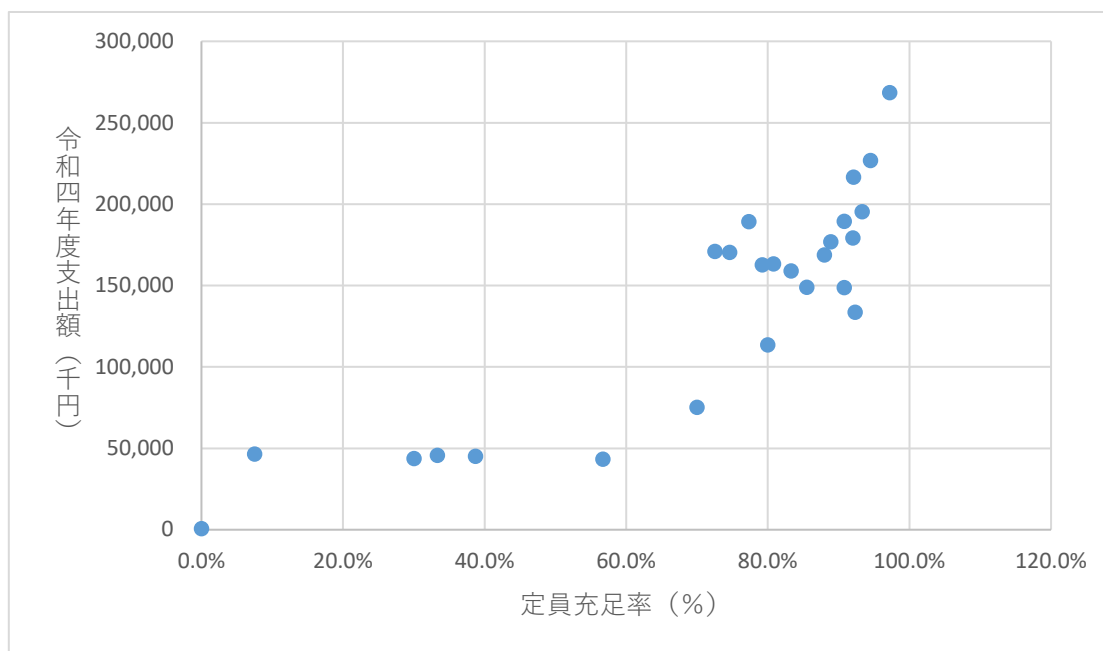
連携を強化、2025年度(令和7年度)以降から連携強化を図りながら、「固定資産台帳の整理・精緻化」に取り組んでいくことを期待する。

【意見18】 施設の定員充足率とコスト等の関係について

以下においては、「施設カルテ」のデータを基に、各施設の稼働率とコストの関係を2022年度(令和4年度)のデータ(令和5年はまだ集計中であった)を示したものが、以下の図である、

① 保育園・認定こども園等(N=25)

図表8-9 定員充足率と支出額の関係

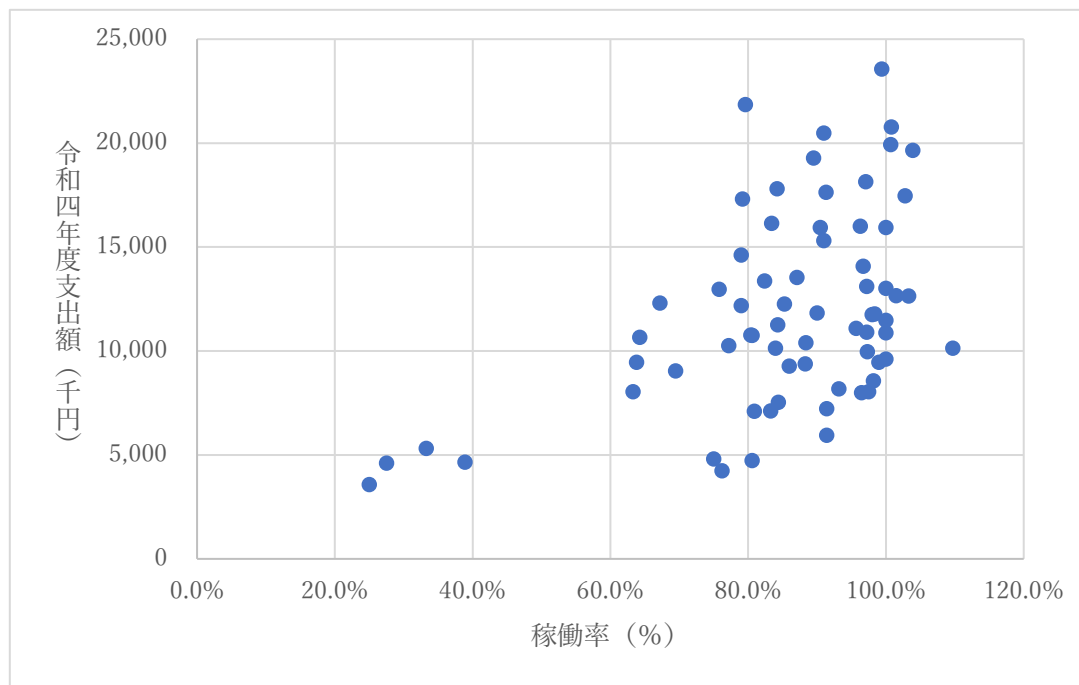


(出所)「施設カルテ」より集計

さすがに子育てに力を入れている相模原市だけあって、定員充足率で100%を超えるものはないが、高い水準で使用されている。但し充足率と支出額との関係は直線的ではなく、指数関数的であろう。この中でも、定員充足率0%は休止施設で、青野原保育園、串川保育園の定員充足率が低い。特に、青野原保育園はハザードマップ上にあることから、統合移転等の検討も必要であろう。なお、ふじのこども園は2023年(令和5年)4月開園なので、定員充足率は極端に低いが今後の伸びを期待したい。また、定員充足率の高い施設も、人口構成の変化に柔軟に対応できるよう定員を調整する等今後検討することも必要であろう。

② 児童クラブ(N=68)

図表 8-10 稼働率と支出額の関係



(出所)「施設カルテ」より集計

稼働率が100%を超えるものも多く見られるが、千木良児童クラブ、桂北児童クラブ、藤野南児童クラブのいずれもハザードマップ上にある施設と、根小屋児童クラブが極端に稼働率が低いグループを形成している。3施設はハザードマップ上にあることもあり存続等の可否を検討する必要があるだろう。

【結果9】 こどもセンター、児童館、放課後子ども教室の在り方について

① 貸室稼働率の表示について

「公共施設カルテ」に記載している当該事項については、「施設の利用状況のうち、施設内貸室数、年間総貸室可能コマ数、年間総貸出利用コマ数及び貸室稼働率については、子どもが使用しない時間帯など、施設運営上支障の無い範囲において、子ども会や自治会等に貸出をしているものであり、参考として掲載」と注意書きはあるものの、2022年度(令和4年度)の「貸室稼働率」を0.0%(全く使用されていない)と記載している施設が13施設存在しており、記載の意図が不明である。未使用であれば廃止すればいいし、他に転用可能であればその実質的稼働率を開示して、利用価値を判断すべきであろう。数字の持つ意図を明確にして、報告すべきである。

② 放課後子ども教室の施設のあり方について

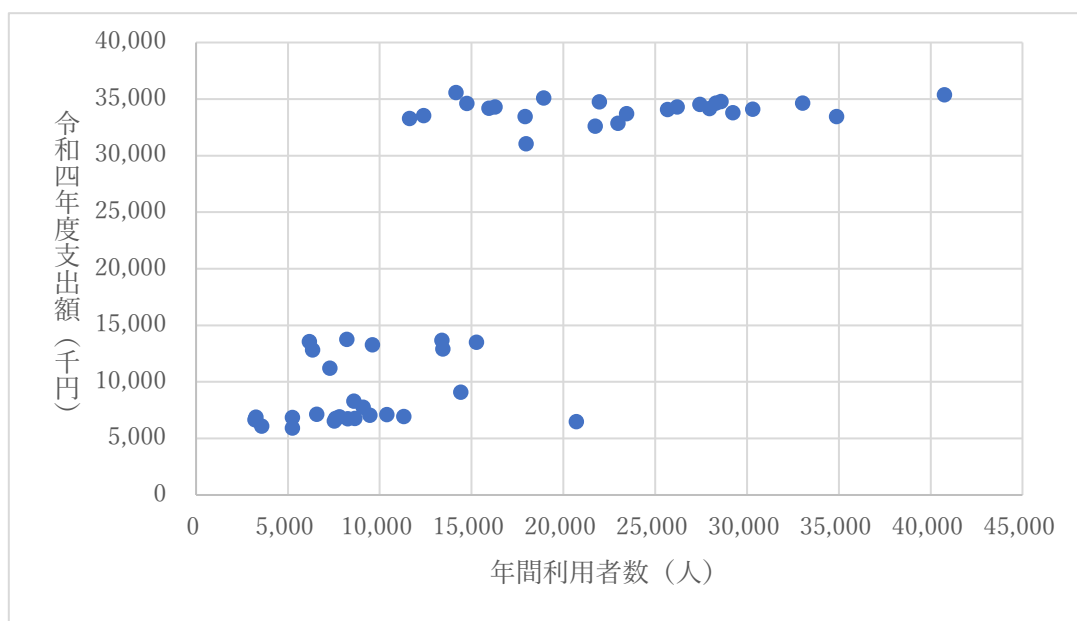
以下については、「公共施設の保全・利活用基本指針」(平成 25 年 10 月)についても言及されている点ではあるが、いずれも RC 構造とは言え、「根小屋小学校 1981 年(昭和 56 年)建築」、「中央小学校 1976 年(昭和 51 年)建築」、「谷口台小学校 1968 年(昭和 43 年)建築」は、かなり古い施設である。小学校を利用した放課後子ども教室自体は当時の発想としてはよく行われていたものではあるが、現在ではその役割は民間の福祉施設が役割を果たしている地域もあり、そこではロボット制作や e-スポーツなどを取り入れた新たな仕組みを導入しているところもある。今後の維持管理コスト等を考慮すると民間団体ができるところはそちらに譲るという考えもあるであろう。

③ 木造老朽施設への対応について

複合施設ではなく、昭和の時代に建築された木造施設が 10 施設存在する。その中でも最も古いものは 1968 年(昭和 43 年)建築の幸町児童館であった。総論でも示したように木造であるから必ずしも否定するものではなく、耐久性のある建築上も利用上も安心感を与えるものであれば問題はないが、単に老朽化が進んでいるものについては、学校区内の配置状況の重なり状況を考慮して更新を検討すべきであろう。ちなみに、幸町児童館の貸室稼働率は 98.6%と高いものであり、地域の利用価値は高いのであろう。

④ 利用者数と支出額との関係 (N=50)

図表 8-11 利用者数と支出額の関係



(出所)「施設カルテ」より集計。

(注)東林間児童館は年間利用者数が記載されていなかったのを除外している。

相模原市でも従来から認識している点ではあろうが、当該施設は二極分化している。一方の高価格帯では、年間利用者数に関わらず支出額が固定化しており、支出構造が固定化している。同一の支出にも関わらず利用者が4倍異なるものもあり、支出構造を変動化させるとか、民間活力に切り替えることも考えられる。

一方、低価格帯は様々である。この中で、先に示した老朽施設ではあるが、「中央小学校放課後子ども教室」は低コストで2万人以上の利用者があり、効率性という点では最も優れている。

第9 医療施設の公共施設マネジメント(各論)

1. 診療所

(1) 施設の概要

① 目的・機能・配置状況

民間の診療所でも同様のサービスは可能であるが、様々な経緯から現在の配置となっている。

相模原市では地域の人々が安心して医療を受けられるように市立診療所(青野原診療所、千木良診療所、藤野診療所)と国民健康保険診療所(国民健康保険青根診療所、国民健康保険内郷診療所、国民健康保険日連診療所)を運営している。

市立診療所は、相模原市が政令指定都市になった際に神奈川県から移管されたものである。これらは、相模原市立診療所条例を設置根拠としており、日本赤十字社が指定管理者となって運営されている。

一方、国民健康保険診療所は、2006年(平成18年)と2007年(平成19年)の合併前に津久井町・相模湖町・藤野町が管理していた診療所である。国民健康保険法第82条及び相模原市国民健康保険診療所条例が設置根拠である。

② 対象施設

相模原市の診療所は次の6施設である。

図表9-1 施設一覧

区	地区	施設名	所在地
緑	津久井	市立青野原診療所	相模原市緑区青野原 2015-2
緑	津久井	国民健康保険青根診療所	相模原市緑区青根 1837-1
緑	相模湖	市立千木良診療所	相模原市緑区千木良 852-8
緑	相模湖	国民健康保険内郷診療所	相模原市緑区若柳 1207
緑	藤野	市立藤野診療所	相模原市緑区小淵 1656-1
緑	藤野	国民健康保険日連診療所	相模原市緑区日連 1037-1

(出所)相模原市の資料による。

(2) 管轄の状況

健康福祉局保健衛生部医療政策課が所管している。

(3) 維持管理コスト

診療所 6 施設の 2023 年度(令和 5 年度)における維持管理コストは次のとおりである。

図表9-2 各施設の維持管理コスト

【市立診療所】

(単位:円)

項目	青野原診療所	千木良診療所	藤野診療所
医業費用	71,242,881	57,612,086	59,422,925
材料費	17,903,594	12,340,964	2,898,099
給与費	38,139,890	33,350,618	44,089,561
経費	2,076,938	1,791,753	1,986,329
委託費	9,410,397	7,992,165	6,273,698
修繕費	651,200	687,500	1,124,640
設備関係費	3,058,390	1,449,086	3,008,426
研修研究費	2,472	0	42,172
その他費用	16,710	3,774	3,640
減価償却費	274,678	274,678	317,355
合計	71,534,269	57,890,538	59,743,920

【国民健康保険診療所】

(単位:円)

項目	青根診療所	内郷診療所	日連診療所
総務費	32,579,364	61,827,712	49,503,805
施設管理費	32,579,364	61,827,712	49,503,805
一般管理費	32,579,364	61,827,712	49,503,805
職員給与費 ※1	16,235,568	37,075,085	31,646,352
施設運営費 ※2	2,389,406	4,269,546	3,363,194
一般事務費	13,954,390	20,483,081	14,494,259
医業費	5,476,271	20,654,200	25,312,292
医業費	5,476,271	20,654,200	25,312,292
医療用機械器具費	425,700	6,308,742	2,746,590
医療用機械器具費	425,700	6,308,742	2,746,590
医療用消耗器材費	232,498	3,951,694	884,736
医療用消耗器材費	232,498	3,951,694	884,736
医薬品衛生材料費	4,467,762	5,944,133	19,521,164
医薬品衛生材料費	4,467,762	5,944,133	19,521,164
検査手数料	350,311	4,449,631	2,159,802
医業諸経費	350,311	4,449,631	2,159,802
公債費	2,183,890	1,695,267	0
公債費	2,183,890	1,695,267	0
元金	1,986,932	1,523,528	0
償還元金	1,986,932	1,523,528	0
利子	196,958	171,739	0
償還利子	196,958	171,739	0
合計	40,239,525	84,177,179	74,816,097

(出所)相模原市の資料による。

※1:人事・給与課所管分のみの金額。 ※2:管財課所管分を含む。

(4)稼働状況

診療所 6 施設の 2023 年度(令和 5 年度)における稼働状況は次のとおりである。

図表9-3 稼働状況

区分	青野原 診療所	千木良 診療所	藤野 診療所	青根 診療所	内郷 診療所	日連 診療所
年間開館日数(日)	245.5	244.5	244	69	187	234
年間利用者数(人)	5,445	3,414	6,319	1,096	5,950	5,030
一日平均利用者数(人)	22	14	26	16	32	21

(出所)相模原市の資料による。

(5)今後の計画

相模原市一般公共建築物長寿命化計画及び公共施設マネジメント推進プランのほか、2024 年(令和 6 年)2 月に策定・公表した「中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針」において、市立千木良診療所は 2026 年度(令和 8 年度)をもって閉院、国保内郷診療所へ統合し内郷診療所を医師 2 人体制に、国保日連診療所は 2027 年度(令和 9 年度)をもって閉院、藤野診療所へ統合(再整備を検討中)し、医師 2 人体制にすることを予定している。

(6)結果・意見

妥当な計画であり、特に指摘すべき事項はないが、医師の確保を適切に継続されたい。

2. メディカルセンター等

(1) 施設の概要

① 目的・機能・配置状況

相模原市の医療施設には、上述した「1. 診療所」に記載した6施設以外のもの(以下「メディカルセンター等」という。)として以下のものが設置されている。

- ・メディカルセンター急病診療所
- ・口腔保健センター
- ・メディカル調剤薬局
- ・精神保健福祉センター診療所

ア. メディカルセンター急病診療所

メディカルセンター急病診療所は、下記の3カ所に設置されており、急病診療事業を行っている。

3施設とも診察室、レントゲン室、回復室、医局、待合室等が設置されている。

図表9-4 施設の概要

区	地区	施設名	所在地
緑	津久井	相模原西メディカルセンター急病診療所	相模原市緑区中野 1681-1
中央	中央	相模原中央メディカルセンター急病診療所	相模原市中央区富士見 6-1-1
南	大野南	相模原南メディカルセンター急病診療所	相模原市南区相模大野 4-4-1

(出所)相模原市の資料による。

イ. 口腔保健センター

相模原口腔保健センターは、要介護高齢者等歯科診療事業や障害者歯科診療事業などを行っているほか、ゴールデンウィーク及び年末年始の急患患者に対応している。主な施設としては、診療室、レントゲン室、医局、技工室、待合室等が設置されている。

図表9-5 施設の概要

区	地区	施設名	所在地
中央	中央	相模原口腔保健センター	相模原市中央区富士見 6-1-1

(出所)相模原市の資料による。

ウ. メディカル調剤薬局

メディカル調剤薬局は、中央と南の2カ所に設置されている。業務内容は、休日・夜間にお

ける急病患者に対する調剤の提供を行っている。

2 カ所とも、メディカルセンター急病診療所に併設されておりメディカルセンター急病診療所と同様の開設時間となっている。

図表9-6 施設の概要

区	地区	施設名	所在地
中央	中央	相模原中央メディカル調剤薬局	相模原市中央区富士見 6-1-1
南	大野南	相模原南メディカル調剤薬局	相模原市南区相模大野 4-4-1

(出所)相模原市の資料による。

エ. 精神保健福祉センター診療所

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究、並びに複雑困難な相談指導事業を行うとともに、他の精神保健福祉関係機関に対して技術支援を行う機関であり、相模原市における精神保健及び精神障害者の福祉に関する「総合的技術センター」として、地域精神保健福祉活動の拠点となる機関である。

精神保健福祉センター診療所における診療の想定については、主に大規模な事故や災害が起きた場合において被災された市民の「こころのケア」や医療機関が被災して診療ができない場合における「精神科救護所」的な機能を想定しているものである。

図表9-7 施設の概要

区	地区	施設名	所在地
中央	中央	精神保健福祉センター診療所	相模原市中央区富士見 6-6-23

(出所)相模原市の資料による。

(2) 管轄の状況

精神保健福祉センター診療所は、健康福祉局地域包括ケア推進部精神保健福祉センターが所管している。それ以外の施設については、健康福祉局保健衛生部医療政策課が所管している。

(3)維持管理コスト

メディカルセンター等の2022年度(令和4年度)における維持管理コストは次のとおりである。

図表9-8 各施設の維持管理コスト

(単位:千円)

区分	西メディカルセンター急病診療所	中央メディカルセンター急病診療所	口腔保健センター	中央メディカル調剤薬局	精神保健福祉センター診療所	南メディカルセンター急病診療所	南メディカル調剤薬局
事業運営費	49,568	410,734	84,953	165,139	—	273,610	56,285
使用料・賃借料	—	—	—	—	2,205	—	—

(出所)相模原市の資料による。

(4)稼働状況

メディカルセンター等の2022年度(令和4年度)における稼働状況は次のとおりである。

図表9-9 稼働状況

区分	西メディカルセンター急病診療所	中央メディカルセンター急病診療所	口腔保健センター	中央メディカル調剤薬局	精神保健福祉センター診療所	南メディカルセンター急病診療所	南メディカル調剤薬局
年間開館日数(日)	72	365	154	365	26	365	365
年間利用者数(人)	774	21,087	2,471	17,231	36	10,170	8,310
一日平均利用者数(人)	11	58	16	47	1	28	23

(出所)相模原市の資料による。

(5) 今後の計画

建替え、更新、長寿命化、集約化について、精神保健福祉センター診療所以外の中央区、南区の施設については、合築されている相模原市総合保健医療センター及び文化会館の計画に従うこととなる。西メディカルセンターは津久井総合事務所周辺公共施設再整備基本構想において再整備に併せて複合化することを検討している。

精神保健福祉センター診療所以外の施設の補修については、市と医療関係団体で協議して決定するものと取り決めている。

(6) 結果・意見

特に指摘すべき事項はない。

第 10 市営斎場の公共施設マネジメント(各論)

1. 市営斎場

(1) 施設の概要

相模原市営斎場(以下「市営斎場」という。)の概要は次のとおりである。

図表10-1 施設の概要

所在地	相模原市南区古淵 5-26-1
開場時間	通夜のある日:午前 8 時 30 分から午後 9 時まで 通夜のない日:午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
休場日	年始(1 月 1 日から 1 月 3 日まで)ほか年 2 日程度の施設点検日
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火葬炉 11 基(内死胎炉 1 基) ・ 待合室 12 室(洋室) 40 席(2 室)・20 席(10 室) ・ 告別ホール 3 カ所 ・ 収骨室 3 室 ・ 式場 <ul style="list-style-type: none"> 大式場 1 室(最大 100 席) 小式場 1 室(最大 70 席) 控室大(和室 24 畳・40 席) 控室小(和室 18 畳・32 席) ・ 霊安室 1 室(保冷庫 4 基) ・ 更衣コーナー 1 カ所 ・ 授乳コーナー 1 カ所 ・ キッズコーナー 1 カ所
使用料金	<p>【火葬炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12 歳以上であった者の死体 1 体 <ul style="list-style-type: none"> 市内在住であった故人 6,000 円 市外在住であった故人 54,000 円 ・ 12 歳未満であった者の死体(死胎を除く) 1 体 <ul style="list-style-type: none"> 市内在住であった故人 4,000 円 市外在住であった故人 36,000 円 ・ 死胎 1 胎 <ul style="list-style-type: none"> 分べんした者の分べん時の住所が市内 2,400 円 分べんした者の分べん時の住所が市外 21,600 円

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改葬等に伴う火葬 1 件 <ul style="list-style-type: none"> 死亡時の住所が市内 2,400 円 死亡時の住所が市外 21,600 円 ・ 身体の一部 1 件 <ul style="list-style-type: none"> 市内在住の本人 2,400 円 市外在住の本人 21,600 円 【大式場】 ・ 通夜・告別式 1 回 <ul style="list-style-type: none"> 市内在住であった故人 50,000 円 市外在住であった故人 75,000 円 【小式場】 ・ 通夜・告別式 1 回 <ul style="list-style-type: none"> 市内在住であった故人 40,000 円 市外在住であった故人 60,000 円 【霊安室】 ・ 1 体 24 時間につき <ul style="list-style-type: none"> 市内在住であった故人 3,000 円 市外在住であった故人 5,000 円
--	--

(出所)相模原市の資料による。

(2) 管轄の状況

市民局区政推進課斎場準備室が所管している。なお、指定管理者としては、「相模トライアム・五輪・宮本工業所企業体」が 2023 年度(令和 5 年度)から令 2027 年度(令和 9 年度)まで実施している。

(3) 維持管理コスト

市営斎場の 2023 年度(令和 5 年度)における維持管理コストは次のとおりである。なお、下記の支出は指定管理業務にかかるものである。

図表10-2 施設の維持管理コスト

(単位:円)

項目	令和 5 年度決算額
人件費	194,021,960
消耗品費	3,828,789
燃料費	41,513
印刷製本費	214,892

第 10 市営斎場の公共施設マネジメント(各論)

項目	令和 5 年度決算額
光熱水費	51,822,805
修繕費	6,012,050
通信費	294,884
保険料	199,770
委託料	32,097,986
公課費	20,800
使用料及び賃借料(リース料)	141,504
使用料及び賃借料(テレビ受信料)	13,700
小口現金	300,000
借入金	6,756,577
指定管理料(修繕費)清算費	0
指定管理料(光熱費)清算費	0
手数料	8,580
交通費	617
光熱費精算金返金額	90
合計	295,776,517

(出所)相模原市の資料による。

(4) 稼働状況

市営斎場の 2023 年度(令和 5 年度)における稼働状況は次のとおりである。

図表10-3 稼働状況

項目(単位)	令和 5 年度実績
火葬炉利用件数(件)	7,860
火葬炉使用料(円)	62,031,200
人体炉稼働率(%)	90.8
大式場貸館率(%)	95.7
小式場貸館率(%)	98.0
霊安室稼働率(%)	70.2

(出所)相模原市の資料による。

(5) 今後の計画

「相模原市一般公共建築物長寿命化計画」に基づき、建築物等の機能・性能を新築時(初期)の状態に戻す(機能回復)ことに加え、新たなニーズに沿った改修(機能向上)を実施するための市営斎場長寿命化改修計画を作成中である。

(6) 結果・意見

【意見19】 建物の老朽化対応について

市営斎場の建物及び敷地内を視察したところ、建物の経年劣化が原因と考えられる破損及び不具合が生じている箇所が複数見受けられた。

市営斎場は、1992年(平成4年)10月の共用開始から30年以上が経過しており、施設の老朽化が進んでいる。そのため、「相模原市一般公共建築物長寿命化計画」に基づき、建築物等の機能・性能を新築時の状態に戻すことに加え、新たなニーズに沿った改修を実施する予定である。この改修工事は、2027年度(令和9年度)から2030年度(令和12年度)の実施を予定しており、現場工事については、2028年度(令和10年度)からの実施を想定している。したがって、視察にて見受けられた破損・不具合箇所を含め、現状の要修繕箇所は当該改修工事の際に概ね処置されると考えられる。

ただし、一部の破損・不具合箇所については、コンクリートの損壊が進行中であり、また、雨漏りについては原因箇所が不明のため、上記改修工事が始まる前に斎場運営に支障を及ぼすような問題が起きないとも限らない。その場合には、如何に改修工事が迫っているとはいえ、緊急の修繕等対応が必要となることは認識しておく必要がある。

【意見20】 市営斎場の追加事業について

高齢化に加えて、コロナ禍の影響もあり、どの公営斎場も稼働率が高い状態となっている。そのため、ご遺体を火葬に付すまで2週間待ちといった地域も生じている。このような中で、民間施設で冷凍保存する施設も増加している。

このような状況に対し、市営斎場の附属施設として冷凍保存できる施設を設置できれば、斎場で生じた熱エネルギーを変換して冷凍のための電力に変更できるとともに、ご遺体を比較的安価で保存できる可能性も生じる。高齢化に伴い、火葬件数の増加が見込まれる中で検討していただきたい事項である。

さらに、宿泊業資格の問題はあるが、ご遺体とともに斎場で一晩過ごしたいというニーズもある。これに対し、休憩施設の拡張により一定の宿泊が可能であるとより望ましいと考える。

【結果10】 残骨灰からの貴金属の処理について

① 問題の所在

ご遺体を火葬した場合、残骨灰に金、銀等の貴金属が含まれている場合がある。特に携帯電話などを合葬すると更にレアアースも抽出される場合がある。その一方で、ダイオキシン・六価クロム・カドミウム・鉛・砒素等人の害となる物質が抽出されるリスクも存在する。そこ

で、残骨灰に含まれるものが有価物である場合、これらのものの所有権の考え方をどのようにとらえるのか、その処理をどのようにするのか、有価物としての価値は誰に帰属するのかが問題となる。これに対しては、地方公共団体では処理がまちまちであり、近時衆議院でも質問の対象となっている。

② 相模原市の対応

これに対し、相模原市では、ご遺族の悲しみや宗教的意味を考え、有価物を市有財産として売却する行為はしていないと回答している。しかし、当該有価物を、説明してご遺族にお返ししているわけではなく、実際には残骨灰に含まれるものが有価物として、指定管理者の処理に任せているのが実情である。一方、指定管理者との協定書では、有害物も含めて廃棄物として適正に処理することを任せているだけで、実際にはこれを貴金属として指定管理者が売却し自己の収入としても管理していない状況である。

③ 判例や政府の考え方

「残骨灰」の定義は、古くは 1910 年(明治 43 年)10 月の「大審院判例」により、火葬場で茶毘(ダビ)に伏され、地方における慣習に応じた「骨あげ(拾骨)」を行い「骨壺」などに納めた以外については、遺骨ではなく「他の砂塵と等しく是を遺棄し、又は、みだりに領得するも刑法第 190 条の犯罪を構成するべきにもあらず…」とされている。収骨前は遺族に所有権があるとしたものの、収骨後は市町村に所有権が移ることが前提となっている。この判例により「残骨灰」の扱いは、現状『不用品若しくは廃棄物(一般廃棄物)として処分することができる』とされ、現在に至っているが、では「一般廃棄物」と決めつけてしまっていないかといえ、その後の「廃棄物処理法」及び「産業廃棄物処理法」が制定されたことに関連して、厚生労働省では、「残骨灰」は基本的には「一般廃棄物」ではあるが、遺族の心情を汲み取り「墓地埋葬に関する法律」に準じた扱い(納骨)が望ましいとの見解から、現実問題では本業務を扱う業者は、供養→納骨をするか、売り払うか、保存するか様々となっている。

つまり、厚労省からの通達内容によれば、「宗教的感情の対象として取り扱うか否か」は、「地方自治体」ごとの責任と判断に委ねられていることもあってか、「残骨灰を売り払う」自治体もあれば、「有害物質の除去など、適正に処理を行った後に、残骨を同市内に埋蔵ができる事業者を選定している」自治体もあるなど、統一性がない状況となっている。具体的には、現在、自治体が残骨灰の処理をどの様に委託しているかについては、主として「0 円、1 円入札」(以下、「低額入札」という)、「売払い」、「地金返却」、「自治体が委託費を支払い処理」(以下、「委託費」という)といった方法が取られているようである。ここで、「低額入札」とは、適正な処理をするための委託(処理)費が全く(ほぼ)支払われておらず、分別後に回収される有価物で処理費を相殺する方法を言う。「売払い」自治体が直接事業者に値段をつけさせ、入札により売却する方法を言う。「地金返却」とは、分別後の有価金属のみ、地

方公共団体にへ返却する方法であり、遺族に返却するわけではない。「その他」としては、納骨堂への保管、自治体自らが保管する場合もあるようである。

④ 地方公共団体の対応

東京都においては、指定管理者である公益財団法人東京都公園協会が回収し、売却した代金は東京都の歳入になるとのことである、また、京都市は、最近「残骨灰(ざんこつばい)」から金や銀などの貴金属を抽出して換金し、年間約 1 億 2 千万円の収入を見込むこととした。

具体的には、毎日約 50 件の火葬を取り扱っている京都市中央斎場(京都市山科区)を有する京都市では、「中央斎場」の敷地内で袋に入れた残骨灰を保管してきた。1989 年度(平成元年度)に 1 万 640 件だった火葬件数は、10 年度には 1 万 3,865 件、2019 年度(令和元年度)に 1 万 6,764 件、2021 年度(令和 3 年度)には 1 万 8,747 件と増加の一途をたどり、2022 年度(令和 4 年度)末には保管場所が満杯になることから、京都市は収蔵場所確保のため、残骨灰を細かく粉碎して圧縮するほか、抽出した金属を精錬して売却することを決めたとのことである。

⑤ 今後の対応

今後の対応としては、明確に貴金属が含まれているものは遺族に返還の余地はあるものの、「残骨灰」として処理できるものは、指定管理者に処理を任せるにしても、その売却価値は明確に相模原市の歳入とすることが必要である。現在の処理は一見すると宗教的配慮をしているように見えるが、実際は指定管理者の利得となっている懸念があるからである。

第11 市営住宅等の公共施設マネジメント(各論)

1. 市営住宅

(1) 施設の概要

相模原市では、「公営住宅(低所得者を対象とした住宅)」と「特定公共賃貸住宅(中堅所得者を対象とした住宅)」を市営住宅として位置づけている。入居者の募集は、毎年 5 月と 11 月に行う定期募集の他、募集後空きのある場合の随時募集を行っている。

なお、今般の監査では特定公共賃貸住宅は監査対象としていないため、特定公共賃貸住宅に関する詳しい解説は省略する。

《入居者資格》

- ① 申込者は、成人であること。
- ② 申込者が相模原市内に 1 年以上在住していること(住民票等で確認できること)
- ③ 夫婦(婚約者、内縁関係を含む。)、又は親子を主体とした家族(配偶者・申込者本人から見て 6 親等内の血族又は 3 親等内の姻族)であること。

※単身者向け住宅を除く。

※家族には「相模原パートナーシップ制度」、「里親制度」などによる事実上親族と同様の事情にある人も含む。

- ④ 世帯の月収額が、収入基準にあうこと。
 - ・ 一般世帯(本来階層) 月収額 158,000 円以下
 - ・ 高齢者世帯等(裁量階層) 月収額 214,000 円以下
- ⑤ 現在、住宅に困っている理由があること。

※「住宅に困っている理由」とは、次のいずれかに該当するもの。

- 1) 住宅でない建物に住んでいる。(倉庫、事務所など)
- 2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている。(親子は除く)
- 3) 部屋が狭い。(居住部分が 1 人当たり 5 畳未満)
- 4) 住宅が狭いため、親族(婚約者を含む)と同居できない。(居住部分が 1 人当たり 5 畳未満)
- 5) 家賃額が高い。(駐車場代、管理費を除く)
- 6) 正当な理由により、立退要求を受けている。(ただし、家賃の滞納など自己の責めに帰する理由の場合、及び親族からの立退要求の場合を除く)
- 7) 台所、便所、浴槽がない、又はこの設備を共同で使用する住宅に住んでいる。(親子は除く)

- 8) 老朽化した住宅に住んでいる。(木造及び軽量鉄骨は築 20 年以上、非木造は築 50 年以上)
 - 9) 現在の住まいから独立する必要がある。
 - 10) エレベーターの無い住宅に住んでおり、エレベーターのある住宅へ転居する必要がある。
 - 11) 高齢であり、シルバーハウジングへの入居を希望する。
- ⑥ 申込者、又は同居しようとする親族が市税(市民税、軽自動車税、固定資産税)、及び国民健康保険税を滞納していないこと。また、現在住んでいる住宅の家賃、及び市営住宅の家賃など、使用に関する一切の債務を滞納していないこと。
- ※分割納付中の人も滞納に含める。
- ⑦ 申込者、又は同居しようとする親族が住宅を所有していないこと。
 - ⑧ 申込者、又は同居親族及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

《入居者の選考》

公開抽選により入居者を選考する「抽選方式」とする。抽選方式による選考では、障害者世帯、母子・父子世帯、子育て世帯、多数回落選世帯等には、優遇措置(倍率優遇 2 倍(最大 3 倍))を実施する。

相模原市の市営住宅は次の 26 施設である。

図表11-1 施設の概要

区	地区	施設名	所在地
緑	橋本	二本松団地	相模原市緑区二本松 4-16
緑	大沢	上九沢団地	相模原市緑区上九沢 4
緑	大沢	大島団地	相模原市緑区大島 11
緑	城山	中原団地	相模原市緑区向原 1-6-1
緑	津久井	小網第1団地	相模原市緑区太井 78
緑	津久井	青根第2団地	相模原市緑区青根 1110
緑	相模湖	内郷住宅	相模原市緑区若柳 1237-1
緑	藤野	沢井住宅	相模原市緑区澤井 1374-2
緑	藤野	佐野川住宅	相模原市緑区佐野川 2480
中央	小山	すすきの住宅	相模原市中央区すすきの町 19-1
中央	清新	清新住宅	相模原市中央区清新 5-3-1
中央	中央	富士見団地	相模原市中央区富士見 5-6
中央	中央	東団地	相模原市中央区相生 2-7、8、9
中央	中央	東第2団地	相模原市中央区相生 4-15-1

第 11 市営住宅等の公共施設マネジメント(各論)

区	地区	施設名	所在地
中央	星が丘	横山住宅	相模原市中央区横山 6-5-1
中央	星が丘	星が丘住宅	相模原市中央区星が丘 4-9-14
中央	光が丘	並木団地	相模原市中央区並木 3-1-19
中央	大野北	淵野辺団地	相模原市中央区淵野辺 2-32-1
中央	大野北	淵野辺本町住宅	相模原市中央区淵野辺本町 4-1-13
中央	田名	田名塩田団地	相模原市中央区田名塩田 3-3
中央	上溝	石橋団地	相模原市中央区上溝 3876
中央	上溝	田中第2住宅	相模原市中央区上溝 7-36-18
南	大野中	古淵住宅	相模原市南区古淵 4-24-1
南	大野中	大野台住宅	相模原市南区大野台 6-19-1
南	大野南	文京団地	相模原市南区文京 2-15・16
南	相模台	南台団地	相模原市南区南台 4-12

(出所)相模原市の資料による。

(2)管轄の状況

都市建設局まちづくり推進部住宅課が所管している。指定管理者は日本管財株式会社(H31～R5)、相模原市営住宅窓口センター(株式会社ビルドアート)(R6～R10)である。

(3)維持管理コスト

市営住宅 26 施設の 2022 年度(令和 4 年度)における維持管理コストは次のとおりである。

図表11-2 施設の維持管理コスト

(単位:千円)

施設名	二本松団地	上九沢団地	大島団地	中原団地	小網第1団地	青根第2団地	内郷住宅
光熱水費	—	27	—	—	145	—	—
その他維持管理費	—	880	235	—	—	—	—
指定管理者の支出	6,510	31,496	9,766	1,953	651	325	2,034

第 11 市営住宅等の公共施設マネジメント(各論)

施設名	沢井住宅	佐野川住宅	すすきの住宅	清新住宅	富士見団地	東団地	東第2団地
光熱水費	60	40	—	127	—	—	443
施設修繕料	—	—	—	—	18,722	—	—
指定管理者の支出	325	325	4,883	1,627	21,974	18,230	4,883
施設名	横山住宅	星が丘住宅	並木団地	淵野辺団地	淵野辺本町住宅	田名塩田団地	石橋団地
光熱水費	—	290	—	—	—	229	—
使用料・賃借料	—	—	—	—	27,816	—	—
その他維持管理費	—	—	503	—	—	—	—
指定管理者の支出	3,825	2,441	6,917	6,103	2,522	20,346	6,836
施設名	田中第2住宅	古淵住宅	大野台住宅	文京団地	南台団地		
光熱水費	350	271	—	—	—		
施設修繕料	—	—	—	—	15,938		
その他維持管理費	—	—	—	—	206		
指定管理者の支出	4,069	3,499	5,045	9,685	22,218		

(出所)相模原市の資料による。

(4) 稼働状況

市営住宅 26 施設の 2022 年度(令和 4 年度)における稼働状況は次のとおりである。

図表11-3 各施設の稼働状況

施設名	二本松 団地	上九沢 団地	大島 団地	中原 団地	小網第1 団地	青根第2 団地	内郷 住宅
住棟数 (棟)	3	7	5	1	1	4	1
総管理 戸数 (戸)	80	387	120	24	8	4	25
総入居 戸数 (戸)	71	338	109	20	7	3	22
入居率 (%)	89	87	91	83	88	75	88
施設名	沢井 住宅	佐野川 住宅	すすき の 住宅	清新 住宅	富士見 団地	東団地	東第2 団地
住棟数 (棟)	1	1	1	1	8	9	1
総管理 戸数 (戸)	4	4	60	20	270	224	60
総入居 戸数 (戸)	3	3	48	17	234	190	53
入居率 (%)	75	75	80	85	87	85	88
施設名	横山住 宅	星が丘 住宅	並木団 地	淵野辺 団地	淵野辺 本町住 宅	田名塩 田 団地	石橋団 地
住棟数 (棟)	1	1	1	1	1	4	3

第 11 市営住宅等の公共施設マネジメント(各論)

施設名	二本松 団地	上九沢 団地	大島 団地	中原 団地	小網第1 団地	青根第2 団地	内郷 住宅
総管理 戸数 (戸)	47	30	85	75	31	250	84
総入居 戸数 (戸)	42	27	75	64	28	211	75
入居率 (%)	89	90	88	85	90	84	89
施設名	田中第2 住宅	古淵住 宅	大野台 住宅	文京団 地	南台団 地		
住棟数 (棟)	1	1	1	4	4		
総管理 戸数 (戸)	50	43	62	119	273		
総入居 戸数 (戸)	40	38	52	106	242		
入居率 (%)	80	88	84	89	89		

(出所)相模原市の資料による。

(5) 今後の計画

- ・市営住宅の計画には次のものがある。
- ・相模原市公共施設等総合管理計画
- ・公共施設マネジメント推進プラン
- ・相模原市市営住宅ストック総合活用兼長寿命化計画

(6) 結果・意見

【意見21】 残置物への対応について

市営住宅からの退去に伴う残置物は、長期間放置されると、住宅の衛生面や避難路の確保など、住宅環境の維持保全に悪影響を及ぼすおそれがある。何より、残置物がある期間は、次の利用者が入居できず、それにより市営住宅を利用しようとしている市民にも少なからずマ

イナスの影響がある。現在、市では、このような住宅が 35 戸(令和 6 年 10 月現在)確認されている。

国土交通省は、2017 年(平成 29 年)1 月 25 日に全国の都道府県の公営住宅担当者に對し、「公営住宅における単身入居者死亡後の残置物への対応方針の策定について」と題する通知を發出し、地方公共団体による残置物の速やかな移動、保管、処分を促しているが、市は単身入居者死亡時の対応も含めた残置物についての具体的な対応方針を策定していない。市における高齢化の進展を踏まえ、市営住宅の単身入居者が家財道具等を残したまま死亡するケースは今後も増える可能性がある。これらの事案に備え、特に相続人が特定できない場合に、公営住宅に残置された家財道具等について、財産権を侵害しないよう留意しつつ、公営住宅法や民法の規定に則った上で、残置物の確認、移動、保管などを行うべく、残置物の取り扱いに係る処理要領等を策定し、住宅環境の維持保全に努めつつ、市営住宅を有効に活用する必要がある。

【結果11】 ハザードマップ上の市営住宅への対応について

総論でも示したが、ハザードマップ(土砂災害警戒区域)上に、小網第 1 団地(7 戸)、佐野川住宅(3 戸)、沢井住宅(3 戸)が存在する。入居者の安全、安心な生活がまず優先されるべきものであり、入居者の住替えや、周辺の地盤改良等の措置について早急に検討すべきである。

2. あじさい住宅

(1) 施設の概要

① 目的・機能・配置状況

一般に借上型市営住宅は、市が民間のオーナーから一括して借り上げ、市営住宅として提供している住宅である。そのため、入居者は、借上げ期間満了時に、他の住宅に転居する必要がある。

この借上型市営住宅の中で「あじさい住宅」と称する住宅は、全戸をシルバーハウジングとして位置付けており、65 歳以上の高齢者世帯が、安全かつ快適な生活を営むことができるように配慮されている。具体的には、各住戸に緊急通報システムが設置されており、入居者に対する安否確認・生活指導・緊急対応等のサービスを提供する生活援助員が派遣される。

なお、淵野辺本町住宅も借上型市営住宅であるが、シルバーハウジングではなく、一般世帯向け住宅となっている。

② あじさい住宅一覧

あじさい住宅は次の 13 施設である。

図表11-4 施設の概要

区	地区	施設名	所在地
緑	橋本	あじさい住宅東橋本	相模原市緑区東橋本 4-9-9
緑	橋本	あじさい住宅二本松	相模原市緑区二本松 2-4-5
緑	大沢	あじさい住宅大島	相模原市緑区大島 945-1
中央	中央	あじさい住宅富士見	相模原市中央区富士見 5-5-10
中央	光が丘	あじさい住宅陽光台	相模原市中央区陽光台 5-3-35
中央	上溝	あじさい住宅上溝	相模原市中央区上溝 6-25-43
中央	上溝	あじさい住宅上溝東	相模原市中央区上溝 3166-5
南	大野中	あじさい住宅古淵	相模原市南区古淵 4-11-10
南	大野南	あじさい住宅上鶴間	相模原市南区上鶴間本町 7-4-15
南	麻溝	あじさい住宅下溝	相模原市南区下溝 2103-28
南	相模台	あじさい住宅相模台	相模原市南区相模台 5-8-5
南	相武台	あじさい住宅相武台	相模原市南区相武台 2-11-10
南	東林	あじさい住宅コンフォールさがみ南	相模原市南区相南 1-24-5

(出所) 相模原市の資料による。

(2) 管轄の状況

都市建設局まちづくり推進部住宅課が所管している。指定管理者は日本管財株式会社(平成 31 年～令和 5 年)、相模原市営住宅窓口センター(株式会社ビルドアート)(令和 6 年～令和 10 年)である。

(3) 維持管理コスト

あじさい住宅 13 施設 2022 年度(令和 4 年度)における維持管理コストは次のとおりである。

図表11-5 施設の維持管理コスト

(単位:千円)

施設名	あじさい 住宅東 橋本	あじさい 住宅二 本松	あじさい 住宅大 島	あじさい 住宅富 士見	あじさい 住宅陽 光台	あじさい 住宅上 溝	あじさい 住宅上 溝東
使用料・ 賃借料	15,768	13,608	14,304	12,288	14,616	14,040	13,596
その他 維持管 理費	311	297	330	289	589	297	314
指定管 理者の 支出	1,464	1,464	1,627	1,220	1,464	1,464	1,546
施設名	あじさい 住宅古 淵	あじさい 住宅上 鶴間	あじさい 住宅下 溝	あじさい 住宅相 模台	あじさい 住宅相 武台	あじさい住宅 コンフォールさがみ 南	
使用料・ 賃借料	16,764	15,948	12,684	15,552	17,244	47,317	
その他 維持管 理費	450	289	297	516	572	327	
指定管 理者の 支出	1,464	1,546	1,464	1,546	1,627	4,064	

(出所)相模原市の資料による。

(4) 稼働状況

あじさい住宅 13 施設の 2022 年度(令和 4 年度)における稼働状況は次のとおりである。

図表11-6 各施設の稼働状況

施設名	あじさい 住宅東 橋本	あじさい 住宅二 本松	あじさい 住宅大 島	あじさい 住宅富 士見	あじさい 住宅陽 光台	あじさい 住宅上 溝	あじさい 住宅上 溝東
住棟数 (棟)	1	1	1	1	1	1	1
総管理 戸数 (戸)	18	18	20	15	18	18	19
総入居 戸数 (戸)	12	12	16	11	15	17	18
入居率 (%)	67	67	80	73	83	94	95
施設名	あじさい 住宅古 淵	あじさい 住宅上 鶴間	あじさい 住宅下 溝	あじさい 住宅相 模台	あじさい 住宅相 武台	あじさい住宅 コンフォールさがみ 南	
住棟数 (棟)	1	2	1	1	1	1	
総管理 戸数 (戸)	18	19	18	19	20	50	
総入居 戸数 (戸)	14	10	15	13	18	37	
入居率 (%)	78	53	83	68	90	74	

(出所)相模原市の資料による。

(5) 今後の計画

あじさい住宅の計画には次のものがある。

- ・相模原市市営住宅ストック総合活用兼長寿命化計画

(6) 結果・意見

【意見22】 あじさい住宅返還前の空き部屋の有効活用について

相模原市は、今後の市営住宅の更新計画の中で、借上住宅については新規の借り上げを行わず、契約期限である 30 年が経ったものから順次、オーナーに返還していく予定である。返還期限に到達した場合、その時点の入居者については他の市営住宅等に転居してもらい、期限到達と同時にオーナーに返還が行われる。そのため、返還期限の 5 年前からは新規の入居者を募集しないこととし、期限到達時の入居者をなるべく減らす措置を取っている。

一方、その 5 年間に入居者が退去し、空き室になった場合でも、市はオーナーに対し、返還期限まで賃料を払い続ける契約になっている。したがって、その 5 年間に空室化した住居は遊休化してしまうこととなる。実際には、返還期限の 5 年前から空室化してしまうケースはそれほど多くはないとのことだが、可能限り有効に活用することが望ましい。

現在のところ、市では、ウクライナからの避難民や DV 被害者の避難場所として、この遊休しているあじさい住宅を活用した実績が 5 件ある。あじさい住宅の設置は、1993 年度(平成 5 年度)から 14 年であるため、2024 年度(令和 6 年度)以降、返還期限の 5 年前に到達するあじさい住宅が増加していくため、引き続き、市としても活用していくことを進められたい。

【結果12】 ハザードマップ上のあじさい住宅への対応について

総論でも示したが、ハザードマップ(土砂災害警戒区域)上に、あじさい住宅上溝東(18 戸)、ハザードマップ(洪水、浸水)上にあじさい住宅古淵(14 戸)が存在する。入居者の安全、安心な生活がまず優先されるべきものであり、入居者の住替えや、周辺の地盤改良等の措置について早急に検討すべきである。

第 12 資源循環系施設の公共施設マネジメント(各論)

1. 廃棄物処理施設

(1) 施設の概要

相模原市の廃棄物処理施設は、次の 4 施設である。なお、清掃工場と最終処分場以外の資源循環系施設については、「2. その他資源循環系施設」に記載する。

図表12-1 施設の概要

区	地区	施設名及び概要	所在地
緑	大沢	北清掃工場 【施設概要】 ●敷地面積 22,957 平方メートル ●建物概要 工場棟(地下 2 階、地上 6 階) 建築面積 8,400 平方メートル、延床面積 20,100 平方メートル 管理棟(地上 3 階) 建築面積 688.27 平方メートル、延床面積 1,805.84 平方メートル ●処理能力 1 日当たり 450 トン(150 トン×3 炉) ●設置年月 平成 3 年 12 月	緑区下九沢 2074-2
緑	津久井	津久井クリーンセンター 【施設概要】 ●敷地面積 36,775.79 平方メートル ●建物概要 ・ごみ中継施設(地下 2 階、地上 4 階) 延床面積:2,985.98 平方メートル ごみピット容量:約 600 立方メートル ・し尿処理施設 処理能力:89kl/日 設置年月:平成 28 年 3 月 処理方式:直接脱水処理方式+下水道放流 建設概要: 受入棟(地下 1 階、地上 2 階) 延床面積 464 平方メートル 鉄筋コンクリート造	緑区青山 3385-2

第 12 資源循環系施設の公共施設マネジメント(各論)

区	地区	施設名及び概要	所在地
		処理棟(地下 1 階、地上 2 階) 延床面積 972 平方メートル 鉄筋コンクリート造 ・附属棟その他(ストックヤード等) 延床面積:2,031.73 平方メートル	
南	麻溝	南清掃工場 【施設概要】 ●敷地面積 47,119.11 平方メートル ●建物概要 建築面積 9,735.47 平方メートル、延床面積 23,703.95 平方メートル 鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 6 階、地下 1 階、煙突高さ 100m ●処理能力 525 トン/日 (175 トン/日×3 炉) ●設置年月 平成 22 年 3 月 ●建設費(税込み) 189 億 9,345 万円 ●炉形式 流動床式ガス化熔融炉 ●設計・施工 株式会社神鋼環境ソリューション	南区麻溝台 1524-1
南	麻溝	一般廃棄物最終処分場 (含浸出水処理施設) 【施設概要】 ≪第 1 期整備地(埋立終了)≫ ●埋立期間 昭和 54 年 4 月～平成 20 年 3 月 ●埋立対象物 焼却残渣、不燃物、汚泥、その他 ●敷地面積 55,885 平方メートル ●埋立容量 734,600 立方メートル(平成 20 年度覆土施工) ●跡地利用 平成 26 年 3 月ノジマメガソーラーパーク設置(さがみはら太陽光発電所) ≪第 2 期整備地≫ ●埋立期間 平成 20 年 4 月～現在埋立中 ●埋立対象物 焼却残渣、不燃物、熔融スラグ、汚泥、その他 ●敷地面積 42,494 平方メートル ●埋立容量 500,700 立方メートル	南区麻溝台 3412-2 外地内

(出所)相模原市の資料による。

(2) 管轄の状況

廃棄物処理施設の所管は次のとおりである。

図表12-2 各施設の管轄の状況

施設名	所管課
北清掃工場	環境経済局北清掃工場
津久井クリーンセンター	環境経済局津久井クリーンセンター
南清掃工場	環境経済局南清掃工場
一般廃棄物最終処分場(含浸出水処理施設)	環境経済局南清掃工場

(出所)相模原市の資料による。

(3) 維持管理コスト

廃棄物処理施設の 2022 年度(令和 4 年度)における維持管理コストは次のとおりである。

図表12-3 施設の維持管理コスト

(単位:千円)

施設名		北清掃工場	津久井クリーンセンター	南清掃工場	一般廃棄物最終処分場
人件費		249,973	223,956	206,383	54,208
維持管理費	消耗品費	153,650	17,309	333,117	9,915
	光熱水費	50,408	44,453	51,558	29,216
	委託費	610,234	129,506	579,267	9,253
	通信費	375	1,295	269	49
	使用料・賃借料	229	7,051	2,924	9,810
	施設修繕料	512,265	20,405	587,948	1,878
その他		84,550	2,790	52,553	3,490
事業運営費		—	318,762	22,036	1,984

(出所)相模原市の資料による。

(4) 稼働状況

廃棄物処理施設の 2022 年度(令和 4 年度)における稼働状況は次のとおりである。

図表12-4 各施設の稼働状況

施設名		北清掃工場	南清掃工場
稼働日数(日)		356	349
焼却量(t)		68,772	118,018
焼却灰排出量(t)		9,207	10,757
熔融スラグ(t)		—	6,682
資源化物(t)	鉄	—	969
	アルミ	—	43
電力	売電量(kWh)	9,001,115	29,394,648
	売電金額(円)	139,634,218	507,912,365
粗大ごみ処理施設処理量	稼働日数	130	—
	処理量	焼却	3,609
		資源化(鉄くず等)	1,043

施設名		一般廃棄物最終処分場
埋立量	重量(t)	19,413
	容量(m ³)	16,343

(出所)相模原市の資料による。

(5) 今後の計画

廃棄物処理施設の計画には次のものがある。

- ・相模原市一般公共建築物長寿命化計画
- ・公共施設マネジメント推進プラン
- ・相模原市一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設)長寿命化総合計画

(6) 結果・意見

【結果13】 要修繕箇所への対応について

今般の監査では、北清掃工場とこれに併設する粗大ごみ処理施設の施設維持管理にかかる委託契約の一部について、委託事業者が提出した完了報告書等を開覧し、異常な報告等がないかを検討した。

施設維持管理にかかる委託契約の内容は、概ね施設及び設備、機器等の保守点検業務であるが、完了報告書には、部品等の交換を推奨する指摘や軽微な摩耗及び変形を報告す

るものが多く見られた。これらの指摘等については、2024 年度(令和 6 年度)以降、順次検討し対応されている。

一方、電気設備保守点検業務委託では、以下のような指摘がなされている。

総合所見

2023 年 5 月 17 日～19 日に非常用発電装置の 12 か月点検、5 月 21 日に受配電設備の停電作業に伴う発電機実負荷運転立会いを実施しましたので、以下にご報告します。

1. 普通点検結果

(略)

(3) ディーゼルエンジン

(略)

⑦ 冷却配水管が著しく腐食しているため、配管の破孔による水漏れの発生が懸念される状態ですので、早急に部品交換を実施願います。

尚、既に供給が終了している部品が使用されているため、交換不能な配管があります。

(略)

上記の点については、2024 年度(令和 6 年度)においても未対応となっている。修繕又は更新する場合には配管そのものの交換を要するため、小規模な工事だけでは対応できず、加えて、指摘に記載があるように一部供給が終了している部品も関係していることから修繕に準備を要するためである。

しかし、本指摘は非常用自家発電設備に関するものであるため、これが非常時に機能しない事態は避けなければならない。修繕又は更新も大がかりな工事となる可能性があるが、早急に対応することを検討されたい。

2. その他資源循環系施設

(1) 施設の概要

相模原市の清掃工場及び最終処分場以外の資源循環系施設は次のとおりである。

図表12-5 施設の概要

区	地区	施設名及び概要	所在地
緑	橋本	橋本台環境事業所 ●家庭から出る一般ごみの収集運搬を始め、ごみの減量化・資源化の普及啓発や一般廃棄物排出事業者に対する適正処理に係る指導等を行う機関である。また、開発行為におけるごみ・資源集積場所に係る協議や不法投棄対策も担当している。	緑区橋本台 2-14-23
緑	大沢	橋本台リサイクルスクエア ●家庭から排出されるごみの減量化・資源化に関する情報を提供し、4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)について理解を深めるための施設である。	緑区下九沢 2084-3
緑	大沢	北部粗大ごみ受入施設 ●敷地面積 4,394 平方メートル ●主な施設 倉庫棟 899 平方メートル 事務所棟 92 平方メートル トラックスケール 1 台	緑区下九沢 2083-1
南	麻溝	麻溝台リサイクルスクエア ●家庭から排出されるごみの減量化・資源化に関する情報を提供し、4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)について理解を深めるための施設である。	南区麻溝台 1524-1
南	麻溝	南部粗大ごみ受入施設 ●敷地面積 7,097.42 平方メートル ●主な施設 倉庫棟 692.07 平方メートル 事務所棟 422.76 平方メートル トラックスケール 2 台	南区麻溝台 1524-1
南	麻溝	麻溝台環境事業所 ●家庭から出る一般ごみの収集運搬を始め、ごみの	南区麻溝台 1524-1

区	地区	施設名及び概要	所在地
		減量化・資源化の普及啓発や一般廃棄物排出事業者に対する適正処理に係る指導等を行う機関である。また、開発行為におけるごみ・資源集積場所に係る協議や不法投棄対策も担当している。	
南	相模台	相模台収集事務所 ●緑区(大沢・橋本地区のみ)、中央区、南区のし尿・浄化槽汚泥等の収集運搬を担当する機関である。	南区麻溝台 3-5-20

(出所)相模原市の資料による。

(2) 管轄の状況

その他資源循環系施設の所管は次のとおりである。

図表12-6 各施設の管轄の状況

施設名	所管課
橋本台環境事業所	環境経済局橋本台環境事業所
橋本台リサイクルスクエア	環境経済局資源循環推進課
北部粗大ごみ受入施設	環境経済局北清掃工場
麻溝台リサイクルスクエア	環境経済局資源循環推進課
南部粗大ごみ受入施設	環境経済局南清掃工場
麻溝台環境事業所	環境経済局麻溝台環境事業所
相模台収集事務所	環境経済局相模台収集事務所

(出所)相模原市の資料による。

(3) 維持管理コスト

その他資源循環系施設の 2022 年度(令和 4 年度)における維持管理コストは次のとおりである。

図表12-7 施設の維持管理コスト

(単位:千円)

施設名	橋本台 環境事 業所	橋本台 リサイク ルスク エア	北部粗 大ごみ 受入施 設	麻溝台 リサイク ルスク エア	南部粗 大ごみ 受入施 設	麻溝台 環境事 業所	相模台 収集事 務所
人件費	364,953	5,350	28,773	5,350	33,076	385,566	133,838
維持 管理 費	消耗品費	150	121	483	141	444	68
	光熱水費	4,363	1,674	1,039	0	0	1,829
	委託費	6,688	2,727	7,207	1,887	12,083	5,215
	通信費	260	87	73	75	76	248
	使用料・賃 借料	21	0	0	0	154	36
	施設修繕料	1,675	298	0	0	300	2,619
	その他	209	0	104,417	0	0	0
事業運営費	297,447	3,432	0	3,428	48,432	260,218	11,508

(出所)相模原市の資料による。

(4) 稼働状況

その他資源循環系施設の2022年度(令和4年度)における稼働状況は次のとおりである。

図表12-8 各施設の稼働状況

施設名	橋本台リサイクルスクエア	麻溝台リサイクルスクエア
年間開館日数(日)	359	358
年間利用者数(人)	324	244
貸室稼働率(%)	67.8	66.0

(出所)相模原市の資料による。

(5) 今後の計画

その他資源循環系施設の計画には次のものがある。

- ・相模原市一般公共建築物長寿命化計画
- ・公共施設マネジメント推進プラン

(6) 結果・意見

特に指摘すべき問題はない。

第 13 その他施設の公共施設マネジメント(各論)

1. 自転車駐車場

(1) 施設の概要

① 施設の目的

自転車駐車場設置の目的は、駅周辺における自転車及び原動機付自転車の駐車秩序を確立し、自転車及び原動機付自転車を利用する市民の利便を図ることである。

② 自転車駐車場一覧

相模原市の自転車駐車場は次の 14 施設である。

図表13-1 施設の概要

区	地区	施設名	所在地
緑	橋本	橋本駅南口第1自転車駐車場	相模原市緑区橋本 2-1-83
緑	橋本	橋本駅北口第1自転車駐車場	相模原市緑区橋本 6-1-8
緑	橋本	橋本駅南口第2自転車駐車場	相模原市緑区橋本 2-4-17
緑	橋本	橋本駅北口第2自転車駐車場	相模原市緑区橋本 3-28-1
中央	小山	相模原駅南口自転車駐車場	相模原市中央区相模原 1-1-20
中央	小山	相模原駅北口自転車駐車場	相模原市中央区小山 3430
中央	大野北	淵野辺駅南口第2自転車駐車場	相模原市中央区鹿沼台 1-13-20
中央	大野北	淵野辺駅南口第1自転車駐車場	相模原市中央区鹿沼台 1-12-22
中央	大野北	矢部駅北口自転車駐車場	相模原市中央区矢部新町 3-40
南	大野南	谷口南口自転車駐車場	相模原市南区相模大野 7-704
南	大野南	相模大野駅北口自転車駐車場	相模原市南区相模大野 4-3-1
南	大野南	谷口北口自転車駐車場	相模原市南区相模大野 3-327
南	大野南	相模大野駅西側自転車駐車場	相模原市南区相模大野 3-2-2
南	相武台	相武台前駅北口自転車駐車場	相模原市南区相武台 2-20-17

(出所)相模原市の資料による。

(2) 管轄の状況

都市建設局土木部路政課が所管している。なお、相模原市営橋本駅北口第1自転車駐車場他 13 施設は、相模原市まち・みどり公社、NCD 運営共同事業体 (R5 から R9)、相模原市営橋本駅北口第 1 自動車駐車場他 5 施設は、タイムズ24・タイムズサービス・小田急ビルサ

第 13 その他施設の公共施設マネジメント(各論)

ービス共同企業体(R5 から R9)が行っている。

(3)維持管理コスト

自転車駐車場 14 施設の 2022 年度(令和 4 年度)における維持管理コストは次のとおりである。

図表13-2 施設の維持管理コスト

(単位:千円)

施設名	橋本駅 南口第1	橋本駅 北口第1	橋本駅 南口第2	橋本駅 北口第2	相模原 駅 南口	相模原 駅 北口	淵野辺 駅 南口第2
使用料・ 賃借料	1,253	0	0	1,253	939	1,253	2,870
施設修 繕料	389	150	301	313	209	389	186
その他 維持管 理費	6	600	5	13,066	6	5	4
事業運 営費	2	2	2	2	2	2	1,035
指定管 理者の 支出	34,356	13,240	40,019	25,592	32,380	27,781	28,101
施設名	淵野辺 駅 南口第1	矢部駅 北口	谷口南 口	相模大 野駅北 口	谷口北 口	相模大 野駅西 側	相武台 前駅北 口
使用料・ 賃借料	4,305	1,253	939	1,566	939	94	3,229
施設修 繕料	219	312	209	313	209	17,459	209
その他 維持管 理費	5	7	5	12	4	2	2
事業運 営費	949	2	2	2	2	2	527
指定管 理者の 支出	38,660	25,112	25,878	41,376	20,730	40,811	4,565

(出所)相模原市の資料による。

(4) 稼働状況

自転車駐車場 14 施設の 2023 年度(令和 5 年度)における稼働状況は次のとおりである。

図表13-3 各施設の稼働状況

施設名	橋本駅南口第1	橋本駅北口第1	橋本駅南口第2	橋本駅北口第2	相模原駅南口	相模原駅北口	淵野辺駅南口第2
年間利用台数(台)	554,322	273,728	822,452	509,599	708,017	571,524	590,240
一日平均利用者数(人)	1,515	748	2,247	1,392	1,934	1,562	1,613
施設名	淵野辺駅南口第1	矢部駅北口	谷口南口	相模大野駅北口	谷口北口	相模大野駅西側	相武台前駅北口
年間利用台数(台)	856,911	501,858	609,738	1,029,987	561,124	1,048,982	96,834
一日平均利用者数(人)	2,341	1,371	1,666	2,814	1,533	2,866	265

(出所)相模原市の資料による。

(5) 今後の計画

相模原市一般公共建築物長寿命化計画及び公共施設マネジメント推進プランによる。

(6) 結果・意見

【意見23】 自転車駐車場の修繕について

今般の監査では、相武台前駅北口自転車駐車場を視察した。当該施設は、1979 年度(昭和 54 年度)から 1992 年度(平成 4 年度)にかけて整備されたものであり、老朽化は随所に見られる状況である。設備については、市が都度修繕し保全してきたことから利用状況に影響を与えるような大きな不具合は見当たらなかったが、駐輪場の屋根部分の雨漏りが非常に激しいとのことであった。

所管課ではこの点について、2024 年度(令和 6 年度)に修繕することを既に検討済みであり、確実に実行されることを期待する。

一方、自転車駐車場の修繕や長寿命化については、「相模原市一般公共建築物長寿命化計画」の基本方針に沿って実施され、現状では自転車駐車場独自の計画等は策定されていない。そのため、雨漏りのような問題が認識された後の対応で設備を保全していくことになるが、この方法では小規模とはいえ被害が発生してからの初動となる。このような状況を防止するためにも向こう数年程度の修繕計画の立案は必要であるので、検討されたい。

なお、指定管理者との関係では、通常協定書によれば、一定の軽微な修理は指定管理者の責任で行うのが通常であり、当該修繕が本来、どちらの責任で行うべきものかを確認する必要がある。

【意見24】 受益者負担と利用者還元策について

本意見は、自転車駐車場と自動車駐車場の双方に当てはまることであるが、重複しての記載となるため、自転車駐車場の項のみに記載することとする。

次に示すのは、自転車駐車場及び自動車駐車場それぞれの「指定管理者制度導入施設年度評価シート」に記載されている施設(※すなわち指定管理者)の収支概要(2021 年度(令和 3 年度)～2023 年度(令和 5 年度))である。

図表13-4 自転車駐車場の直近3年間の収支状況

(単位:千円)

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
収入 (a)	393,077	407,116	492,508
指定管理料 ※	370,656	370,656	-
利用料金収入	22,421	23,850	490,108
その他の収入	-	12,610	2,400
支出 (b)	395,042	404,231	467,710
人件費	107,211	108,468	112,898
施設管理経費	260,371	264,311	271,027
本社管理経費	26,737	30,811	34,253
その他の支出	723	641	258
納付金	-	-	49,274
本体事業収支 (c)=(a)-(b)	▲1,965	2,885	24,798
自主事業収入 (d)	5,774	6,926	7,299
自主事業支出 (e)	3,468	3,579	4,658
自主事業収支 (f)=(d)-(e)	2,306	3,347	2,641
全体収支 (c)+(f)	341	6,232	27,439

※ 2023 年度(令和 5 年度)より利用料金制に変更している。

図表13-5 自動車駐車場の直近3年間の収支状況

(単位:千円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入 (a)	343,253	368,586	840,647
指定管理料 ※	305,751	313,016	-
利用料金収入	36,416	36,100	825,647
その他の収入	1,086	19,470	15,000
支出 (b)	328,293	342,205	830,013
人件費	138,753	132,703	129,839
施設管理経費	157,946	177,657	191,639
本社管理経費	30,000	31,355	36,000
その他の支出	1,594	490	-
納付金	-	-	472,535
本体事業収支 (c)=(a)-(b)	14,960	26,381	10,634
自主事業収入 (d)	2,825	2,777	18,794
自主事業支出 (e)	709	644	3,715
自主事業収支 (f)=(d)-(e)	2,116	2,133	15,079
全体収支 (c)+(f)	17,076	28,514	25,713

※ 2023年度(令和5年度)より利用料金制に変更している。

2023年度(令和5年度)より、自転車駐車場及び自動車駐車場いずれも利用料金制を採用することとなり、市からの指定管理料収入はなくなっている。また、2021年度(令和3年度)及び2022年度(令和4年度)においては新型コロナウイルス感染症の影響により利用状況にもマイナスの影響があったが、2023年度(令和5年)からはその影響が弱まり、指定管理者の運営努力と相まって収入は大きく増加した。この中で、自転車駐車場及び自動車駐車場の支出欄には、「納付金」という項目がある。当該項目は、指定管理者が得た利益のうち一定割合を市に納付するときに用いる費目である。2023年度(令和5年度)においては、自転車駐車場及び自動車駐車場それぞれ49百万円及び472百万円となっており、非常に多額の金額を納付している。これについては、いずれも協定に基づき利益の有無にかかわらず毎年決まった納付金を相模原市に納付するが、自転車駐車場では、利益の50%を、自動車駐車場では利益の80%を追加納付する制度となっている。

これらの状況は、少なくとも収支の上では、指定管理者の施設運営の適切さを証するものである。他方、大きな黒字が達成されることは利用者から料金を取り過ぎているということでもある。確かに黒字額の一部については、納付金という形で相模原市に納付されるものであるが、この納付金は自転車駐車場部分は一般財源として、自動車駐車場部分は特定財源として処理される。受益者負担の考え方からは、一般財源等として処理されるより、利用者還元されて然るべきという考え方もある。

相模原市では、市が提供する行政サービスの性質に応じた受益と負担をより適正な関係とするため、サービスを受ける方(受益者)の負担の基準をより明確化した「受益者負担の在り方

の基本方針」(以下「基本方針」という。)を 2012 年(平成 24 年)12 月に策定している。この基本方針の中で、利用料金については、「施設の維持管理費を受益者負担の対象経費とする。(施設の維持管理に係る職員の人件費を含む。)※施設整備費、用地費等は含まない。」とされており、受益者のランニングコスト負担割合は最高でも 100%ということになる。

しかし、「施設使用料・利用料金のコスト等の状況(一覧表)」(2018 年度(平成 30 年度)～2020 年度(令和 2 年度))によると、個々の自転車駐車場にかかる「年間収入」÷「受益者に負担を求める費用」の数値は、14 施設中 12 施設で 100%を超えている。

市の見解では、「受益者に負担を求める費用」には市が実施する大規模な修繕費用が含まれていない可能性があること、また近隣の民間事業者が運営する自転車駐車場や自動車駐車場の金額を下回る料金設定は、民間事業者の経営を圧迫する可能性があるため、市が運営する以上難しいとのことであった。

このような市の見解については、一定斟酌すべき点があると思われる。一方で、本来負担すべき額以上の料金を負担している利用者には何らかの還元があつて然るべきである。料金の値下げについては、近隣の民間事業者が運営する自転車駐車場や自動車駐車場の動向を見ながら決定するとして、それ以外に設備等の充実や修繕費を指定管理者に負担してもらう基準を見直すなど、可能な範囲の利用者還元策を検討されたい。

2. 自動車駐車場

(1) 施設の概要

① 施設の目的

自動車駐車場の目的は、市内における道路交通の円滑化を図り、市民の利便に資するとともに、都市機能の維持及び増進に寄与することである。

② 自動車駐車場一覧

相模原市の自動車駐車場は次の 7 施設である。

図表13-6 施設の概要

区	地区	施設名	所在地
緑	橋本	橋本駅北口第 1 自動車駐車場	相模原市緑区橋本 6-2-4
緑	橋本	橋本駅北口第 2 自動車駐車場	相模原市緑区橋本 3-28-1
緑	相模湖	相模湖ふれあいパーク	相模原市緑区与瀬 1183-2
中央	小山	相模原駅自動車駐車場	相模原市中央区相模原 1-1-20
南	大野南	相模大野立体駐車場	相模原市南区相模大野 4-4-2
南	大野南	相模大野駅西側自動車駐車場	相模原市南区相模大野 3-2-2
南	相模台	小田急相模原駅自動車駐車場	相模原市南区南台 3-20-1 (ラクアル・オダサガ内)

(出所)相模原市の資料による。

③ 指定管理者の状況

相模湖ふれあいパーク以外の施設の指定管理者は、タイムズ 24・タイムズサービス・小田急ビルサービス共同企業体(構成団体:タイムズ 24 株式会社、タイムズサービス株式会社、株式会社小田急ビルサービス)である。指定期間は、R5～R9 となっている。

相模湖ふれあいパークの指定管理者は、株式会社サンワックスである。指定期間は、R4～R6 となっている。

(2) 管轄の状況

相模湖ふれあいパーク以外の施設については、都市建設局土木部路政課が所管している。相模湖ふれあいパークについては、緑区役所区政策課が所管している。

(3)維持管理コスト

自動車駐車場 7 施設の 2022 年度(令和 4 年度)における維持管理コストは次のとおりである。

図表13-7 施設の維持管理コスト

(単位:千円)

施設名	橋本駅 北口第1	橋本駅 北口第2	相模湖 ふれあ いパーク	相模原 駅	相模大 野 立体	相模大 野駅西 側	小田急 相模原 駅
消耗品費	16	16	—	16	16	16	16
委託費	1,925	1,925	270	2,959	6,424	1,925	1,925
使用料・賃 借料	13,023	11,458	649	777	819	12,195	3,851
施設修繕料	—	366	—	1,896	1,272	198	475
その他維持 管理費	11,537	70,437	—	3,571	3,761	38,651	32,644
指定管理者 の支出	74,493	65,541	9,605	26,774	28,225	93,786	22,031

(出所)相模原市の資料による。

(4)稼働状況

自動車駐車場 7 施設の 2023 年度(令和 5 年度)における稼働状況は次のとおりである。

図表13-8 各施設の稼働状況

施設名	橋本駅 北口第1	橋本駅 北口第2	相模湖 ふれあ いパーク	相模原 駅	相模大 野 立体	相模大 野駅西 側	小田急 相模原 駅
年間利 用者数 (人)	432,100	465,318	13,786	140,078	93,039	456,101	126,367
一日平 均利用 者数 (人)	1,181	1,271	38	383	254	1,246	345

(5)今後の計画

相模原市一般公共建築物長寿命化計画、公共施設マネジメント推進プラン、相模原市
駐車場ビジョン

(6) 結果・意見

「1. 自転車駐車場」に記載した内容と同趣旨のため、省略する。

第 14 消防施設の公共施設マネジメント(各論)

1. 消防署所

(1) 施設の概要

① 相模原市消防局の概要

相模原市消防局の概要は次のとおりである。

図表14-1 施設の概要

消防局(本部)の発足日	昭和 33 年 1 月 1 日
管轄面積・人口 (令和 5 年 4 月 1 日現在)	・328.91 平方キロメートル ・724,724 人
消防職員の実員 (令和 5 年 4 月 1 日現在)	766 人
消防署所 (令和 5 年 4 月 1 日現在)	1 局、4 消防署、15 分署、1 出張所及び 1 救急隊派出所

(出所)相模原市の資料による。

② 相模原市消防局の組織と業務分掌

《消防部》

課	業務内容
消防総務課	職員の採用、任免、福利厚生及び研修等、消防力整備計画、消防団本部の庶務、消防用財産及び消防団施設の維持管理、局内の総合調整に関すること
予防課	火災予防広報、建物の建築申請に対する消防同意、開発事業に係る消防施設の指導などに関すること
危険物保安課	危険物施設の許可・認可・検査、火薬類取扱事業所等の許可・認可・検査、高圧ガス取扱事業所等の許可・登録・検査、液化石油ガス販売事業所等の登録・認定・検査などに関すること

《警防部》

課	業務内容
警防課	消防部隊の運用、消防水利の整備・管理、消防車両・資機材の整備など消防活動全般に関すること
救急課	救急業務の企画、救急高度化の推進、応急手当普及啓発など救急

第 14 消防施設の公共施設マネジメント(各論)

課	業務内容
	業務全般に関すること
指令課	災害通報の受信及び指令、災害の速報及び関係機関との連絡調整、消防情報管理システム及び消防通信施設の調査・研究及び企画、消防防災に係る気象情報の収集及び観測などに関すること
相模原消防署警備課	市民の生命、財産を災害から守り、被害の軽減を図るとともに、安全な都市づくりをめざして、火災、救急業務を始め、火災の予防、警防業務を行う
相模原消防署査察指導課	火災を予防するため、防火管理状況等を検査し、各種届出、訓練等の指導を行っています。建物の竣工時等には、消防法令の基準に適合しているか検査を行う(担当区域:中央区)
南消防署警備課	市民の生命、財産を災害から守り、被害の軽減を図るとともに、安全な都市づくりをめざして、火災、救急業務を始め、火災の予防、警防業務を行う
南消防署査察指導課	火災を予防するため、防火管理状況等を検査し、各種届出、訓練等の指導を行っています。建物の竣工時等には、消防法令の基準に適合しているか検査を行う(担当区域:南区)
北消防署警備課	市民の生命、財産を災害から守り、被害の軽減を図るとともに、安全な都市づくりをめざして、火災、救急業務を始め、火災の予防、警防業務を行う
北消防署査察指導課	火災を予防するため、防火管理状況等を検査し、各種届出、訓練等の指導を行っています。建物の竣工時等には、消防法令の基準に適合しているか検査を行う(担当区域:緑区のうち、城山地区、大沢地区及び橋本地区)
津久井消防署警備課	市民の生命、財産を災害から守り、被害の軽減を図るとともに、安全な都市づくりをめざして、火災、救急業務を始め、火災の予防、警防業務を行う 【査察指導班】 火災を予防するため、防火管理状況等を検査し、各種届出、訓練等の指導を行っています。建物の竣工時等には、消防法令の基準に適合しているか検査を行う(担当区域:緑区のうち、津久井地区、相模湖地区、藤野地区)

(出所)相模原市の資料による。

③ 消防署所一覧

相模原市の消防署所は次の22施設である。(令和5年4月1日現在)

図表14-2 施設の概要

区	地区	施設名	所在地
緑	橋本	北消防署	相模原市緑区橋本 4-16-6
緑	橋本	相原分署	相模原市緑区相原 4-14-9
緑	大沢	大沢分署	相模原市緑区大島 1745-1
緑	城山	城山分署	相模原市緑区川尻 1699-1
緑	津久井	鳥屋出張所(消防)	相模原市緑区鳥屋 789-7
緑	津久井	救急隊派出所	相模原市緑区太井 157-1
緑	相模湖	津久井消防署	相模原市緑区寸沢嵐 574-2
緑	藤野	藤野分署	相模原市緑区吉野 433-1
中央	中央	消防指令センター	相模原市中央区中央 2-2-15
中央	中央	消防局(相模原消防署)	相模原市中央区中央 2-2-15
中央	光が丘	緑が丘分署	相模原市中央区緑が丘 1-32-25
中央	大野北	淵野辺分署	相模原市中央区淵野辺本町 3-1-8
中央	田名	田名分署	相模原市中央区田名 4841-3
中央	上溝	上溝分署	相模原市中央区上溝 2163-9
南	大野中	大沼分署	相模原市南区古淵 3-15-8
南	大野南	南消防署	相模原市南区相模大野 5-34-1
南	大野南	上鶴間分署	相模原市南区相模大野 7-40-4
南	新磯	新磯分署	相模原市南区磯部 1229-1
南	相模台	麻溝台分署	相模原市南区麻溝台 8-38-20
南	相武台	相武台分署	相模原市南区新磯野 2-51-1
南	東林	東林分署	相模原市南区東林間 7-35-25
緑	津久井	青根分署	相模原市緑区青根 1372-1

(出所)相模原市の資料による。

(2) 管轄の状況

消防局消防部消防総務課が、消防施設の整備・管理を所管している。

(3)維持管理コスト

消防署所等の2023年度(令和5年度)における維持管理コスト(暫定値)は次のとおりである。

図表14-3 施設の維持管理コスト

(単位:千円)

施設名	北消防署	相原分署	大沢分署	城山分署	鳥屋出張所(消防)	救急隊派出所	
人件費	359,316	174,390	174,134	174,647	63,622	62,596	
維持管理費	消耗品費	199	94	94	94	34	34
	光熱水費	5,296	2,406	3,240	2,548	960	757
	委託費	3,299	1,041	1,057	611	134	119
	通信費	1,964	927	927	927	334	334
	使用料・賃借料	0	0	0	0	0	0
	施設修繕料	1,097	75	436	1,147	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	
事業運営費	46	23	23	23	8	8	
施設名	津久井消防署	藤野分署	消防指令センター	消防局(相模原消防署)	緑が丘分署	淵野辺分署	
人件費	431,433	154,808	686,027	685,910	215,864	174,134	
維持管理費	消耗品費	237	83	406	380	117	94
	光熱水費	5,206	2,361	12,888	11,077	3,111	2,731
	委託費	2,075	1,049	7,434	7,570	1,000	866
	通信費	2,335	815	4,003	3,743	1,149	927
	使用料・賃借料	0	0	0	0	0	0
	施設修繕料	538	20	16,721	661	1,057	253
その他	0	0	374	0	0	0	
事業運営費	55	20	98	105	29	23	
施設名	田名分署	上溝分署	大沼分署	南消防署	上鶴間分署	新磯分署	
人件費	278,460	174,134	174,134	461,551	222,819	174,390	
維持管理費	消耗品費	150	94	94	259	120	94
	光熱水費	5,841	2,667	2,633	4,933	4,033	4,350
	委託費	1,232	1,029	1,028	5,046	1,137	1,034
	通信費	1,482	927	927	2,557	1,186	927

施設名		北消防署	相原分署	大沢分署	城山分署	鳥屋出張所(消防)	救急隊派出所
費	使用料・賃借料	0	0	0	0	0	0
	施設修繕料	501	1,147	0	0	1,525	202
	その他	0	0	0	0	0	0
事業運営費		37	23	23	58	29	23
施設名		麻溝台分署	相武台分署	東林分署	青根分署		
人件費		90,673	187,787	90,416	69,807		
維持管理費	消耗品費	49	101	49	38		
	光熱水費	1,619	3,366	1,525	1,428		
	委託費	193	971	187	394		
	通信費	482	1,001	482	371		
	使用料・賃借料	0	0	0	0		
	施設修繕料	64	808	59	101		
	その他	0	0	0	0		
事業運営費		12	25	12	9		

(出所)相模原市の資料による。

(4) 消防活動状況

2023 年度(令和 5 年度)中における活動状況は次のとおりである。

図表14-4 各施設の稼働状況

区分		火災	救助	各種災害
出場件数		150	792	3,845
活動件数		150	232	3,760
出場人員数	消防局	4	4	4
	消防署	3,614	16,127	28,811
	消防団	1,156	1,827	967
	警察	807	2,469	5,561
	その他	304	561	883
	合計	5,885	20,988	36,226
総計	活動台数	1,192	4,716	8,004
	活動時間(分)	153,636	340,606	178,403
	出場台数	1,238	4,841	8,067

(出所)相模原市の資料による。

(5) 今後の計画

相模原市消防力整備計画、相模原市公共施設マネジメント推進プラン(アセットマネジメント推進課(旧:経営監理課))及び相模原市一般公共建築物長寿命化計画(公共建築課)に基づき、施設の再編・再整備や長寿命化改修を実施している。

(6) 結果・意見

【結果14】 消防力整備計画の取組状況

「消防力の整備指針」(平成 12 年 1 月 20 日消防庁告示第一号)の第 1 条には以下のよう
に記載されている。

(趣旨)

第一条 この指針は、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めるものとする。
2 市町村は、この指針に定める施設及び人員を目標として、必要な施設及び人員を整備するものとする。

これを受け、相模原市では、市民の生命、身体及び財産を火災や事故等の災害から守るため、消防署所の整備や消防部隊の配置、救急需要増加等への対策、火災予防体制の充実、消防通信の高度化など消防力を強化することを目的として、「第 3 次相模原市消防力整備計画」(令和 2 年度～令和 9 年度)(以下「消防力整備計画」という。)を策定し、取り組んでいるところである。

相模原市は、消防力整備計画において次のような基本理念を掲げ、さらにその下で 14 の取り組みを実行するとしている。

基本理念① 大規模かつ複雑多様化する災害への対応

首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模地震や豪雨による大規模水害の発生を始め、テロ災害や国民保護法制の対応等、大規模かつ複雑多様化する災害に対応するための消防体制の充実強化を図ります。

基本理念② 増加傾向にある救急需要への対応

今後の人口減少においても、進行する超高齢化を見据え、将来の救急需要に適切に対応するための救急体制の充実強化を図ります。

基本理念③ 更なる地域防災力の向上

消防団機能の充実を始め、関係機関や地域の自主防災組織等との相互連携を深め、更なる地域防災力の向上を図ります。

14 の取り組みの中で、消防施設のマネジメントに関係することとして、「①消防署所の整備・配置」が挙げられている。その内容は次のとおりである。

《取組 1 消防署所の整備・配置》

(課題等)

○消防活動を実施するには、消防用自動車等とそれを運用するための消防職員を常時配置するための消防署所が必要であり、消防署所は消防力の根幹をなす最も重要な施設の一つです。

○老朽化した消防署所を再整備するとともに、災害の発生分布、消防部隊の現場到着時間、将来の人口推計、救急需要増加、都市基盤の整備状況等を勘案し、必要な消防部隊を配置することができる消防署所の移転整備等が必要です。

(取組内容)

旧計画の未着手事業について、財政や都市基盤の整備状況などを勘案し、諸課題が整理されたものから、順次整備を進めていきます。また、必要に応じて既存施設を改修するとともに、北消防署の移転整備等や消防指令センターの在り方について検討します。なお、整備に当たっては、「相模原市公共施設マネジメント推進プラン」との整合を図りながら検討を進めていきます。

【今後整備が必要な市街地の消防署所】

- 東林分署の再整備
- (仮称)麻溝台・相武台分署の新設(統合)
- (仮称)当麻又は麻溝分署の新設

救急隊の到着時間や救急需要、さらには、「圏央道相模原愛川インターチェンジ」周辺の「当麻地区土地区画整理事業」の整備状況を勘案し、新たな分署を配置します。

●(仮称)中野又は串川分署の新設(救急隊派出所を再整備)

津久井地域における市街地(人口集中地区)である中野地域周辺と串川地域の消防力を強化するため、現在の救急隊派出所から消防隊を増強した分署として、新たに整備します。

【今後整備が必要な市街地以外の消防署所】

- 津久井消防署の再整備
- 鳥屋分署の再整備

監査実施期間である 2024 年(令和 6 年)11 月時点では、上記の 6 つの具体的取組内容

のうち、「東林分署の再整備」、「(仮称)麻溝台・相武台分署の新設(統合)」、「津久井消防署の再整備」、「鳥屋分署の再整備」については、既に着手され、あるいは着手に向けて検討を開始している状況である。

他方、「(仮称)当麻又は麻溝分署の新設」及び「(仮称)中野又は串川分署の新設(救急隊派出所を再整備)」については、未だ具体的な検討を行っていない状況である。これは、この 2 施設について、都市基盤の整備に応じた土地の確保や施設の仕様、他施設との調整等を検討する必要があることから新設の方針等が決定できないでいるためである。2027 年度(令和 9 年度)には改めて消防整備計画を見直すこととなるため、それまでには次期計画に具体化の形を示せるように準備を進められたい。

【意見25】 照明にかかる光熱水費削減と長寿命化について

今般の監査における消防施設に対する視察は、相模原消防署及び麻溝台分署について実施した。

両施設は設置から 50 年を超えているが、耐震化も行われており、建物そのものの極端な劣化が感じられるような状況ではなかった。

一方、種々の設備、特に照明関係については、故障しているがそのまま放置しているものなどが複数見受けられた。この点、照明関係の設備は、一つが稼働していなくてもその他の稼働しているもので補うことが可能であり、修理の緊急性が低いということ、加えて、2024 年度(令和 6 年度)以降順次蛍光灯から LED に移行することを検討していることによりそのような対応をしていると考えられる。

消防施設は 24 時間稼働している施設であり、公共施設の中でも特に電気にかかるコストが大きいと考えられる施設である。照明設備の LED 化については、早期に行い、また同時に破損個所の更新も行う必要がある。

第 15 インフラ施設の公共施設マネジメント(各論)

1. 都市公園等

(1) 施設の概要

① 目的・機能の概要

都市公園・緑地とは、都市計画法第 11 条に掲げる都市施設であり、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するため、都市計画決定をしている施設緑地であり、以下の種類が存在する。

図表15-1 施設の種類

種類	種別	内容	標準面積 (1箇所当たり)	誘致距離 (参考)
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とした公園。	0.25 ha	250 m
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とした公園。	2 ha	500 m
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とした公園。	4 ha	1,000 m
都市基幹公園	総合公園	全市民が休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とした公園。	都市の規模に応じ 10~50ha	—
	運動公園	全市民が主として運動の用に供することを目的とした公園。	都市の規模に応じ 15~75ha	—
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とした公園。	地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに 50ha 以上。	—

種類	種別	内容	標準面積 (1箇所当たり)	誘致距離 (参考)
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、歴史公園等の特殊な公園で、その目的に則し配置する公園。	—	—
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地。	0.1ha 以上	—
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路を主体とする緑地。	幅員 10～20m	—
墓園		自然的環境を有する静寂な土地に配置する、主として墓地の設置の用に供することを目的とする公共空地。	—	—

(出所)「都市計画公園・緑地見直しの方針」(相模原市、平成 30 年 5 月)

② 対象施設

ア. 公園

図表15-2 対象施設の概要(公園)

区名	種類	公園
緑区	街区公園	135 カ所 総告示面積 12.08ha
	近隣公園	橋本公園 1.14ha
		原宿公園 1.91ha
		内出公園 0.81ha
総合公園	相模原北公園 10.5ha	

第 15 インフラ施設の公共施設マネジメント(各論)

区名	種類	公園
		津久井又野公園 4.42ha 相模湖林間公園 9.72ha
	風致公園	相模川自然の村公園 4.72ha
中央区	街区公園	210 カ所 総告示面積 19.24ha
	運動公園	相模原スポーツ・レクリエーションパーク 10ha 横山公園 13.5ha 淵野辺公園 15.7ha
	近隣公園	小山公園 3.01ha 緑が丘 2 丁目公園 0.91ha しおだテクノパイル公園 0.9ha
	地区公園	鹿沼公園 4.9ha
	歴史公園	史跡田名向原遺跡公園 0.83ha
	風致公園	道保川公園 7.71ha
	南区	街区公園
近隣公園		相模大野中央公園 2.7ha 当麻山公園 0.97ha 下溝古山公園 2.23ha 相模台公園 1.38ha 林間公園 0.76ha 深堀中央公園 1.99ha
広場公園		古淵西公園 0.25ha
地区公園		古淵鵜野森公園 4.82ha
総合公園		相模原麻溝公園 26.1ha
墓園		峰山霊園 12.3ha
歴史公園		勝坂歴史公園 6.47 ha 史跡勝坂遺跡公園 1.99ha

(出所)相模原市の資料より作成。

イ. 緑道

図表15-3 対象施設の概要(緑道)

名称	住所	告示面積(ha)
千代田緑道	千代田 5 丁目～光が丘 2 丁目 千代田 4 丁目 ～並木 2 丁目	1.15
みどりのみち	緑が丘 1 丁目から 2 丁目	0.95
さがみの仲よし小道	大野台 3 丁目～相模台 3 丁目(麻溝台、新磯野 地区の一部未供用)	2.68
相模緑道緑地	松が丘 1 丁目～上鶴間本町 1 丁目、上鶴間 8 丁目地内	6.46
八瀬川緑道	田名塩田 2～4 丁目	0.98
城山水源のこみち	城山 1 丁目地内	0.77
合計		12.99

(出所)相模原市の資料より作成。

ウ. 緑地

図表15-4 対象施設の概要(緑地)

名称	告示面積(ha)
相模原中央緑地	6.58
二本松ふれあいの森	0.16
横山丘陵緑地	3.65
上鶴間 8 丁目緑地	1.08
東林間 1 丁目ふれあいの森	0.12
上鶴間 1 丁目緑地	0.17
上鶴間 4 丁目緑地	0.08
上中丸緑地	0.33
大野台 7 丁目緑地	0.48
古淵 4 丁目緑地	0.55
下溝 2 号緑地	0.52
鶴野森 1 丁目緑地	0.47
麻溝台緑地	0.06
下九沢緑地	0.10
田名塩田 1 号緑地	0.05
田名塩田 2 号緑地	2.00
田名塩田 3 号緑地	0.30

水源緑地	0.08
若葉台北面緑地	0.07
地区計画地区施設緑地	7.24
南側市街化区域内緑地	0.20
道保川緑地	0.33
合計	24.62

(出所)相模原市の資料より作成。

③ 指定管理者の状況

2024 年度(令和 6 年度)で、指定管理の範囲の変更はあるが、監査対象年度における指定管理者の状況は以下のとおりである。

図表15-5 指定管理の範囲と状況

対象公園	指定管理者	期間	新指定管理者	評価 (令和 5 年度)
相模原北公園 (一部を除く)	公益財団法人相模 原市まち・みどり公 社	H31 ~ R5	ギオン・サカタのタ ネグリーンサービ ス・スポーツクラブ 相模原グループ	中間評価 A
道保川公園			横山公園グループ パートナーズ	
相模原麻溝公園 (一部を除く)			麻溝公園グループ パートナーズ	
相模大野中央公 園				
相模原麻溝公園 ふれあい動物広 場	公益財団法人ハー モニセンター	H31 ~ R5	公益財団法人ハー モニセンター	中間評価 A
横山公園(一部を 除く)	横山公園グループ 運営共同企業体	H31 ~ R5	横山公園グループ パートナーズ	中間評価 B
鹿沼公園			相模原市まち・み どり公社、ミズノ、東 海体育指導運営共 同事業体	
小山公園			ギオン・サカタのタ ネグリーンサービ	

第 15 インフラ施設の公共施設マネジメント(各論)

対象公園	指定管理者	期間	新指定管理者	評価 (令和 5 年度)
			ス・スポーツクラブ 相模原グループ	
淵野辺公園(一部を除く)	淵野辺公園グループ運営共同企業体	H31 ~ R5	相模原市まち・みどり公社、ミズノ、東海体育指導運営共同企業体	中間評価 C
銀河アリーナ			銀河アリーナ運営共同企業体	
サーティーフォー相模原球場			相模原市まち・みどり公社、ミズノ、東海体育指導運営共同企業体	
相模台公園			麻溝公園グループパートナーズ	
古淵鵜野森公園			相模原市まち・みどり公社、ミズノ、東海体育指導運営共同企業体	
大野台テニスコート				
ギオンフィールド	相模原市スポーツ協会グループ	R4~R8	継続	S
ギオンスタジアム				
麻溝スポーツ広場				
ギオンスポーツスクエア				
相模原麻溝公園グラウンド	相模原市スポーツ協会グループ		麻溝公園グループパートナーズ	不明
相模原北公園スポーツ広場	総合体育館グループ運営共同企業体	H31 ~ R5	総合体育館グループ運営共同企業体	不明
津久井又野公園	津久井グループ運営共同企業体	R4~R8	津久井グループ運営共同企業体	B
相模湖林間公園				
峰山霊園	日比谷アメニス・葬務事業振興会共同企業体	H31 ~ R5	日比谷アメニス・葬務事業振興会共同企業体	中間評価 A
柴胡が原霊園				

(出所)相模原市のホームページより抽出。

(2) 管轄の状況

- ・環境経済局公園課
- ・市民局スポーツ施設課
- ・環境経済局津久井地域環境課

(3) 維持管理コスト

各施設の維持管理コストは把握されていないが、光熱水費や指定管理料を除く部分の維持管理コストは、2023 年度(令和 5 年度)の決算額からは、467,440,189 円であるとされている。

これまでも示しているように「相模原市公共施設等総合管理計画(令和 6 年 3 月改定)」で言及しているデータは最新のものではなく、都市公園の項においても 2015 年度(令和 27 年度)のものを採用していた、そこで、これと 2023 年度(令和 5 年度)の決算額を比較すると公園費の総額や内訳は以下ようになる。なお、個別の都市公園毎のコスト自体は計算をしていないとのことである。

図表15-6 施設の維持管理コスト

経費の種類	2015 年度(平成 27 年度)	2023 年度(令和 5 年度)
指定管理料	4.3 億円	4.3 億円
維持管理費	3.9 億円	6.5 億円
整備費	14.9 億円	9.3 億円
人件費	1.8 億円	1.9 億円
合計	2,518 百万円	2,196 百万円

(出所)「相模原市公共施設等総合管理計画(令和 6 年 3 月改訂)」及び 2023 年度(令和 5 年度)決算書より転記。

(注)なお、2023 年度(令和 5 年度)決算においては、明許繰越額が、80 百万円、事故繰越額が 3 百万円生じている。事故繰越の原因は住民との合意形成の遅れ等あったとのことである。

2017 年(平成 29 年)3 月に策定された「相模原市公園施設長寿命化計画」によれば、「本市の都市公園は、設置から 30 年以上経過したものが、現時点で約 3 割を占め、10 年後には約 7 割に達する見込み」とされていることから、現在の状況では約 6 割が 30 年以上経過していることが想定されている。

この結果当該計画では 2016 年(平成 28 年)～2025 年(平成 37 年)の 10 年間での長寿命化による延命においても、それを行わない場合と比較して年間でわずか 160 万円(計画期間の 10 年間で約 1,600 万円)の削減が図られるとして以下の計画を示していた。

図表15-7 施設の長寿命化計画

管理方法	緊急度	撤去更新又は補修する施設総数	金額 (百万円)	期間
予防保全型管理施設	高	80	196	H30 まで
	中	650	604	H29～H35
	低	820	189	H31 以降
事後保全型管理施設	高	200	81	H29 まで
	中	1,250	644	H29 以降
維持保全及び健全度調査費			329	
		3,000	2,043	

(出所)「相模原市公園施設長寿命化計画(2017年(平成28年)～2026年(平成37年)の10年間)

長寿命化計画通りに毎年定額を維持管理費用として支出すると仮定した場合、2023年度(令和5年度)の維持管理支出は2.2億円となるとところ決算額では6.5億円となっており、必ずしも計画通りにっていないことを示している。

また、総務省の「令和6年度単位費用算定基礎標準団体行政経費積算内容」によれば、公園費は人口100,000人の単価が538円であることを考えると、相模原市の公園費は年間28億円となり、2023年度(令和5年度)の決算より少ないことになる。財源としては効率的ではあるが、公園の整備が十分かという点では疑問が残る。

(4)稼働状況

各公園について利用者の状況を把握しているわけではないが、指定管理者制度を導入している比較的大規模の公園については目標とする利用者数が設定されているものもある。これによると、概ねコロナ禍の後遺症か、コロナ禍前の水準に戻っていないようである。他の地方公共団体の事例では、有名な公園は利用者を回復している例が多いことを考えると稼働率の戻りが遅いと思われる。

(5)長期未着手都市公園の状況

都市計画決定はしたものの、様々な理由で長期未着手の都市公園が多く存在している。これに対し、2018年(平成30年)5月「都市計画公園・緑地見直しの方針」が公表されている。当時の状況によれば、2019年度(平成31年度)の緑地確保目標量は、22,181haであり、人口1人当たり6.3㎡/人(平成25年では4.1㎡/人)となっていた。

その一方で、いくつかの都市公園の計画を見直して、一部廃止等をするものと、計画を存続するものを分類していた。当時の存続対象とした都市公園等でその主なものは以下の通りであった。

図表 15-8 計画存続とされた主な都市公園等

種別	公園名	都市計画決定 (ha)	供用済 (ha)	長期未着手 (ha)
総合公園	相模原麻溝公園	45.3	26.1	19.2
総合公園	城山中央公園	10.1	0.0	10.1
緑地	道保川緑地	33.0	0.3	27.7
緑地	横山丘陵緑地	13.7	3.7	10.0
特殊公園	勝坂遺跡公園	5.6	2.0	3.6
特殊公園	道保川公園	8.8	7.7	1.1

(出所)「都市計画公園・緑地見直しの方針」(平成 30 年 5 月)を基に最新の状態に変更。

(6) 結果・意見

【結果15】 都市計画の見直しと人口1人当たり都市公園量

① はじめに

コロナ禍前の報告書であるため、現在では多少の修正を余儀なくされる部分はあるかと思うが、2016年(平成28年)5月に国土交通省は、「新たなステージに向けた 緑とオープンスペース政策の展開について (新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終とりまとめ)」が示されている。

ここで、引用された 1933 年(昭和 8 年)東京都市計画報告の言葉として、「公園は都市の窓であり、市民の肺である。そして又都市の品位美観を保持するのみでなく、繁劇なる市民の保健休養の源泉として欽(かく)べからざるオアシスでもある」と示されている。「緑が水を守り、水が緑を守る」という意味を込め、「水と豊かな自然に恵まれ、市民の心が潤いに満ちた活気あふれるまち」として 2010 年度(平成 22 年度)以降用いている『潤水都市 さがみはら』を示す言葉として、戦前の認識であるが、コロナ禍を経た現在でも十分通用する意識であろう。

さらに当該文書によれば、諸外国では、都市の課題解決や、より住みやすく魅力的な都市に向けた計画の中で、緑とオープンスペースが重要な役割を担う動きが各所で進んでいる。例えば、アメリカのヤングスタウン市や、ドイツのライプツィヒ市では、人口減少に伴う空地・空家の発生等の課題に対応し、より魅力ある都市へと再構築する計画の中で、空地等の緑地化、ネットワーク形成による緑豊かな都市への転換を計画している。また、アメリカのニューヨーク市では、都市の中心部に位置する大規模な都市公園の再整備による魅力の向上のみならず、市民の健康増進のため、全てのニューヨーク市民が住宅から 10 分以内に公園に行けるよう

にすることを目標として掲げ、身近な都市公園の整備を計画的に推進し始めた。フランスのパリ市では、パリ北西部の鉄道と直結した物流拠点だったエリアを、大規模な公園を中心に、公共施設用地、ミクストユース(居住・業務)等に再開発し、自然豊かな空間を創出する事業を計画している。このように、海外では都市全体の計画の中での緑とオープンスペースの価値が高まっている。

② 問題の所在

上記に示した国土交通省の文書の間とりまとめによれば、1971年(昭和46年)の都市公園等緊急整備措置法以降、都市公園等整備面積は着実に増加し、2013年度(平成25年度)末現在(今から10年前ではあるが)、全国で10万箇所(約12万ha)が供用されているとされ、2012年度(平成24年度)末に一人当たり都市公園等面積約10㎡/人を達成するなど一定のストックが蓄積されているという。その一方で、人口が集中している市街化区域、DID区域(人口集中地区:市区町村の区域内で人口密度が4,000人/k㎡以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区をいう。)区域の一人当たり都市公園等面積は依然として低い水準であるとして以下の表を示している。

図表 15-9 都市規模別都市公園等整備水準(H25年度末)

人口規模	1人当たり都市公園等面積(㎡/人)		
	都市計画区域	市街化区域	DID区域
100万人以上	6.0	5.3	4.9
50万人以上	8.4	6.4	5.3
30万人以上	9.6	6.5	5.7
20万人以上	9.7	6.9	5.8
10万人以上	10.3	7.1	5.9
10万人未満	14.4	9.9	7.4
合計	10.0	6.9	5.7

(出所)国土交通省都市局公園緑地・景観課「都市公園データベース」

上記データに対し、相模原市の最新のデータ2024年(令和6年)3月のデータを当てはめてみると、都市公園等3,609,100㎡に対し、人口723,435人として、5.0㎡/人という非常に小さい数値となっている。もちろん、他の県立の都市公園等の寄与を考慮するとこれをそのまま鵜呑みにして絶対量が足りないということはできないことは了解できるが、不足していることは事実であろう。

一方、先に述べたように様々な理由はあるが、長期未着手都市公園が多く存在する。

さらに、これも先に述べたようになかなか長寿命化の効果が得られない都市公園において、老朽化に対する財源の絶対額が不足している。

つまり、あちらを立てればこちらが立たずというトレードオフの関係となっている。

③ 対応

都市公園の現地を視察する限り、遊具の点検、落下する危険のある樹木の伐採等一定の管理は進んでいる。しかし、壊れたままの時計や、日光を妨げたままに放置されている通路近くの樹木などまだまだ課題が多い。樹木点検を見る限り、比較的適正に行われているように思われるが、樹木医の診断を要する部分も必要かもしれない。さらに、後述する意見等も課題であろう。作業のための人件費の削減のため、シルバー人材センター等を活用しているとされるが、昼頃事務所を訪れても誰もいないように見え、中に入ると昼寝をしていた等細かい質の面で課題は多い。その点は、指定管理者へのモニタリングの甘さにもみられる。目先の利用者数、イベント数だけでなく、新たな試みを引き出すようなモニタリングが必要なのではないかと考える。さらに、一定の範囲は、都市公園の中でもサンクチュアリとして残しておき、全体の管理コストを削減しつつ、将来の世代に伝える方法も考えられるであろう。それにより、生物多様性についても貢献するはずである。

長期未着手都市公園の状況についても、一部都市化が進んでいる部分、急斜面の存在、隣接する農地との調整等課題がある反面、街区公園の適正配置等を進めると可能な絶対量が不足するように思われる。

標準的水準からは、公園費の予算が過少の中で、今後質の更なる向上が見込まれる。

【結果16】 パークマネジメントプランの精緻化について

2017年(平成29年)3月公表された「相模原市パークマネジメントプラン～みんなで創り育てるさがみはらの公園～」は、基本方針を明確にしており、それ自体問題のあるものではない。

しかし、相模原市が代表的都市公園として日本、しいては海外に向けて発信したいと考えるような個別の都市公園(その多くは、指定管理者が管理している)については、個別に取り上げて個別の都市公園の在り方を明確にしつつ、パークマネジメントプランを構築すべきではないであろうか。個々の都市公園の特徴を活かし、明確化し、それを民間活力で精緻化するためにも、都市公園個別の方針としてのパークマネジメントプランの構築が必要であろう。

【意見26】 パークPFIの実施について

相模原市は2017年度(平成29年度)「淵野辺駅南口における官民連携事業導入調査」を実施し、さらに2024年(令和6年)3月「相模原市PFIガイドライン」を策定しており一定の努力がなされている。

しかし、その実現という未だに実施計画すら策定されていない。当初の実験から5年を経

過するのであるから、早期に、相模原市特有の『潤水都市 さがみはら』を象徴できるパーク PFI の実施が望まれる。相模原市の大規模公園を視察すると、平日でありながら小さなテントを持ち寄って緑の広場をくつろぐ若い家族や、散歩する老夫婦の姿をよく見かける。コロナ禍が一段落している今、それらの市民に更なる「サード・プレイス」となりうる場を提供できるよう早急な計画が望まれる。パーク PFI には、指定管理者を含めた通常のコンソーシアムで対応する場合はよいが、特別目的会社(SPC)を作って行う場合には、PFI の十分な知識が求められる。

具体的な計画の早期実現が望まれる。

【意見27】 樹木の更新対策とナラ枯れ対応について

「相模原市水とみどりの審議会 2024 年(令和 6 年)3 月 15 日」における「みどりの実態調査の報告について」においては、

- ・ 民間の開発が進んでいても、緑地面積は定義にしたがって緑地の面積を捉えているものである。緑地面積は基本的には大きく減らない。
- ・ ナラ枯れの被害で伐採されたものが増えると、本数は減ったかもしれないが、全体として緑地として保全されているので、緑被率は減らない。ナラ枯れで、大きい木が枯れることは仕方ないので、昔のように15年程度で伐採し、薪などに活用していくことが必要である。

といった意見等が出されている。しかし、ナラ枯れは老木を中心に伝染し、根本的治療法が確立されていないことから、被害にあったものを隔離等をしないと大きな影響が発生する可能性がある。

また、サクラを事例で考えると、日本で最も有名なソメイヨシノは原生種でないため、病気に弱く、日本中でも寿命を迎えているものが多く、ヤマザクラなどに順次置き換えたり、若木を小まめに入れ替えたりしているのが現状である。有名な大阪の造幣局の桜についても、常に更新のために、若木を育成する努力がなされている。

2019 年(平成 31 年)3 月に策定された「相模原市公園樹木等維持管理計画」によると「本市の都市公園は、設置から 30 年以上経過している公園が全体の 37%にのぼり、また公園面積が 500 平方メートル未満となる小規模公園は 55%と半数以上を占めている状況となっている。このようなことから、公園樹木についても、巨木化や老木化が進み、樹木の持つ機能や役割が発揮されず、逆に、越境や見通し悪化といった阻害要因となっている状況が多く発生している。こうしたことから、樹木の持つ機能や役割を最大限発揮し、安全・安心を確保していくことを目的に、当該計画を策定したとされているが、上記のような観点についてまではまだ言及されていない。今後、樹木の順次更新とナラ枯れ対策について、確実に実施することが望まれる。

【意見28】 維持管理契約等の広域化について

維持管理契約については、指定管理者を中心に効率的維持管理が実施されていると想定されるが、指定管理の範囲だけでなく、それを超えて類似した契約は広域的に契約し、それを費用按分するほうが、規模の経済性が働き単価としては安上がりとなる場合もある。また、同一都市公園を機能別に指定管理者の範囲を分割している場合でも、類似した契約を同一契約とすることで同様に単価としては安上がりとなる場合もある。

このような可能性についても検討されたい。

2 簡易水道事業

(1) 簡易水道事業の歴史

① 相模原市の水道の概要

相模原市には、現在、神奈川県営水道、相模原市営簡易水道、地元組合が運営する小規模水道といった 3 種類の水道が存在している。

このうち相模原市営簡易水道については、津久井地区の青根簡易水道、藤野地区の葛原簡易水道と牧野中央簡易水道の 3 つの簡易水道(給水人口 101 人以上、5,000 人以下の水道事業)からなり、相模原市営簡易水道事業として管理及び運営している。

なお、「相模原市地域水道ビジョン」によれば、相模原市の水道は、市民の 99.4%が神奈川県営水道にて給水されている。

③ 給水区域一覧

図表 15-10 給水区域一覧

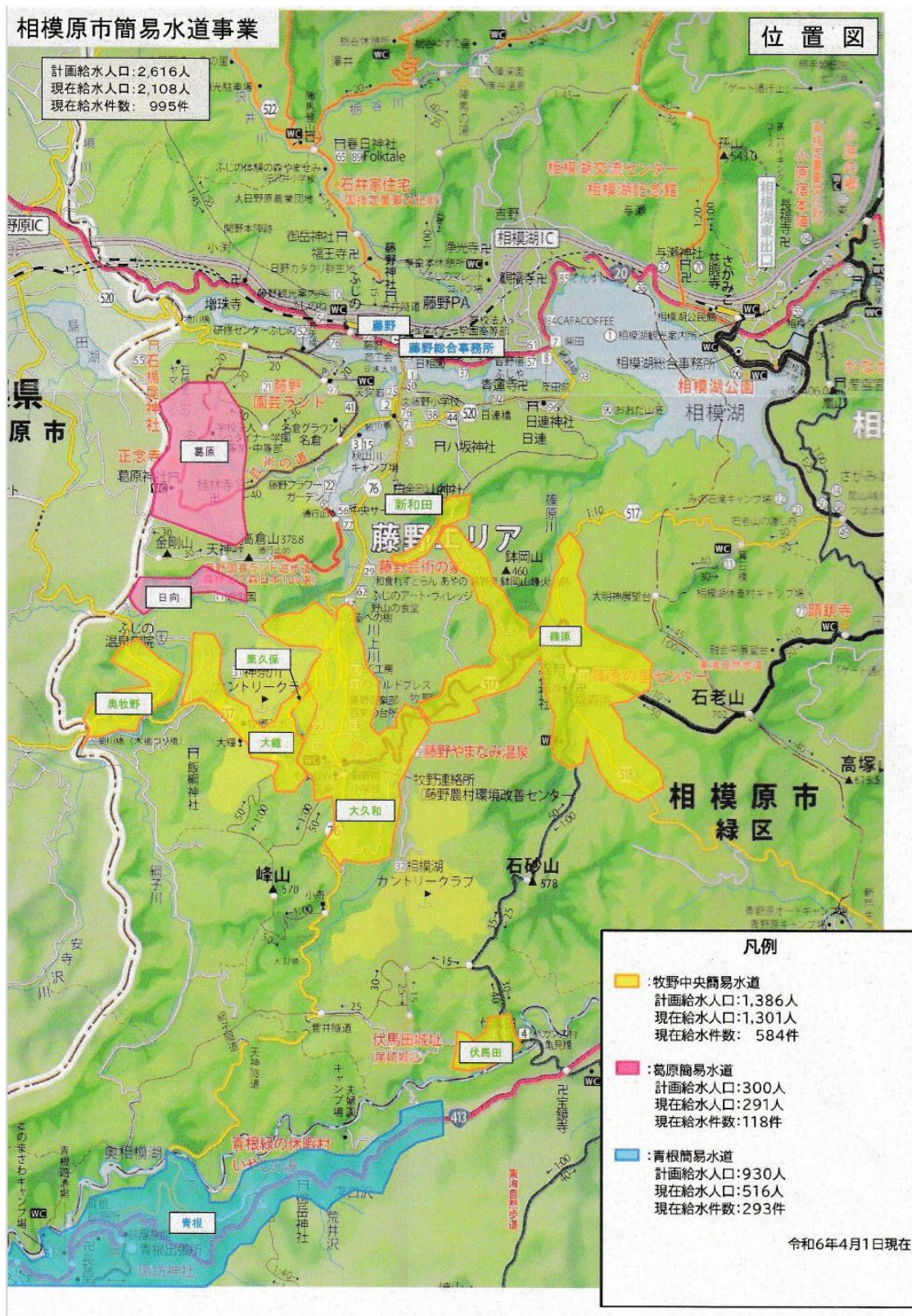
名称	給水区域	計画給水人口 (人)	1 日最大給水量 (立法メートル)
青根簡易水道	緑区青根	930	1,100
葛原簡易水道	緑区名倉葛原及び日向	300	110
牧野中央簡易水道	緑区牧野大久和、中尾、川上、堂地、新和田、篠原、馬本、吉原、大鐘、小津久、奥牧野、竹久保及び伏馬田	1,386	441

(出所)相模原市のホーム・ページより作成

「青根簡易水道の概要」、「藤野簡易水道の概要」に記載されている給水人口と、「令和 6 年 11 月報統計さがみはら」の「3 町丁字別人口と世帯数」に「青根」、「牧野」はあざ(字)が、「葛原」がないため所管課に確認したところ、下記の回答があった。

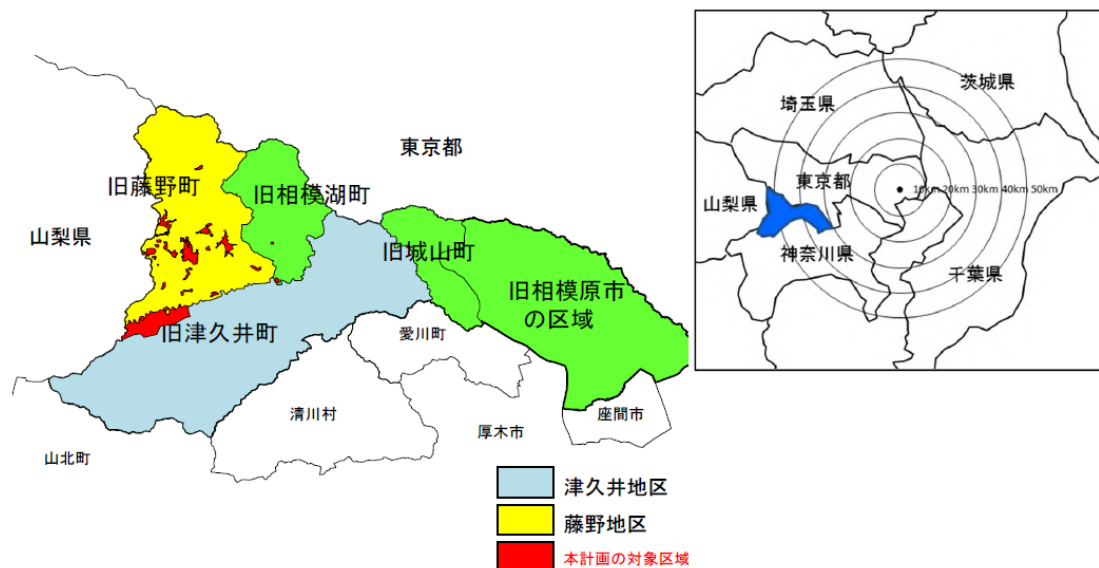
「青根」「牧野」は住所に使用される所謂大字であるが、「葛原」は小字であり「名倉」(大字)の住所に含まれる。相模原市の統計データは住所(大字)ごとで作成していることから、葛原地区における人口、世帯数の推移は掲載していないとのことである。

図表 15-11 相模原市簡易水道事業



(出所) 相模原市提供資料による。

図表 15-12 相模原市地域水道ビジョンの対象区域



(出所) 「相模原市地域水道ビジョン」平成 29 年 3 月改定(令和 4 年 3 月中間見直し)

③ 青根簡易水道の沿革

青根簡易水道は、青根地区で行われた宮ヶ瀬ダム道志導水路工事の影響により同地区で利用していた水源が枯渇することが懸念されたため、旧建設省が新たに整備した水道施設を旧津久井町が町営水道として、2003 年(平成 15 年)から供用を開始し、現在は、同施設を相模原市が引き継ぎ、簡易水道事業を運営している。

神之川支流(エビラ沢の伏流水)を水源としており、青根浄水場で膜ろ過処理及び消毒を施して、給水区域内へ供給している。

④ 葛原簡易水道の沿革

葛原簡易水道は、1970 年(昭和 45 年)に湧水を水源とした事業経営の認可を受け、旧藤野町の簡易水道等施設整備事業により水道施設を整備し、1971 年(昭和 46 年)から供用を開始し、現在は、配水池の設備改修及び地元小規模水道等の統合を経て相模原市が簡易水道事業を運営している。

取水施設としては、葛原水源は湧水、日向水源は深井戸であったが、葛原水源については、今後深井戸水に変更する予定である。

⑤ 牧野中央簡易水道の沿革

牧野中央簡易水道は、地元の水道組合で運営していた水道施設を旧藤野町で引き継ぎ、町営水道として 2003 年(平成 15 年)から供用を開始した。

現在は、牧野中央簡易水道周辺に点在していた組合営の簡易水道及び小規模水道との統合を実施し、より安定的な水道サービスの運営を図っている。

水源は11箇所であり、深井戸、伏流水、表流水及び湧水である。

(2) 簡易水道事業の現状

- ① 総務省が HP で公表している経営比較分析表(政令市)(2022 年度(令和 4 年度)決算) 相模原市の簡易水道事業(法適用)に関して下記の記載がみられる。

ア. 相模原市の経営の健全性・効率性欄の記載

本市の簡易水道事業は、飲料水の安定供給を目的として 1971 年度(昭和 46 年度)より供用を開始しました。

計画給水人口は約 2 千人で、小規模かつ中山間地に施設が点在しているため、効率化を図るには限界がある状況です。

料金は市域の大部分の区域の県営水道より安価な料金設定となっています。また、過去の整備事業の償還金や維持管理経費が多額であることから、類似団体平均と比較すると、給水原価、経常収支比率及び料金回収率は悪い結果となっています。

イ. 相模原市の老朽化欄の記載

2019 年度(令和元年度)までに実施してきた簡易水道統合整備事業に合わせて多くの管路を更新してきました。

統合整備に係る費用については、国庫補助金と起債を財源としたことから、企業債残高対給水収益比率が高い数値となっています。

なお、2003 年(平成 15 年)頃に布設した管路については、今後、計画的に大規模更新を行っていく必要があります。

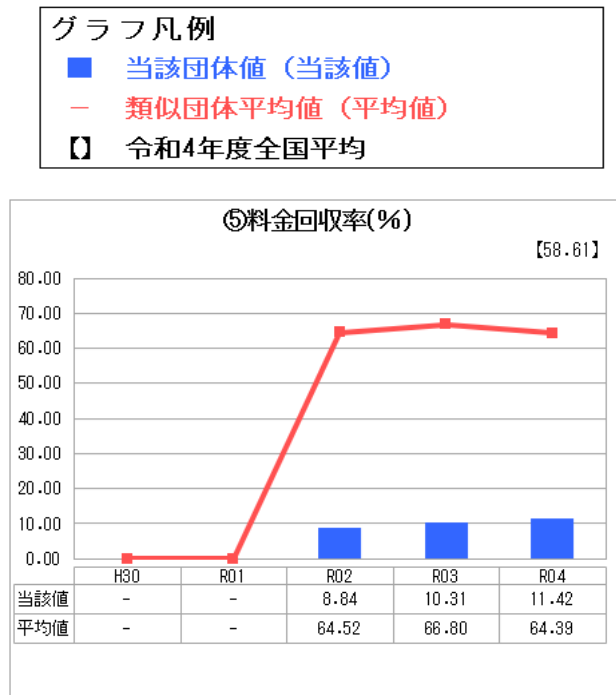
ウ. 相模原市の全体総括欄の記載

本市の簡易水道事業は小規模かつ中山間地に位置していることから維持管理に多額の費用を要し給水効率が非常に悪い状況です。また、過去の整備の企業債残高も多額であり、給水収益のみでは経営が困難であるため、多額の一般会計繰入金が必要としている状況です。

なお、本市では 2023 年(令和 5 年)3 月に中長期的な経営の基本計画である簡易水道事業経営戦略を策定し、経営の健全化に向けた取組を進めているところです。

今後も人口減少や施設の老朽化など、ますます事業経営が厳しい状況が見込まれる中、更なる経営の健全化を図るとともに、県内の他水道事業者との広域連携を進める必要があると考えております。

図表 15-13 料金回収率



(出所)神奈川県相模原市の経営比較分析表(政令市)(2022年度(令和4年度)決算)

② 相模原市簡易水道事業経営戦略

料金回収率に関して、下記の記載がみられる。

1.3 経営比較分析表を活用した現状分析

① 料金回収率【算出式】供給単価÷給水原価×100)

給水に係る費用が、どの程度料金収入で賄えているかを表した指標になります。給水原価が供給単価を下回っている場合、料金回収率が100%を下回り、給水に係る費用が料金収入以外の収入で賄われていることを示しています。本市については料金回収率が低く、事業に要する費用の財源の多くを一般会計からの補助金で賄っている状況です。

図表 15-14 料金回収率

- ・棒グラフ(当該値)は相模原市実績値
- ・折れ線グラフ(平均値)は類似団体(※)の平均値
- ・右上の【】は令和2年度全国平均

※ 類似団体・・・R1以前はD3(法非適用2,001~5,000人の簡易水道事業)
R2以降はC3(法適用2,001~5,000人の簡易水道事業)



(出所) 相模原市の資料による。

③ 簡易水道料金の改定

次のとおり段階的に料金を引き上げることになっている。

- 令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日(激変緩和期間 1)
- 令和 10 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日(激変緩和期間 2)
- 令和 12 年 4 月 1 日以降(神奈川県営水道の料金体系に統一)

所管課によると、上記の内容は具体的には、「料金回収率について、2025 年度(令和 7 年度)(1 段階目の改定)は 20.1%、2028 年度(令和 10 年度)(2 段階目の改定)は 20.0%、2030 年度(令和 12 年度)(3 段階目の改定)は 20.5%を見込んでいる。なお、2025 年度(令和 7 年度)以降、料金回収率がほぼ横ばいで推移している要因は、供給単価は上昇していくものの給水原価も上昇していくことが見込まれるためである。」とのことである。

また、今後の維持管理費用等については、相模原市簡易水道事業審議会において、「給水区域の大部分は、施設が中山間地に点在するため、給水原価が高額となることから、可能な限り効率的な経営を行ってもなお、財源不足が生じる経費については、公費負担によって担うことが妥当である。」との答申を受けており、支出の削減や料金改定による収入の確保を図りながら、不足する経費は、公費負担で賄う計画をしている。

(3) 担当部署の職員数及び業務範囲(2024 年(令和 6 年)3 月 31 日現在)

① 津久井土木事務所簡易水道班

職員数: 事務職 4 名(総括副主幹 1 名、主査 2 名、主事 1 名)

業務範囲: 予算編成・決算整理、経理事務、収納事務、審議会等

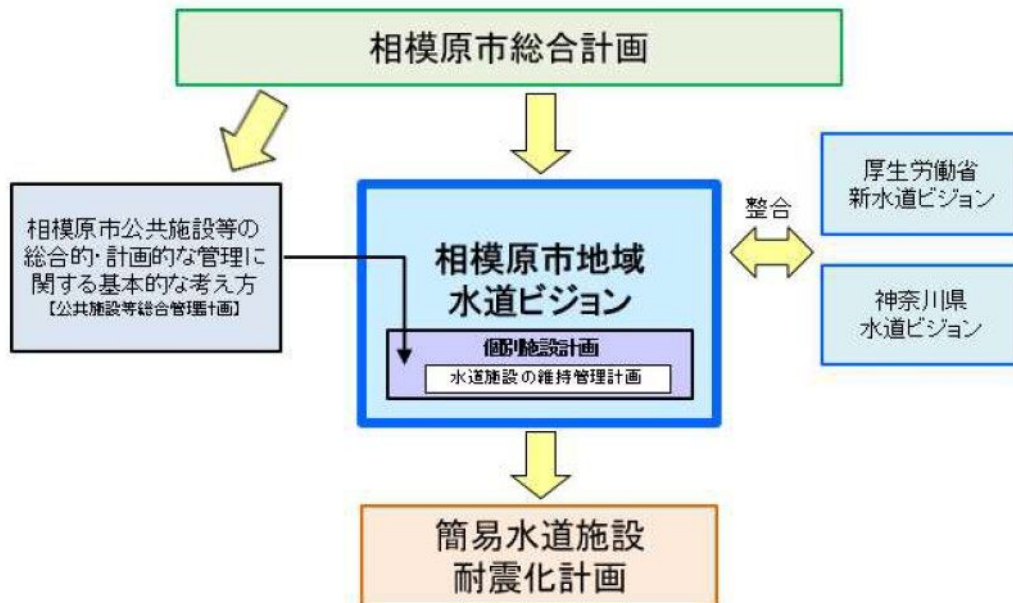
- ② 津久井土木事務所藤野班
職員数:土木職 3 名(副主幹 1 名、主任 1 名、技師 1 名)
業務範囲:水道施設の整備・維持管理
- ③ 下水道経営課財政経理班
職員数:事務職 1 名(主査 1 名)
業務範囲:経理・審査事務

(4) 公共施設管理に関する基準となる根拠

- ① 相模原市地域水道ビジョン(中間見直し版発行 2022 年(令和 4 年)3 月)
相模原市では、津久井・藤野地域の水道事業の方向性を示すため、2017 年(平成 29 年)3 月に「相模原市地域水道ビジョン」を改定し、「安全」、「持続」、「強靱」という目標を掲げ、その具体的方策として、「水安全計画」の策定、小規模水道との統合整備事業の実施及び公営企業会計への移行を進めるとともに、現在、施設耐震化計画の策定、アセットマネジメントの推進、広域化の段階的推進及び維持管理体制の強化などの取組内容を検討しているところである。
本計画は各方策の実施状況の把握及び評価を行い、2026 年度(令和 8 年度)を計画の改定年度としているが、2021 年度(令和 3 年度)時点において、改定から 5 年が経過し、当初計画の統合整備事業の完了等の背景を踏まえ、各種情報を更新するものである。
なお、将来コストの試算等の一部の情報に関しては、2021 年度(令和 3 年度)時点において、施設更新計画やアセットマネジメントの取組内容が未確定であることから、2016 年度(平成 28 年度)の改定時の試算結果をそのまま据え置いている。
- ② 相模原市簡易水道事業経営戦略(令和 5~14 年度)(初版発行 2023 年(令和 5 年)3 月)
相模原市簡易水道事業は 2020 年(令和 2 年)4 月に公営企業会計に移行したことで、事業の経営状況がより明確化された。そのような背景を踏まえ、将来にわたってサービスの提供を安定して継続するため、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定したものである。
なお、当事業の方向性を示す「地域水道ビジョン(平成 29 年 3 月改定(令和 4 年 3 月中間見直し))」において、中長期的な将来コストの試算を示しており、本計画は、当該コストに、2022 年度(令和 4 年度)末に策定を予定している「施設耐震化計画」の事業費を追加で計上するとともに、総務省による経営戦略策定の要請の趣旨を踏まえて整理したものである。
- ③ 相模原市簡易水道施設耐震化計画(初版発行令和 5 年 3 月)
「相模原市簡易水道施設耐震化計画」は、「安全で良質な水を将来にわたり安定して供給できる水道」を基本理念とする「相模原市地域水道ビジョン」において、目標としている

「【強靱】災害に強い水道」の実現方策として、その下位の個別計画として位置付けるものである。

図表 15-15 相模原市簡易水道施設耐震化計画の位置付け



(出所)「相模原市簡易水道施設耐震化計画」より作成。

(5) 2023 年度(令和 5 年度)の状況

① 「上下水道施設の耐震化状況の緊急点検結果」(2023 年度(令和 5 年度)末現在)

国土交通省が HP で公表している「上下水道施設の耐震化状況の緊急点検結果」(令和 5 年度末時点) の【緊急点検結果】に、相模原市の簡易水道事業に関する下記の記載がある。

図表 15-16 接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合

都道府県	給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設の箇所数(箇所)	対象全重要施設のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている箇所数(箇所)	接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合(%)
神奈川県相模原市	5	2	40

図表 15-17 取水施設の耐震化率

事業主体名等	施設能力(m ³ /日)	耐震化施設能力(m ³ /日)	耐震化率(%)
相模原市	1,874	1,315	70%

図表 15-18 導水管の耐震化率

事業主体名等	対象管路延長(km)	対象管路のうち、耐震適管延長(耐震管含む)(km)	対象管路のうち、耐震管延長(km)	耐震化率(耐震適合率)(%)	耐震管率(%)
相模原市	7.22	5.46	0.06	76%	1%

図表 15-19 浄水施設の耐震化率

事業主体名等	施設能力(m ³ /日)	耐震化施設能力(m ³ /日)	耐震化率(%)
相模原市	1,196	1,196	100%

図表 15-20 送水管の耐震化率

事業主体名等	対象管路延長(km)	対象管路のうち、耐震適管延長(耐震管含む)(km)	対象管路のうち、耐震管延長(km)	耐震化率(耐震適合率)(%)	耐震管率(%)
相模原市	8.23	7.97	2.10	97%	26%

図表 15-21 配水池の耐震化率

事業主体名等	有効容量(m ³)	耐震化有効容量(m ³)	耐震化率(%)
相模原市	2,092	1,789	86%

これらの耐震化の遅れ等に対し、「相模原市簡易水道施設耐震化計画」(2023年(令和5年3月策定)に基づき、今後2023年度(令和5年度)から10年間で約4.6億円を見込んで以下の計画により実施するとしている。

図表 15-22 耐震化計画に基づく事業実施計画

対象水道施設		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
水源・配水池等	1 栗久保配水池		設計委託	設計委託	設計委託						
	2 旧大久和配水池							設計委託	設計委託	設計委託	設計委託
	3 新和田送水池						設計委託	設計委託			
	4 篠原配水池			設計委託	設計委託	設計委託	設計委託				
	5 日向配水池		設計委託		設計委託						
	6 旧葛原配水池(廃止)									設計委託	設計委託
	7 可とう管(深井戸)			栗久保	日向	篠原	大鐘	新和田	金山		
管路	8 葛原導水管									設計委託	管路工事
	9 栗久保導水管		設計委託	管路工事							
	10 大久和(金山)導水管						設計委託	管路工事	管路工事		
	11 篠原導水管			設計委託	設計委託	管路工事					
	12 伏馬田導水管								設計委託	管路工事	管路工事

(出所)相模原市からのヒアリングによる。なお、上記予定表は、現時点での事業の進捗状況に応じた計画となっているため、耐震化計画に掲載されている事業実施予定とは異なっている。

② 簡易水道施設の遠方監視による管理(無人施設)

旧システムに変えて新遠方監視システムを導入している。藤野地区の水道施設に導入済みで、施設異常の通知の他に異常内容や水位、流量、稼働履歴等の情報を端末画面で確認することができる。青根浄水場については、一般競争入札による工事により 2023 年度(令和 5 年度)末に青根浄水場への導入が完了した。旧システムにおいては、電話音声により施設異常の連絡が入った時には、夜間でも浄水場に行って中央監視制御盤を確認する必要があったが、新システムにおいては、異常があった場合の中央監視制御盤の情報をスマートホンで確認できるように改善された。

なお、青根浄水場及び葛原配水池を現地視察した際、両施設とも自家発電装置が設置されておらず、電気事業者(東京電力)から供給される電力のみを利用しており、当該電力が何らかの事故で停止した場合には、簡易水道施設も停止することになる。過年度の災害時には停電により給水車が出動した事例もあったと伺っているが、災害の発生確率や費用対効果で判断すべき事案と考えられる。

③ PFAS(PFOS 及び PFOA)の検査について

PFAS は水道法等の関係法令による検査義務がないことから相模原市水質検査計画の対象外としているが、神奈川県からの要請を受けて水道水の検査を実施した。この件に関しては、株式会社静環検査センターが実施した「水質検査成績書」を入手し確認した。結果は、水道水の水質は目標値未満で問題なかった。

なお、相模原市が実施した「2023 年度(令和 5 年度)地下水有機フッ素化合物調査結果」では、「地下水 6 地点で指針値(暫定)(PFOS 及び PFOA の合計値として 50ng/L)の超過がありました。」と報告されている。

東京新聞(2023 年 7 月 3 日)によれば、「市は過去の地下水調査の結果から、今回数値の高かった地域の井戸所有者には昨年 12 月に検査などの必要な水質管理を求めたと説明。」とされている。

(6) 簡易水道の現状と課題の全体像

図表 15-23 現状と課題のまとめ

簡易水道		現状		課題等	
名称	地区	主な施設	経過年数 (令和4年3月31日現在)		
葛原	葛原	湧水取水井 RC造 V=10.8m ³	51年経過(S46年竣工)	<ul style="list-style-type: none"> ・雨天時に原水の濁度・色度が上昇する(表流水の混入が疑われる) ・塩素は定量注入のため、濁度上昇時などに、残留塩素濃度の適正な制御が困難である ・取水井・配水池の老朽化が著しい ・防犯対策(柵等)の不足 ・配水池内の残留塩素濃度のばらつきがある(水の滞留が疑われる) 	
		配水池 RC造 V=64m ³	〃		
		導水ポンプ×2	15年経過(H19年に修繕で交換)		
		配水池 SUS造 V=120m ³	10年経過(H24年に統合整備で新設)		
日向	日向	配水池 RC造 V=12.5m ³	30年経過(H4年竣工)	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯対策(柵等)の不足 ・落雷の被害を受けやすい 	
		深井戸ポンプ×1	1年経過(R3年に修繕で交換)		
牧野中央	大久和	深井戸ポンプ×1	28年経過(H6年に修繕で交換)	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化により交換が必要 ・老朽化により改修が必要 ・施設の問題は見受けられない 	
		配水池 RC造 V=110m ³	64年経過(S33年竣工)		
		配水池 SUS造 V=40m ³	7年経過(H27年に統合整備で新設)		
		深井戸ポンプ×1	6年経過(H28年に統合整備で新設)		
		水源貯水槽 SUS造 V=8m ³	〃		
		送水ポンプ×2	〃		
	篠原	篠原	深井戸ポンプ×1	2年経過(R2年に修繕で交換)	<ul style="list-style-type: none"> ・取水量の低下が著しい ・老朽化により配水池の改修が必要 ・施設の問題は見受けられない
			配水池 RC造 V=95m ³	31年経過(H3年竣工)	
			篠原浄水場	4年経過(H30年竣工)	
			篠原調整池 SUS造 V=40m ³	6年経過(H28年竣工)	
	奥牧野	奥牧野	深井戸ポンプ×1	11年経過(H23年に修繕で交換)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の問題は見受けられない
			深井戸ポンプ×1	6年経過(H28年に統合整備で新設)	
			配水池 SUS造 V=80m ³	7年経過(H27年に統合整備で新設)	
			深井戸ポンプ×1	23年経過(H11年に修繕で交換)	
配水池 RC造 V=25.3m ³			〃		
加圧ポンプユニット×2			7年経過(H27年に修繕で交換)		
伏馬田	伏馬田	深井戸ポンプ×1	34年経過(S63年竣工)	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化により交換が必要 ・老朽化により改修が必要 ・施設の問題は見受けられない 	
		配水池 RC造 V=8m ³	〃		
		浄水場(膜ろ過設備)1式	12年経過(H22年に統合整備で新設)		
		配水池 SUS造 V=54m ³	8年経過(H26年に統合整備で改修)		
新和田	新和田	深井戸ポンプ×1	14年経過(H20年に修繕で交換)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の問題は見受けられない 	
		受水槽 RC造	35年経過(S62年に竣工)		
		送水ポンプ×2	17年経過(H17年に修繕で交換)		
		配水池 SUS造 V=40m ³	6年経過(H28年に統合整備で新設)		
大鐘	大鐘	深井戸ポンプ×1	3年経過(R1年に修繕で交換)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の問題は見受けられない 	
		受水槽 SUS造 V=8m ³	3年経過(R1年に統合整備で新設)		
		配水池 SUS造 V=96m ³	2年経過(R2年に統合整備で新設)		
青根	青根	エビラ沢取水ポンプ場	19年経過(H15年竣工)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の問題は見受けられない 	
		中間取水ポンプ場	〃		
		青根浄水場	〃		
		荒井配水池RC造 V=320m ³	〃		
		橋津原配水池RC造 V=112m ³	〃		

(出所)相模原市地域水道ビジョン(令和4年3月中間見直し)より抜粋

(7) 結果・意見

【意見29】 簡易水道事業の今後の方向性について

① 問題の所在

青根簡易水道については、宮ヶ瀬ダム道志導水路建設に係る補償により、青根簡易水道基金が設立され、それを原資として定額制を維持してきた経緯がある。

地元の意向としては、相模原市が繰入金を負担して簡易水道を運営するのではなく、神奈川県の水源地域でもある青根を県営水道としてオール神奈川で運営すべきとの考えから、県営水道との統合を希望している。

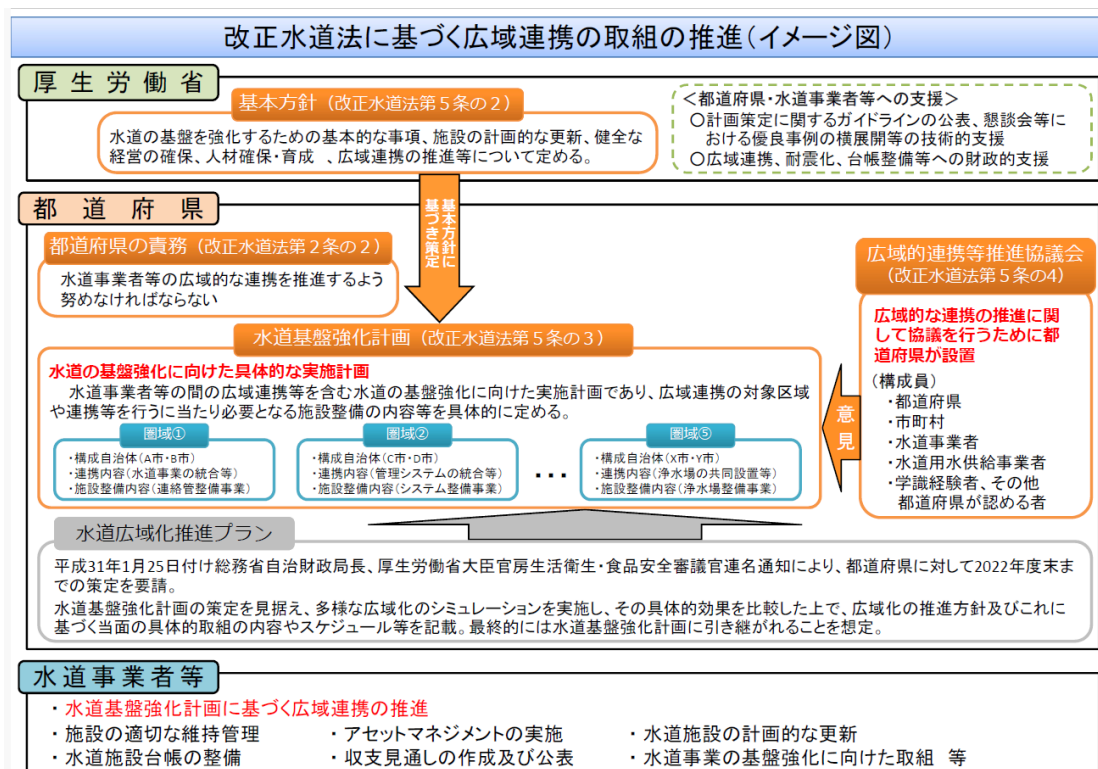
また、相模原市では地域水道ビジョンにおいて「安全で良質な水を将来にわたり安定して供給するため、市民の 99.4%に給水している神奈川県営水道と、市営簡易水道又は小規模水道との統合を視野に入れ、県と連携を図りながら広域化を推進していきます。」と掲げているほか、「令和7年度県の予算・制度に関する要望書」においても、「県営水道と市営簡易水道との統合の検討」を要望したが、神奈川県は水道法上、水道事業は基礎自治体の運営が原則であるという立場から、統合に関する協議等を行わない姿勢を示している。

② 改正水道法(現行)の考え方

「水道法の一部を改正する法律案」に対する衆議院及び参議院の附帯決議には、下記が記載されていた。

一 水道の基盤強化においては、水道の高い公共性に鑑み、水が国民共有の貴重な財産であることを再認識しつつ、水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できることが確保されることを理念として、国、地方公共団体及び水道事業者等の相互の連携を深めること。

図表 15-24 改正水道法に基づく広域連携の取組の推進(イメージ図)



(出所)国土交通省のHP「改正水道法に基づく広域連携の取組の推進(各主体ごとの取組内容のイメージ図)」

③ 対応

「神奈川県水道ビジョン」(令和6年度～令和17年度)には、「今後は、水道の基盤強化の一環として、平成30年12月に改正された水道法に基づき、水道事業の広域連携を推進することが求められることから、「水源」の状況等を含む地域の特性を的確に捉えた上で、広域連携に係る取組の実効性を高めるため、県東部・県中部・県西部の3つの圏域を設定し、取組を進めることとします。」と明記されており、県中部圏域を構成する水道事業者として相模原市も列挙されている。

「相模原市地域水道ビジョン」において、給水人口及び水需要の予測を示している。それによれば、給水人口は、今後、少子高齢化の進行により減少していく見込みとなっている。引き続きの神奈川県との連携協議等が望まれる。

【意見30】耐震化対応について

国土交通省がHPで公表している「上下水道施設の耐震化状況の緊急点検結果」(令和5年度末時点)の【緊急点検結果】において、相模原市の簡易水道事業については下記の項

目において耐震化率で課題が認められる。

- ・接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設
- ・上下水道システムの急所施設(水道)

ア. 取水施設

イ. 導水管

ウ. 送水管

エ. 配水池

所管課からは、「相模原市簡易水道施設耐震化計画」に基づき、計画的に耐震化を進めていると回答を得ているところである。引き続きの対応が望まれる。

【意見31】 更新費用等の推計について

更新費用等の推計に関しては、作成当時の厚生労働省「アセットマネジメント「簡易支援ツール」」を使用している。また、委託化にあたり上記のツールの他、実際の施設の状況や過去の実績等も考慮して作成している。

「簡易支援ツール」の手引きである「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き」(平成 23 年 12 月)に関しては、その後、「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き」活用にあたっての留意点(令和 6 年 3 月)が公表されている。

「相模原市地域水道ビジョン」(中間見直し版発行 令和 4 年 3 月)における将来コストの試算等の一部の情報に関しては、令和 3 年度時点において、施設更新計画やアセットマネジメントの取組内容が未確定であったため、「相模原市地域水道ビジョン」(平成 29 年 3 月)の平成 28 年度改定時における試算結果をそのまま据え置いている。

今後、更新費用等の推計について、再試算が必要と考えられる。

【意見32】 「固定資産台帳」及び「更新設備一覧」における資産情報の整理について

下記の「更新設備一覧」は 2017 年(平成 29 年)3 月の「相模原市地域水道ビジョン」改定時の資産情報を掲載しており、その後に取得または改良した資産は反映されていない。

○機械電気設備の更新計画(時間観察型)

・・・【実使用年数に基づく更新基準で更新した場合】

○相模原市土木施設(管路)の更新計画(観察型)

・・・【実使用年数に基づく更新基準で更新した場合】

○相模原市配水池の更新計画(予防保全型)

・・・【実使用年数に基づく更新基準で更新した場合】

2020 年度(令和 2 年度)の地方公営企業移行時に「固定資産一覧表」等の資産情報を整理したことから、双方の資産情報は一致していない。

「固定資産台帳」及び「更新設備一覧」における資産情報の整理が必要である。

【意見33】 浄水場の視察時における現地の管理状況について

葛原配水池を視察した際、施設の窓の1つの鍵が壊れていて、半開きの状態になっていた。また、窓際に小銭が複数枚置いてあった。改善が望まれる。

図表 15-25 葛原配水池



(出所)相模原市提供資料

3 下水道事業

(1) 下水道事業の歴史

① 相模原市の下水道事業の沿革

相模原市の下水道事業は、1967年(昭和42年)からJR相模原駅周辺を中心に、汚水と雨水を同一の下水管で排除する合流式として整備に着手し、その後、神奈川県が相模川流域下水道事業計画を策定したことから、同事業への参画に合わせて雨水と汚水を別々の下水管で排除する分流式へ変更した。

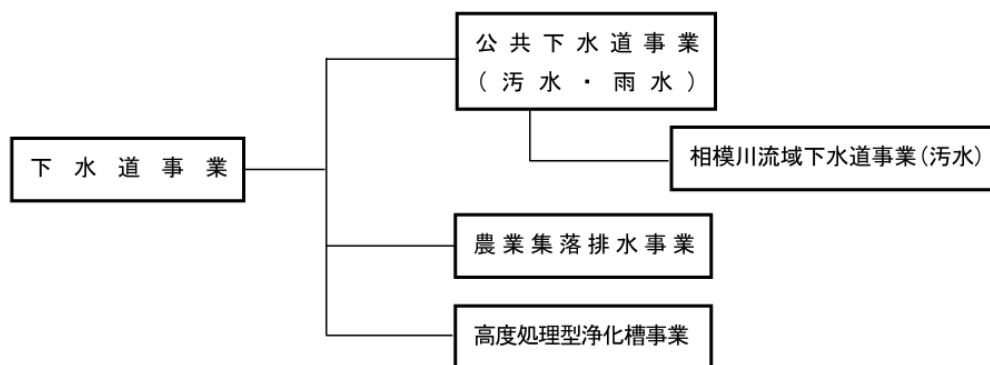
汚水については、2000年度(平成12年度)末には、市街化区域のほぼ全域の汚水管整備が完了し、2002年度(平成14年度)からは、市街化調整区域の汚水管整備を進めている。

2006年(平成18年)及び2007年(平成19年)の津久井湖・相模湖などの水源を抱える旧津久井4町との合併後は、旧4町の公共下水道整備区域を縮小し、新たに高度処理型浄化槽整備区域の指定を行い、両事業を並行して進めている。また、藤野地区の一部では、農業集落排水処理施設で汚水処理を行っている。

雨水については、市制施行以来の都市化に伴う排水路整備に始まり、昭和40年代から浸水対策として雨水管整備に着手し、昭和50年代からは当該整備を補完するため、雨水調整池の整備にも着手した。また、更なる都市化の進展に伴う流出量の増加や保水機能の低下に起因する浸水被害に対応するため、2004年度(平成16年)には「相模原市雨水対策基本計画」を策定し、2011年度(平成23年度)には緊急対策、中期対策及び長期対策の3段階の計画期間を設定した「改定・相模原市雨水対策基本計画」を策定し、緊急性の高い事業から対応を進めている。

2013年(平成25年)4月からは、下水道事業(公共下水道事業・農業集落排水事業・高度処理型浄化槽事業)の経営状況及び財政状況の明確化を図るため、地方公営企業法の一部適用により企業会計方式を導入し、経理を行うとともに、使用料体系の統一を図った。

図表 15-26 下水道事業の内訳



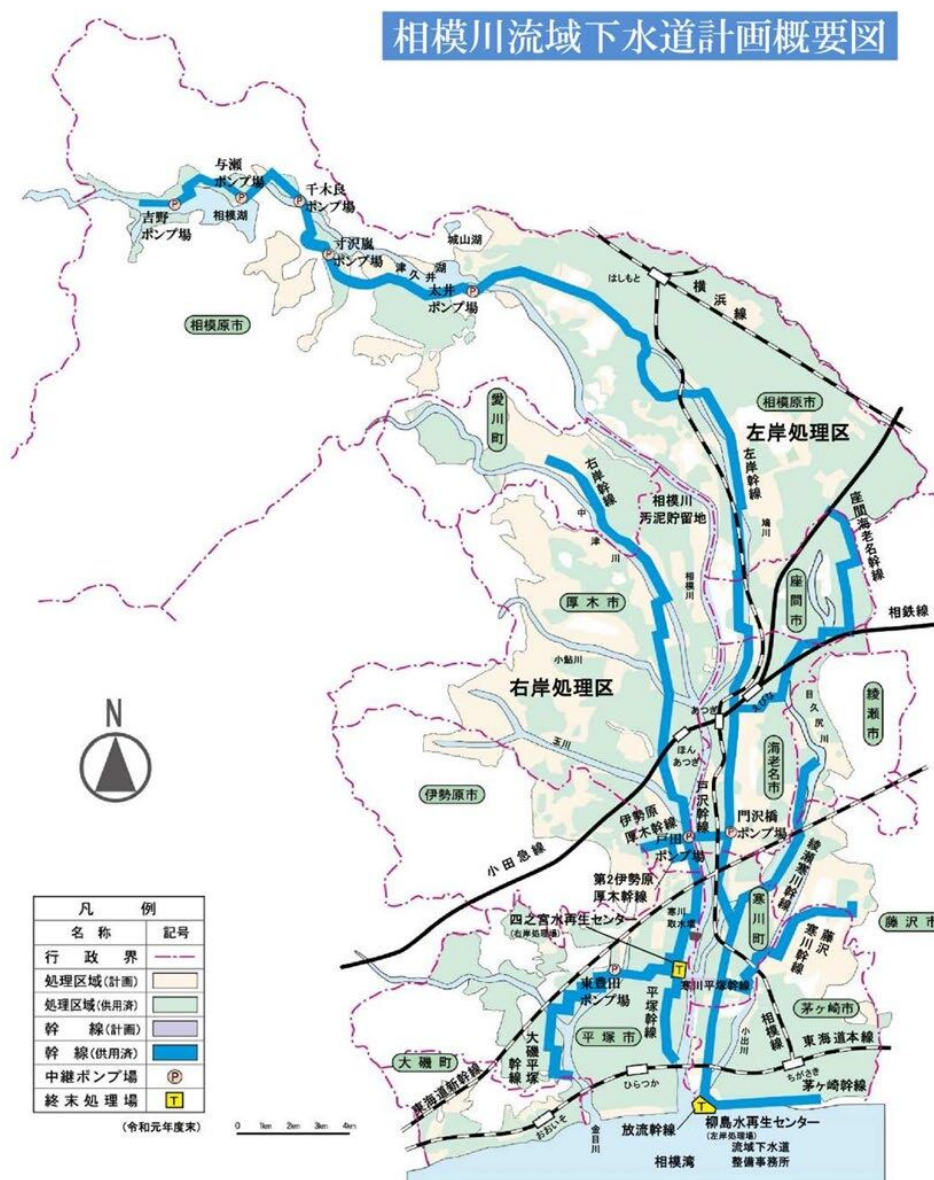
(出所)相模原市 HP より

② 相模川流域下水道

相模原市は相模川の水質・水資源確保を目的とし、神奈川県と相模川流域 12 市町で運営する「相模川流域下水道事業」に参加している。

相模川流域下水道事業により、市内の汚水は全て茅ヶ崎市の左岸処理場(柳島水再生センター)まで運ばれ、きれいな水に処理されて相模湾へ放流されている。

図表 15-27 相模川流域下水道概要図



(出所)相模原市 HP より

③ 生活排水処理(相模原市 HP より)

相模原市は、地域の状況に合わせ大きく分けて 3 つの下水道事業(市管理)と浄化槽(個人管理)により、生活排水を処理している。

ア. 公共下水道

相模原市では、1967 年度(昭和 42 年度)から公共下水道の整備に着手しており、市内で出された汚水のほとんどが神奈川県で管理している流域下水道を流れて、茅ヶ崎市にある「相模川左岸処理場」で処理されている。

イ. 農業集落排水施設

緑区藤野地区の一部の地域で整備した下水道施設である。

藤野地区には小さな集落が分散しており、公共下水道で整備するには時間的にも経済的にも非効率だったため、小規模な処理場を建設(大久和排水処理施設)し、そこで汚水を処理し、処理した水を河川に流している。

ウ. 市設置高度処理型浄化槽

2006 年度(平成 18 年度)及び 2007 年度(平成 19 年度)に合併した旧津久井 4 町(現緑区)を中心に整備を進めている下水道施設である。

当初の下水道計画では、津久井地域の全域を公共下水道で整備する予定であったが、県民の水がめである相模湖や津久井湖などの水質保全の緊急性を考慮し、下水道計画区域の見直しを行った。

その結果、アオコの発生原因となる窒素やリンを除去することができる高度処理型浄化槽を導入することとし、2009 年度(平成 21 年度)より「市で設置・管理する浄化槽事業」として整備を進めている。

エ. 個人設置浄化槽

下水道区域(認可済)・市設置浄化槽区域・農業集落排水区域を除く区域では、個人で合併処理浄化槽を設置する必要がある。浄化槽は微生物の働きによって汚物を分解し、汚水を浄化する排水処理施設である。

単独処理浄化槽はトイレからの排水のみを処理し、合併処理浄化槽は生活雑排水も含めた汚水を処理することができる。個人設置浄化槽は個人の所有物になるため、所有者による適正な維持管理が必要になる。

(2) 下水道事業(法適用)の現状

① 公共下水道

総務省が公表している経営比較分析表(政令市)(令和 4 年度決算)において、相模原市の下水道事業(公共下水道)の公共下水道に関して下記の記載がある。

ア. 相模原市の公共下水道の経営の健全性・効率性欄の記載

経常収支比率及び経費回収率は、電気料金高騰等の影響を受け、例年より経常費用や汚水処理原価が高額となり低率となったものの、流域関連下水道のスケールメリットが働くことにより、過去 5 年間 100%以上を維持している。

流動比率は、100%を超えたことから、短期的な債務に対する支払能力に支障はない。なお、2021 年度(令和 3 年度)までは 100%を下回っていたものの、企業債償還に係る財源を損益勘定留保資金等で補填することができている。

企業債残高対事業規模比率は、1990 年代の集中的な施設整備に伴い発行した企業債の償還が進んでいるため減少傾向にあり、ここ数年は類似団体平均より低率で推移している。

水洗化率は、これまで概ね増加傾向を維持しており、近年は類似団体平均とほぼ同水準となっている。

イ. 相模原市の公共下水道の老朽化欄の記載

有形固定資産減価償却率及び管渠老朽化率は、有形固定資産のうち標準耐用年数に近い資産が少ないことから低い水準となっているが、類似団体と同様に増加傾向にある。管渠改善率は、類似団体平均と比較すると低率となっているが、今後、標準耐用年数を経過する施設が増加していくことから、ストックマネジメントに基づき、中長期的に予測しながら計画的かつ効率的に点検調査及び改築等を実施する必要がある。

ウ. 相模原市の公共下水道の全体総括欄の記載

本市の公共下水道事業は、急激な人口増加に伴う市民生活の改善、浸水被害の解消等を図るため 1967 年度(昭和 42 年度)より事業に着手した。現在では、山間部における下水道未普及地域を残しほぼ整備が完了し、維持管理の時代を迎えている。

本市は全て流域関連公共下水道のため、スケールメリットが働き汚水処理原価が全国平均より低い額となっていることから、経常収支比率及び経費回収率が 100%以上を維持している。

今後は、老朽化に対し、計画的かつ効率的に維持管理していく。

② 農業集落排水施設

総務省が公表している経営比較分析表(政令市)(令和4年度決算)において、相模原市の下水道事業(農業集落排水施設)の農業集落排水施設に関して下記の記載がある。

ア. 相模原市の農業集落排水施設の経営の健全性・効率性欄の記載

經常収支比率及び経費回収率は、事業規模が小さく維持管理費が割高であることから、低率となっているが、本市では、生活排水処理という同じ目的の行政サービスであることから、公共下水道事業及び市設置高度処理型浄化槽事業と同一の会計としており、全体の収支は概ね均衡している。

施設利用率は、2020年度(令和2年度)以降、50%程度で推移していることから、計画処理能力や耐用年数を踏まえ、近隣施設との統合等を進める必要がある。

水洗化率は、施設整備が完了していることから、類似団体平均と比べ高い水準となっている。

イ. 相模原市の農業集落排水施設の老朽化欄の記載

有形固定資産減価償却率、管渠老朽化率及び管渠改善率ともに、本事業が1996年度(平成8年度)より供用開始したことから、標準耐用年数に近い資産が少ないため低い水準となっている。

ウ. 相模原市の農業集落排水施設の全体総括欄の記載

本事業は農業集落における水源環境の保全を目的としているが、本事業の収支が下水道事業会計の負担にならないよう、今後、老朽化する施設に対して、効率的な点検・調査手法を確立するとともに、状態の把握、評価及び中長期的な状態を予測しながら改築や修繕を実施する。

また、処理場の更新の際は、費用対効果を検証し、公共下水道への統合等を検討する必要がある。

③ 特定地域生活排水処理施設

総務省が公表している経営比較分析表(政令市)(令和4年度決算)において、相模原市の簡易水道事業(特定地域生活排水処理施設)の特定地域生活排水処理施設に関して下記の記載がある。

ア. 相模原市の特定地域生活排水処理施設の経営の健全性・効率性欄の記載

經常収支比率及び経費回収率は、一般的な浄化槽と比較して、水源地域の水質改善に要する経費が割高であることから、低率となっているが、本市では、生活排水処理という同じ目的の行政サービスであることから、公共下水道事業及び農業集落排水事業と同一の会計としてお

り、全体の収支は概ね均衡している。施設利用率は、50%以下をほぼ横ばいで推移していることから、法令に基づき適切に維持管理するとともに、計画的に修繕等を実施する必要がある。

イ. 相模原市の特定地域生活排水処理施設の老朽化欄の記載

有形固定資産減価償却率、管渠老朽化率及び管渠改善率ともに、本事業が平成21年より供用開始したことから、標準耐用年数に近い資産が少ないため低い水準となっている。

ウ. 相模原市の特定地域生活排水処理施設の全体総括欄の記載

通常の合併処理浄化槽では、窒素・リンが除去できず、それらがダム湖に流れ込むことでアオコが大量発生するなど水質汚濁が進んでいる。本事業は、窒素・リンも除去可能な高度処理型の浄化槽を市が設置及び管理していくことで、水源環境を保全することを目的としているが、今後、設備の標準耐用年数に伴い必要となる老朽化対策により、本事業の収支が下水道事業会計の負担にならないよう、コスト意識を持って経営を進める必要がある。

(3) 担当部署の職員数及び業務範囲(2024年(令和6年)3月31日現在)

① 都市建設局土木部(2024年(令和6年)3月31日現在)

下水道施設の維持管理業務に係る職員数

課長:事務職1名、土木職2名

担当課長・総括副主幹:土木職5名

主査:土木職4名

主任:土木職5名

主事・技師:土木職1名

合計18名

(4) 公共施設管理に関する基準となる根拠

① 「相模原市土木施設維持管理基本方針」(2013年(平成25年)12月策定)

本方針は土木施設を対象として、次の事項を目的として取りまとめたものである。

- ・土木施設に対する現状の維持管理方法の問題・課題を踏まえ、対象とする施設を市全体で計画的かつ効率的にマネジメントするための考え方を示す。
- ・個別施設(道路・橋りょう等、河川、下水道)において、最適な維持管理の手法の設定など、維持管理計画の策定におけるガイドラインとしての役割を担う。

② 「相模原市下水道施設維持管理計画」(2014 年(平成 26 年)3 月策定)

本計画は、「相模原市土木施設維持管理基本方針」に掲げる個別計画として、また、「相模原市下水道ビジョン」の重点施策の一つである「改築・更新」の具体的取り組みとして策定したものである。

なお、「相模原市下水道施設維持管理計画」は台帳の電子化が未整備であったため、旧 4 町(津久井町、相模湖町、城山町、藤野町)の管路に対する計画は作成していない。

③ 「相模原市下水道施設地震対策事業計画」(2014 年(平成 26 年)3 月策定)

地震対策は、本市の「新・相模原市総合計画」及び「都市計画マスタープラン」の基本目標・政策の基本方向に即して策定された「下水道ビジョン」の重点施策の一つとなっており、本計画は個別の事業計画として位置付けられる。

策定にあたっては、国の指針である「下水道施設の耐震対策指針と解説 2006 年版」((社)日本下水道協会)(以下「耐震対策指針」という。)に準拠し、「相模原市地域防災計画」との整合を図ると共に、国の下水道の政策の基本である「下水道ビジョン 2100」や「下水道中期ビジョン」また神奈川県「かながわ下水道 21」との整合を図るものである。

なお、旧 4 町(津久井町、相模湖町、城山町、藤野町)の路線については、耐震性能を有していたことから、旧相模原市域内の路線のみ記載している。

【事業スケジュール】

短期:H26～H29 年度

中期:H30～H34 年度

長期:H35～H39 年度

④ 「第 2 次相模原市下水道ビジョン」(2020 年(令和 2 年)3 月策定)

本ビジョンは、「相模原市総合計画」を上位計画とし、「相模原市都市計画マスタープラン」、「第 3 次相模原市環境基本計画」などの他の部門別計画と整合を図りながら、国土交通省が示した「新下水道ビジョン」及び「新下水道ビジョン加速戦略」並びに神奈川県が示した「流域下水道中期ビジョン」などの考え方を踏まえて策定したものである。

また、同時に中長期的な経営の基本計画である「下水道事業経営戦略」を策定し、本ビジョンの中に位置付けることにより、各施策・取組の投資計画と財源試算の整合を示すことで、本ビジョンを経営面からも評価・確認できるよう構成している。

⑤ 「第 3 次相模原市雨水対策基本計画」(2023 年(令和 5 年)3 月策定)

本計画は、上位計画である「相模原市総合計画」に掲げる概ね 20 年後の目指すまちの姿の 1 つ「安全で安心な、暮らしやすいまち」の実現に向け、相模原市総合計画の部門別計画

で下水道のさまざまな施策の方向性を示した「第2次相模原市下水道ビジョン」にある重点施策②の「防災・減災の推進」に位置付けられ、雨水対策の基本的な考え方を示した計画である。

(5) 2023 年度(令和 5 年度)の状況

① 2023 年度(令和 5 年度)の公共下水道管きょ点検委託(その1)

原議書を確認したところ、株式会社東洋コンサルタントが作成した「調査報告書」(令和 6 年 2 月)に、下記の記載があった。

図表 15-28 マンホール蓋点検調査結果

	異常あり	異常なし	計	異常割合
総合評価	395 箇所	403 箇所	798 箇所	49.5%

(点検調査場所)相模原市緑区相原 3 丁目ほか地内

マンホール目視調査 803 箇所(5 号以下:724 箇所、6 号以上:79 箇所)が点検委託先になっていたが、実際に調査したのは 798 箇所。残りの 5 箇所は「対象人孔が現地無い」のため調査対象外とされている。

図表 15-29 マンホール本体点検調査結果

健全度 I	健全度 II	健全度 III	健全度 IV	合計
611 箇所	147 箇所	29 箇所	11 箇所	798 箇所

(注)「調査報告書」の健全度判定 I～IVは、「相模原市下水道施設維持管理計画」の「表 5.1 路線別改築工事総合判定(健全度ランク)」の健全度判定 I～IVと意味が逆になっている。理由は本委託業務の仕様書が「下水道管路管理マニュアル」p.12に基づいて作成されているためである。

《参考》

図表 15-30 「相模原市下水道施設維持管理計画」の「表 5.1 路線別改築工事総合判定(健全度ランク)」

表 5.1 路線別改築工事総合判定(健全度ランク)

総合判定点数 (1 スパンのうち)	健全度Ⅰ	健全度Ⅱ	健全度Ⅲ	健全度Ⅳ
	緊急に改築工事が 必要	改築工事が 必要	現在改築工 事の必要なし	異常なし
補修判定基準による 1 スパンの合計得点	20 点以上	19~10 点	9~1 点	0 点

健全度Ⅰ・・・判定基準表の a~f の合計が、20 点以上。
 健全度Ⅱ・・・判定基準表の a~f の合計が、19~10 点。
 健全度Ⅲ・・・判定基準表の a~f の合計が、9~1 点。
 健全度Ⅳ・・・判定基準表の a~f の合計が、0 点。
 ※a~f : P56 (資料表 9.2)、P57 (資料表 9.3) 参照

(出所)「相模原市下水道施設維持管理計画」

図表 15-31 管きよ調査結果ランク判定基準

■管きよの緊急度判定基準(緊急度Ⅰ~緊急度Ⅲ)

(出典:点検・調査マニュアル)

緊急度ランク	状態	判定基準			措置方法
		Aランク	Bランク	Cランク	
 緊急度Ⅰ 緊急度Ⅱ 緊急度Ⅲ 軽度 劣化なし	速やかに措置が必要な状態	2項目以上	—	—	速やかに措置が必要
	劣化の進行度が比較的大きい状態	1項目のみ	又は 2項目以上	—	簡易な対応により必要な措置を5年未満まで延長できる。
	機能上問題はないが、劣化の兆候が現れ始めた状態	なし	1項目のみ	又は 1項目以上	簡易な対応により必要な措置を5年以上に延長できる。
	—	なし	なし	なし	—

診断項目①、診断項目②、診断項目③で判定されたランクA、B、Cの個数を集計

診断項目	判定項目	判定ランク		
		Aランク(重度) 機能低下・異常が著しい	Bランク(中度) 機能低下・異常が少な	Cランク(軽度) 機能低下・異常が殆どない
診断項目①	管の腐食	鉄筋の露出※1	骨材の露出	表面の荒れ
	診断項目②	上下方向たるみ	管さよの内径700mm未満	内径の1/2以上
管さよの内径700mm以上1,650mm未満		内径の1/2以上	内径の1/4以上	内径の1/4未満
診断項目③	管の継手スレ(隙間:管軸方向、段差:断面方向)	管さよの内径1,650mm以上3,000mm未満	内径の1/4以上	内径の1/8以上
	管の継手スレ(隙間:管軸方向、段差:断面方向)	管さよの内径1,650mm以上3,000mm未満	内径の1/4以上	内径の1/8以上
不良発生率	破損※2	aランク(重度) 劣化・異常が進んでいる	bランク(中度) 中程度の劣化・異常	cランク(軽度) 劣化・異常の種類は低い
	クラック※2	鉄筋コンクリート管等	欠落または幅5mm以上の軸方向クラック	幅2mm以上の軸方向クラック
不良発生率	クラック※2	鉄筋コンクリート管等	欠落または管長1/2以上の軸方向クラック	幅2mm未満の軸方向クラック
	管の継手スレ(隙間:管軸方向、段差:断面方向)	鉄筋コンクリート管等	幅5mm以上の円周方向クラック	幅2mm以上の円周方向クラック
不良発生率	管の継手スレ(隙間:管軸方向、段差:断面方向)	鉄筋コンクリート管等	円周の2/3以上の円周方向クラック	円周の2/3未満の円周方向クラック
	管の継手スレ(隙間:管軸方向、段差:断面方向)	鉄筋コンクリート管等	円周の2/3以上の円周方向クラック	円周の2/3未満の円周方向クラック
不良発生率	管の継手スレ(隙間:管軸方向、段差:断面方向)	鉄筋コンクリート管等	脱却	鉄筋Co管:70mm以上 陶管:50mm以上
	管の継手スレ(隙間:管軸方向、段差:断面方向)	鉄筋コンクリート管等	噴き出ている	鉄筋Co管:70mm未満 陶管:50mm未満

診断項目③のスパン全体のランク付け方

$$\text{不良発生率} = \frac{a \cdot b \cdot c \text{ランクごとの合計本数}}{1 \text{ スパンの管きよ本数}} \times 100(\%)$$

スパン全体判定ランク	判定の基準(不良発生率)
Aランク	「aランク20%以上」もしくは「a+bランク40%以上」
Bランク	「aランク20%未満」もしくは「a+bランク40%未満」もしくは「a+b+cランク60%以上」
Cランク	「a+bランクがなく、cランク60%未満」

例) スパン延長50m、管本数25本、不良本数18本(aランク3本、bランク5本、cランク10本)の場合、不良発生率aランク+bランクが40%未満、もしくはaランク+bランク+cランクが60%以上のため、スパン全体の不良発生率は、Bランクとなる。

※1:表面の荒れ又は骨材の露出を伴った鉄筋の露出を「A判定」と評価
 ※2:上表の判定基準を基本とするが、このほか、背面側地山の露出を伴った欠落又は軸方向・円周方向クラックを「a判定」、管材部分のみの軸方向・円周方向クラックを「b判定」として評価することも可能とする。

出所:「下水道管路管理マニュアル」p.12

図表 15-32 管渠点検調査結果

	異常あり	異常なし	異常割合
総合評価	139 箇所	2061 箇所	6.7%

② 2023 年度(令和 5 年度)の公共下水道管きょ点検委託(その 2)

原議書を確認したところ、株式会社清美環が作成した「調査報告書」(令和 6 年 3 月)に、下記の記載があった。

図表 15-33 調査概要

	5 号以下	6 号以上	合計
点検調査箇所	671 箇所	93 箇所	764 箇所

(注 1)マンホール目視調査 768 箇所(5 号以下:675 箇所、6 号以上:93 箇所)が点検先になっていたが、実際に調査したのは 764 箇所。残りの 4 箇所は「現地無し」のため調査対象外とされている。

(注 2)点検調査場所:相模原市南区古淵 3 丁目内ほか

図表 15-34 マンホール蓋点検調査結果

	調査必要	維持管理必要	合計
点検調査結果	19 箇所	174 箇所	193 箇所

図表 15-35 マンホール本体点検調査結果

	A ランク	B ランク	C ランク
3-1 腐食	5 箇所	5 箇所	1 箇所
3-2 破損	6 箇所	3 箇所	17 箇所
3-3 クラック	5 箇所	4 箇所	12 箇所
3-4 隙間、ズレ	0 箇所	0 箇所	4 箇所
3-5 侵入水	0 箇所	9 箇所	10 箇所
3-6 木根侵入	0 箇所	1 箇所	1 箇所
3-7 調整部状況	16 箇所	8 箇所	21 箇所
3-8 足掛金物	(欠損)29 本	(細り)129 本	(錆)182 本
3-9 インバート状況 (破損)	1 箇所	25 箇所	0 箇所
3-10 流下状況 マンホール内の土 砂堆積状況	7 箇所	20 箇所	26 箇所

(注)「調査報告書」は A～C で判定しているが、「相模原市下水道施設維持管理計画」の「資料表 9.2 本管及び取付管部の判定基準表」及び「資料表 9.3 本管及び取付管部判定基準表」では a～fで判定している。

図表 15-36 管きょ点検調査結果

	調査必要	維持管理必要	合計
点検調査結果	79 箇所	112 箇所	191 箇所

③ 2023 年度(令和 5 年度)公共下水道管きょ調査委託(その1)

原議書を拝見したところ、管清工業株式会社が作成した「調査報告書」(調査場所:相模原市南区古淵 3 丁目内ほか)に、下記の記載があった。

図表 15-37 【総評】

A ランク異常	B ランク異常	C ランク異常
27 箇所	29 箇所	48 箇所

【内訳】

	a ランク	b ランク	c ランク
菅の破損	10 箇所	4 箇所	3 箇所
クラック	14 箇所	5 箇所	6 箇所
継手ずれ	1 箇所	0 箇所	3 箇所
取付管突き出し	1 箇所	5 箇所	3 箇所
木根侵入	1 箇所	1 箇所	0 箇所
モルタル	0 箇所	0 箇所	3 箇所

(注)「調査報告書」は A～C で判定しているが、「相模原市下水道施設維持管理計画」の「資料表 9.2 本管及び取付管部の判定基準表」及び「資料表 9.3 本管及び取付管部判定基準表」では a～fで判定している。

④ 国土交通省「下水道管路メンテナンス年報」

国土交通省は HP で「下水道管路メンテナンス年報」を公表している。相模原市が回答した内容は国土交通省がとりまとめ、神奈川県データのデータに含めて公表されている。なお、神奈川県においては、相模原市、横浜市、川崎市の 3 市が政令指定都市(政令市)に指定されている。

図表 15-38 2023 年度(令和 5 年度)マンホール点検結果(政令市分)(抜粋)(2024 年(令和 6 年)9月末時点)

所在する都道府県名	R5 点検実施数 (箇所)	異常あり (箇所)	異常なし (箇所)
神奈川県	62	1	61

(出所)【国土交通省】令和 5 年度 下水道管路メンテナンス年報

表 3-1-2 令和 5 年度マンホール点検結果(政令市分)(令和 6 年 9 月末時点)

神奈川県については異常あり 1 箇所、異常なし 61 箇所

相模原市については異常あり 1 箇所、異常なし 40 箇所

図表 15-39 2023 年度(令和 5 年度)管渠点検結果(政令市分)(抜粋)(2024 年(令和 6 年)9月末時点)

所在する都道府県名	R5 点検実施数 (km)	異常あり (km)	異常なし (km)
神奈川県	1.5	0.0	1.5

(出所)【国土交通省】令和 5 年度 下水道管路メンテナンス年報

表 3-2-2 令和 5 年度管渠点検結果(政令市分)(令和 6 年 9 月末時点)

神奈川県については異常あり 0km、異常なし 1.5km

相模原市については異常あり 0km、異常なし 1.2km

図表 15-40 2023 年度(令和 5 年度)管渠調査結果(政令市分)(抜粋)(2024 年(令和 6 年)9月末時点)

所在する都道府県名	R5 点検実施数 (km)	緊急度 I (km)	緊急度 II (km)	緊急度 III (km)	劣化なし (km)
神奈川県	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(出所)【国土交通省】令和 5 年度 下水道管路メンテナンス年報

表 3-2-2 令和 5 年度管渠調査結果(政令市分)(令和 6 年 9 月末時点)

神奈川県については調査実施数 0km

相模原市については調査実施数 0km

⑤ 国土交通省の「上下水道施設の耐震化状況の緊急点検結果」

国土交通省は HP で「上下水道施設の耐震化状況の緊急点検結果」(2023 年度(令和 5 年度)末時点)の【緊急点検結果】を公表している。

ア. 重要施設に接続する水道・下水道の管路等(下水道)

市町村	避難所などの重要施設～下水処理場直前の合流地点までの下水道管路		
	対象全下水道管路の延長(km)	対象全下水道管路のうち、耐震化された延長(km)	下水道管路の耐震化率(%)
相模原市	13.0	12.0	93

イ. 接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設

市町村	給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設の箇所数(箇所)	対象全重要施設のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている箇所数(箇所)	接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合(%)
相模原市	5	2	40

ウ. 付記事項

後発事象ではあるが、2024年(令和6年)9月に相模原市発注の公共下水道工事において、相模原市中央区陽光台3丁目付近の下水道管内で避難中の作業員2名が急な降雨により増水した雨水に流され死亡する事故が起きており、相模原市は「下水道工事における事故について」(令和6年9月19日)、「下水道工事での事故を踏まえた公共工事の安全対策報告書(中間とりまとめ)」(令和6年12月26日)などを公表している。

この事故について、国土交通省から「雨水が流入する下水道管路内における工事等の安全対策の徹底について」(令和6年9月20日)の通知が発出されているとともに、国土交通省の水管理・国土保全局上下水道企画課・下水道事業課は「令和6年度下水道に関する事故発生状況について(令和6年9月末時点)」を公表している。

⑥ 2019年度(令和元年度)～2023年度(令和5年度)における下水道に関する事故(道路陥没等)

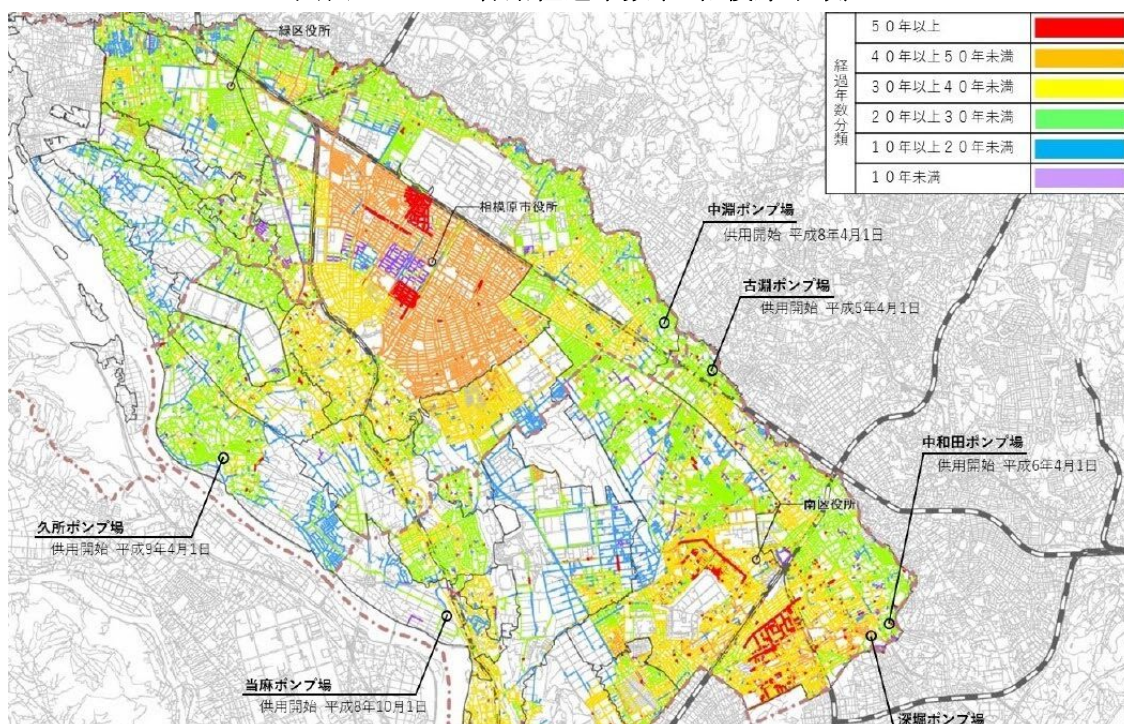
2019年度(令和元年度)～2023年度(令和5年度)における下水道に関する事故(道路陥没等)を所管課に確認したところ、下表に記載した8件という回答があった。8件中5件は中央区(62.5%)、残りの3件は南区(37.5%)である。

図表 15-41 2019 年度(令和元年度)～2023 年度(令和 5 年度)における下水道に関する事故現場(道路陥没等)

No.	事故現場(道路陥没等)の住所	備考
1	神奈川県相模原市中央区相模原 2-12-20	旧相模原市域
2	神奈川県相模原市南区相南 2-8-33	旧相模原市域
3	神奈川県相模原市中央区矢部 2-21-19	旧相模原市域
4	神奈川県相模原市中央区横山 3-4-7	旧相模原市域
5	神奈川県相模原市中央区相模原 6-19-13	旧相模原市域
6	神奈川県相模原市中央区相模原 1-8-15	旧相模原市域
7	神奈川県相模原市南区鶴野森 1-30	旧相模原市域
8	神奈川県相模原市南区東林間 1-24	旧相模原市域

(出所)相模原市提出資料

図表 15-42 管路経過年数(旧相模原市域)

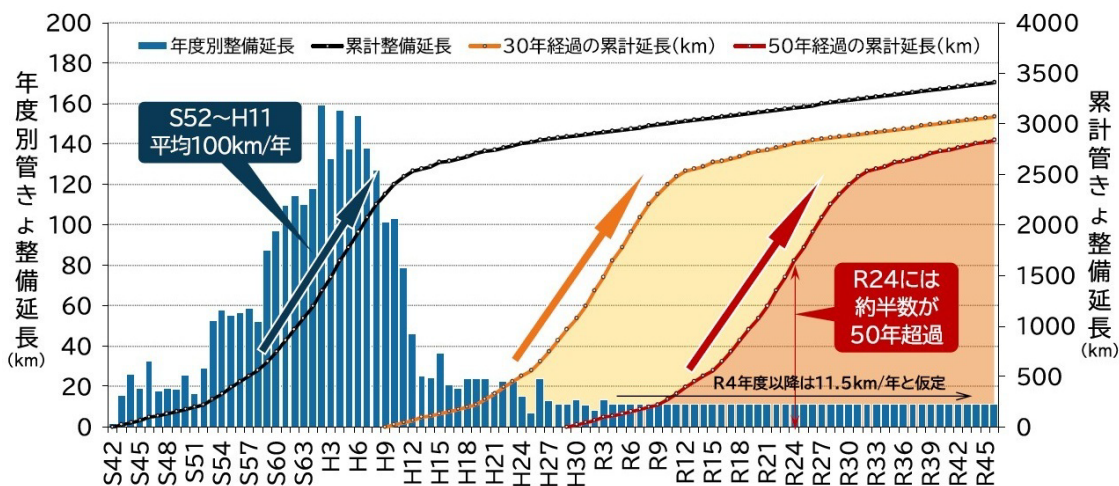


(出所)相模原市_公共下水道管路施設等の維持管理に関する民間活力の活用に向けたサウンディング型市場調査_配布資料

図表 15-43 相模原市年度別下水道管路整備延長の推移(旧相模原市域)

● 昭和 5 2 年度から平成 1 1 年度にかけて年間約 1 0 0 k m の管きよを整備
 → 今後、3 0 年・5 0 年経過の老朽化した管きよの割合が加速度的に増加

□ 相模原市公共下水道における管きよの整備延長



(出所)相模原市_公共下水道管路施設等の維持管理に関する民間活力の活用に向けたサウンディング型市場調査配布資料

(注)「年間約 100 km」は年間平均値である。

図表 15-44 目視点検及び管内調査が必要な延長(旧相模原市域)



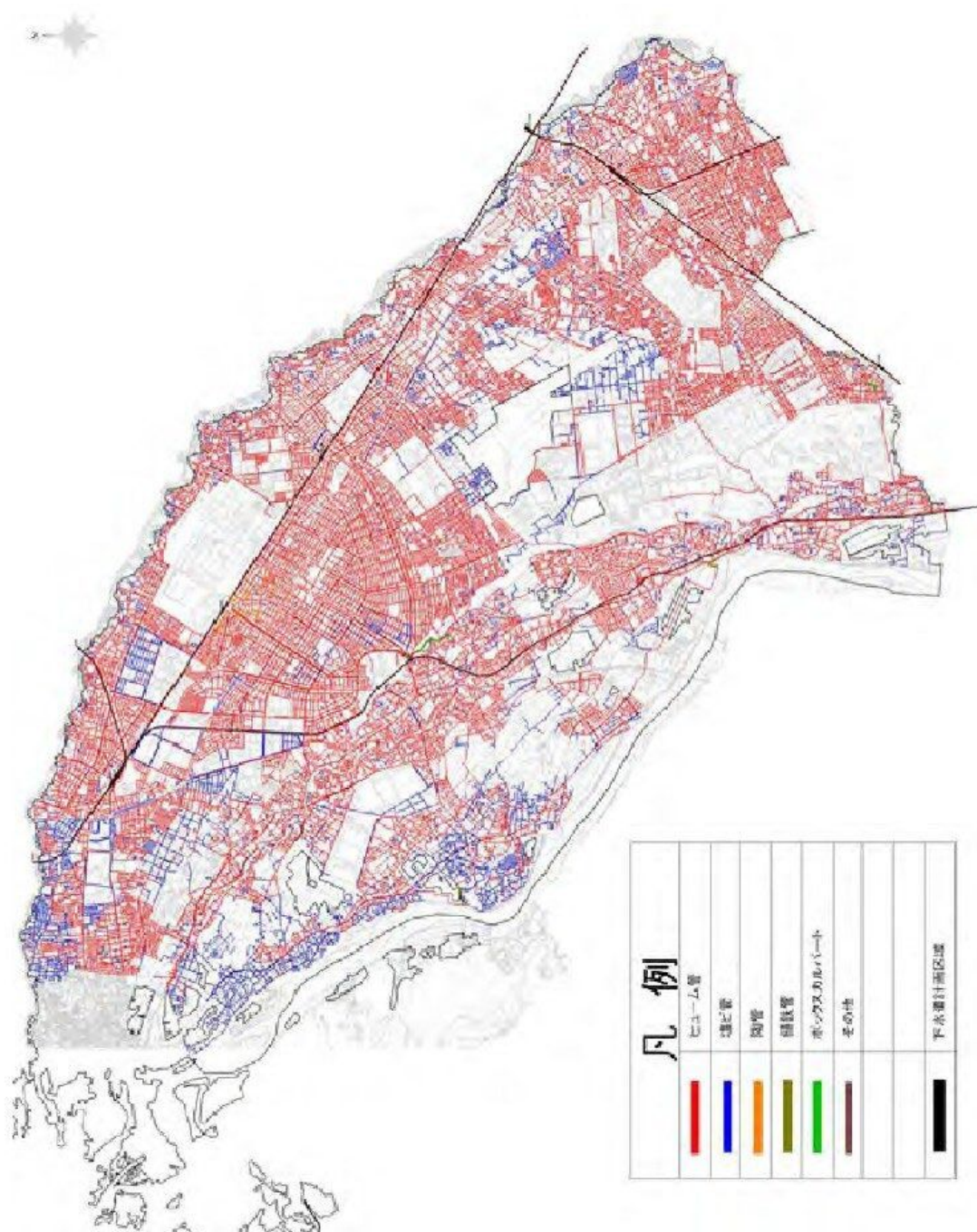
(出所)相模原市_公共下水道管路施設等の維持管理に関する民間活力の活用に向けたサウンディング型市場調査配布資料

図表 15-45 スtockマネジメント計画における一般環境下の点検・調査頻度

コンクリート系 (整備後30年以上)	重要施設	点検 調査	5年/回 10年/回 または異状発見時
	その他施設	点検 調査	20年/回 異状発見時
樹脂系 (整備後50年以上)		点検 調査	20年/回 異状発見時

(出所)相模原市_公共下水道管路施設等の維持管理に関する民間活力の活用に向けたサウンディング型市場調査配布資料

図表 15-46 管種状況図(汚水及び合流、旧相模原市域)



(出所)「相模原市下水道施設維持管理計画」(平成26年3月) 図 2.5

(6) 2023 年度(令和 5 年度)「下水道事業会計決算書」の不用額

2023 年度(令和 5 年度)相模原市「下水道事業会計決算書」の「2資本的収入及び支出」に関して、下記を所管課に質問した。

収入:「予算額に比べ決算額の増減(合計 Δ 5,061,861,500 円)」の主な理由

支出:「不用額(合計 2,464,622,217 円)」欄の主な理由

所管課からは、下記の回答があった。

・収入に係る決算額:

建設改良事業の次年度への繰越し、申請に基づき実施する市設置高度処理型浄化槽事業の実績に伴い、企業債や補助金が減少したことによるもの。

・支出に係る不用額:

先行事業の遅れにより着手できなかったものや、申請に基づき実施する市設置高度処理型浄化槽事業の実績が少なかったことによるもの。

(7) 市民通報による補修工事

2023 年度(令和 5 年度)に、市民通報アプリ「パツ！撮るん。」により補修された工事を所管課に確認したところ、下記の回答があった。

補修工事の件数 74 件

予算財源 ￥103,076,000

予算執行額 ￥74,354,566

図表 15-47 2023 年(令和 5 年)11 月の対応事例

下水道

- 公共汚水樹が斜めに傾いている。(南区磯部からの通報)
業者により、公共汚水樹の修繕を実施しました。



▲ 補修前



▲ 補修後

(出所)相模原市 HP

(8) 結果・意見

【結果17】「固定資産一覧表」(当初提出版)の提出について

当初、下水道経営課から 2022 年度(令和 4 年度)「固定資産一覧表」が包括外部監査人に提出された。内容を確認したところ、「固定資産一覧表」ファイルの 1301210101 管路施設シートで、帳簿原価が「50」と入力されている箇所を 72 件、帳簿原価がブランクになっている箇所を 1 件確認した。

これに対し、所管課に確認依頼したところ、提出した「固定資産一覧表」は、「令和 5 年度」の誤りであること、上記の 73 件(72 件+1件)については、システムのバグで、業者に依頼して修正済みであるとの回答を得た。

決算時に「固定資産一覧表」ファイルを確認していれば、システムのバグは早期に発見できたと考えられる事案である。今後の決算時等における確認作業が必要である。

【結果18】「固定資産一覧表」(再提出版)の提出について(その1)

再提出された令和 5 年度「固定資産一覧表」ファイルと令和 5 年度「下水道事業会計決算書」の貸借対照表に計上されている資産の帳簿価額とを比較したところ、構築物、機械及び装置、リース資産が不一致であった。

この件について、所管課に問い合わせたところ、構築物、機械及び装置は 2023 年(令和 5 年度)の決算時における勘定科目の振替誤りによるもので、今年度の修正で固定資産一覧表に合わせる予定であること、リース資産は、2019 年(令和元年)度の取得時に固定資産一覧表の減価償却額を誤って登録したもので、貸借対照表に合わせて本年度修正する旨の回答があった。

今後、毎期の決算時に、「固定資産一覧表」と「下水道事業会計決算書」との整合性を確認する手続きを組み込むことが必要である。

図表 15-48 2023 年度(令和 5 年度)末における「固定資産一覧表」の帳簿価額と貸借対照表の帳簿価額との比較表

(単位:千円)

款	目	固定資産一覧表 帳簿価額(A)	貸借対照表 帳簿価額(B)	差額 (A)-(B)
公)固定資産	土地	11,858,302	11,858,290	12
公)固定資産	建物	619,228		
農)固定資産	建物	35,727		
	小計	654,956	654,956	-

第 15 インフラ施設の公共施設マネジメント(各論)

款	目	固定資産一覧表 帳簿価額(A)	貸借対照表 帳簿価額(B)	差額 (A)-(B)
公)固定資産	構築物	202,118,256		
農)固定資産	構築物	395,616		
浄)固定資産	構築物	4,439,663		
	小計	206,953,536	206,943,314	10,221
公)固定資産	機械及び装置	2,622,732		
農)固定資産	機械及び装置	138,383		
	小計	2,761,116	2,771,337	△10,221
公)固定資産	工具器具及び備品	1,189	1,189	-
公)固定資産	リース資産	37,243	36,938	304
公)固定資産	施設利用権	13,173,096	13,173,096	-
公)固定資産	ソフトウェア	58,780	58,780	-
公)固定資産	出資金	13,690	13,690	-
	合計	235,511,911	235,511,594	316

(注 1) 建設仮勘定を除外して集計している。

(注 2) 千円未満を切捨て表示している。

【結果19】「固定資産一覧表」(再提出版)の提出について(その2)

令和 5 年度「固定資産一覧表」ファイルで、資産の所在地が不明、ブランク等となっている箇所は、下表のようになっている。

図表 15-49 2023 年度(令和 5 年度)「固定資産一覧表」上の所在地

(単位:箇所)

款	目	不明	ブ ラ ン ク	不明文字 (あ)	合計
公)固定資産	ポンプ場用建物	1	1	0	2
公)固定資産	建物付属設備	2	2	0	4
公)固定資産	管路施設	2,054	6	0	2,060
公)固定資産	電気設備	7	0	1	8
浄)固定資産	浄化槽施設	19	0	0	19
合計		2,083	9	1	2,093

(出所)令和 5 年度「固定資産一覧表」

所在地が不明、ブランク等になっている箇所について、所管課から各管理者で別途管理していると説明があったため、所在地が不明、ブランク等になっている箇所を管理している管理台帳等を聞いたところ、「各下水道施設については、別途下水道システム等により管理している。」という回答があり、併せて所在地欄に住所が記載されている都市排水路用地(中央区上溝 1563-3)の例が提出された。

図表 14-50 (例示)資産科目:13-01-01-11-01

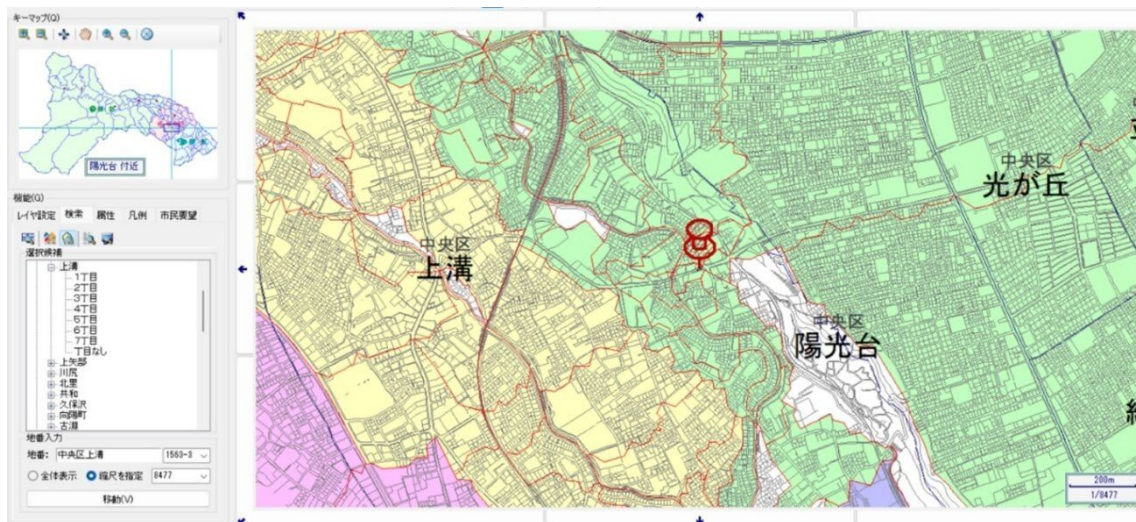
款 :公)固定資産
 項 :公)有形固定資産
 目 :土地
 節 :施設用地

(単位:円)

資産番号	名称	所 在 地	構 造	数 量	取 得 年 度	帳 簿 原 価	帳 簿 価 額
3-33-0001	都市排水路用地 上溝 1563-3	上 溝 1563- 3	田	142.910 m2	S33	5,628,000	5,628,000

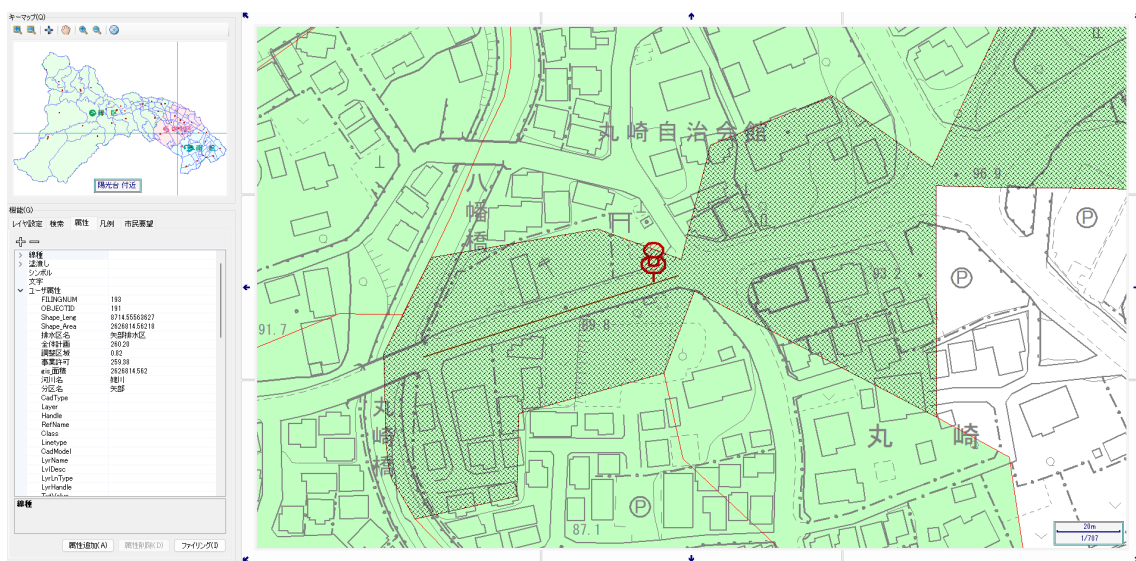
(出所)令和 5 年度「固定資産一覧表」(抜粋)

図表 15-51 システム上での排水区の区分状況



(出所)相模原市提供資料

図表 15-52 排水区の情報



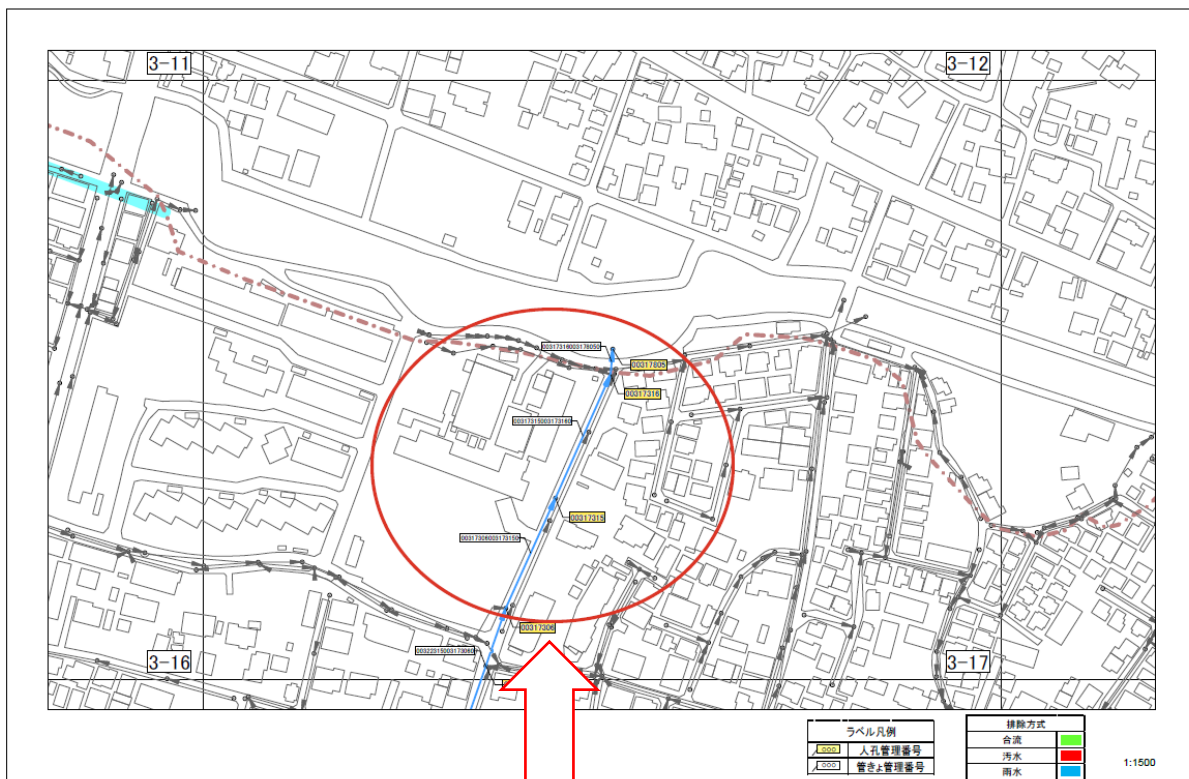
出所:相模原市提供資料

再度、管路施設の「固定資産一覧」上で、所在地が不明、ブランク等となっている箇所について、地図で確認する方法を聞いたところ、下記の手順で、職員が業務で使用する PC でのみ確認することができるという回答があった。

- ① 「位置図」の図郭番号(下図では 3-17)を確認
- ② 職員 PC の SRIMS で図郭番号を表示し、大まかな位置を表示 (※市 HP からは図郭番号が表示されない。)
- ③ 「下水道台帳」より、周辺箇所の管きよを確認し、箇所を特定

④ 「固定資産一覧表」における所在地や構造等より、③と整合する管きよを特定

図表 15-53 「位置図」



出所:相模原市提供資料

図表 15-54 「固定資産一覧表」

A	C	D E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
685	3-50-0040 昭和49年度 八潮川都市排水路整備工事(第2工区)	不明	φ2400		87,000m	0	350	13		7,549,400		518.31
686	3-50-0041 昭和49年度 精川欄干工事(第1工区)	不明	□3000×	8m	889,800m	0	350	13		7,183,338		481.34
687	3-50-0042 昭和49年度 相原1号排水路新設工事(第1工区)	不明	φ1500~	0m	247,000m	0	350	13		6,118,880		418.55
688	3-50-0043 昭和49年度 相原1号排水路新設工事(第2工区)	不明	φ900~		288,800m	0	350	13		5,544,400		379.22
689	3-50-0044 昭和49年度 相原1号排水路新設工事(第3工区)	不明	φ1500		43,290m	0	350	13		3,597,180		249.04
690	3-50-0045 昭和49年度 橋本西八ヶ下排水路新設工事	不明	φ500~		538,800m	0	350	13		5,384,040		368.90
691	3-50-0046 昭和50年度 南大野都市下水道整備工事(第1工区)	不明	HPφ		198,000m	0	350	13		3,807,200		248.75
692	3-50-0047 昭和50年度 南大野都市下水道整備工事(第2工区)	不明	HPφ1850	8.3m	210,700m	0	350	13		10,784,880		737.68
693	3-50-0048 昭和50年度 南大野都市下水道整備工事(第3工区)	不明	HPφ1850	58.3m	59,300m	0	350	13		1,853,900		133.64
694	3-50-0049 昭和50年度 橋本駅前都市下水道整備工事(第1工区)	不明	HPφ1800	12.1m	12,100m	0	350	13		2,237,800		153.08
695	3-50-0050 昭和50年度 橋本駅前都市下水道整備工事(第2工区)	不明	HPφ1800	72.72m	72,720m	0	350	13		3,016,354		208.31
696	3-50-0051 昭和50年度 大野中都市下水道整備工事	不明	40.84m □2250×2250	φ2400 吐口石積工	40,840m	0	350	13		2,351,884		160.85
697	3-50-0052 昭和50年度 キャンプ座間内線要防対策工事	不明	HPφ500	185.0m	185,000m	0	350	13		4,376,402		289.34
698	3-50-0053 昭和50年度 相模原住宅地区周辺雑草防止対策工事	不明	推進HPφ1200	284.8m	284,800m	0	350	13		13,080,128		885.38
699	3-50-0054 昭和50年度 八潮川都市排水路整備工事	不明	HPφ2400	125.2m	125,200m	0	350	13		6,576,480		448.82
700	3-50-0055 昭和50年度 谷口2号排水路新設工事(その1)	不明			1,000m	0	350	13		835,200		63.98

(出所)相模原市提供資料

上記のような管理方法では、開示情報(下水道事業会計決算書の貸借対照表、損益計算書等)の内訳明細となる「固定資産一覧表」を見直す作業に時間を要すると考えられることから、「固定資産一覧表」上、所在地が不明、ブランク等になっている箇所には、所在地等の情報を記載し、「固定資産一覧表」を「人孔管理番号」や「管きょ管理番号」などとリンクさせるなどの検討をすることが望まれる。

【結果20】 点検調査場所のマンホールが所在なしとされた事例

2023 年度(令和 5 年度)の公共下水道管きょ点検委託(その1)(点検調査場所:相模原市緑区相原 3 丁目ほか地内/旧相模原市域)で、下記の5箇所は点検対象人孔が現地に無いため調査対象から除外され、契約額を減額変更している。

図表15-55 【令和 5 年度】公共下水道管渠点検委託(その1)調査対象人孔リスト(抜粋)

管理番号	排除方式	人孔型式	流入出管径	国庫補助対象	工事年度	施設重要度
00211317	雨水	小型	Φ1000 mm	-	1974	重要な幹線
00911332	雨水	特殊	Φ1800 mm	○		緊急輸送路 重要な幹線
02514013	汚水	1号円形	Φ250 mm	-	1987	防犯拠点
02607323	雨水	1号円形	Φ300 mm	-		重要な幹線
02620019	汚水	2号円形	Φ800 mm	○	1979	重要な幹線 防犯拠点

(出所)令和 5 年度の公共下水道管きょ点検委託(その1)の原議書

令和 5 年度の公共下水道管きょ点検委託(その2)(点検調査場所:相模原市南区古淵 3 丁目内ほか/旧相模原市域)で、下記の4箇所は点検対象人孔が現地に無いため調査対象から除外され、契約額を減額変更している。

図表 15-56 【令和 5 年度】公共下水道管きょ点検委託(その 2)調査対象人孔リスト(抜粋)

管理番号	排除方式	人孔型式	流入出管径	国庫補助対象	工事年度	施設重要度
02202308	雨水	2号円形	Φ450 mm	-		緊急輸送路
02203098	汚水	1号円形		-		防犯拠点
03414067	汚水	3号円形	Φ800 mm	○	1989	重要な幹線 防犯拠点
04006060	汚水	4号	Φ900 mm	○	1987	重要な幹線

管理番号	排除方式	人孔型式	流入出管径	国庫補助対象	工事年度	施設重要度
						ネットワーク 防犯拠点

(出所)令和 5 年度の公共下水道管きょ点検委託(その 2)の原議書

相模原市の下水道のマンホールは、下水道保全課と津久井下水道事務所が管理者になっているが、点検対象人孔が現地に無いため調査対象から除外された 9 箇所について、その後の調査状況を聞いたところ、過去にマンホールを撤去するなどの情報が下水道台帳に反映していなかったという回答があった。

「下水道台帳」には、現在のマンホールの状況を正確に記載するべきであることから、点検・調査等によって、「下水道台帳」の現行の相違を確認した際には、速やかに「下水道台帳」の情報を更新する等の情報管理体制の徹底が必要である。

【意見34】「固定資産一覧表」における資産の位置確認について

「固定資産一覧表」から下記 8 件のサンプルを抽出し、施設の位置を特定するため「位置図」の作成を所管課に依頼した、各下水道施設の「位置図」自体は存在していないとのことであった。但し、所管課では、その必要性を理解した上で、新たに作成していただいた。方法としては、下水道施設の位置情報を持っている維持管理システムを使用し、対象施設を表示させた画面をキャプチャーして作成したものになる。

資産科目:13-01-21-01-01 管路施設

款 :公)固定資産

項 :公)有形固定資産

目 :構築物

細目 :管路施設

節 :管路施設

図表 15-57 「固定資産一覧表」における資産の位置確認サンプル

資産 番号	名称	所 在 地	構 造	数 量	取 得 年 度	耐 用 年 数	帳簿原価 (円)	帳簿価額 (円)
3-37- 0004	昭和 37 年度国鉄 横浜線横 断路排水 工事	不明		1.000 式	S37	2	48,500	2,425
3-43- 0015	昭和 43 年度 基地周辺 障害 防止対策 工事	不明		1.000 式	S43	6	2,798,614	139,931
3-43- 0029	昭和 43 年度市立 大沼小学 校排水路 新設工事	不明		1.000 式	S43	6	551,200	27,560
3-51- 0100	昭和 51 年度米軍 医療セン ター外周 下水道工 事	上 鶴 間	φ450 60.95m φ600 20.6m	81.550 m	S51	14	1,179,200	350,350
3-52- 0049	昭和 51 年度米軍 医療セン ター外周 下水道工 事その2	不明	φ600 5.5m	5.500 m	S52	15	469,900	162,868
4-09- 0225	平成 9 年 度受付番	町 田 市 森野	φ250 14.3m	14.300 m	H 9	35	1,056,355	753,085

第 15 インフラ施設の公共施設マネジメント(各論)

資産番号	名称	所在地	構造	数量	取得年度	耐用年数	帳簿原価(円)	帳簿価額(円)
	号 4097055	2 丁 目 1086- 1						
4-11-0147	平成 11 年度キャンプ座間周辺障害防止対策工事勝坂排水路	不明		1.000 式	H11	37	60,316,372	44,193,815
4-11-0148	平成 11 年度キャンプ座間周辺障害防止対策工事勝坂排水路	不明		1.000 式	H11	37	8,582,264	6,288,225

(出所)「固定資産一覧表」(抜粋)

(注)排除区分は資産番号 4-09-0225(町田市)が汚水、他は雨水である。

図表 15-58 「固定資産一覧表」における資産の位置確認結果

資産番号	施設の位置の特定	備考
3-37-0004	不可	取得年度:昭和 37 年 年度が古く資料が残っていない。
3-43-0015	不可	取得年度:昭和 43 年 年度が古く資料が残っていない。
3-43-0029	不可	取得年度:昭和 43 年度 年度が古く資料が残っていない。
3-51-0100	不可	取得年度:昭和 51 年度 年度が古く資料が残っていない。

資産番号	施設の位置の特定	備考
3-52-0049	不可	取得年度:昭和 52 年度 年度が古く資料が残っていない。
4-09-0225	可	町田市森野2丁目 1086-1 の位置を確認した。 町田市内の下水道は、境川付近の行政界が相模原市側に一部入り込んでおり、当該地の汚水を相模原市で処理している。
4-11-0147	可	資産番号 4-11-0147 キャンプ座間(勝坂排水路)の位置を確認した。
4-11-0148	可	資産番号 4-11-0148 キャンプ座間(勝坂排水路)の位置を確認した。

出所:相模原市提供資料

昭和 30 年代、40 年代のサンプル抽出した資産は、位置を特定できなかった。

「固定資産一覧表」に計上されている資産の位置を特定できないということは、資産の除却、更新等が行われた際に、会計処理を適切に行うことができなかったことを意味している。また、老朽化した資産の維持更新費用等の見積りにも影響が生じ得る。「固定資産一覧表」と「下水道台帳」の整理が必要である。

【意見35】「下水道台帳」及び「位置図」の状況について

「固定資産一覧表」から、管路施設の取得年度の状況を把握してみた。「固定資産一覧表」には、旧相模原市域のほか、旧4町(津久井町、相模湖町、城山町、藤野町)のデータも取り込まれている。

資産科目:13-01-21-01-01 管路施設

款 : (公) 固定資産

項 : (公) 有形固定資産

目 : 構築物

細目 : 管路施設

節 : 管路施設

図表 15-59 資産科目:13-01-21-01-01 管路施設の年度別の取得資産の状況

資産の取得年度(4月～3月)	取得資産の 件数(件)	構成比 (%)
昭和 34(1959)年度～昭和 39(1964)年度	23	0.28
昭和 40(1965)年度～昭和 49(1974)年度	615	7.37
昭和 50(1975)年度～昭和 59(1984)年度	1,579	18.91
昭和 60(1985)年度～平成 6(1994)年度	2,099	25.14
平成 7(1995)年度～平成 16(2004)年度	2,137	25.59
平成 17(2005)年度～平成 26(2014)年度	918	10.99
平成 27(2015)年度～令和 5(2023)年度	979	11.72
合計	8,350	100.00

(出所)令和 5 年度「固定資産一覧表」

端数処理:小数点以下第 3 位を四捨五入

図表 15-60 資産科目:13-01-21-01-01 管路施設の取得資産の所在地等の状況

資産の取得年度(4月～3月)	所在地欄不明・ブランクの件数(件)	構造欄ブランクの件数(件)
昭和 34(1959)年度～昭和 39(1964)年度	20	6
昭和 40(1965)年度～昭和 49(1974)年度	353	34
昭和 50(1975)年度～昭和 59(1984)年度	712	22
昭和 60(1985)年度～平成 6(1994)年度	427	24
平成 7(1995)年度～平成 16(2004)年度	480	16
平成 17(2005)年度～平成 26(2014)年度	68	1
平成 27(2015)年度～令和 5(2023)年度	0	1
合計	2,060	104

出所:令和 5 年度「固定資産一覧表」

令和 5 年度の「固定資産一覧表」に登録されている管路施設の内、所在地欄が不明・ブランクとなっている資産の割合は約25%($=2,060 \div 8,350 \times 100$)になっている。特に、老朽化した資産の維持管理・更新においては、現地の状況把握は不可欠であることから、所在地欄が不明・ブランクとなっている箇所には所在地の情報を記載するとともに、「固定資産一覧表」と「入孔管理番号」や「管きょ管理番号」とをリンクさせるなどの検討をすることが望まれる。

【意見36】 維持管理システムを活用したPDCAサイクルによる管理について

「下水道法」の改正(平成 27 年 11 月 19 日施行)を踏まえ、雨水公共下水道制度、維持修繕基準、点検方法・頻度の事業計画への記載などに関して、政省令(維持修繕に係る技術上の基準等)、施行通知(法改正の趣旨、解説等)、運用通知(事業計画の記載事項等)、関連事務連絡、下記ガイドラインなどが公表されている。

- ・「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」(2022 年改定)
- ・「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン(管路施設編)-2020 年版-」
- ・「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン(処理場・ポンプ場施設編)-2021 年版-」

図表 15-61 今後のストックマネジメント及び老朽化対策について



出所:国土交通省 HP_政策・仕事>水管理・国土保全>上下水道>下水道の維持管理

「相模原市下水道施設維持管理計画」(平成 26 年 3 月)の「7.1. 維持管理システム」には、下記の記載がある。

次の課題を踏まえ、本市の維持管理システムの性能の向上を図った上で、これを活用することにより、さらなる管理の効率化を図るとともに、PDCAサイクルによる管理のレベルアップを図っていきます。

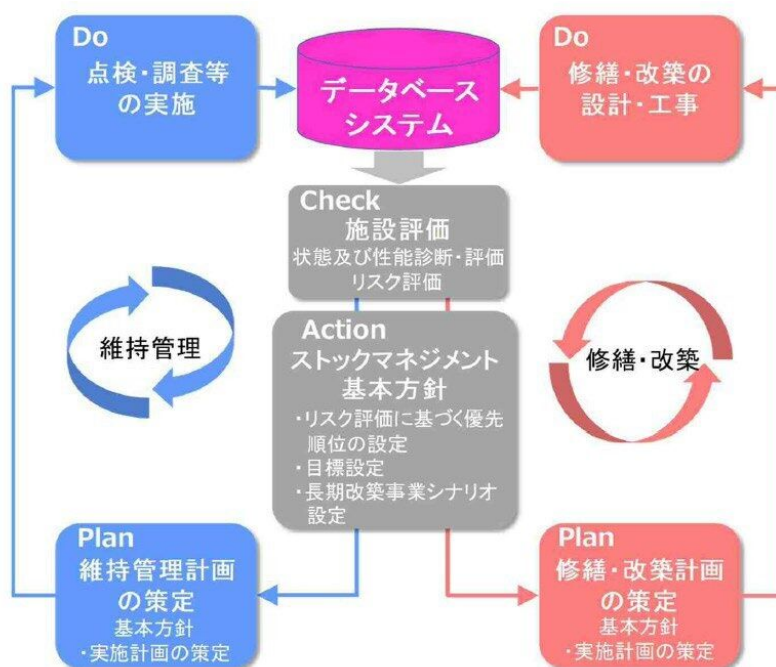
- ・管路属性情報(特に雨水管路)
- ・旧津久井4町の下水道台帳のシステム化への取り込みによるデータの一元管理
- ・市民等から寄せられる苦情・問合せ情報を含めた日々の維持管理情報を蓄積
- ・経過年数、改築・修繕履歴等のデータの蓄積及び利活用

この記載を踏まえ、2023年度(令和5年度)の公共下水道管きょ点検委託(その1)、令和5年度の公共下水道管きょ点検委託(その2)及び2023年度(令和5年度)の公共下水道管きょ調査委託(その1)の納品物である「調査報告書」の結果を踏まえた対応状況(健全度判定、措置状況等)について、維持管理システムのデータをエクセルシートに落とした資料を提出依頼したが、下記の回答があり、依頼した資料は提出されなかった。

「相模原市下水道施設維持管理システム」につきましては、令和6年度から7年度にかけて、システムの再構築を実施中であるため、対応状況については、新システムの稼働後に入力を予定しています。

「相模原市下水道施設維持管理計画」を策定した平成26年より10年経過しているが、まだ十分な運用が実施されていない状況が見受けられる。長寿命化に向けた計画的な改築・更新を行っていく上で、今後の運用改善が望まれる。

図表 15-62 維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル



(出所)国土交通省「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン(管路施設編)-2020年版-」

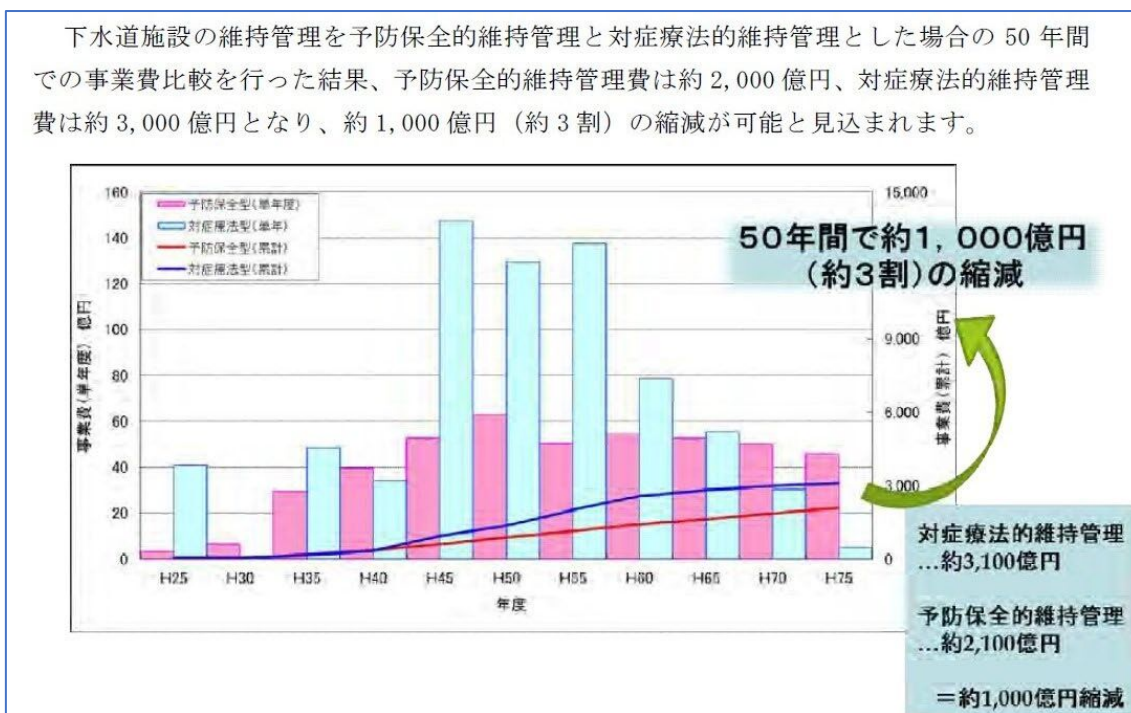
【結果21】 老朽化する下水道管等に対する適切な更新費用の計算の一部未実施について

相模原市の下水道事業に関する維持管理計算については、外部委託業者に外注し、根拠となる各種手引き等に従い、その耐用年数や機能の重要度を勘案して長寿命化に向けた計画的な改築・更新を行うこととされている。

「相模原市下水道施設維持管理計画」(平成 26 年 3 月)において、旧相模原市域については記載されているが、合併した旧 4 町(津久井町、相模湖町、城山町、藤野町)については記載がみられないため所管課に聞いたところ、旧 4 町の管路情報が電子化されていなかったため、一部管路については計画に含まれていないという回答があった。

したがって、計算の一部が含まれていないことは、更新費用の金額自体の精度が低いことにつながる。「相模原市下水道施設維持管理計画」に関しては、再度、現在の状況を踏まえ、精度を上げる必要がある。なお、参考まで、当該結果とその算定基礎を以下に示す。

図表 15-63 5.10 維持管理費の比較(図 5.37)



(出所)「相模原市下水道施設維持管理計画」P43

図表 15-64 維持管理費の算定基礎

施設		維持管理費
管路	合流・分流汚水（点検・調査費、改築・修繕費）	21.8 億円/年
	分流雨水（点検・調査費、改築・修繕費）	9.8 億円/年
ポンプ場（機械・電気設備）		2.5 億円/年
圧送管		3.6 億円/6 箇所
農業集落排水施設（機械・電気設備）		0.3 億円/1 箇所
農業集落排水施設（処理施設）		1.9 億円/1 箇所
マンホールポンプ		1.0 億円/年
高度処理型浄化槽		1.5 億円/年
雨水調整池		5.2 億円/年
ポンプ場（構造物）		4.4 億円/6 箇所
農業集落排水施設（構造物）		0.4 億円/1 箇所
維持管理システム改修費		0.2 億円/年

※平均値は 50 年間の事業費から算出しています。

(出所)「相模原市下水道施設維持管理計画」P43

4 土木施設(橋りょう)

(1) 土木施設(橋りょう)の管理数

後述するように、細部の内訳については示されていないが、最新の状況としては、上下線が分離している橋や本線の側道に架かる人道橋等をすべて個別の橋と捉え、橋りょう数を求めると以下のようになるとされている。

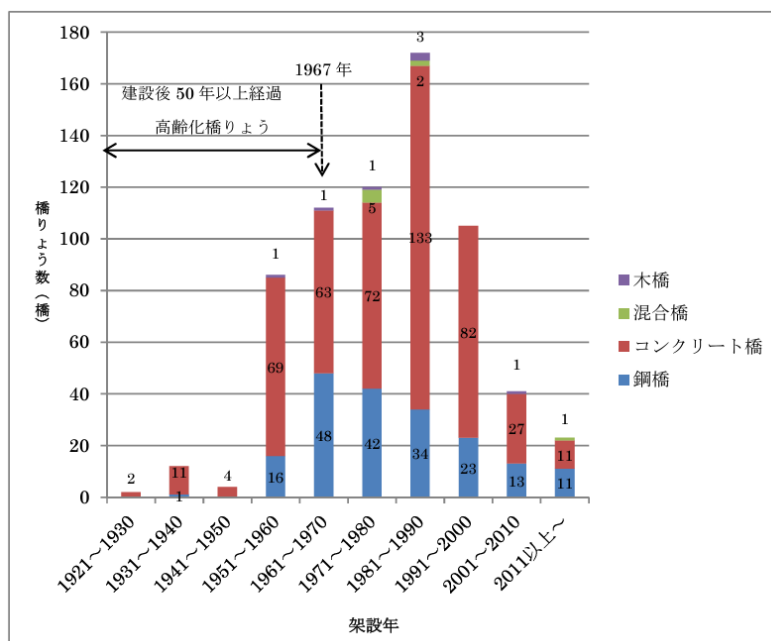
図表 15-65 管理する橋りょう数

区分	緑区		中央区	南区	合計
	津久井 土木事務所	緑 土木事務所	中央 土木事務所	南 土木事務所	
一般国道	52	6	15	0	73
主要地方道	20	6	13	23	62
一般県道	57	30	9	5	101
市道	185	65	83	108	441
合計	314	107	120	136	677

(出所)相模原市橋りょう長寿命化修繕計画(第 2 回改定版)～メンテナンスサイクルの推進に向けて～(令和 4 年 3 月)【概要版】

(2) 土木施設(橋りょう)の老朽化の状況

図表 15-66 橋りょう種別ごとの架設年代



(出所)相模原市橋りょう長寿命化修繕計画(第 2 回改定版)～メンテナンスサイクルの推進に向けて～(令和 4 年 3 月)

相模原市が管理する橋りょうの建設時期は、上記図表に示す分布となっており、特に 1960 年代から 1980 年代の 30 年間に建設した橋りょうは、404 橋と多く、全体の 6 割を占めている。また、一般に高齢化橋りょうと言われる建設後 50 年を経過した橋は、169 橋あり、10 年後には 304 橋、20 年後には約 7 割の 470 橋と急速に高齢化橋りょうが増加する。近い将来、この高齢化橋りょうの修繕費用や更新(架け替え)費用が必要となると認識されている。

(3) 担当部署の状況

都市建設局土木部及びその出先機関が担当している。

① 路政課(2024 年(令和 6 年)3 月 31 日現在)

職員 17 名

階層別:課長 1 名、総括副主幹 2 名、主査 1 名、主任 8 名、主事 4 名、技師 1 名

職種別:土木 7 名、事務 10 名

業務範囲:道路維持管理計画に関する事、道路台帳等の整備及び管理に関する事

② 緑土木事務所(2024 年(令和 6 年)3 月 31 日現在)

職員数:24 名

階層別:参事(兼)所長 1 名、担当課長 1 名、総括副主幹 3 名、副主幹 1 名、主査 6 名、
技能主査 1 名、主任 6 名、主事 2 名、技師 2 名、道路技能員 1 名

職種別:事務 8 名、土木 14 名、道路技能員 2 名

業務範囲:

- 1 道路敷の引継ぎ、借受け等に関する事。
- 2 道路不正使用の防止に関する事。
- 3 道路管理瑕疵による事故に関する事。
- 4 道路の通行禁止及び車両制限に関する事。
- 5 公共基準点の管理に関する事(1級基準点及び2級基準点を除く。)
- 6 道路台帳等の整備及び管理に関する事。
- 7 道路の境界に関する事。
- 8 未登記道路等の取得に関する事。
- 9 廃道路敷の処分に関する事。
- 10 道路の占用許可並びに道路占用料及び路面復旧費の徴収に関する事。
- 11 道路管理者以外の者が行う道路工事の承認に関する事。

- 12 占用工事及び道路管理者以外の者が行う道路工事(開発行為及び開発行為に準ずるものを除く。)の指導及び検査に関する事。
- 13 道路内の違反広告物、不法投棄及び放置自動車に関する事。
- 14 道路施設及び附属施設の維持管理に関する事。
- 15 道路の維持補修等(災害復旧を含む。)に関する事。
- 16 交通安全施設等整備に関する事。
- 17 寄附道路、狭あい道路等の用地取得及び整備に関する事。
- 18 市道(他の部課の主管に属するものを除く。次号において同じ。)の整備及び改良に係る調査、設計、施工及び監督に関する事。
- 19 市道の改良及び幅員に係る道路区域の確定に関する事。
- 20 受託の道路整備に関する事。
- 21 道路に係る災害防除に関する事。
- 22 取得用地の管理に関する事。
- 23 水路の維持管理(災害復旧を含む。)に関する事。
- 24 水路の境界に関する事。
- 25 廃水路敷の処分に関する事。
- 26 自転車対策(放置禁止区域外の放置自転車対策に関する事に限る。)に関する事

③ 津久井土木事務所(2024年(令和6年)3月31日現在)

職員数:35名

階層別:参事(兼)所長1名、担当課長2名、総括副主幹4名、副主幹3名、

主査15名、主任3名、主事1名、技師4名、道路技能員2名

職種別:事務10名、土木23名、なし2名

業務範囲:

- 1～16は緑木事務所と同じ。
- 17 寄附道路整備に関する事。
- 18 狭あい道路及び私道路敷に係る用地の取得に関する事。
- 19 建築確認に係る狭あい道路の整備に関する事。
- 20 市道(他の部課の主管に属するものを除く。次号において同じ。)の整備及び改良に係る調査、設計、施工及び監督に関する事。
- 21 市道の改良及び幅員に係る道路区域の確定に関する事。
- 22 受託の道路整備に関する事。
- 23 道路に係る災害防除に関する事。
- 24 取得用地の管理に関する事。
- 25 水路の維持管理(災害復旧を含む。)に関する事。

- 26 水路の境界に関すること。
- 27 廃水路敷の処分に関すること。

④ 中央土木事務所(2024年(令和6年)3月31日現在)

職員数:30名

階層別:所長1名、担当課長2名、総括副主幹3名、主査4名、技能主査1名、
主任13名、主事2名、技師3名、道路技能員1名

職種別:事務7名、土木20名、造園1名、道路技能員2名

業務範囲:

- 1～16は緑木事務所と同じ。
- 17 寄附道路、狭あい道路等の用地取得及び整備に関すること。
- 18 市道(他の部課の主管に属するものを除く。次号において同じ。)の整備及び改良に係る調査、設計、施工及び監督に関すること。
- 19 市道の改良及び拡幅に係る道路区域の確定に関すること。
- 20 受託の道路整備に関すること。
- 21 取得用地の管理に関すること。
- 22 水路の維持管理(災害復旧を含む。)に関すること。
- 23 水路の境界に関すること。
- 24 廃水路敷の処分に関すること。

⑤ 南土木事務所(2024年(令和6年)3月31日現在)

職員数:37名

階層別:所長1名、担当課長1名、総括副主幹4名、副主幹1名、主査6名、
主任14名、技能主任2名、主事3名、技師5名

職種別:事務12名、土木22名、道路技能員3名

業務範囲:

- 1～16は緑木事務所と同じ。
- 17 寄附道路整備に関すること。
- 18 狭あい道路及び私道路敷に係る用地の取得に関すること。
- 19 建築確認に係る狭あい道路の整備に関すること。
- 20 市道(他の部課の主管に属するものを除く。次号において同じ。)の整備及び改良に係る調査、設計、施工及び監督に関すること。
- 21 市道の改良及び拡幅に係る道路区域の確定に関すること。
- 22 受託の道路整備に関すること。
- 23 道路に係る災害防除に関すること。
- 24 取得用地の管理に関すること。

- 25 水路の維持管理(災害復旧を含む。)に関する事。
- 26 水路の境界に関する事。
- 27 廃水路敷の処分に関する事。

(4) 公共施設管理に関する基準となる根拠

① 国土交通省道路局「道路の維持修繕に関する省令・告示の制定について(道路法施行規則の一部改正等)」(2014年(平成26年)4月2日)

今後、橋りょう等の道路構造物が急速に老朽化していくことを踏まえ、各道路管理者の責任による点検→診断→措置→記録というメンテナンスサイクルを確立するために具体的な点検頻度や方法等を法令で定めることが必要とされているため、道路法施行令第35条の2第2項の規定に基づき、道路法施行規則において、道路の維持・修繕に関する具体的な基準等を定めるため、「道路法施行規則の一部を改正する省令」及び「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」を3月31日に公布したもので、施行は同年7月1日であった。

【具体的な内容】

- ・橋りょう(約70万橋)・トンネル(約1万本)等は、国が定める統一的な基準により、5年に1回の頻度で、近接目視により点検を行うことを基本とすること
- ・点検、診断の結果等について、記録・保存すること
- ・統一的な尺度で健全性の診断結果を分類すること

② 「相模原市土木施設維持管理基本方針」(2013年(平成25年)12月策定)

本方針は土木施設を対象として、次の事項を目的として取りまとめたものである。

土木施設に対する現状の維持管理方法の問題・課題を踏まえ、対象とする施設を相模原市全体で計画的かつ効率的にマネジメントするための考え方を示したもの。個別施設(道路・橋りょう等、河川、下水道)において、最適な維持管理の手法の設定など、維持管理計画の策定におけるガイドラインとしての役割を担うものであった。

なお、「相模原市土木施設維持管理基本方針」については、今年度中に改定を予定している「公共施設等総合管理計画」に統合する予定であるとのことである。

③ 「相模原市橋りょう長寿命化修繕計画」(第2回改定版)(2022年(令和4年)3月)

本計画は、『相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方』(本市の公共施設等総合管理計画)及び『相模原市土木施設維持管理基本方針』の考え方に基づき、具体的な取組について策定するものである。

本計画は、2018年度(平成30年度)から2027年度(令和9年度)までの10年間を計画期間としている。

④ 点検要領一覧

「横断歩道橋定期点検要領(技術的助言の開設・運用基準)」(令和 6 年 3 月)がある。

(5) 2023 年度(令和 5 年度)の状況

① アセットマネジメント推進課

道路の管理について、財政局アセットマネジメント推進課と都市建設局土木部の業務の棲み分けはどのようになるのか確認したところ、アセットマネジメント推進課から各個別施設計画の策定及び計画に基づく取組は、各所管課で実施しているとの回答があった。

アセットマネジメント推進課では、個別施設計画に沿って公共施設の維持管理がなされているかなどを、予算要求時のヒアリング等を通して確認しているという回答があった。

また、「アセットマネジメント対象資産」の概念については、「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方(相模原市公共施設等総合管理計画)」(令和 6 年 3 月改訂)P.3 に対象とする公共施設等の範囲を記載しており、これを「アセットマネジメント対象資産」と捉えているという説明があった。

② 財政課

財政課に一般会計の道路の「固定資産台帳」について確認したところ、下記の回答があった。

統一的な基準による財務書類(一般会計等)の貸借対照表に計上しているインフラ資産は会計別に勘定科目ごとに計上しているため、橋りょう、道路等の内訳は算出していない。また、「固定資産一覧表」との関係については、財務書類(全体)の貸借対照表のインフラ資産の算出にあたっては、企業会計の決算書の金額から作成している。

なお、統一的な基準による財務書類及び固定資産台帳の作成については、外部業者と作成支援業務委託契約を締結している。

③ 「相模原市道路施設長寿命化修繕計画法定点検施設における個別諸元リスト」(令和 6 年 9 月 1 日現在)の状況

相模原市 HP「橋りょうの管理」のサイトで、「相模原市橋りょう長寿命化修繕計画 法定点検施設における個別諸元リスト」(令和 6 年 9 月 1 日現在)(以下、「個別諸元リスト」という。)が公表された。ただし、公表版の個別諸元リストには、管理番号、橋りょうグループ、対策区分は記載されていない。以下に、その概要を示す。

ア. 判定区分Ⅳ

- ・直近の点検記録実施年度:2021
- ・点検記録判定区分:Ⅳ

- ・次回点検予定年度:2026
- ・主な修繕関連事項:撤去予定となっている橋りょうについて、緊急対応を実施していない理由、撤去費用の見積もりについて路政課に確認したところ、下記の回答があった。
「通行止め措置済であり、緊急対応措置済です。本橋りょうは、利用実態も少なく、撤去しても支障がないことから、今年度中に撤去を予定している。なお、撤去費用に関しては、業者から見積を徴取し、算出している。」

イ. 判定区分Ⅱ、Ⅲ

- ・点検記録判定区分:Ⅱ、Ⅲ
- ・次回点検予定年度:一、2025、2026、2027、2028

点検が複数年に分かれている点については、優先順位、財源措置等の観点から判断しているとのことで、跨線橋、跨道橋、横断歩道橋など予防保全型の橋りょうは健全性がⅡ判定、それ以外の事後保全型の橋りょうはⅢ判定となった場合に、計画に位置付け、事業を実施しているとのことである。なお、事業の優先順位は、「相模原市橋りょう長寿命化修繕計画」p.本編-16(表 4-3 優先順位の第1・第2指標)のとおり進めているところであり、計画に位置付けられた箇所については、国の補助金を活用し、修繕事業を実施しているとされる。

《参考事項》

図表 15-67 橋りょう・トンネル・道路付属設備等の健全性の診断について

全ての道路管理者は、2013年の道路法の改正等を受け、2014年7月より5年に1回の頻度で近接目視による点検を実施している。健全性の診断は、以下の4段階に区分されている。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

(出所)「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」(平成二十六年国土交通省告示第四百二十六号)

図表 15-68 対策区分判定と健全性の診断区分との関係

対策区分判定		健全性の診断区分
A	損傷が認められないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。	I
B	状況に応じて修繕を行う必要がある。	I
C1	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。	II
C2	橋りょう構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。	III
E1	橋りょう構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。	IV
E2	その他緊急対応の必要がある。	
M	維持工事に対応する必要がある。	II
S1	損傷が著しく、健全度に直接問題になる損傷であり、早急に詳細調査を行った上で補修を行う必要がある。	-
S2	追跡調査により、損傷の進展を確認したうえで、補修の要否検討を行う。	-

(出所)「相模原市橋りょう長寿命化修繕計画(第2回改定版)-本編-」

図表 15-69 優先順位の第1指標(第1順位～第5順位)

第1指標

管理手法	健全性の診断区分(対策区分判定)			
	IV (E2・E1)	III (C2)	II (C1)	I (A・B)
予防保全型	1	3	5	-
事後保全型	2	4	-	-
架替前提型	他事業で改良等を行う予定のある橋りょうや耐震補強の対策として架け替えの必要がある橋りょうが対象			

(出所)「相模原市橋りょう長寿命化修繕計画(第2回改定版)-本編-」

(注)「橋りょう」は、「橋」と読み替えるものとする。

図表 15-70 優先順位の第2指標(第1順位～第12順位)と設定管理手法との関係

優先順位	橋りょうグループ	内容	設定管理手法
1	J	土木遺産	予防保全型
2	A	跨線・跨道橋	予防保全型

優先順位	橋りょうグループ	内容	設定管理手法
3	B-1	跨線・跨道人道橋 (B-3 以外)	予防保全型
4	B-3	横断歩道橋	予防保全型
5	C	県指定の緊急輸送道路を構成する橋 (A・B 以外)	事後保全型
6	D	市指定の緊急輸送道路を構成する橋 (A・B 以外)	事後保全型
7	E	橋長 15m 以上の橋 (A・B・C・D・H・I・J 以外)	事後保全型
8	F	橋長 5m 以上 15m 未満の橋 (A・B・C・D・H・I・J 以外)	事後保全型
9	G	橋長 5m 未満の橋 (A・B・C・D・H・I・J 以外)	事後保全型
10	B-2	人道橋	事後保全型
11	H	ボックスカルバート	事後保全型
12	I	木橋	事後保全型

(出所)「相模原市橋りょう長寿命化修繕計画(第 2 回改定版)-本編-」を基に作成。

(注) 予防保全型は健全性の診断区分Ⅱ(予防保全段階)で修繕を行い、事後保全型は健全性の診断区分Ⅲ(早期措置段階)で損傷状況に対応した修繕を行うことにより長寿命化を図るものである。

ウ. 1960 年代に建設された PC 橋

- ・直近の点検記録実施年度: -
- ・点検記録判定区分: -
- ・次回点検予定年度: -

となっている 1960 年代に建設された PC 橋について路政課に確認したところ、下記の回答があった。

点検年度等が、「-」となっている1960年代に建設された橋りょうは、県の砂防事業で改修し、砂防施設となったものや、道路自体が通行止めであり、点検を実施していないもの。次期長寿命化修繕計画改定の際は、リストから除外する予定。

エ. 1980 年代に建設された木橋

- ・点検データ登録システム施設分類: -
- ・直近の点検記録実施年度: -
- ・点検記録判定区分: -

- ・次回点検予定年度:ー

となっている 1980 年代に建設された木橋について路政課に確認したところ、下記の回答があった。

竹の沢橋については、河川事業にて架け替えまたは撤去を予定しているため、次回点検は実施しない予定。沓掛 1 号橋、沓掛 2 号橋については、橋りょう形態をなしていない木橋であり、架設者も不明であることから、今後あり方を整理した後、撤去等を検討する必要があるため、点検施設から除外したものとすることである。

オ. 所在地が「相模原市」で、管理者が「町田市」になっている橋りょう

- ・点検データ登録システム施設分類:ー

- ・路線名:認定外

- ・点検記録判定区分:Ⅱ

- ・次回点検予定年度:ブランク

となっている橋りょうの中に、所在地が「相模原市」で、管理者が「町田市」になっているものがあつた。対策区分判定、補修費用の負担関係などがどのようになっているのか路政課に確認したところ、下記の回答があつた。

点検年度がブランクとなっている箇所については、修正したデータの通りである。道路法第 19 条に基づき、地方公共団体の区域の境界にかかる道路については、協議して管理の方法を定めることとされており、町田市については、新設または改築の場合は、原則として双方 1/2 費用負担をして実施することとしているが、修繕の場合は、管理者が費用負担することとなっているとのことであつた。

カ. 上記以外で判定区分「ー」、対策区分「ー」となっている施設

路政課に確認したところ、下記の回答があつた。

以下の理由から、点検未実施であり、両区分が「ー」となっている。

- ・無名橋(三井・相模湖)

通行止め区間に架設された橋りょうのため

- ・析沢橋

令和 5 年度に撤去済。今後、相模原市橋りょう長寿命化修繕計画の見直しの際に、リストから除外する。

- ・丸畑橋

上野原市が管理していますが、昨年度末に確認したところ、著しい土砂堆積により、点検が困難とのことである。

キ. 判定区分Ⅰ、対策区分 C1 又はブランクになっている施設

路政課に確認したところ、下記の回答があつた。

対策区分が C1 の箇所は、判定区分が I ではなく II の誤りのため、訂正する。対策区分が、ブランクの箇所については、行政界の管理協定の相手先が点検しており、対策区分は本市で把握していないため、ブランクとしている。

ク. 判定区分 II、対策区分 B またはブランクになっている施設

路政課に確認したところ、下記の回答があった。

対策区分が M の箇所において、橋全体の健全性に影響のある場合は、II としているため、その箇所については、「B、M」と表記を修正した。そのほか、M は影響せず、B にもかかわらず、判定区分が II となっている箇所は誤りのため、I に訂正した。

ケ. 判定区分 III、対策区分 E1 になっている施設

路政課に確認したところ、下記の回答があった。

E1 ではなく、C2 の誤りである。訂正する。

コ. 直近の点検記録実施年度 2014 年、判定区分 III、対策区分 E1(下倉川橋)

路政課に確認したところ、下記の回答があった。

当該橋りょうは通行止めをしている状況であるとのこと。

サ. 下河原橋について

直近の点検記録実施年度:2022 年

判定区分: III

対策区分: ブランク

管理者: 山梨県上野原市

所在地: 山梨県上野原市

となっている下河原橋について路政課に確認したところ、下記の回答があった。

当該橋りょうは、管理者である上野原市にて今後修繕を実施する予定であるとのこと。

(6) 更新費用等の計算方法

橋りょう、道路、河川に関しては、国土交通省「維持管理・更新費用の将来推計の考え方」などが公表されている。

「相模原市公共施設等総合管理計画」に「図4-9 維持管理・更新費の中長期推進(道路、橋りょう、河川、下水)」が掲載されていますが、どのような手引き、方針等を使用して計算したのか路政課に確認したところ、下記の回答があった。

維持管理・更新費の中長期推進については、手引き、方針等は使用しておらず、施設ごとに維持管理、更新費を積み上げている。
--

相模原市の道路、橋りょうではどのようなソフトウェアを使用して試算しているのか、路政課に確認したところ、下記の回答があった。

道路、橋りょうの更新費用等については、Excel による集計を行っている。

(7) 市民通報アプリ「パッ！撮るん。」による補修工事

路政課に市民通報により実施された令和 5 年度の補修工事の件数、予算財源、予算執行額を確認したところ、下記の回答があった。

件数: 4 件

財源: 一般財源

執行額: 3,488,100 円

(8) 結果・意見

【意見37】「相模原市橋りょう長寿命化修繕計画(第2回改定版)」に従った業務執行の正確性の向上について

上記にも示したように、「相模原市道路施設長寿命化修繕計画法定点検施設における個別諸元リスト」(令和 6 年 9 月 1 日現在)を確認した結果、判定区分、対策区分にいくつかの修正事項が認められた。さらに、適切な業務執行が望まれる。

5 土木施設(道路)

(1) 土木施設(道路)の管理数

相模原市が管理対象としている道路施設は以下の範囲である。

図表 15-71 管理対象道路施設一覧

施設種別		施設量	
舗装	一般国道	約 51km	
	主要地方道	約 84km	
	一般県道	約 106km	
	市道	約 2,160km	
	合 計	約 2,401km	
トンネル		7 本	
洞門		2 箇所	
横断施設	アンダーパス	11 箇所	
	カルバート	11 箇所	
ペDESTリアンデッキ		5 箇所	
交通安全施設	道路照明灯	8,580 基	
	大型標識	517 基	
	小型標識	3,403 基	
	道路情報提供装置	54 基	
	カーブミラー	9,004 基	
	ガードレール・横断防止柵等	約 270km	
のり面工・土工構造物	のり面工	切土のり面工	54 箇所
		盛土のり面工	5 箇所
		グラウンドアンカー工	19 箇所
	斜面安定工	擁壁工	810 箇所
		落石防護工	145 箇所

注 1. 舗装の施設量は、本市が管理する道路延長の値です。

注 2. のり面工・土工構造物は、国県道及び市道の一部にある大型構造物*を対象としています。

*「道路防災総点検要領〔豪雨・豪雪等〕H8」の点検箇所の抽出基準を参考に抽出

注 3. 施設量は平成 27 年 3 月時点の値です。

(出所)相模原市道路施設長寿命化修繕計画(改訂版)(令和 4 年 3 月)による。

(2) 土木施設(道路)の老朽化の状況

道路の舗装は、2010 年度(平成 22 年度)から 2014 年度(平成 26 年度)の 5 年間で主な幹線道路約 550kmのうち約 350kmについて路面性状調査を実施し、舗装の状態に応じて修繕を行っており、主な幹線道路の舗装の状態も、「総点検実施要領(案)国土交通省」の損傷レベル(大/中/小)に分類すると、損傷レベル小が9割以上であることから、比較的高い管理水準を維持している。

トンネルについては、7 本あり、そのうち建設から 50 年以上経過しているトンネルが 4 本あるが、過去に全施設を対象に点検を実施した結果、修繕を必要としたトンネルは 5 本あり、そのうち 3 本については 2013 年度(平成 25 年度)に修繕を実施した。残る 2 本のトンネルについては、2016 年度(平成 28 年度)に修繕を行っている。

洞門は 2 箇所、横断施設はアンダーパスが 11 箇所とカルバートが 11 箇所あり、そのうち建設から 50 年以上経過している施設は、アンダーパスの 1 箇所である。洞門、アンダーパス、カルバートは、2014 年度(平成 26 年度)に点検を実施した結果、修繕を必要とした施設は、洞門が 1 箇所、アンダーパスが 1 箇所、カルバートが 1 箇所あり、順次計画的に修繕を行っている。

ペDESTリアンデッキは 5 箇所あり、全ての施設は高度経済成長期以降に建設されたため、建設から 20 年未満の比較的新しい施設です。ペDESTリアンデッキは、2011 年度(平成 23 年度)、2013 年度(平成 25 年度)、2014 年度(平成 26 年度)の 3 か年で全施設を対象に点検を実施した結果、修繕を必要とした施設はなかった。

交通安全施設は、道路照明灯が 8,580 基、大型標識が 517 基、小型標識が 3,403 基、道路情報提供装置が 54 基、カーブミラーが 9,004 基、ガードレール・横断防止柵等が約 270kmあり、建設から 20 年以上経過している施設が多く、今後の老朽化や大量更新が懸念されている。交通安全施設は、2013 年度(平成 25 年度)から 2014 年度(平成 26 年度)の 2 か年で、道路照明灯、大型標識、道路情報提供装置を合わせて 2,621 基の点検を実施した結果、建設後 15 年を経過した頃から施設に損傷が発生する傾向があり、修繕を必要とした施設 71 基(約 3%)について、順次修繕を行っている。

(3) 担当部署の状況

都市建設局土木部及びその出先機関が担当している。

① 路政課(2024 年(令和 6 年)3 月 31 日現在)

職員数:17 名

階層別:課長 1 名、総括副主幹 2 名、主査 1 名、主任 8 名、主事 4 名、技師 1 名

職種別:土木 7 名、事務 10 名

業務範囲:道路維持管理計画に関する事、道路台帳等の整備及び管理に関する事

② 緑土木事務所(2024年(令和6年)3月31日現在)

職員数:24名

階層別:参事(兼)所長1名、担当課長1名、総括副主幹3名、副主幹1名、主査6名、
技能主査1名、主任6名、主事2名、技師2名、道路技能員1名

職種別:事務8名、土木14名、道路技能員2名

業務範囲:

- 1 道路敷の引継ぎ、借受け等に関する事。
- 2 道路不正使用の防止に関する事。
- 3 道路管理瑕疵による事故に関する事。
- 4 道路の通行禁止及び車両制限に関する事。
- 5 公共基準点の管理に関する事(1級基準点及び2級基準点を除く。)
- 6 道路台帳等の整備及び管理に関する事。
- 7 道路の境界に関する事。
- 8 未登記道路等の取得に関する事。
- 9 廃道路敷の処分に関する事。
- 10 道路の占用許可並びに道路占用料及び路面復旧費の徴収に関する事。
- 11 道路管理者以外の者が行う道路工事の承認に関する事。
- 12 占用工事及び道路管理者以外の者が行う道路工事(開発行為及び開発行為に準ずるものを除く。)の指導及び検査に関する事。
- 13 道路内の違反広告物、不法投棄及び放置自動車に関する事。
- 14 道路施設及び附属施設の維持管理に関する事。
- 15 道路の維持補修等(災害復旧を含む。)に関する事。
- 16 交通安全施設等整備に関する事。
- 17 寄附道路、狭あい道路等の用地取得及び整備に関する事。
- 18 市道(他の部課の主管に属するものを除く。次号において同じ。)の整備及び改良に係る調査、設計、施工及び監督に関する事。
- 19 市道の改良及び拡幅に係る道路区域の確定に関する事。
- 20 受託の道路整備に関する事。
- 21 道路に係る災害防除に関する事。
- 22 取得用地の管理に関する事。
- 23 水路の維持管理(災害復旧を含む。)に関する事。
- 24 水路の境界に関する事。
- 25 廃水路敷の処分に関する事。
- 26 自転車対策(放置禁止区域外の放置自転車対策に関する事に限る。)に関する事。

③ 津久井土木事務所(2024年(令和6年)3月31日現在)

職員数:35名

階層別:参事(兼)所長1名、担当課長2名、総括副主幹4名、副主幹3名、主査15名、主任3名、主事1名、技師4名、道路技能員2名

職種別:事務10名、土木23名、なし2名

業務範囲:

- | |
|---|
| <p>1～16は緑木事務所と同じ。</p> <p>17 寄附道路整備に関する事。</p> <p>18 狭あい道路及び私道路敷に係る用地の取得に関する事。</p> <p>19 建築確認に係る狭あい道路の整備に関する事。</p> <p>20 市道(他の部課の主管に属するものを除く。次号において同じ。)の整備及び改良に係る調査、設計、施工及び監督に関する事。</p> <p>21 市道の改良及び拡幅に係る道路区域の確定に関する事。</p> <p>22 受託の道路整備に関する事。</p> <p>23 道路に係る災害防除に関する事。</p> <p>24 取得用地の管理に関する事。</p> <p>25 水路の維持管理(災害復旧を含む。)に関する事。</p> <p>26 水路の境界に関する事。</p> <p>27 廃水路敷の処分に関する事。</p> |
|---|

④ 中央土木事務所(2024年(令和6年)3月31日現在)

職員数:30名

階層別:所長1名、担当課長2名、総括副主幹3名、主査4名、技能主査1名、主任13名、主事2名、技師3名、道路技能員1名

職種別:事務7名、土木20名、造園1名、道路技能員2名

業務範囲:

- | |
|---|
| <p>1～16は緑木事務所と同じ。</p> <p>17 寄附道路、狭あい道路等の用地取得及び整備に関する事。</p> <p>18 市道(他の部課の主管に属するものを除く。次号において同じ。)の整備及び改良に係る調査、設計、施工及び監督に関する事。</p> <p>19 市道の改良及び拡幅に係る道路区域の確定に関する事。</p> <p>20 受託の道路整備に関する事。</p> <p>21 取得用地の管理に関する事。</p> <p>22 水路の維持管理(災害復旧を含む。)に関する事。</p> <p>23 水路の境界に関する事。</p> <p>24 廃水路敷の処分に関する事。</p> |
|---|

⑤ 南土木事務所(2024年(令和6年)3月31日現在)

職員数:37名

階層別:所長1名、担当課長1名、総括副主幹4名、副主幹1名、主査6名、

主任14名、技能主任2名、主事3名、技師5名

職種別:事務12名、土木22名、道路技能員3名

業務範囲:

- | |
|--|
| <p>1～16は緑木事務所と同じ。</p> <p>17 寄附道路整備に関すること。</p> <p>18 狭あい道路及び私道路敷に係る用地の取得に関すること。</p> <p>19 建築確認に係る狭あい道路の整備に関すること。</p> <p>20 市道(他の部課の主管に属するものを除く。次号において同じ。)の整備及び改良に係る調査、設計、施工及び監督に関すること。</p> <p>21 市道の改良及び拡幅に係る道路区域の確定に関すること。</p> <p>22 受託の道路整備に関すること。</p> <p>23 道路に係る災害防除に関すること。</p> <p>24 取得用地の管理に関すること。</p> <p>25 水路の維持管理(災害復旧を含む。)に関すること。</p> <p>26 水路の境界に関すること。</p> <p>27 廃水路敷の処分に関すること。</p> |
|--|

(4) 公共施設管理に関する基準となる根拠

① 国土交通省道路局「道路の維持修繕に関する省令・告示の制定について(道路法施行規則の一部改正等)」(平成26年4月2日)

今後、橋りょう等の道路構造物が急速に老朽化していくことを踏まえ、各道路管理者の責任による点検→診断→措置→記録というメンテナンスサイクルを確立するために具体的な点検頻度や方法等を法令で定めることが必要となってきたのを踏まえ、道路法施行令第35条の2第2項の規定に基づき、道路法施行規則において、道路の維持・修繕に関する具体的な基準等を定めるため、「道路法施行規則の一部を改正する省令」及び「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」を平成26年3月31日に公布したもので、施行は同年7月1日であった。

【具体的な内容】

- ・橋りょう(約70万橋)・トンネル(約1万本)等は、国が定める統一的な基準により、5年に1回の頻度で、近接目視により点検を行うことを基本とすること
- ・点検、診断の結果等について、記録・保存すること
- ・統一的な尺度で健全性の診断結果を分類すること

② 「相模原市土木施設維持管理基本方針」(平成 25 年 12 月策定)

本方針は土木施設を対象として、次の事項を目的として取りまとめたものである。

土木施設に対する現状の維持管理方法の問題・課題を踏まえ、対象とする施設を相模原市全体で計画的かつ効率的にマネジメントするための考え方を示したものである。

個別施設(道路・橋りょう等、河川、下水道)において、最適な維持管理の手法の設定など、維持管理計画の策定におけるガイドラインとしての役割を担う。

なお、「相模原市土木施設維持管理基本方針」については、今年度中に改定を予定している「相模原市公共施設等総合管理計画」に統合する予定になっているとのことである。

③ 相模原市道路施設長寿命化修繕計画」(令和 4 年 3 月改訂)

本計画は、道路施設のうち、舗装、トンネル、洞門、横断施設、ペDESTリアンデッキ、交通安全施設、のり面工・土工構造物を対象として「相模原市土木施設維持管理基本方針」に基づく『予防保全的管理』を取り入れた維持管理を行っていくため、次の事項を目的として策定したもの。最適な管理方法への転換を行うことで、地域道路網の安全性と信頼性を確保するとともに、施設の長寿命化を図ることで維持管理・更新費用を縮減・平準化することを目的として、点検→診断→措置→記録という『メンテナンスサイクル』を確立し、維持管理業務を確実に推進する仕組みを構築することとした。

④ 点検要領一覧

- ・「道路トンネル定期点検要領(技術的助言の開設・運用標準)」(令和 6 年 3 月)
- ・「シェッド、大型カルバート定期点検要領(技術的助言の開設・運用標準)」(令和 6 年 3 月)
- ・「門型標識定期点検要領(技術的助言の開設・運用標準)」(令和 6 年 3 月)
- ・「舗装点検要領」(平成 28 年 10 月)
- ・「小規模附属物点検要領」(平成 29 年 3 月)
- ・「道路土工構造物点検要領(平成 29 年 8 月)

(5) 2023 年度(令和 5 年度)の状況

① アセットマネジメント推進課

道路の管理について、財政局アセットマネジメント推進課と都市建設局土木部の業務の棲み分けはどのようになるのか確認したところ、アセットマネジメント推進課から各個別施設計画の策定及び計画に基づく取組は、各所管課で実施しているという回答があった。

アセットマネジメント推進課では、個別施設計画に沿って公共施設の維持管理がなされているかなどを、予算要求時のヒアリング等を通して確認しているという回答があった。

また、「アセットマネジメント対象資産」の概念については、「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方(相模原市公共施設等総合管理計画)」(令和 6

年 3 月改訂)P.3 に対象とする公共施設等の範囲を記載しており、これを「アセットマネジメント対象資産」と捉えているという説明があった。

② 財政課

財政課に一般会計の道路の「固定資産台帳」について確認したところ、財政課からは、下記の回答があった。

統一的な基準による財務書類(一般会計等)の貸借対照表に計上しているインフラ資産は会計別に勘定科目ごとに計上しているため、橋りょう、道路等の内訳は算出していません。また、「固定資産一覧表」との関係についてですが、財務書類(全体)の貸借対照表のインフラ資産の算出にあたっては、企業会計の決算書の金額から作成している。

なお、統一的な基準による財務書類及び固定資産台帳の作成については、外部業者と作成支援業務委託契約を締結している。

③ 相模原市道路施設長寿命化修繕計画 法定点検施設における個別諸元リスト

国土交通省が HP で公表している「道路メンテナンス年報(令和元年度)」～「道路メンテナンス年報(令和 5 年度)」の「道路メンテナンス年報 参考データ集」の「2019 年度点検実施施設名一覧」～「2023 年度点検実施施設名一覧」で、相模原市の「点検記録」が「Ⅱ」になっているところが多数見られた。

路政課に確認したところ、「道路施設における個別諸元リスト」の提出があり、内容を確認したところ、計画に従って修繕等が執行されていた。財源については、国庫補助及び地方債を活用しているという説明があった。

図表 15-72 橋りょう・トンネル・道路付属設備等の健全性の診断について

全ての道路管理者は、2013 年の道路法の改正等を受け、2014 年 7 月より5年に1回の頻度で近接目視による点検を実施している。

健全性の診断は、以下の4段階に区分されている。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

(出所)国土交通省「道路メンテナンス年報(令和 5 年度)」

(6) 老朽化対策の状況

国土交通省が HP で公表している「道路メンテナンス年報(令和 5 年度)」の「道路メンテナンス年報 参考データ集」の「各都道府県における道路管理者毎の老朽化対策状況」で、「14-02_神奈川県におけるトンネルの老朽化対策の状況」、「14-03_神奈川県の地方公共団体における道路附属物等の老朽化対策の状況」が公表されている。相模原市の状況を路政課に確認したところ下記の資料の提出があった。

・(相模原市)トンネルの老朽化対策状況

⇒ 判定区分は全てⅡ

・(相模原市)附属物等の老朽化対策状況

⇒ 判定区分はⅠ又はⅡ

図表 15-73 道路施設統一の対策区分

対策区分		損傷の有無や損傷の程度等
A		損傷が認められない。
B		軽微な損傷があるが、補修などを行う必要はない。
C	C1	予防保全の観点から、補修等を行うことが望ましい。
	C2	損傷があり、構造の安全性の観点から速やかに補修等を行う必要がある。
E	E1	構造の安全性の観点から、緊急対応の必要性がある。
	E2	その他緊急対応の必要性がある。 (主に第三者影響や交通に支障がある場合)

(出所)「相模原市道路施設長寿命化修繕計画(改訂版)」

図表 15-74 維持管理区分と修繕・更新のタイミング

維持管理区分	対策区分
「予防保全型」	C1
「事後保全型」	C2
「観察型」	E1
	E2

(出所)「相模原市道路施設長寿命化修繕計画(改訂版)」

図表 15-75 健全性の診断区分と対策区分の関係

健全性の診断区分		対策区分の判定
I	健全	A、B
II	予防保全段階	C1、M(※)
III	早期措置段階	C2
IV	緊急措置段階	E1、E2

(※)対策区分の判定 M は、日常の維持工事で対応することが必要な状態
(出所)「相模原市道路施設長寿命化修繕計画(改訂版)」

(7) 更新費用等の計算方法

橋りょう、道路、河川に関しては、国土交通省「維持管理・更新費用の将来推計の考え方」などが公表されている。

「相模原市公共施設等総合管理計画」に「図4-9 維持管理・更新費の中長期推進(道路、橋りょう、河川、下水道)」が掲載されているが、どのような手引き、方針等を使用して計算したのか路政課に確認したところ、下記の回答があった。

維持管理・更新費の中長期推進については、手引き、方針等は使用しておらず、施設ごとに維持管理、更新費を積み上げております。

相模原市の道路、橋りょうではどのようなソフトウェアを使用して試算しているのか、路政課に確認したところ、下記の回答があった。

道路、橋りょうの更新費用等については、Excel による集計を行っております。

(8) 市民通報アプリ「パッ！撮るん。」による補修工事

路政課に市民通報により実施された 2023 年度(令和 5 年度)の補修工事の件数、予算財源、予算執行額を確認したところ、下記の回答があった。

件数:41 件

財源:一般財源

執行額:97,033,367 円

(9) 令和 5 年度 道路施設点検状況

「相模原市道路施設長寿命化修繕計画(改訂版)」(令和 4 年 3 月)の「表 3-5 定期点検による状況把握」に関して、2023 年度(令和 5 年度)の状況を路政課に確認したところ、下表「令和 5 年度 道路施設点検状況一覧」の提出があった。

図表 15-76 2023 年度(令和 5 年度) 道路施設点検状況一覧

施設名	施設の細分類	状態把握方法	数量	単位
舗装		路面性状調査 (機械)	126.1	km
トンネル		近接目視	-	本
洞門		近接目視	-	箇所
アンダーパス		近接目視	-	箇所
カルバート		近接目視	1	箇所
ペDESTリアンデッキ		近接目視	1	箇所
交通安全施設	大型標識 (門型)	近接目視	-	基
交通安全施設	大型標識 (門型以外)	詳細点検 中間点検	-	基
交通安全施設	道路情報 提供装置	詳細点検 中間点検		基
交通安全施設	道路照明灯	詳細点検 中間点検	1,849	基
のり面工 土工構造物		詳細点検	-	箇所

(出所)相模原市提供資料

(注)5年に1度の定期点検であるため、トンネル等の施設点検を行わない年度もある。

2013年(平成25年)の道路法改正等を受け、2014年(平成26年)7月より、道路管理者は、全ての橋りょう、トンネル等について、5年に1度、近接目視で点検を行い、点検結果として、健全性を4段階に診断することになった。

国土交通省は、国民・道路利用者の皆様に道路インフラや老朽化対策の現状をご理解頂くため、点検の実施状況や結果等を調査し、自治体毎の点検結果を取りまとめ、「道路メンテナンス年報」として毎年HPで公表している。

- ・第1巡目:平成26年度～平成30年度の5年間
- ・第2巡目:平成31年度(令和元年度)～令和5年度の5年間

なお、「道路メンテナンス年報(令和5年度)」の「道路メンテナンス年報 参考データ集」において、「2023年度点検実施施設名一覧」の中で相模原市の点検結果が下記の区分で公表されている。

- ・橋りょう点検結果(地方公共団体)
- ・トンネル点検結果(地方公共団体)

- ・シェッド点検結果(地方公共団体)
- ・大型カルバート点検結果(地方公共団体)
- ・横断歩道橋点検結果(地方公共団体)
- ・門型標識等点検結果(地方公共団体)

(10) 結果・意見

【結果22】 アセットマネジメントの対象資産の整理について

「相模原市公共施設等総合管理計画」(令和 6 年 3 月改訂)の「表 4-3 土木施設の保有状況」(平成 23 年 3 月時点)には、街路樹、昇降機、電線共同溝が記載してあるが、「相模原市道路施設長寿命化修繕計画(改訂版)」(令和 4 年 3 月)の「表 2-1 対象施設一覧」(平成 27 年 3 月時点)には記載がない。

一方、「相模原市道路施設長寿命化修繕計画(改訂版)」(令和 4 年 3 月)の「表 2-1 対象施設一覧」(平成 27 年 3 月時点)には、のり面工・土工構造物が記載してあるが、「相模原市公共施設等総合管理計画」(令和 6 年 3 月改訂)の「表 4-3 土木施設の保有状況」(平成 23 年 3 月時点)には記載がない。

また、「相模原市公共施設等総合管理計画」(令和 6 年 3 月改訂)の「表 4-3 土木施設の保有状況」(平成 23 年 3 月時点)に記載されている「交通安全施設」と、「相模原市道路施設長寿命化修繕計画(改訂版)」(令和 4 年 3 月)の「表 2-1 対象施設一覧」(平成 27 年 3 月時点)に記載されている「交通安全施設」では、対象範囲が異なっている。

このような状況について路政課に質問したところ、下記の回答があった。今後の見直しが必要になっている。

「相模原市土木施設維持管理基本方針」策定後に、「相模原市道路施設長寿命化修繕計画」策定し、一部施設の追加や数量変更があることから、対象施設が相違しております。令和 7 年度に「相模原市道路施設長寿命化修繕計画」を改定予定ですので、対象施設の見直しを行っていきます。

2013 年(平成 25 年)の道路法改正等を受けた「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」で示されている「健全性の診断区分」(Ⅰ～Ⅳ)や、「相模原市道路施設長寿命化修繕計画(改訂版)」で定められている「対策区分」(道路、舗装、トンネル、横断施設・洞門、ペDESTリアンデッキ、交通安全施設、のり面工・土工構造物)を、アセットマネジメントの対象資産のどの範囲に適用するかについても併せて検討する必要があると考えられる。

【結果23】 街路樹の台帳整理について

「相模原市公共施設等総合管理計画」(令和 6 年 3 月改訂)の「表 4-3 土木施設の保有

状況」(平成 23 年 3 月時点)には、「街路樹」(アセットマネジメントの対象資産)に関して下記の記載がある。

- ・高木:約 12,700 本
- ・中低木:約 20,300 本

一方、路政課からご提出いただいた「街路樹データ」(令和 5 年度末現在)には、下記の記載がある。

- ・高木:約 11,360 本
- ・中低木:約 13,351 本

特に中低木の減少が著しいことから、原因を路政課に質問したところ、下記の回答があった。「街路樹の伐採等による本数の減少もございますが、街路樹については、台帳整理なども終わっていないため、今後精査していきます。」

今後、台帳の整備等が必要である。

【意見38】 管理目標、短期事業計画について

「相模原市道路施設長寿命化修繕計画(改訂版)」(令和 4 年 3 月)の「図 3-1 メンテナンスサイクルを実施するワークフロー」に関して、管理目標、短期事業計画を依頼したところ、「短期事業計画については、公表資料として取り扱ってないため、提示できません。」とのことであった。

今回は、アセットマネジメントの対象資産の範囲を見直し中であること、また、台帳の中に整理中のものがあることなどから確認を見送った。今後の整理及び計画に従った執行が望まれる。

6 土木施設(河川)

(1) 土木施設(河川)の管理数

相模原市が管理対象としている河川は以下の範囲である。

図表 15-77 対象河川の状況

	準用河川鳩川	準用河川姥川	準用河川八瀬川
河川線形	緩やか	蛇行区間が多い	緩やか
周辺状況	市街地	市街地 一部緑地沿い	水田 段丘涯沿い
洪水時と 平常時	水位差大きい 水位変動が緩やか	水位差大きい 水位変動が急激	水位差小さい 水位変動が緩やか
河床状況	土砂堆積傾向	洗掘箇所が多い 一部に実生木	下流部に洗掘 下流部多自然
護岸状況	未改修区間が 柵渠構造	上流部に多自然護岸 を設置	中流部に 親水性護岸

(出所)相模原市河川維持管理計画(平成 29 年 3 月)

「相模原市公共施設等総合管理計画」においては、河川のアセットマネジメントの対象資産は「護岸、河道」となっている。

河川課からは、下記の説明があった。

- ・「相模原市道路情報管理システム」にて河川台帳の管理を行っている。
- ・「さがみはら地図情報」にて河川台帳平面図をインターネット公開している。

なお、「相模原市河川維持管理計画」は、相模原市が管理する河川のうち準用河川を対象としており、維持管理施設は「護岸、河道、管理用通路」となっている。

図表 15-78 管理河川の改修状況(令和5年度末時点)

河川名	管理延長 (km)	改修済延長 (km)	未改修延長 (km)	未改修率 (%)
準用河川鳩川	6.1	3.6	2.5	41.0%
準用河川姥川	6.5	6.3	0.2	3.1%
準用河川八瀬川	5.0	3.1	1.9	38.0%
合計	17.6	13	4.6	26.1%

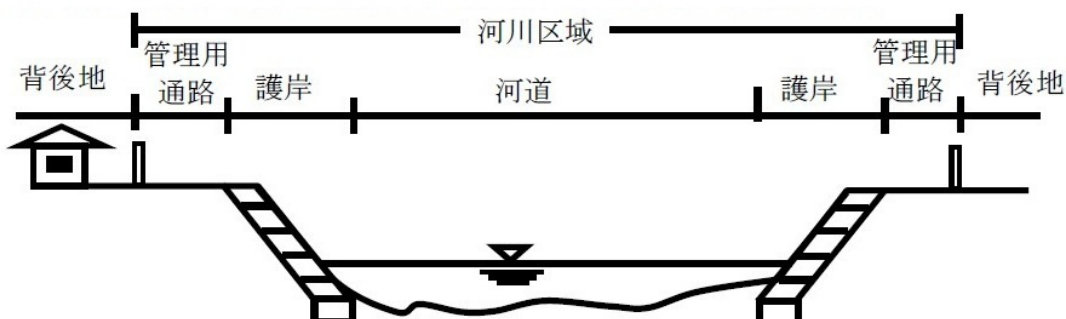
(出所)河川課提供資料

図表15-79 維持管理施設等一覧(令和5年度末現在)

管理対象物		改修済区間 施設延長及び箇所数	未改修区間 施設延長及び箇所数	
河川 施設	護岸	ブロック積み	24.94km	0.71km
		かごマット	0.5km	0.06km
		自然石(玉石)	0.21km	0km
		コンクリート柵渠	0km	7.24km
		根固め	0.84km	0km
	河道	落差工	17箇所	9箇所
		床止め	4箇所	1箇所
		堰	0箇所	1箇所
		水制工	23箇所	0箇所
	管理用 通路	フェンス	23.08km	5.36km
		舗装	9.29km	0km

(出所)河川課提供資料

図表15-80 維持管理施設状況図



(出所)「相模原市河川維持管理計画」

(2) 担当部署の状況

都市建設局土木部河川課が担当している。

河川課(2024年(令和6年)3月31日現在)

職員数:4名

課長(土木職)1名

総括副主幹(土木職)1名

主任(土木職)1名

主事(事務職)1名

業務範囲:河川維持管理計画上に定める長寿命化事業の予算調整
河川維持管理計画の見直し等

(3) 公共施設管理に関する基準となる根拠

① 「相模原市土木施設維持管理基本方針」(平成 25 年 12 月策定)

本方針は土木施設を対象として、次の事項を目的として取りまとめたものである。

土木施設に対する現状の維持管理方法の問題・課題を踏まえ、対象とする施設を相模原市全体で計画的かつ効率的にマネジメントするための考え方を示すものである。

個別施設(道路・橋りょう等、河川、下水道)において、最適な維持管理の手法の設定など、維持管理計画の策定におけるガイドラインとしての役割を担う。

なお、「相模原市土木施設維持管理基本方針」については、今年度中に改定を予定している「公共施設等総合管理計画」に統合する予定になっていると聞いている。

② 「相模原市河川維持管理計画」(平成 29 年 3 月)

本計画は、河川施設のうち主たる施設である護岸、管理用通路及び河道を対象として、次の事項を目的として取りまとめたものである。

最適な維持管理方法への転換を行うことで安全性と信頼性を確保するとともに、河川施設の長寿命化を図り、維持管理・更新費用を縮減・平準化する。

サイクル型の維持管理体系を確立し、維持管理業務を確実に推進する仕組みを構築する。なお、「相模原市河川維持管理計画」については、国が策定した点検要領の改定があったことから、その改定内容やその他現在の本市管理河川に係る課題等を盛り込み、2026 年度(令和 8 年度)に見直す予定と聞いている。

③ 定期点検及び特殊点検に関するマニュアル、チェックリスト等

- ・定期点検のマニュアル(「相模原市河川点検要領(案)」)
- ・河川施設修繕対策業務委託特記仕様書
- ・様式 2 河川管理カルテ(改修済み区間用)
- ・様式 2 河川管理カルテ(未改修区間用)

(4) 2023 年度(令和 5 年度)の状況

① アセットマネジメント推進課

河川の管理について、財政局アセットマネジメント推進課と都市建設局土木部の業務の棲み分けはどのようになるのか確認したところ、アセットマネジメント推進課から各個別施設計画の策定及び計画に基づく取組は、各所管課で実施しているという回答があった。

アセットマネジメント推進課では、個別施設計画に沿って公共施設の維持管理がなされているかなどを、予算要求時のヒアリング等を通して確認しているという回答があった。

また、「アセットマネジメント対象資産」の概念については、「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方(相模原市公共施設等総合管理計画)」(令和 6 年 3 月改訂)P.3 に対象とする公共施設等の範囲を記載しており、これを「アセットマネジメント対象資産」と捉えているという説明があった。

② 財政課

財政課に一般会計の道路の「固定資産台帳」について確認したところ、財政課からは、下記の回答があった。

統一的な基準による財務書類(一般会計等)の貸借対照表に計上しているインフラ資産は会計別に勘定科目ごとに計上しているため、橋りょう、道路等の内訳は算出していません。また、「固定資産一覧表」との関係についてですが、財務書類(全体)の貸借対照表のインフラ資産の算出にあたっては、企業会計の決算書の金額から作成している。

なお、統一的な基準による財務書類及び固定資産台帳の作成については、外部業者と作成支援業務委託契約を締結している。

(5)ここ 5 年以内のアセットに関する事故やインシデント

河川課から、2023 年(令和 5 年)7 月に準用河川姥川にて河道の洗堀による一部護岸の崩落が発生したと説明を受けた。

(6)2023 年度(令和 5 年度)の点検状況

「相模原市河川維持管理計画」(平成 29 年 3 月)の p.32~34 に、相模原市が管理者となっている準用河川の維持管理スケジュールが掲載されている。令和 5 年度の点検結果を、「表 5-8 河川別の損傷度分布」の形式で提出を依頼したところ、河川課から下記の回答があった。

2023 年度(令和 5 年度)は職員の長期休暇等が重なり定期点検を実施する体制が確保できなかったため、全河川における日常点検のみを実施しております。そのため、損傷度分布は作成しておりません。

図表 15-81 (参考)「表 5-8 河川別の損傷度分布」

表 5-8 河川別の損傷度分布

河川名	施設名		損傷度分布			
			S1 異常なし	S2 経過観察段階	S3 予防保全段階	S4 要対策段階
鳩川	護岸	未改修区間	46	56	252	0
		改修済区間	13	0	1	0
	河道	洗掘	1	0	4	0
		堆積	2	12	6	0
	管理用通路		3	3	0	2
姥川	護岸	未改修区間	6	3	1	1
		改修済区間	2	11	5	0
	河道	洗掘	4	7	6	14
		堆積	0	2	5	0
	管理用通路		0	1	4	0
八瀬川	護岸	未改修区間	1	0	5	1
		改修済区間	0	0	3	0
	河道	洗掘	1	0	2	2
		堆積	1	2	10	0
	管理用通路		0	1	1	0

各河川の代表的な損傷内容は、次のとおりである。

○準用河川鳩川【黄色の網掛け】

：護岸の未改修区間における損傷で柵渠部の鉄筋露出が多数
(柵渠 1 本当たりの変状を 1 箇所とする。)

○準用河川姥川【オレンジ色の網掛け】

：河道の河床洗掘の損傷で、基礎天端や基礎全体が露出

○準用河川八瀬川【ピンク色の網掛け】

：河道堆積の損傷で、未改修区間の護岸の部分的な破損や河道の河床洗掘の一部損傷がある。

(出所)「相模原市河川維持管理計画」(平成 29 年 3 月)

(7) 短期対策計画(重点施策)の見直し

「相模原市河川維持管理計画」(平成 29 年 3 月)の p.32~34 に、平成 33 年度(令和 3 年度)に短期対策計画(重点施策)の見直しと記載されていたため、河川課に確認したところ、下記の回答があった。

「年に1回の河川点検で 2017 年度(平成 29 年度)時点より変状が大きい箇所が一部の区間(鳩川の柵渠区間等)以外には見受けられなかったことから、計画の見直しは行っておりません。なお、鳩川の柵渠区間及び姥川の河床については、定期点検及び特殊点検の結

果により修繕計画の修正を行っている。

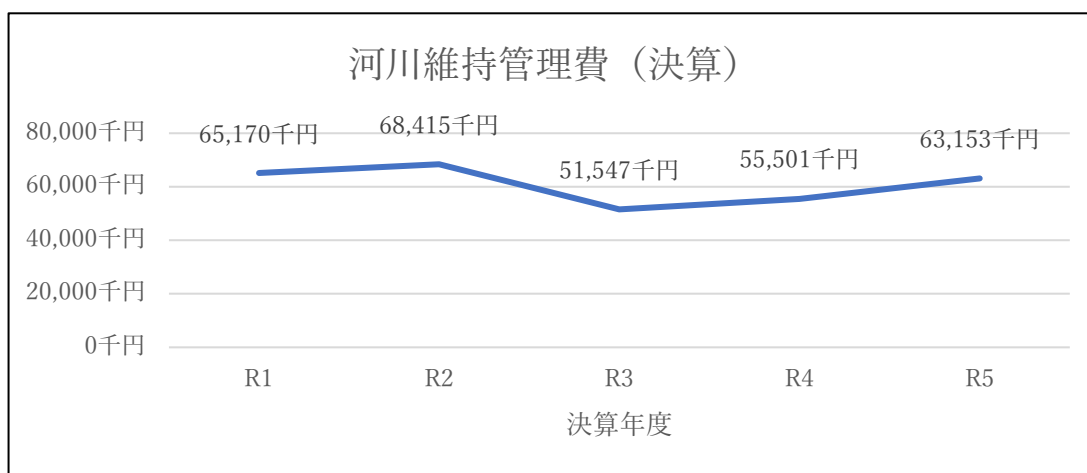
(8)維持管理費用

「相模原市河川維持管理計画」(平成 29 年 3 月)の p.29 (3)維持管理対策の費用で、予防保全型の管理を実施した場合に、2017 年(平成 29 年)からの 30 年間で 27 億円になると予想されている。

単純平均で 90 百万円/年となることから、提出されている「令和5年度河川課執行分決算一覧表」の【当初一次】河川維持管理費 100-05 の決算額は 63 百万円との相違点について河川課に確認したところ下記の回答があった。

「財政部局に除草、樹木伐採等の委託費の予算要求を実施しておりますが、例年十分な予算が確保できていない状況となっております。なお、2024 年度(令和 6 年度)予算については約 20 百万円増額し 87 百万円の予算規模となっております。」とのことであった。

図表 15-82 河川維持管理費(決算)(単位:円)



(出所)河川課提供資料

さらに、「また、近年労務費等の物価上昇が要因となり、予算要求時にその分の予算増が見込めない状況が続いており、適切な維持管理費との乖離が進んでおります。そのため、当初想定していた通常の維持管理である除草、樹木伐採及び施設修繕等が十分に実施できないことにより、除草未実施個所の樹木繁茂が進んだり、破損したフェンスの修繕が追いつかない状況であったり、さらなる維持管理費の増加につながっております。」とのことであった。

(9)維持管理対策費用の見積り計算

「相模原市河川維持管理計画」(平成 29 年 3 月)p.29 の「図 6-1 維持管理費の推移の比較」を作成する際に使用した手引きや指針、ソフトウェアなどを河川課に確認したところ、下記の回答があった。「準拠した手引き・指針及び使用したソフトウェア等はありません。すべて職

員で作成したものです。」とのことであった。

(10) 市民通報アプリ「パッ！撮るん。」による補修工事

河川課に市民通報により実施された令和 5 年度の補修工事の件数、予算財源、予算執行額を確認したところ、下記の回答があった。

【件数】

令和 5 年度実績1件

樹木の繁茂に関する通報。直営にて対応したため支出なし

【財源】

補修工事が必要となる場合は、令和 5 年度決算一覧表内の河川維持補修費の範囲内で実施しております。

予算執行額:「パッ！撮るん。」より通報のあった内容について、直営作業を行ったため、予算執行に対しては実績がありません。

(11) PFAS(PFOS 及び PFOA) の状況

相模原市環境保全課が実施した「令和5年度河川水有機フッ素化合物調査結果」では、「道保川3地点で指針値(暫定)(PFOS 及び PFOA の合計値として 50ng/L)の超過がありました。」と報告されている。

(12) 結果・意見

【結果 24】 アセットマネジメントの対象資産について

「相模原市公共施設等総合管理計画」においては、河川のアセットマネジメントの対象資産は「護岸、河道」となっている。

一方、「相模原市河川維持管理計画」では、維持管理施設は「護岸、河道、管理用通路」となっている。今後、見直しが必要と考えられる。

第16 公共施設マネジメント計画の財政的課題(各論)

以下においては、相模原市の財政と公共施設マネジメントに必要な財源分析を示すものである。

1. 財政指標の推移と他自治体との比較

(1)これまでの相模原市の財政指標の推移

相模原市は、市民への財政状況の公開を財政状況資料集として公開している。ここでは当該資料から主要財政指標を抽出し直近10年間の推移⁶を以下にとりまとめ、比較可能な指標については他政令市との比較⁷を行った。

① 実質収支比率⁸

相模原市の実質収支比率は、2013年度(平成25年度)から2019年度(令和元年度)までは4.5%から5.3%の範囲で推移しているが、2020年度(令和2年度)からは大きく増加傾向である。概ね3%から5%が適正と言われるが2021年度(令和3年度)から大きく増加している。また、政令指定都市20都市中1位となっており、2022年度(令和4年度)では8.9%であり2位の岡山市4.6%を4.3ポイントも上回っている。なお、相模原市の2023年度(令和5年度)実質収支比率は3.8%⁹となっており、適正と言われる水準となっている。

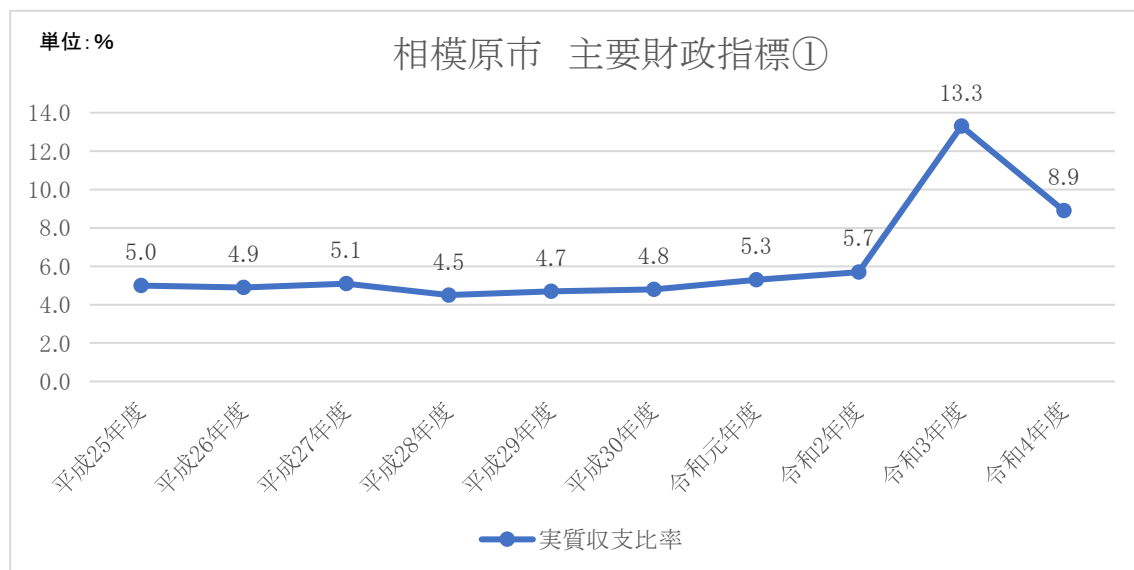
⁶ 直近10年は平成25年度から令和4年度の数値としているが、令和5年度の数値が取得できるものは本文中に当該数値を記載している。

⁷ 令和4年度の財政状況資料集に基づき実施

⁸ 地方公共団体の財政運営には、適度な歳入歳出の均衡が求められており、収支の相対的な大きさを示す指標である。実質収支の標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む。)に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。(出所)総務省 HP、相模原市 HP

⁹ (出所)相模原市「相模原市財政の状況(令和5年度)」

図表16-1 主要財政指標①



(出所)相模原市「財政状況資料集(平成25年度～令和4年度)」

図表 16-2 実質収支比率(令和4年度)

自治体	実質収支比率	順位(高い順)
相模原市	8.9%	1位
札幌市	1.4%	14位
仙台市	1.2%	15位
さいたま市	1.8%	13位
千葉市	2.1%	10位
横浜市	2.0%	11位
川崎市	0.5%	19位
新潟市	2.7%	8位
静岡市	3.5%	5位
浜松市	4.3%	3位
名古屋市	1.2%	15位
京都市	1.9%	12位
大阪市	3.0%	7位
堺市	3.4%	6位
神戸市	0.3%	20位
岡山市	4.6%	2位
広島市	0.9%	17位
北九州市	0.6%	18位

第 16 公共施設マネジメント計画の財政的課題(各論)

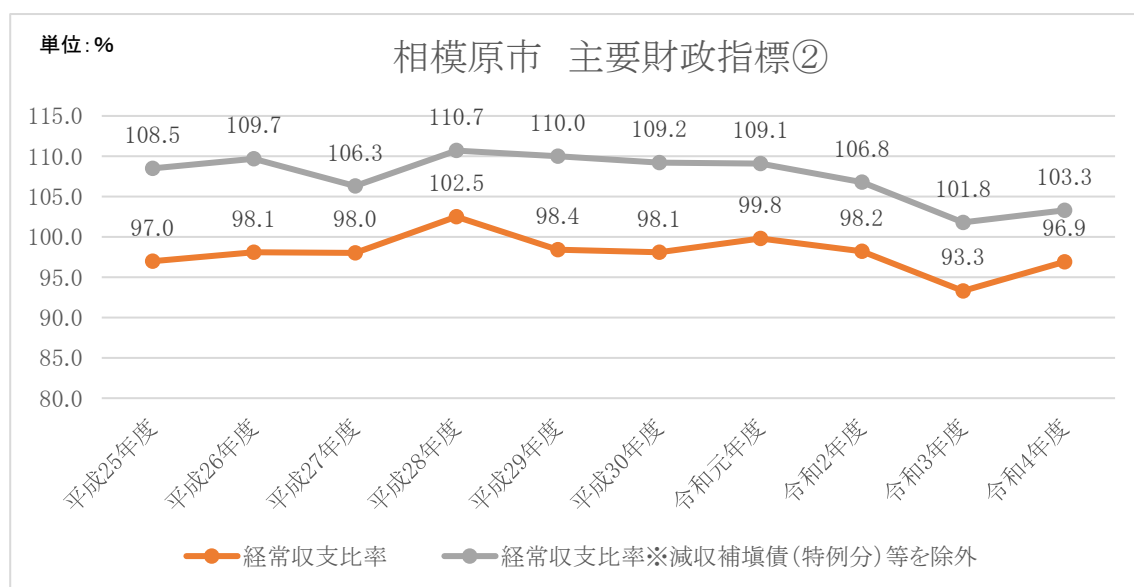
福岡市	2.2%	9 位
熊本市	3.7%	4 位
政令市平均	2.5%	

(出所)総務省「財政状況資料集(令和4年度)」に基づき監査人で集計

② 経常収支比率¹⁰

相模原市の経常収支比率は、2013年度(平成25年度)から2022年度(令和4年度)までは93.3%から102.5%の範囲で推移している。2016年度(平成28年度)の102.5%をピークに、2022年度(令和4年度)は96.9%となっており若干の改善はあるが、政令指定都市20都市中10位の水準であり、政令指定都市平均96.0%よりも高い。なお、2023年度(令和5年度)は96.0%となっており、相模原市財政の状況(令和5年度)によると「経常収支比率を構成する分子となる経常経費充当一般財源は182,474,669千円で、扶助費に充当した一般財源が増加したこと等により、前年度と比べると581,684千円(0.3%)増加」となったことが要因である。他政令指定都市比較では中ほどの数字であるが、100.0%に迫る数値であり、「減収補填債(特例分)」「猶予特例債」及び「臨時財政対策債」を除いて算出した経常収支比率は過去10年¹¹で100.0%を超えており、一般的には70%～80%程度が適正水準と言われていることから財政構造の硬直化が進んでいるといえる。

図表16-3 主要財政指標②¹²



(出所)相模原市「財政状況資料集(平成25年度～令和4年度)」

¹⁰ 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減収補填債特例分、猶予特例債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかをみるものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。(出所)総務省 HP

¹¹ 平成25年度～令和4年度を示す

¹² 経常収支比率※は「減収補填債(特例分)」「猶予特例債」及び「臨時財政対策債」を除いて経常収支比率を算出

図表 16-4 経常収支比率(令和 4 年度)

自治体	経常収支比率	順位
相模原市	96.9%	10 位
札幌市	94.9%	7 位
仙台市	98.7%	17 位
さいたま市	95.6%	9 位
千葉市	98.1%	15 位
横浜市	97.9%	14 位
川崎市	97.1%	11 位
新潟市	94.9%	7 位
静岡市	93.1%	5 位
浜松市	90.1%	2 位
名古屋市	97.8%	13 位
京都市	99.2%	18 位
大阪市	92.4%	3 位
堺市	102.4%	20 位
神戸市	97.1%	11 位
岡山市	89.3%	1 位
広島市	98.2%	16 位
北九州市	99.3%	19 位
福岡市	93.6%	6 位
熊本市	93.0%	4 位
政令市平均	96.0%	

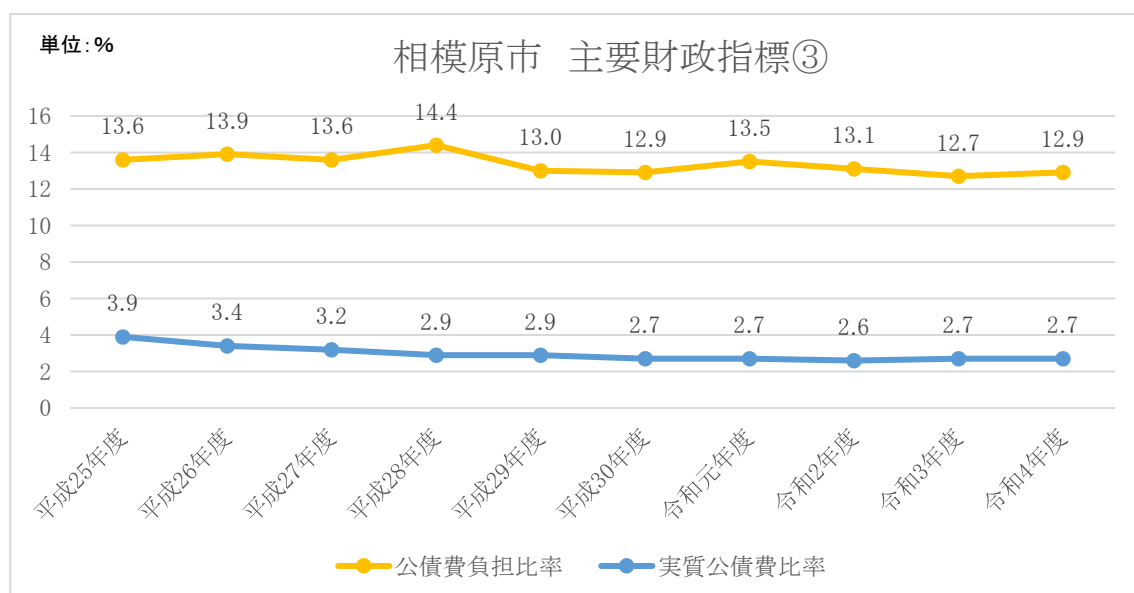
(出所)総務省「財政状況資料集(令和4年度)」に基づき監査人で集計

③ 公債費負担比率¹³・実質公債費比率¹⁴

相模原市の公債費負担比率は、2013年度(平成25年度)から2022年度(令和4年度)までは12.7%から14.4%の範囲で推移している。低水準であることが望ましく、一般的には15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされているが、相模原市は令和4年度の政令指定都市平均15.3%よりも低く、政令指定都市20都市中1位である12.9%である。

相模原市の実質公債費比率は、2013年度(平成25年度)から2022年度(令和4年度)までは2.6%から3.9%の範囲で推移しており、2022年度(令和4年度)は2.7%となっている。低水準であることが望ましく、財政健全化法により早期健全化基準(基準値25.0%)と、財政再生基準(基準値35.0%)の二つの基準値が定められているが、相模原市は2022年度(令和4年度)の政令指定都市平均7.0%よりも低く、政令指定都市20都市中2位である2.7%である。なお、2023年度(令和5年度)相模原市の実質公債費比率は2.8%となっており、前年比で0.1ポイント増加している。

図表16-5 主要財政指標③



(出所)相模原市「財政状況資料集(平成25年度～令和4年度)」

¹³ 公債費負担比率は、公債費充当一般財源(地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源)が一般財源総額に対し、どの程度の割合になっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するもの。(出所)総務省 HP)

¹⁴ 実質公債費比率は、当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び公営企業債の償還金に対する繰出金などの準元利償還金に係る実質的な公債費相当額^{※1}の標準財政規模を基本とした額^{※2}に対する比率の過去3か年の平均値。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、これらが財政運営に与える影響の度合いを示す指標ともいえる。

※1 元利償還金(繰上償還金等を除く。)及び準元利償還金の合計額から、これらに充当された特定財源及び元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

※2 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

(出所)総務省 HP

図表 16-6 公債費負担比率(令和 4 年度)

自治体	公債費負担比率	順位
相模原市	12.9%	1 位
札幌市	13.2%	2 位
仙台市	15.0%	11 位
さいたま市	14.4%	7 位
千葉市	17.4%	18 位
横浜市	14.9%	9 位
川崎市	14.7%	8 位
新潟市	17.1%	17 位
静岡市	15.1%	12 位
浜松市	13.2%	2 位
名古屋市	14.0%	6 位
京都市	17.5%	19 位
大阪市	15.5%	13 位
堺市	13.7%	4 位
神戸市	16.8%	15 位
岡山市	14.9%	9 位
広島市	16.2%	14 位
北九州市	19.3%	20 位
福岡市	17.0%	16 位
熊本市	13.8%	5 位
政令市平均	15.3%	

(出所) 総務省「財政状況資料集(令和4年度)」に基づき監査人で作成

図表 16-7 実質公債費比率(令和 4 年度)

自治体	実質公債費比率	順位
相模原市	2.7%	2 位
札幌市	2.9%	3 位
仙台市	6.5%	10 位
さいたま市	6.6%	11 位
千葉市	10.6%	18 位
横浜市	9.7%	15 位
川崎市	8.7%	14 位
新潟市	11.7%	19 位

第 16 公共施設マネジメント計画の財政的課題(各論)

静岡市	6.3%	9 位
浜松市	4.4%	4 位
名古屋市	6.8%	12 位
京都市	11.9%	20 位
大阪市	1.3%	1 位
堺市	6.0%	8 位
神戸市	4.8%	5 位
岡山市	5.3%	6 位
広島市	9.8%	16 位
北九州市	10.4%	17 位
福岡市	8.4%	13 位
熊本市	5.4%	7 位
政令市平均	7.0%	

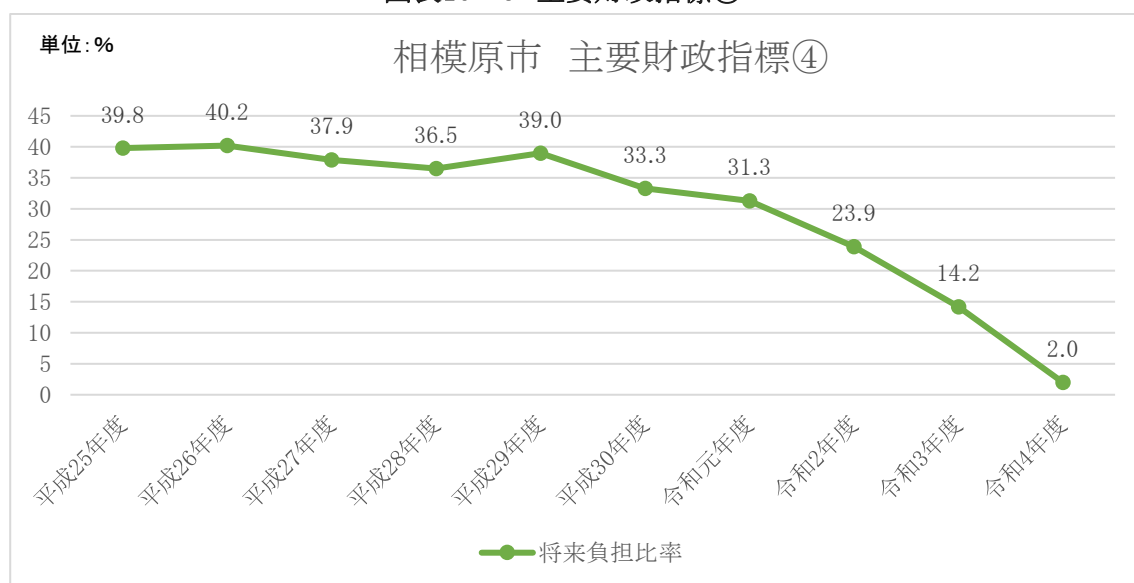
(出所) 総務省「財政状況資料集(令和4年度)」に基づき監査人で作成

④ 将来負担比率¹⁵

相模原市の将来負担比率は、2014年度(平成26年度)の40.2%をピークに逡減しており、2022年度(令和4年度)は2.0%となっている。相模原市は2022年度(令和4年度)の政令指定都市平均71.1%よりも低く、政令指定都市20都市中5位である2.0%である。

2023年度(令和5年度)の将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため算定されていない。これは、2023年度(令和5年度)の相模原市財政の状況によると「将来負担比率を構成する分子が、財政調整基金等の充当可能基金現在高の増加等により、減少したことによるものである。」とある。

図表16-8 主要財政指標④



(出所)相模原市「財政状況資料集(平成25年度～令和4年度)」

¹⁵ 公営企業や地方公社、損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債^{※1}の標準財政規模を基本とした額^{※2}に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

※1 一般会計等の将来負担額から財政調整基金や元利償還金等に係る基準財政需要額算入額などの充当可能財源等を控除した額。

※2 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。(出所)総務省 HP

図表 16-9 将来負担比率(令和 4 年度)

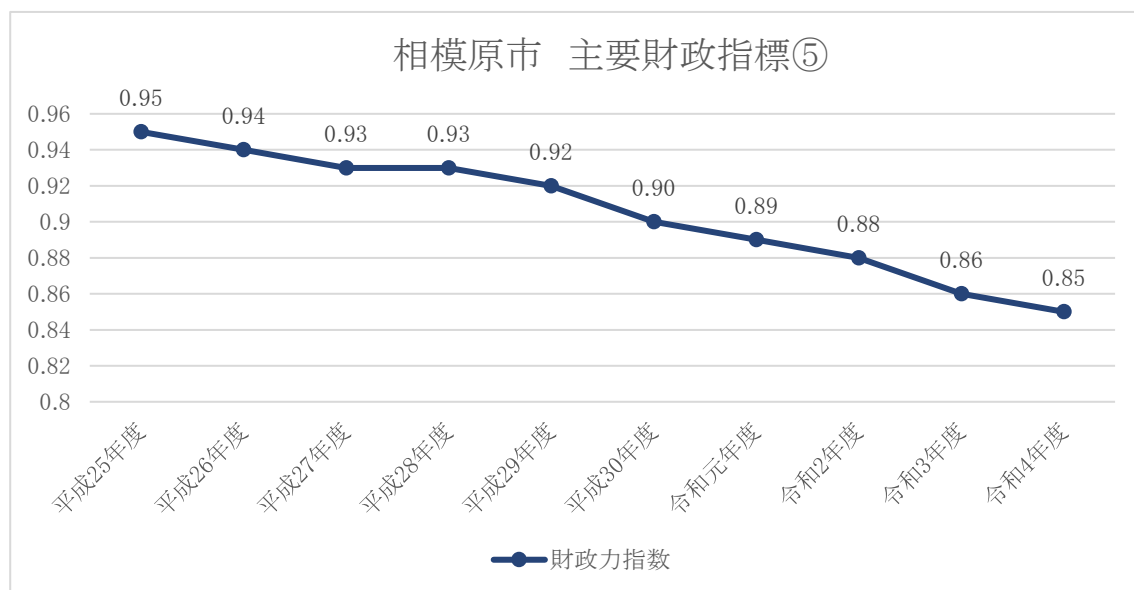
自治体	将来負担比率	順位
相模原市	2.0%	5 位
札幌市	21.8%	7 位
仙台市	57.5%	9 位
さいたま市	16.4%	6 位
千葉市	125.0%	15 位
横浜市	129.2%	17 位
川崎市	123.4%	14 位
新潟市	126.7%	16 位
静岡市	34.3%	8 位
浜松市	0.0%	1 位
名古屋市	88.6%	12 位
京都市	148.6%	19 位
大阪市	0.0%	1 位
堺市	0.0%	1 位
神戸市	60.9%	10 位
岡山市	0.0%	1 位
広島市	164.8%	20 位
北九州市	147.2%	18 位
福岡市	74.3%	11 位
熊本市	102.2%	13 位
政令市平均	71.1%	

(出所) 総務省「財政状況資料集(令和4年度)」に基づき監査人作成

⑤ 財政力指数¹⁶

相模原市の財政力指数は、2013年度(平成25年度)の0.95から逡減しており、2022年度(令和4年度)は0.85となっている。相模原市は2022年度(令和4年度)の政令指定都市平均0.8より高く、政令指定都市20都市中9位である。相模原市は政令指定都市比較では中位にいるが、経年比較では年々逡減していることから財源に余裕がなくなっていく傾向にあるといえる。

図表16-10 主要財政指標⑤



(出所)相模原市「財政状況資料集(平成25年度～令和4年度)」

図表 16-11 財政力指数

自治体	財政力指数	順位
相模原市	0.85	9位
札幌市	0.72	17位
仙台市	0.89	7位
さいたま市	0.96	3位
千葉市	0.91	6位
横浜市	0.95	4位
川崎市	1.02	1位
新潟市	0.66	20位

¹⁶ 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

第 16 公共施設マネジメント計画の財政的課題(各論)

静岡市	0.85	9 位
浜松市	0.83	11 位
名古屋市	0.98	2 位
京都市	0.81	12 位
大阪市	0.92	5 位
堺市	0.78	14 位
神戸市	0.77	15 位
岡山市	0.76	16 位
広島市	0.80	13 位
北九州市	0.70	18 位
福岡市	0.88	8 位
熊本市	0.70	18 位
政令市平均	0.84	

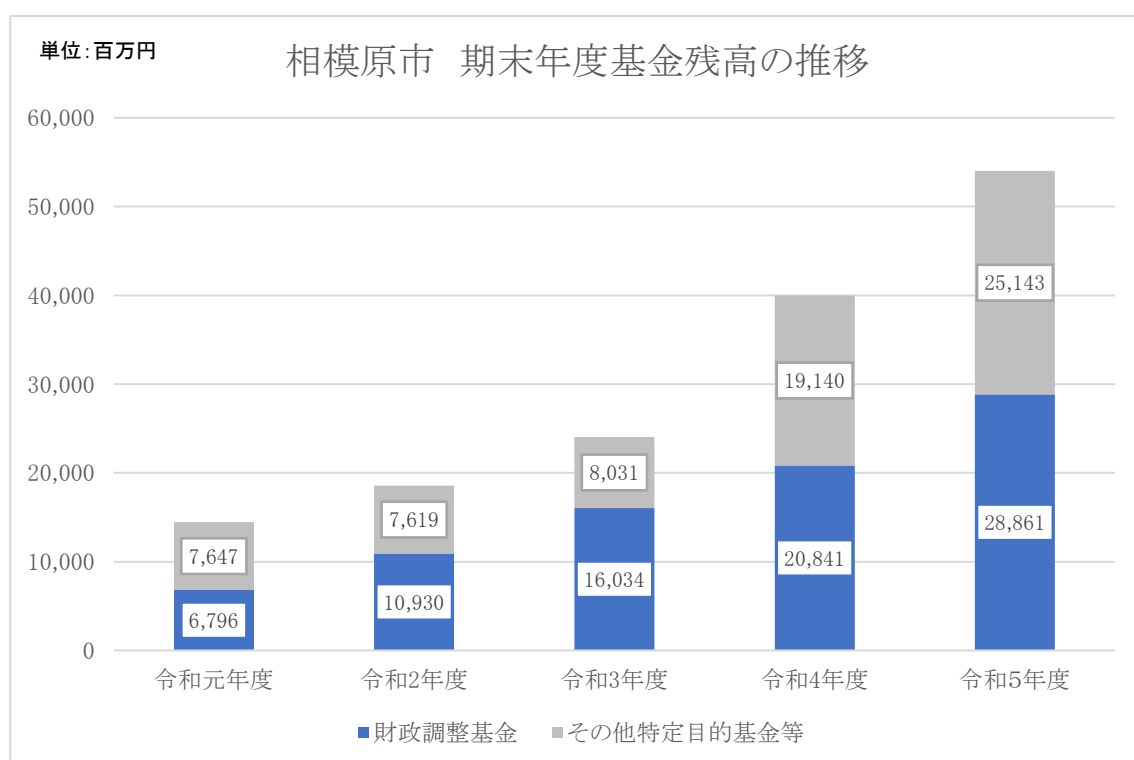
(出所) 総務省「財政状況資料集(令和4年度)」に基づき監査人作成

⑥ 基金

相模原市の財政調整基金¹⁷は2020年度(令和2年度)以降増加傾向にある。この傾向は、財政状況資料集(令和4年度)によると「実質収支額の増加によるもので、コロナ禍による事業の中止や、市税収入の堅調な推移、また2021年度(令和3年度)については普通交付税の追加交付が特に影響している。」とされている。2023年度(令和5年度)の現在高は28,861百万円で、前年度末と比べると8,020百万円増加となっている。

その他特定目的基金等¹⁸も増加傾向にあり、令和5年度は、学校施設の空調設備の設置等に向けた学校施設整備基金の増加や退職手当調整基金の新設等により増加している。

図表16-12 相模原市 期末年度基金残高の推移



(出所)相模原市「財政状況資料集(令和元年度～令和4年度)」「相模原市財政の状況(令和5年度)」

¹⁷ 地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。(出所)総務省 HP 財政状況資料集の説明

¹⁸ その他特定目的基金等は、減債基金※1 とその他特定目的基金※2を合算した数値としている。その他特定目的基金の中に、公共施設保全等基金も含まれている。

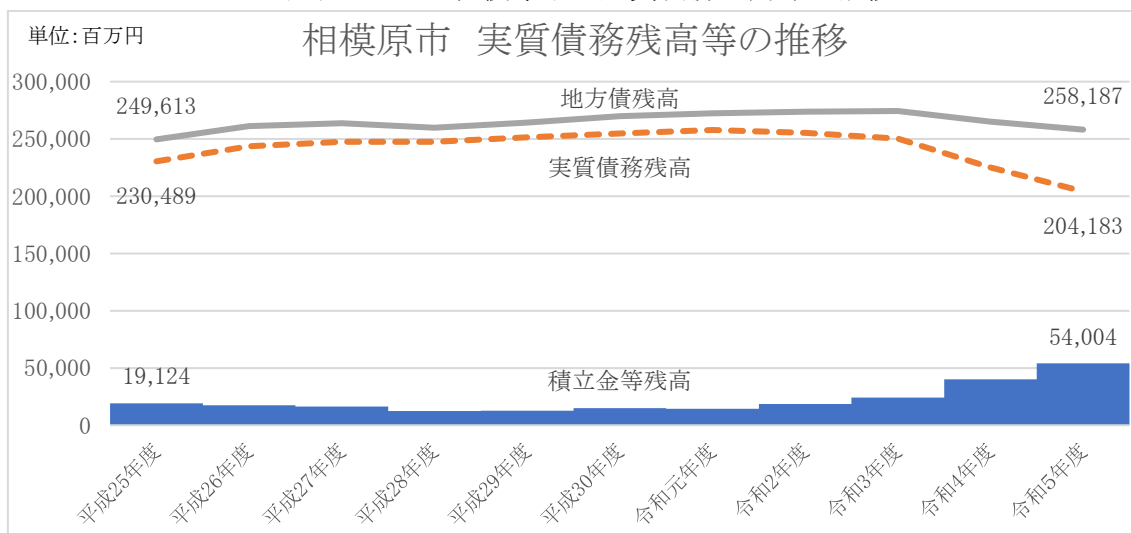
※1 地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。(出所)総務省 HP 財政状況資料集の説明

※2 その他特定目的基金は、財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金等がある。(出所)総務省 HP 財政状況資料集の説明

⑦ 実質債務残高

財政状況資料集を基に地方債から積立金等残高¹⁹を控除した実質債務残高は以下の通りであり、実質収支額の増加により積立金等残高の積み増しができていることから、実質債務残高は2013年度(平成25年度)230,489百万円から2023年度(令和5年度)204,183百万円に減少している。

図表16-13 相模原市 実質債務残高等の推移



(出所)相模原市「財政状況資料集(令和元年度～令和4年度)」「相模原市財政の状況(令和5年度)」

⑧ 公共施設保全等基金²⁰

公共施設管理(更新費用等)に使われる基金として、公共施設保全等基金を積み立てている。2022年度(令和4年度)以降は大きく積み増しており、2023年度(令和5年度)には4,321,477千円となっている。

積み立てのルールは、相模原市公共施設保全等基金条例で、基金として積み立てる額として、事業の趣旨に添う寄附金、一般会計歳入歳出予算で定める額と定めており、具体的には、相模原市公共施設保全等基金の取扱基準において、以下のとおりとなっている。

- ア 事業の趣旨に添う寄附金
- イ 公共施設の再編・再整備に伴う施設及び土地の売り払い収入等
- ウ 長寿命化事業費に係る現年度執行残額及び前年度決算剰余金
- エ 現年度執行残額及び前年度決算剰余金の一部
- オ 運用益

¹⁹ 財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金を合計

²⁰ その他特定目的基金の各種積立基金の中に公共施設保全等基金が含まれている

また、取崩しの考え方については、相模原市公共施設保全等基金の取扱基準において、以下のとおり定められている。

ア 公共施設マネジメント推進プランや長寿命化計画に基づく事業

基金を処分して充てる事業は、長寿命化事業費の基本的な考え方に基づく優先順位や特定財源の活用を踏まえ、一般財源の所要額に着目して、施設重要度が高く優先して実施する事業の財源確保を図った上で、一般公共建築物の再編・再整備事業や長寿命化事業のうち、事業効果や事業規模なども勘案し、次の優先順位のとおり取り崩しを行う。

優先順位1 公共施設の再編・再整備事業

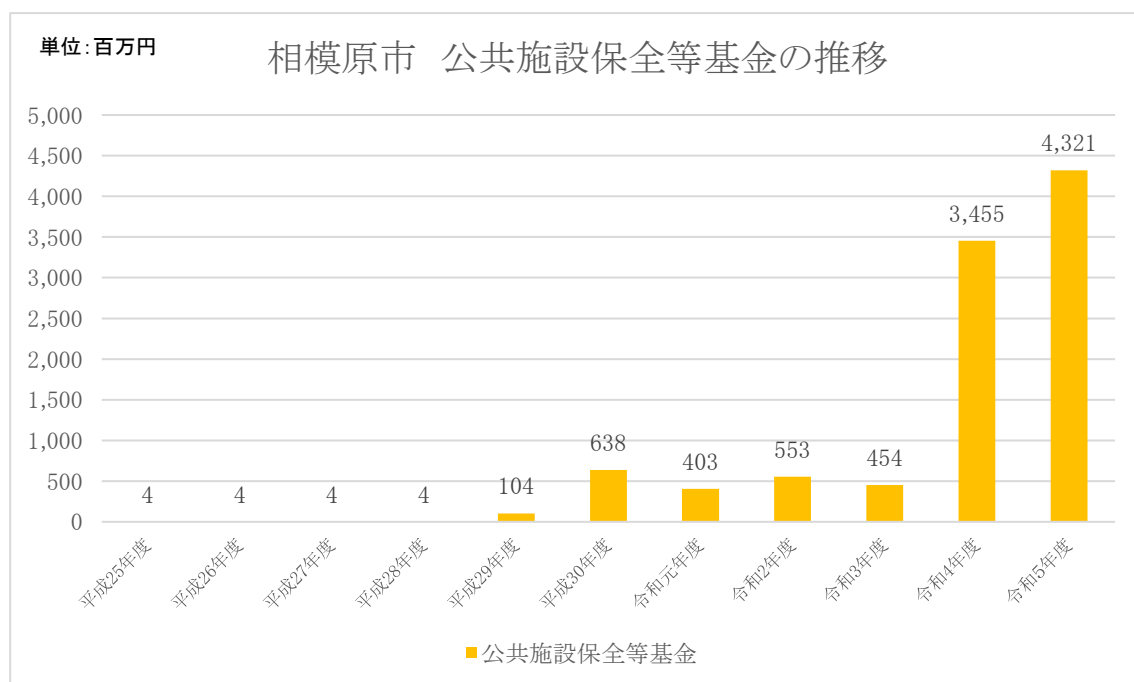
優先順位2 長寿命化事業のうち、公用施設にかかる事業

優先順位3 その他の事業

イ 相模原市特定天井対応方針に基づく事業

本方針における事業計画に基づく事業について、基金を処分して充てるものとする。ただし、「緊急防災・減災事業費」の対象を除く。

図表16-14 相模原市 公共施設保全等基金の推移



(出所)相模原市財政課資料「公共施設保全等基金の積立状況(平成25年度～令和5年度)」

(2) 公共施設関連の財務分析

ここでは、各種財務指標を組み合わせて公共施設関連の財務分析を行う。

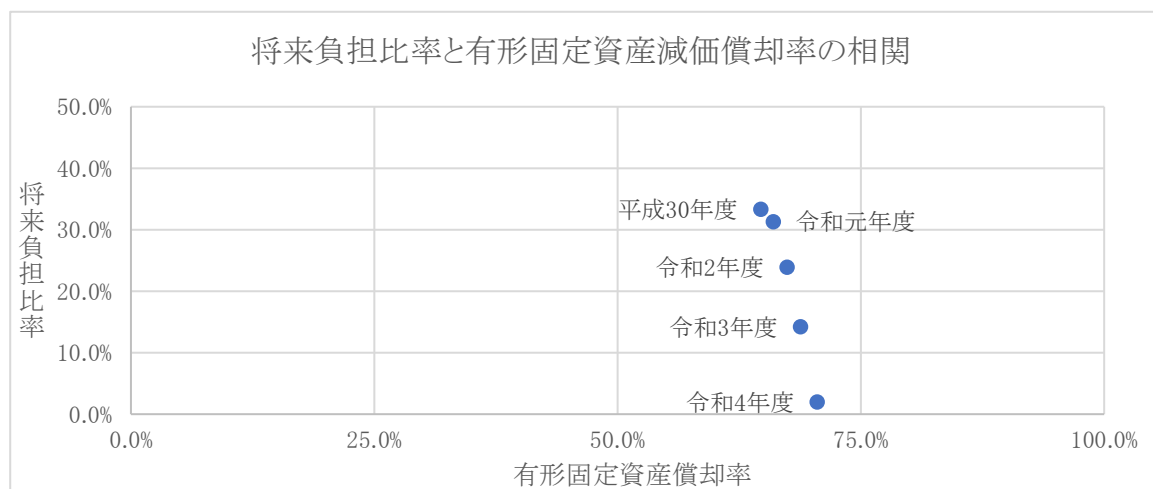
① 将来負担比率と有形固定資産償却率²¹の組合せによる分析²²

相模原市は、将来負担比率は 2018 年度(平成 30 年度)33.3%から 2022 年度(令和 4 年度)2.0%と減少している。一方、有形固定資産償却率は2018年度(平成 30 年度)64.7%から 2022 年度(令和 4 年度)70.5%と増加傾向にあり、施設老朽化が進んでいるといえる。

これは、将来負担比率が低く、有形固定資産償却率が高い事例に該当し、老朽化対策の先送りが将来負担比率減少に寄与しているともいえ、将来の設備更新負担による隠れ債務が潜在している可能性がある。

図表16-15 相模原市 将来負担比率と有形固定資産減価償却率の推移と相関

項目	平成 30 年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
将来負担比率	33.3%	31.3%	23.9%	14.2%	2.0%
有形固定資産減価償却率	64.7%	66.0%	67.4%	68.8%	70.5%



21 資産老朽化比率と同意である。有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを把握することができる。(出所)相模原市財務諸表

22 総務省の報告書において「将来負担比率には、地方債現在高や債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当負担見込額等が含まれているが、公共施設等の将来的な更新経費 等までは含まれていない。一方、公会計により資産老朽化比率を把握することができるため、将来負担比率について、資産老朽化比率と組み合わせて分析することにより、老朽化対策の先送りという将来負担も含め、将来負担をより総合的に捉えることができる。例えば、必要な公共施設等の更新を実施せずに投資的経費を単純に抑制して財政調整基金に積み立てれば、将来負担比率は改善(低下)するが、資産老朽化比率は悪化(上昇)するため、将来負担比率が低くても資産老朽化比率が高ければ、老朽化対策の先送りという将来負担が潜在している可能性が判明する。」とある。(出所)総務省自治財政局地方債課 総務省自治財政局財務調査課「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会報告書」平成27年12月

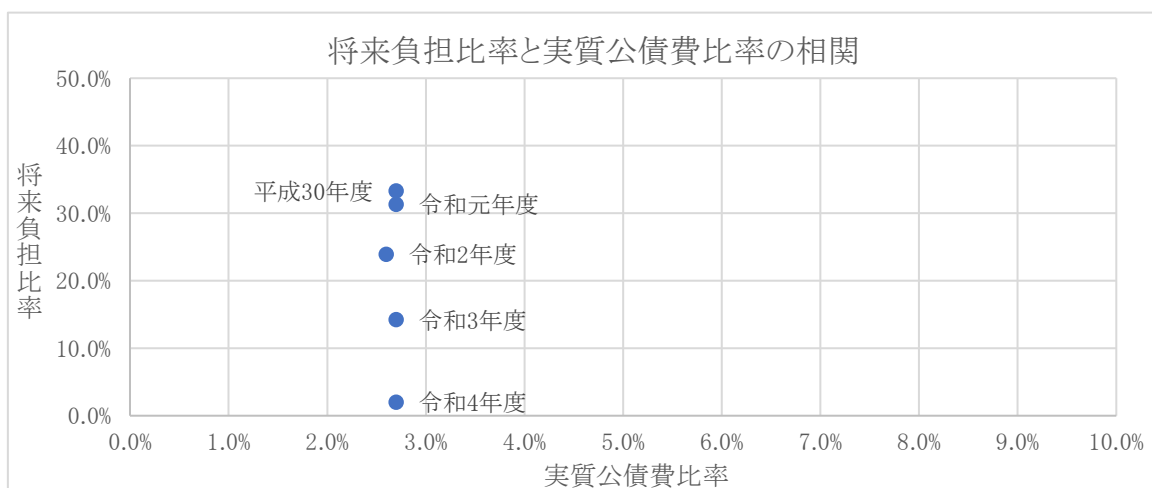
(出所)相模原市「財政状況資料集(平成30年度～令和4年度)」「財務諸表(バランスシート等)(平成30年度～令和4年度)」

② 将来負担比率と実質公債費比率の組合せによる分析²³

相模原市の将来負担比率は 2018 年度(平成 30 年度)33.3%から 2022 年度(令和 4 年度)2.0%と減少している。一方、実質公債費比率は 2018 年度(平成 30 年度)2.7%から 2022 年度(令和 4 年度)2.7%と横ばいである。現状の傾向であれば、将来負担比率が減少していることから実質公債費率もさらに減少していくと想定される。

図表16-16 相模原市 将来負担比率と実質公債費比率の推移と相関

項目	平成 30 年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
将来負担比率	33.3%	31.3%	23.9%	14.2%	2.0%
実質公債費比率	2.7%	2.7%	2.6%	2.7%	2.7%



(出所)相模原市「財政状況資料集(平成30年度～令和4年度)」「財務諸表(バランスシート等)(平成30年度～令和4年度)」

(3) 相模原市の財政指標等について

相模原市は、実質収支額の増加に伴い、基金の積み増しもできており、実質債務残高も減少傾向にある。また、公共施設保全等基金も積み増しできている。また、各政令市比較でも実質収支比率や公債費負担比率等が上位に位置付けられている。

²³ 総務省の報告書において「将来負担比率はストックの指標、実質公債費比率はフローの指標であるが、将来負担比率と実質公債費比率を組み合わせることで、健全化法上のフローとストックの両面から将来負担を捉えることができる。将来負担比率と実質公債費比率の対象範囲に差はあるものの、例えば、実質公債費比率が高くても将来負担比率が低ければ、実質公債費比率が今後は低下していく可能性が判明する。」とある。(出所)総務省自治財政局地方債課 総務省自治財政局財務調査課「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会報告書」平成27年12月

一方で、経常収支比率については、政令市比較10位の96.9%²⁴となっており、財政構造の硬直化が進んでいる水準であるため、当該指標を減少させることが求められる。

将来負担比率と有形固定資産償却率の組合せによる分析では、将来負担比率が低く、有形固定資産償却率が高いため、設備に関する老朽化対策の先送りしている傾向が示唆されることから、引き続き当該指標の推移に留意し、公共施設等の除却や更新といった必要な老朽化対策が着実に推進されることが求められる。

2. 固定資産台帳整備の課題とその活用

(1) 固定資産台帳整備状況について

相模原市は、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成27年1月23日付け総務大臣通知総財務第14号)において、各地方公共団体に統一的な基準による財務書類の作成を要請された関係で、固定資産台帳を整備している。各自治体も同様に作成している。

また、各自治体の固定資産台帳公表状況については、政令指定都市では9市/20市が公表、都道府県では26都道府県/47都道府県が公表、神奈川県内市町村では27市町村/33市町村が公表となっている。なお、相模原市は固定資産台帳をHPでは非公表となっている。

図表16-17 固定資産台帳公表状況

固定資産台帳公表状況(令和6年11月時点)

自治体	HPでの公表
相模原市	非公表
政令指定都市	9市/20市 公表
都道府県	26都道府県/47都道府県 公表
神奈川県内市町村	27市町村/33市町村 公表

(出所)総務省 HP「固定資産台帳の各地方公共団体のホームページにおける公表状況」、神奈川県 HP「神奈川県市町村固定資産台帳公表ホームページリンク集」

(2) 固定資産台帳と貸借対照表との整合性について

相模原市の貸借対照表と固定資産台帳の整合性を確認した所、以下の不整合が見られた。

²⁴ 令和4年度数値

図表16-18 令和4年度貸借対照表と固定資産台帳の差額

令和4年度貸借対照表と固定資産台帳の差額

単位:百万円

勘定科目	貸借対照表 (R5.3.31)	固定資産台帳 (R5.3.31)	差額
一般会計			
有形固定資産			
事業用資産			
土地	382,903	382,903	
建物	413,429	413,429	
建物減価償却累計額	-282,695	-282,695	
工作物	100,903	100,903	
工作物減価償却累計額	-70,689	-70,689	
船舶	6	6	
建物減価償却累計額	-6	-6	
建設仮勘定	586	586	
インフラ資産			
土地	1,102,178	1,102,563	-385
建物	5,660	5,660	
建物減価償却累計額	-3,452	-3,451	1
工作物	235,490	235,490	
工作物減価償却累計額	-174,961	-174,961	
物品	18,645	18,063	-582
物品減価償却累計額	-13,631	-13,628	3
建設仮勘定	3,168	3,168	
無形固定資産			
ソフトウェア	289	288	-1
その他	3	3	

※財務書類上の取得価額の修正が未反映、固定資産台帳の修正に誤り、端数の切り上げにより差額が発生

第 16 公共施設マネジメント計画の財政的課題(各論)

令和 4 年度の貸借対照表と固定資産台帳の差額

単位:百万円

勘定科目	貸借対照表 (R5.3.31)	固定資産台帳 (R5.3.31)	差額
全体			
有形固定資産			
事業用資産			
土地	382,983	382,983	
建物	419,443	419,443	
建物減価償却累計額	-287,634	-287,634	
工作物	100,923	100,923	
工作物減価償却累計額	-70,708	-70,708	
船舶	6	6	
建物減価償却累計額	-6	-6	
建設仮勘定	586	586	
インフラ資産			
土地	1,117,891	1,106,404	-11,487
建物	7,453	6,275	-1,178
建物減価償却累計額	-3,999	-3,700	299
工作物	532,975	245,227	-287,748
工作物減価償却累計額	-256,647	-181,003	75,644
物品	23,938	18,139	-5,799
物品減価償却累計額	-15,692	-13,697	1,995
建設仮勘定	3,851	3,168	-683
無形固定資産			
ソフトウェア	290	288	-2
その他	13,481	3	-13,478

※固定資産台帳上、下水道事業会計及び簡易水道事業会計が未計上のため差額が発生

(3) 結果・意見

【結果25】 貸借対照表と固定資産台帳の不一致について

相模原市の貸借対照表の簿価と固定資産台帳の簿価は相違が発生している。民間企業と異なり、固定資産数が多数にわたるといった事情もあるが、各資産を固定資産台帳に正確に反映することは適正な資産管理の観点から重要であるため、当該差額を修正し、整合性を保つようにすることが求められる。なお、特別会計部分の財産が含まれていない場合も考えられるので更なる検証が必要である。

また、相模原市は固定資産台帳を情報公開していないが、総務省自治財政局財務調査課平成 30 年 1 月 23 日「固定資産台帳の公表のあり方について」より、“公共施設の情報を公表することにより、民間事業者による PPP/PFI に関する積極的な提案を促進する。”

“資産の売却可能区分等を公表することにより、民間事業者における買収等の検討を促進し、公有資産の有効利用を図る。”

“活用にあたっては、固定資産台帳が適切に更新されていること、ユーザー(民間事業者等)にとって必要な情報が公表されていることが前提。”

とあることや、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」にも固定資産台帳は公表を前提とされていることから、固定資産台帳を適切に更新及び公表し、公共施設の効率的なマネジメントや公有財産の有効利用等への活用が望まれる。

【結果26】 公共施設保全基金での財源不足と更なる課題

「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方(令和 6 年 3 月改訂)」によると、“「更新」、「改修」等に係る令和 3 年度からの 10 年間における全体経費の見直しを取りまとめたところ、耐用年数経過時に単純更新する場合(自然体)、総額約 3,163 億円、年平均 316 億円の費用が必要と想定され、今後、同期間において長寿命化等の対策を進める場合(長寿命化対策後)、総額約 2,106 億円、年平均約 211 億円の費用が必要と想定されます。”とある。

図表16-19 今後の経費見込み

【令和3年度から10年間】

今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み (億円)

	修繕・改修・更新等 (①)	財源見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合 (②)	長寿命化対策等の効果額 (①-②)	現在要している経費
建築物	1,319.22	(特財) 1,119.12 (一財) 200.10	2,062.01	▲742.79	44.52
インフラ	786.66	(特財) 467.38 (一財) 319.28	1,100.71	▲314.05	82.21
合計	2,105.88	(特財) 1,586.50 (一財) 519.38	3,162.72	▲1,056.84	126.73

※現在要している経費は、過去3年間(平成29年度～令和元年度)の実績額の平均額です。

一方で、公共施設保全等基金(令和 5 年度)に 4,321 百万円が積み立てられているが、当該経費 210,588 百万円のうち特定財源見込み分 158,650 百万円に対して、現在同積立額の約 37 倍²⁵の金額が必要と試算され、特定財源は同基金繰入額のみではないにしても、10 倍を超える金額が必要なることから当該費用 10 年分の金額も積立てられておらず、将来の物価上昇なども加味すると十分な金額とは言えない可能性がある。さらに、公共施設の廃止や建替には多額の解体撤去費用が発生し、これが予算上確保できないために、廃止後放置せざるを得ない公共施設も存在する。身近な例では、横須賀市の中学校の旧校舎が 2011 年に廃止されたままになり、防犯の観点から電気を通し、電気代などの維持管理経費がかかり続けている。このことは、相模原市においても同様な状況のものもあろう。

この点、アセットマネジメント推進課より当該基金の基本的な考え方と今後の見通しについて、「長寿命化事業費にかけられる一般財源の不足分を公共施設保全等基金に積立している。現在、一般公共建築物長寿命化計画の計画期間である 2029 年度(令和 11 年度)までに想定される事業の着実な推進に当たり必要な額を、公共施設保全等基金に積立済である。」「積立済であるが、再編再整備事業等の進捗や物価上昇等を鑑み、不足が見込まれる場合には、必要に応じて見直しを行う予定。」と回答を入手しているが、定量的な数値に基づく公共施設保全等基金の積立取り崩し計画がないため、将来期間の当該定量的計画(積立・取崩)を作成することが必要であろう。

大学の研究者などで作る「新たな公共施設再編のあり方研究会」の 2022 年から 2023 年の調査では、回答した市区町村の 63%が施設面積の削減について計画より遅れがみられるとし、34%は進捗率 4 割未満に留まっているとされる。予算の確保や住民との合意形成の難しさもあろうが、この点は相模原市においても同様であろう。

あり方研究会代表の瀬田史彦東大准教授は常々今後の地方公共団体の柱は「公共施設の広域連携」(共有等)と「一つの政策で 2 つ以上の効果を実現する政策」(例えば、高齢者と若者の住宅問題の同時解決等)と述べていたが、それに加えて PPP/PFI やパーク PFI などの先進的施策の早期実施も考慮に入れるべきであろう。

以上

²⁵ 公共施設保全等基金(令和 5 年度)4,321 百万円÷財源見込み(特定財源)158,650 百万円による